農業者年金基金法三段表〔平成13年改正前〕

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		及人口 上至上四四门 ///
農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
制 定 昭和45年5月20日法律第78号	制 定 昭和45年9月21日政令第266号	制 定 昭和45年11月19日厚生・農林省令第2号
※ 平成13年法律第39号による改正前のものを収録	※ 平成13年政令第363号による改正前のものを	※ 平成13年厚生労働・農林水産省令第3号による改
※ 令和元年5月24日法律第12号による改正現在	収録	正前のものを収録
	※ 令和3年10月29日政令第303号による改正	※ 令和5年3月31日厚生労働・農林水産省令第1号
	現在	による改正現在
目次		目次
第1章 総則(第1条~第6条)		第1章 評議員会(第1条・第2条)
第2章 役員等(第7条~第18条)		第2章 被保険者(第3条~第23条)
第3章 業務		第3章 給付(第24条~第50条)
第1節 通則(第19条~第21条)		第3章の2 前納保険料(第50条の2)
第2節 農業者年金事業		第4章 雑則(第50条の3~第54条)
第1款 被保険者(第22条~第31条)		附則
第2款 給付		
第1目 通則(第32条~第40条)		
第2目 経営移譲年金(第41条~		
第46条)		
第3目 農業者老齢年金 (第47条 ~ 第49条の2)		
第4目 被保険者及び年金給付に		
関する経過的特例(第50		
条~第52条)		
第5目 脱退一時金及び死亡一時		
金 (第53条~第58条)		
第6目 給付の制限(第59条~第		
63条)		
第3款 費用 (第64条~第66条の2)		
第4款 審査会(第67条~第71条)		
第5款 雑則(第72条~第80条)		
第3節 農地等の買入れ及び売渡し等		
(第81条~第83条)		
第4章 財務及び会計(第84条~第91条)		
第5章 監督 (第92条~第94条の2)		
第6章 雑則(第95条~第98条)		
第7章 罰則 (第99条~第101条)		
附則		
第1章 総則		
(基金の目的)		
第1条 農業者年金基金は、農業者の経営		
移譲及び老齢について必要な年金等の		
給付の事業を行ない、並びに当該事業		
に関連して農地等の買入れ及び売渡し		
等の業務を行なうことにより、国民年		
金の給付と相まつて農業者の老後の生		
活の安定及び福祉の向上に資するとと		
もに、農業経営の近代化及び農地保有		
の合理化に寄与することを目的とす		
		İ

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
(法人格)		
第2条 農業者年金基金(以下「基金」と		
いう。)は、法人とする。		
(事務所)		
第3条 基金は、主たる事務所を東京都に		
置く。		
2 基金は、主務大臣の認可を受けて、必		
要な地に従たる事務所を置くことができる。		
(登記)		
第4条 基金は、政令で定めるところによ		
り、登記しなければならない。 2 前項の規定により登記しなければな		
らない事項は、登記の後でなければ、こ		
れをもつて第3者に対抗することがで		
きない。		
(had a the FR the FR)		
(名称の使用制限) 第5条 基金でない者は、農業者年金基金		
という名称を用いてはならない。		
(民法の準用)		
第6条 民法 (明治29年法律第89号) 第44		
条(法人の不法行為能力)及び第50条 (法人の住所)の規定は、基金について		
準用する。		
第2章 役員等		
(役員)		
第7条 基金に、役員として、理事長1人、		
理事3人以内及び監事1人を置く。		
2 基金に、役員として、前項の理事のほ		
か、非常勤の理事3人以内を置くことができる。		
(0%)		
(役員の職務及び権限)		
第8条 理事長は、基金を代表し、その業		
務を総理する。		
2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌		
理し、理事長に事故があるときはその		
職務を代理し、理事長が欠員のときは		
その職務を行なう。		
3 監事は、基金の業務を監査する。		
4 監事は、監査の結果に基づき、必要が あると認めるときは、理事長又は主務		
大臣に意見を提出することができる。		
(役員の任命)		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
第9条 理事長及び監事は、主務大臣が任		
命する。		
2 理事は、主務大臣の認可を受けて、理		
事長が任命する。		
(役員の任期)		
第10条 理事長の任期は、3年とし、理事		
及び監事の任期は、2年とする。ただし、		
補欠の役員の任期は、前任者の残任期		
間とする。		
2 役員は、再任されることができる。		
(役員の欠格条項)		
第11条 政府又は地方公共団体の職員		
(非常勤の者を除く。)は、役員となる		
ことができない。		
(役員の解任)		
第12条 主務大臣又は理事長は、それぞ		
れその任命に係る役員が前条の規定に		
より役員となることができない者に該		
当するに至つたときは、その役員を解		
任しなければならない。		
2 主務大臣又は理事長は、それぞれそ		
の任命に係る役員が次の各号の一に該		
当するときその他役員たるに適しない		
と認めるときは、その役員を解任する ことができる。		
一 心身の故障のため職務の執行に堪		
えないと認められるとき。		
二 職務上の義務違反があるとき。		
3 理事長は、前項の規定により理事を		
解任しようとするときは、主務大臣の		
認可を受けなければならない。		
(役員の兼職禁止)		
第13条 役員は、営利を目的とする団体		
の役員となり、又は自ら営利事業に従		
事してはならない。ただし、非常勤の役		
員にあつては、主務大臣の承認を受け		
たときは、この限りでない。		
(代表権の制限)		
第14条 基金と理事長との利益が相反す		
る事項については、理事長は、代表権を		
有しない。この場合には、監事が基金を		
代表する。		
(代理人の選任)		
第15条 理事長は、理事又は基金の職員		
のうちから、基金の従たる事務所の業		
務に関し一切の裁判上又は裁判外の行		
為をする権限を有する代理人を選任す		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
ることができる。		
(職員の任命)		
第16条 基金の職員は、理事長が任命す		
る。		第1章 評議員会
/ユア		(144: -12)
(評議員会) 第17条 基金に、評議員会を置く。		(構成) 第1条 農業者年金の被保険者のうちか
2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、		5任命される評議員及び学識経験を有
基金の業務の運営に関する重要事項を		する者のうちから任命される評議員
調査審議する。		は、それぞれ15人以内とする。
3 評議員会は、前項の事項に関し、理事		
長に意見を述べることができる。		(会議)
4 評議員会は、評議員30人以内で組織		第2条 評議員会は、理事長が招集する。
する。		2 理事長は、評議員の総数の3分の1以
5 評議員は、農業者年金の被保険者及		上の評議員が審議すべき事項を示して
び学識経験を有する者のうちから、主		評議員会の招集を請求したときは、そ
務大臣が任命する。 6 評議員の任期は、2年とする。		の請求のあつた日から30日以内に、評
6 評職員の任期は、2年と9 る。 7 第10条第1項ただし書及び第2項並び		議員会を招集しなければならない。 3 評議員会に議長を置く。議長は、評議
に第12条第2項の規定は、評議員につい		員会において、評議員のうちから選挙す
て準用する。		5.
8 前各項に定めるもののほか、評議員		4 議長は、会務を総理する。議長に事故
会の組織及び運営に関し必要な事項		があるとき、又は議長が欠けたときは、
は、主務省令で定める。		あらかじめその指名する評議員がその
		職務を行なう。
		5 評議員会は、過半数の評議員が出席
		しなければ、会議を開き、及び議決をす
		ることができない。 6 評議員会の議事は、出席した評議員
		の過半数で決する。可否同数のときは、
		議長の決するところによる。
		7 前各項に定めるもののほか、評議員
		会の会議に関し必要な事項は、評議員
		会が定める。
(役員及び職員の公務員たる性質)		
第18条 基金の役員及び職員は、刑法(明		
治40年法律第45号)その他の罰則の適		
用については、法令により公務に従事 する職員とみなす。		
9 分収員 こったより。		
第3章 業務		
第1節 通則		
(業務の範囲)		
第19条 基金は、第1条の目的を達成する		
ため、次に掲げる業務を行う。		
一 第2節の規定により、農業者年金事		
業を行うこと。 二 第3節の規定により、農地等(農地		
一 第3即の規定により、展地寺(展地 法(昭和27年法律第229号)第2条第1		
頂に担党する農地及び経費物物地を		

項に規定する農地及び採草放牧地を

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
農業者年金基金法 いう。以下同じ。)及びその附帯施設 の買入れ及び売渡し並びに借受け及 び貸付け(使用収益権(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の 使用及び収益を目的とする権利をい う。以下同じ。)の移転を含む。)を 行い、並びに農地等及びその附帯施 設の取得に必要な資金の貸付けを行 うこと。 三 前2号に掲げる業務に附帯する業 務2 基金は、前項の規定により行なう業 務0遂行に支障のない範囲内で、農業 者年金の被保険者及び被保険者であった者の福祉を増進するために必要な施 設で政令で定めるものの設置及び運営を行なうことができる。 (業務の委託) 第20条 基金は、あらかじめ主務大臣の 認可を受けて、次の各号に掲げる者に 対し、その業務(農業者年金の被保険者 の資格に関する決定、農業者年金事業	農業者年金基金法施行令 (福祉施設) 第1条 農業者年金基金法(以下「法」という。)第19条第2項の政令で定める施設は、次のとおりとする。 一 休養施設 二 体育施設 三 教養文化施設 四 老人のための施設で前3号に掲げるもの以外のもの 五 前各号に掲げるもののほか、農業者年金の被保険者及び被保険者であった者の福祉を増進するために必要な施設で主務大臣が指定するもの	農業者年金基金法施行規則 (市町村への業務の委託) 第50条の3 基金は、法第20条第1項の規 定により市町村に対しその業務の一部 を委託する場合には、原則として農業 委員会に当該業務を行わせるべき旨の
の給付に関する決定、農地等及びその 附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借 受け及び貸付け(使用収益権の移転を 含む。)に関する決定並びに農地等及び その附帯施設の取得に必要な資金の貸 付けに関する決定を除く。)の一部を委 託することができる。 一 市町村(特別区を含むものとし、地 方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の19第1項の指定都市にあつて は、区とする。) 二 農業協同組合法(昭和22年法律第 132号)第10条第1項第1号及び第2号 の事業を併せ行う農業協同組合 三 前2号に掲げる者のほか、主務大臣 の指定する者 2 前項の主務大臣の認可があつた場合 には、同項各号に掲げる者は、他の法律 の規定にかかわらず、同項の規定によ る委託を受けて、当該業務を行なうこ とができる。 (業務方法書) 第21条 基金は、業務開始の際、業務方法		条件を付してしなければならない。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
書を作成し、主務大臣の認可を受けな	灰木竹丁业各业位旭门门	成未有干业各业 [4]。
ければならない。これを変更しようと		
するときも、同様とする。		
2 前項の業務方法書に記載すべき事項		
は、主務省令で定める。		
^^~ ^^~ ±+ ×16 + √ ~ ∧ ±+ ×16		MYCO arts. July /TI IVA. HV.
第2節 農業者年金事業 第1款 被保険者		第2章 被保険者
WITH KINDS I		
(被保険者の資格)		(当然加入被保険者の資格取得の届出)
第22条 農地等につき耕作又は養畜の事	(特定農地等)	第3条 農業者年金基金法(以下「法」と
業を行う国民年金法(昭和34年法律第	第1条の2 法第22条第1項の政令で定め	いう。)第22条の規定により農業者年金
141号)の被保険者(同法第7条第1項第	る農地等は、市街化区域(都市計画法	の被保険者となつた者がする法第30条
2号又は第3号に該当する者を除き、か	(昭和43年法律第100号) 第7条第1項の	の規定による資格の取得の届出は、法
つ、60歳未満の者に限る。)であつて、 所有権又は使用収益権に基づいてその	市街化区域と定められた区域で、同法 第23条第1項の規定による協議が調つ	第22条第1項に規定する者に該当する こととなつた日から14日以内に、次に
事業に供する農地等(耕作又は養畜の	たものをいう。以下同じ。)内にある農	掲げる事項を記載した届書を農業者年
目的以外の目的に供されることが見通	地等(農地法(昭和27年法律第229号)	金基金(以下「基金」という。)に提出
される農地等で政令で定めるもの(以	第2条第1項に規定する農地及び採草放	してしなければならない。この場合に
下「特定農地等」という。)を除く。)	牧地をいう。以下同じ。)で、平成3年	おいて、届出者が農業者年金の被保険
の面積(共有に係る農地等(使用収益権	1月1日において次に掲げる区域内にあ	者であつたことがある者であり、かつ、
の共有に係るものを含む。)にあつて	るもの(都市計画法第8条第1項第14号	農業者年金被保険者証を所持している
は、当該農地等の面積にその共有持分の制合を乗じて得た西穂がある第二位に	に掲げる生産緑地地区内にある農地等	ときは、当該届書に農業者年金被保険
の割合を乗じて得た面積。次条第1項に おいて同じ。)の合計が政令で定める面	にあつては、生産緑地法(昭和49年法律 第68号)第10条又は第15条第1項の規定	者証を添えなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所
積以上であるものは、農業者年金の被	による買取りの申出がされたものに限	二農業者年金の被保険者の資格の取
保険者とする。	る。) とする。	得の年月日及びその事由
	一 都の区域(特別区の存する区域に	三 所有権又は使用収益権(地上権、永
	限る。)	小作権、賃借権その他の所有権以外
	二 首都圏整備法(昭和31年法律第83	の使用及び収益を目的とする権利を
	号) 第2条第1項に規定する首都圏、近	いう。以下同じ。) に基づいてその耕 作又は養畜の事業に供する農地等
	畿圏整備法(昭和38年法律第129号) 第2条第1項に規定する近畿圏又は中	(農地法(昭和27年法律第229号)第
	部圏開発整備法(昭和41年法律第102	2条第1項に規定する農地及び採草放
	号) 第2条第1項に規定する中部圏内	牧地をいう。以下同じ。)のうち特定
	にある地方自治法(昭和22年法律第	農地等 (法第22条第1項に規定する特
	67号)第252条の19第1項の指定都市	定農地等をいう。以下同じ。) を除い
	の区域	た残余の農地等の面積の合計
	三前号に規定する指定都市以外の市	四国民年金手帳の記号番号及び国民
	でその区域の全部又は一部が首都圏 整備法第2条第3項に規定する既成市	年金の被保険者の種別
	整備伝第2条第3項に規定する既成中 街地若しくは同条第四項に規定する	五 農業者年金の被保険者であつたことがある者にあつては、農業者年金
	近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第	被保険者証の記号番号
	3項に規定する既成都市区域若しく	
	は同条第4項に規定する近郊整備区	
	域又は中部圏開発整備法第2条第3項	
	に規定する都市整備区域内にあるも	
	のの区域	
	 (当然加入被保険者の資格面積)	
	第2条 法第22条第1項の政令で定める面	
	積は、50アールとする。ただし、北海道	
	の区域(昭和45年1月1日における函館	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
2 農業者年金の被保険者でなかつた者が前項に規定する者に該当することに掲げる場合に対して、期間が20年においた満す、ないの者は、農業者年金の被保険者であかわるとしない。 一 その者が前項に規定する者に該当ららの歳に対して、関連である。の者が前項に見のの属する月の前月までのが、の者が前項に見いる。のの者が前項に見いる。のの者が前項に見いる。のの者が一でのの。の者が一でのの。の者が一での。の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の者の	市、小樽市並びに渡島支庁、檜山支庁及び後志支庁の管内の区すするといては、2へクタールとする。 (短期被用者年金期間についての要件) 第2条の2 法第22条第2項第3号場合とは、2へクタールとする。 一 その国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第2号に指しなくなった日の農業者年のでと。 一 その国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項目表示といるとする。 一 その国民年金法の農業者年のといるといるでは、その者が、その農業者年のといるとの者別が、その農業者年金の当日別はる者のの国民を発明である。 二 その者が、その農業者年金の当日別はる者の地には、第7条第1項目までのもいるとと、「基金」という。)に対ける者年の世界に関連する。 三 その者が、農業者年金の世界といるというに関定する場合であるという。)に対ける者を主義の機関をするによりまるという。というに関係を対していることを表現である。 2 法附則第11条第1項の規定にの支給では、前項は、前項は、前項は、前項は、前項は、前項は、前項は、前項は、前項は、前項	(短期被用者年金期間の申出等) 第3条の2 農業者年金基金法施行令(以下「令」という。)第2条の2第1項第3号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、生年月日及び住所 二 国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第2号に該当するるに至ったため農業者年金被保険者年金資格を喪失した日(以下「被用者年金資格取得」という。)及び同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなり同号に該当しなくなりに、65歳に達する目の前日。以下「短期被用者年金資格喪失日」という。)

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		用者年金資格喪失日の前日までの期
		間(以下「被用者年金加入期間」とい
		う。)においてその者が使用されてい
		た事業所又は事務所の名称及び所在
		地
		四 その者が加入した国民年金法第5
		条第1項各号に掲げる被用者年金各
		法に定める年金制度(以下「被用者年
		金制度」という。) の名称及び国民年
		金手帳の記号番号又は農林漁業団体
		職員共済組合の組合員証の組合員番号
		五短期被用者年金資格喪失日の属す
		る月前1年間におけるその者の農業
		者年金の被保険者期間
		六 農業者年金被保険者証の記号番号
		2 前項の申出書には、次に掲げる書類
		を添えなければならない。
		一 被用者年金加入期間においてその
		者を使用していたこと及びその者が
		加入していた被用者年金制度につい
		ての事業主の証明書(当該証明書を
		添えることができない相当の理由が
		あるときは、これに代わるべき他の
		書類)
		二 農業者年金被保険者証を所持して
		いる者にあつては、農業者年金被保
		険者証
		 第3条の3 前条第1項に規定する申出は、
		短期被用者年金資格喪失日以後最初に
		する第3条に規定する届出(以下「当然
		加入の届出」という。)又は第5条、第
		5条の2第1項、第6条、第7条第1項、第7
		条の2第1項、第11条第1項、第11条の2第
		1項、第12条第1項、第12条の3第1項、第
		12条の4第1項、第12条の5第1項、第12条
		の6第1項、第12条の7第1項、第12条の8
		第1項、第12条の9第1項、第12条の10第
		1項、第12条の11第1項、第12条の12第1
		項、第12条の13第1項、第12条の14第1項
		若しくは第12条の15第1項に規定する
		申出(以下「任意加入の申出」という。)
		と同時にしなければならない。
		2 前項の規定にかかわらず、前条第1項
		に規定する申出をすることによつて経
		営移譲年金の支給を受ける権利を有す
		ることとなる者については、当該申出
		は、短期被用者年金資格喪失日以後遅
		滞なくしなければならない。
		第3条の4 短期被用者年金期間を算定す
		る場合には、月によるものとし、被用者
	ĺ	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		年金資格取得日の属する月から短期被 用者年金資格喪失日の属する月の前月 までをこれに算入する。ただし、被用者 年金資格取得日の属する月が、農業者 年金の被保険者期間であるときは、そ の月は短期被用者年金期間に算入しな い。
四 その者が農林漁業団体役員期間に農業者年金の被保険者組合、漁業者年金の被保険業業間に農業者年金の被保険者組合、漁業者等99号規では農業等99号規では選挙の他のの場合をは、1項を1項を1項を1項を1項を1項を1項を1項を1項を1項を1項を1項を1項を1	(農林漁業団体役員期間に係る法人の範囲) 第2条の3 法第22条第2項第4号(法第23条第3項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)の政令で定める法人は、次のとおりとする。 一農業協同組合区域を超える関連合会(都道府県の区域をのととび都道府県農業協同組合及び共産組合連合会(企とで都道府県農業共済組合連合会、土地改良区連合及び都道府県農業共済組合連合会、土地改良区連合及び都道府県農業会議と、世区とは、次のと議議と、大のと、土地改良区連合会、大の農業信用基金協会、大の経済を地区とするものを除く。) (農林漁業団体役員期間についての要件)第2条の4 法第22条第2項第4号の政令で定める要件は、次のとおりとする。一その者が、その農業者年金の課年を対策2条第1項第9号に該共同。	
に該当しなくなつた日の属する月の 前月までの期間を基礎として主務省 令で定めるところにより算定される 期間をいう。以下同じ。)を有する者 である場合におけるその農林漁業団	件) 第2条の4 法第22条第2項第4号の政令で 定める要件は、次のとおりとする。 一 その者が、その農業者年金の被保	

前条各号に掲げる法人の常時勤務に 服する役員であり、かつ、同法第7条 第1項第2号に掲げる者であつたこ

二 その者が、基金に対し、前号に規定

する期間を農業者年金の被保険者の

資格の取得要件及び農業者年金事業 の給付の支給要件たる期間の算定の

基礎とすることを希望する旨を主務

省令で定めるところにより申し出て

2 法附則第11条第1項の規定により同

項の業務が行われる場合には、前項第

いること。

(農林漁業団体役員期間の申出等)

第3条の5 第2条の4第1項第2号の規定に よる申出は、次に掲げる事項を記載し た申出書を基金に提出してしなければ ならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 令第2条の3各号に掲げる法人の役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つ

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	2号中「申し出ていること」とあるのは、	たため農業者年金の被保険者の資格
	「申し出ていること並びにその者が、	を喪失した日(以下「農林漁業団体職
	同号に規定する期間内にした法第41条	員共済組合員資格取得日」という。)
	第1項第2号の経営移譲について、法附	及び同号に該当しなくなつた日(法
	則第11条第1項の離農給付金の支給を	第41条第3項の規定により同号に該
	受けている場合及びその支給の申請を	当しなくなつたとして農林漁業団体
	している場合でないこと」とする。	役員期間(法第22条第2項第4号の農
		林漁業団体役員期間をいう。以下同
		じ。)を計算する場合にあつては、65
		歳に達する日の前日。以下「農林漁業
		団体職員共済組合員資格喪失日」と
		いう。)
		三農林漁業団体職員共済組合員資格
		取得日から農林漁業団体職員共済組
		合員資格喪失日までの期間(以下「農
		林漁業団体職員共済組合加入期間」
		という。)においてその者が常時勤務
		に服する役員であった法人の名称及びされる。
		び主たる事務所の所在地
		四 農林漁業団体職員共済組合の組合
		員証の組合員番号 五 農業者年金被保険者証の記号番号
		ユー 展業有平金依保険有証の記方番方 2 前項の申出書には、次に掲げる書類
		2 前頃の中山青には、伏に拘りる青頬を添えなければならない。
		一 農林漁業団体職員共済組合加入期
		間においてその者がその法人の常時
		勤務に服する役員であつたことにつ
		いての法人の代表者の証明書(当該
		証明書を添えることができない相当
		の理由があるときは、これに代わる
		べき他の書類)
		二 農業者年金被保険者証を所持して
		いる者にあつては、農業者年金被保
		険者証
		第3条の6 前条第1項に規定する申出は、
		農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日以後最初にする当然加入の届出又は
		日の後載初にする自然加入の福田文は任意加入の申出と同時にしなければな
		らない。 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項
		に規定する申出をすることによつて経
		世界に は
		ることとなる者については、当該申出
		は、農林漁業団体職員共済組合員資格
		喪失日以後遅滞なくしなければならな
		V ₀
		Mr. M. o. p # U. Va Vikiezi II. Za e Uana v Za z
		第3条の7 農林漁業団体役員期間を算定
		する場合には、月によるものとし、農
		林漁業団体職員共済組合員資格取得日
		の属する月から農林漁業団体職員共済
		組合員資格喪失日の属する月の前月ま

農業者年全其全注	典丵老年全基全注施行会	典業者年全基全注施行相則
農業者年金基金法 五 その者が農業生産法人構成員期間 (農業者年金の者が農業生産法人構成員期間につき所有権又は使用収益権にうり農業生産法第7項の事業を行項の農業生産法外をいう。以下するのでは、以下でするのでは、以下でするのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	農業者年金基金法施行令 (農業生産法人構成員期間についての要件) 第2条の5 法第22条第2項第5号(法第23条第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。 一 その者が、その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなつた日の前日までの期間引き続き農地等につき所有権又は使用収益を(地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)に基づいて耕作又は養畜の事業を行うの農業生産法人(農地法第2条第7項の農業生産法人をいう。以下同じ。)かる組合員、社員又は株主であり、かつ、同号に掲げる者であつたこと。	農業者年金基金法施行規則でをこれに算入する。ただし、農林漁業団体職員共済組合員資格取得日の属する月が農業者年金の被保険者期間であるときは、その月は農林漁業団体役員期間に算入しない。
した期間(第3号に掲げる期間に該当する期間を除く。)	二 その者が、基金に対し、前号に規定する期間を農業者年金の被保険者の資格の取得要件及び農業者年金事業の給付の支給要件たる期間の算定の基礎とすることを希望する旨を主務省令で定めるところにより申し出ていること。	(農業生産法人構成員期間の申出等) 第3条の8 令第2条の5第1項第2号の規定 による申出は、次に掲げる事項を記載 した申出書を基金に提出してしなけれ ばならない。 一 氏名、生年月日及び住所 二 農地等につき所有権又は使用収益 権に基づいて耕作又は養畜の事業を 行う農業生産法人(農地法第2条第7
	2 法附則第11条第1項の規定により同項の業務が行われる場合には、前項第2号中「申し出ていること」とあるのは、「中し出ていること」をあるのさが	項の農業生産法人をいう。以下同じ。)の常時従事者(同項に規定する常時従事者をいう。以下同じ。)たる

「申し出ていること並びにその者が、

同号に規定する期間の末日にした法第

41条第1項第2号の経営移譲について、

組合員、社員又は株主となり、かつ、

国民年金法第7条第1項第2号に該当

するに至つたため農業者年金の被保

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	法附則第11条第1項の離農給付金の支	険者の資格を喪失した日(以下「厚生
	給を受けている場合及びその支給の申	年金保険等資格取得日」という。)及
	請をしている場合でないこと」とする。	び同号に該当しなくなつた日(法第
		41条第3項の規定により同号に該当
		しなくなつたとして農業生産法人構
		成員期間(法第22条第2項第5号の農
		業生産法人構成員期間をいう。以下
		同じ。)を計算する場合にあつては、
		65歳に達する日の前日。以下「厚生年
		金保険等資格喪失日」という。)
		三 厚生年金保険等資格取得日から厚
		生年金保険等資格喪失日までの期間
		(以下「厚生年金保険等加入期間」と
		いう。) においてその者が常時従事者
		たる組合員、社員又は株主であつた
		農業生産法人の名称及び主たる事務 所の所在地
		四国民年金手帳の記号番号又は農林
		漁業団体職員共済組合の組合員証の
		組合員番号
		五 農業者年金被保険者証の記号番号
		2 前項の申出書には、次に掲げる書類
		を添えなければならない。
		一 厚生年金保険等加入期間において
		その者がその農業生産法人の常時従
		事者たる組合員、社員又は株主であ
		つたことについての農業生産法人の
		代表者の証明書(当該証明書を添え
		ることができない相当の理由がある
		ときは、これに代わるべき他の書類)
		二農業者年金被保険者証を所持して
		いる者にあつては、農業者年金被保
		険者証 (18)
		第3条の9 前条第1項に規定する申出は、
		厚生年金保険等資格喪失日以後最初に
		する当然加入の届出又は任意加入の申
		出 (第12条の15第1項に規定する申出を
		除く。)と同時にしなければならない。
		2 前項の規定にかかわらず、前条第1項
		に規定する申出をすることによつて経
		 営移譲年金の支給を受ける権利を有す
		ることとなる者については、当該申出
		は、厚生年金保険等資格喪失日以後遅
		滞なくしなければならない。
		第3条の10 農業生産法人構成員期間を
		算定する場合には、月によるものとし、
		厚生年金保険等資格取得日の属する月
		から厚生年金保険等資格喪失日の属す
		る月の前月までをこれに算入する。た
		だし、厚生年金保険等資格取得日の属
		する月が農業者年金の被保険者期間で
	I	ヶ分月が展来日十金の饭休隈日期间で

農業者年金基金法 農業者年金基金法施行令 農業者年金基金法施行規則 あるときは、その月は農業生産法人構 成員期間に算入しない。 六 その者が特定被用者年金期間(農 (特定被用者年金期間についての要件) 業者年金の被保険者が国民年金法第 第2条の6 法第22条第2項第6号 (法第23 条第3項において準用する場合を含 7条第1項第2号に該当するに至つた む。)の政令で定める要件は、次のとお ため農業者年金の被保険者でなくな つた後同号に該当しなくなつた場合 りとする。 (その農業者年金の被保険者でなく 一 その者が、その農業者年金の被保 なつた日からその同号に該当しなく 険者でなくなつた日からその国民年 なつた日の前日までの間引き続き同 金法第7条第1項第2号に該当しなく 号に掲げる者であつたことその他の なつた日の前日までの期間引き続き (特定被用者年金期間の申出等) 政令で定める要件に該当する場合に 同号に掲げる者であつたこと。 第3条の11 令第2条の6第1項第2号の規 限る。) におけるその農業者年金の被 二 その者が、基金に対し、前号に規定 定による申出は、次に掲げる事項を記 保険者でなくなつた日の属する月か する期間を農業者年金の被保険者の 載した申出書を基金に提出してしなけ らその同号に該当しなくなつた日の 資格の取得要件及び農業者年金事業 ればならない。 属する月の前月までの期間(農地等 の給付の支給要件たる期間の算定の 一 氏名、生年月日及び住所 につき耕作若しくは養畜の事業を行 基礎とすることを希望する旨を主務 二 被用者年金資格取得日及び国民年 う者又は当該事業に従事する者であ 省令で定めるところにより申し出て 金法第7条第1項第2号に該当しなく つた期間に限る。) を基礎として主務 いること。 なつた日(法第41条第3項の規定によ 省令で定めるところにより算定され 2 法附則第11条第1項の規定により同 り同号に該当しなくなつたとして特 る期間をいう。以下同じ。) を有する 項の業務が行われる場合には、前項第2 定被用者年金期間(法第22条第2項第 者である場合におけるその特定被用 号中「申し出ていること」とあるのは、 6号の特定被用者年金期間をいう。以 者年金期間を合算した期間(前3号に 「申し出ていること並びにその者が、 下同じ。) を計算する場合にあつて 掲げる期間に該当する期間を除く。 同号に規定する期間内にした法第41条 は、65歳に達する日の前日。以下「特 以下この号において同じ。)(その合 第1項第2号の経営移譲について、法附 定被用者年金資格喪失日」という。) 算した期間が5年を超える場合には、 則第11条第1項の離農給付金の支給を 三 被用者年金加入期間においてその 5年) 受けている場合及びその支給の申請を 者が使用されていた事業所又は事務 している場合でないこと」とする。 所の名称及び所在地 四 その者が加入した被用者年金制度 の名称及び国民年金手帳の記号番号 又は国民年金法第5条第6項に規定す る年金保険者たる共済組合等の組合 員証の組合員番号若しくは加入者証 の加入者番号 五 被用者年金加入期間のうちその者 が農地等につき耕作若しくは養畜の 事業を行う者又は当該事業に従事す る者であつた期間の初日及び末日 六 農業者年金被保険者証の記号番号 2 前項の申出書には、第3条の2第2項各 号に掲げる書類を添えなければならな 第3条の12 前条第1項に規定する申出 は、特定被用者年金資格喪失日以後最 初にする当然加入の届出又は任意加入 の申出(第12条の15第1項に規定する申 出を除く。)と同時にしなければならな い。 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項 に規定する申出をすることによつて経

農業者年金基金法 農業者年金基金法施行令 農業者年金基金法施行規則 営移譲年金の支給を受ける権利を有す ることとなる者については、当該申出 は、特定被用者年金資格喪失日以後遅 滞なくしなければならない。 第3条の13 特定被用者年金期間を算定 する場合には、月によるものとし、被用 者年金資格取得日の属する月から特定 被用者年金資格喪失日の属する月の前 月までの期間(被用者年金加入期間の うち農地等につき耕作若しくは養畜の 事業を行う者又は当該事業に従事する 者であつた期間の初日の属する月から 当該期間の末日の属する月の前月まで (当該期間の初日の属する月に当該期 間の末日が属するとき(その月に更に 当該期間の初日が属する場合を除く。) は、その月)の期間に限る。)をこれに 算入する。ただし、被用者年金資格取得 日の属する月が、農業者年金の被保険 者期間であるときは、その月は特定被 用者年金期間に算入しない。 (特定配偶者期間に係る死亡被保険者 七 その者が特定配偶者期間(その者 が、死亡した農業者年金の被保険者 第2条の7 法第22条第2項第7号(法第23 又は被保険者期間を有する者で政令 条第3項において準用する場合を含む。 で定めるもの(以下この号において 次条において同じ。) の政令で定める者 「死亡被保険者等」という。) の死亡 は、保険料納付済期間(法第22条第2項 の時にその配偶者(婚姻の届出をし 第7号ロに規定する保険料納付済期間 ていないが、事実上婚姻関係と同様 をいう。)を有する者で経営移譲年金又 は農業者老齢年金に係る受給権者以外 の事情にある者を含む。以下同じ。) であり、かつ、当該死亡被保険者等の のものとする。 死亡日に40歳を超えていたことその 2 法附則第11条第1項の規定により同 他の政令で定める要件に該当する場 項の業務が行われる場合には、前項中 「又は農業者老齢年金に係る受給権 合における次のイ及びロに掲げる期 者」とあるのは、「若しくは農業者老齢 間のうちいずれか短い期間を基礎と して主務省令で定めるところにより 年金に係る受給権者又は法附則第11条 算定される期間をいう。以下同じ。) 第1項の離農給付金の支給を受けた者」 を有する者である場合におけるその とする。 特定配偶者期間を合算した期間 イ 20年から前各号に掲げる期間を (特定配偶者期間についての要件) 合算した期間(その合算した期間 第2条の8 法第22条第2項第7号の政令で が20年を超える場合には、20年)を 定める要件は、次のとおりとする。 控除して得た期間 一 その者が、死亡被保険者等(法第22 ロ 当該死亡被保険者等の保険料納 条第2項第7号に規定する死亡被保険 者等をいう。以下この号において同 付済期間(納付された保険料(第73 条の規定により徴収された保険料 じ。) の死亡の時にその配偶者 (婚姻

の届出をしていないが、事実上婚姻

関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。)であり、かつ、当該死亡

被保険者等の死亡日に40歳を超えて (特定配偶者期間の申出等)

を含む。)に係る被保険者期間を合 算した期間をいう。以下同じ。)の

うち、その者が当該死亡被保険者

等の配偶者であり、かつ、耕作又は

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
養畜の事業に従事していた期間	いたこと。	第3条の14 令第2条の8第2項の規定によ
	二 その者が、基金に対し、法第22条第	る申出は、次に掲げる事項を記載した
	2項第7号イ及びロに掲げる期間のう	申出書を基金に提出してしなければな
	ちいずれか短い期間を農業者年金の	らない。
	被保険者の資格の取得要件及び農業	一 氏名、生年月日及び住所
	者年金事業の給付の支給要件たる期	二 死亡被保険者等(法第22条第2項第
	間の算定の基礎とすることを希望す	7号の死亡被保険者等をいう。以下同
	る旨を主務省令で定めるところによ	じ。) の氏名、生年月日及び死亡した
	り申し出ていること。	年月日
		三の死亡被保険者等の農業者年金被保
		険者証の記号番号
		四の死亡被保険者等の保険料納付済期
		間(法第22条第2項第7号ロの保険料
		納付済期間をいう。以下同じ。)
		五 前号の期間のうち当該死亡被保険
		者等の配偶者(婚姻の届出をしてい
		ないが、事実上婚姻関係と同様の事
		情にある者を含む。以下同じ。) であ
		り、かつ、耕作又は養畜の事業に従事
		していた期間の初日及び末日
		2 前項の申出書には、次に掲げる書類
		を添えなければならない。
		一 その者が前項第五号に規定する期
		間死亡被保険者等の配偶者であつた
		ことを明らかにすることができる書
		類
		いる者にあつては、農業者年金被保
		険者証
		第3条の15 前条第1項に規定する申出
		は、当然加入の届出又は任意加入の申
		出(第5条の2第1項、第11条の2第1項、
		第12条の4第1項、第12条の7第1項、第12
		条の10第1項、第12条の13第1項及び第
		12条の15第1項に規定する申出を除
		く。)と同時にしなければならない。
		第3条の16 特定配偶者期間(法第22条第
		2項第7号の特定配偶者期間をいう。以
		下同じ。)を算定する場合には、月によ
		るものとし、次に掲げる期間のうちい
		ずれか短い期間をこれに算入する。
		一 法第22条第2項第7号イに掲げる期
		間
		二 法第22条第2項第7号ロに掲げる期
		間の初日の属する月から当該期間の
		末日の属する月の前月まで(当該期
		間の初日の属する月に当該期間の末
		日が属するとき(その月に更に当該
		期間の初日が属する場合を除く。)
		は、その月)の期間
		>./ - >////

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
8 経営移譲年金を受ける権利を有する 者が第1項に規定する者に該当することとなった場合には、農業者年金の被保険者) 第23条 60歳未満の国民年金の被保険者 (国民年金法第7条第1項第2号又は第3号に該当するるを除く。) は、基金に関係で有する者を除く。) は、基本といるに関し出て、農業者年金の被保険者のことができる。 一農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面で定める面積以上であるもので定める面積以上である者を除く。) のうち、作りのもい。当該農地等のすべてが特定作用の職権に照らし、その者の耕作の規模がの事業ので定める基準に適合する者	(任意加入被保険者の資格面積) 第3条 法第23条第1項第1号の政令で定 める面積は、30アールとする。ただし、 北海道の区域内に住所を有する者につ いては、1ヘクタールとする。	(任意加入被保険者の事業規模の基準) 第4条 法第23条第1項第1号の主務省令で定める基準は、その農地等につすべてを正常な管準を発揮する1人の農業従事者の年間が700時間以上であることとの者の時間が700時間以上であることとする。 2 前項の規定による労働時間の算定は、当該耕作の事業に係存にといての作物の年間が700時間以上であるととする。 2 前項の規定による労働時間の事業にの作物でとに、当該耕作の事業に係る相当かるもとにのの作者を別に主きる数単位面積とににのうち乗びで得た労働時間を合計しているものにものとする。 (任意加入被保険者の資格取得の申出)第5条 法第23条第1項第1号のによるの作者の展するととによいては第5号に該当することにあっては、次に掲げする場別による事項を限してしなければなら事項を除く。)を記載したといる。 第4号出はいて、第4号出よい。 第5条 法第23条第1項第1号に定による事項を除く。)を記載したとのでは、第4号による。 によるも出によいては、第4号によるを除く。)を記載したとのでは、第4号によるを除してしなければなら事項を除してしなければなら事項を除く。)を記載したるとによるを決しまる。 り、かっ、農業者をのあり、かっ、農業は、当なのの、かっ、農業は、当なので、農業者をのあり、かっ、農業は、当なの、当なの、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
辰未日十並左立仏	辰未有平並基立伝加刊五	作物及びその作物ごとの年間作付面 積 四 国民年金手帳の記号番号及び国民 年金の被保険者の種別 五 農業者年金の被保険者であつたこ とがある者にあつては、農業者年金 被保険者証の記号番号
二 農業者年金の被保険者又は短期被 用者年金被保険者(国民年金法第7条 第1項第2号に該当するに至つたため 農業者年金の被保険者でなくなり、 引き続き同号に該当している者であ つて、政令で定める要件に該当して、「あるものをいう。)(以下この号において 「被保険者等」と総称する。)の配偶 者であつて、農地等につき耕作又は 養畜の事業を行うもの(当該を工供使 相収益権に基づいてその事業に供す る農地等の面積の合計が政令 る面積以上である者に限る。)のう ち、その事業に常時従事するすで 定める者(前条第1項に規定する者を除 く。)	(配偶者の加入資格) 第4条 法第23条第1項第2号の政令で定める要件は、次のとおりとする。 一 国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年きの場別でなる者が、子の規定に法第23条第1項の規定に持りの地議を1項の規定に対する。 申出している者が第2項の規定に対けて10分割を1項の表面では、1項の表面では、1項の主要を1項の主要を1項の主要を1の主要を1の主要を1の主要を1の主要を1の主要を1の1のででででででは、1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の	第5条の2 法第23条第1項第2号に該当することによつてする同項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 被保険者等をいう。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日及び住所 三 被保険者等をいう。以下同じ。が氏名、性別、生年月日及び住所 三 被保険者等をいう。以下同じ。がの氏名、性別、生年月日及び住所 三 被保険者等をいう。以下同じ。がの代表、性別、生年月日及び住所 三 被保険者等をいう。以下同じ。 四 氏名、性別、生年月日及び住所 三 被保険者等をいう。以下同じ。
	一 その耕作又は養畜の事業から生ずる収益が当該被保険者等及びその配偶者に帰属することとされていること。 二 その耕作又は養畜の事業について当該被保険者等及びその配偶者の合意に基づいて廃止し、又は縮小することとされていること。 三 前2号に掲げるもののほか、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様その他の農業経営に関する基本的な事項について当該被保険者等及びその配偶者の合意に基づいて決定するようによった。	二 被保険者等が法第23条第1項第2号に規定する短期被用者年金被保険者である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 三 令第4条の3に規定する者に該当することを明らかにすることができる書類 四 農業者年金の被保険者であつたことがあり、かつ、農業者年金被保険者証を所持している者にあつては、農業者年金被保険者証

に基づいて決定することとされてい

ること。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
三 農地等につき耕作又は養畜の事業	We will a second state in the Little LA	第6条 法第23条第1項第3号に該当する
を行う農業生産法人(所有権又は使		ことによつてする同項の規定による申
用収益権に基づいてその事業に供す		出は、次に掲げる事項を記載した申出
る農地等のすべてが特定農地等であ		書を基金に提出してしなければならな
る農業生産法人を除く。)の組合員、		い。この場合において、申出者が農業者
社員又は株主で前条第1項に規定す		年金の被保険者であつたことがある者
る者に該当する者以外のもののう		であり、かつ、農業者年金被保険者証を
ち、当該農業生産法人の常時従事者		所持しているときは、当該申出書に農
である者(当該農業生産法人が所有		業者年金被保険者証を添えなければな
権又は使用収益権に基づいてその事		らない。
業に供する農地等の合計面積をその		一 氏名、性別、生年月日及び住所
組合員、社員又は株主の総数で除し		二 当該農業生産法人の名称、主たる
て得た面積と当該組合員、社員又は		事務所の所在の場所及び代表者の氏
株主が所有権又は使用収益権に基づ		名
いてその耕作又は養畜の事業に供す		三 当該農業生産法人が所有権又は使
る農地等の合計面積の総合計が前条		用収益権に基づいてその耕作又は養
第1項の政令で定める面積以上であ		畜の事業に供する農地等の面積の合
る場合における当該組合員、社員又		計及び当該農地等のうち特定農地等
は株主に限る。)		を除いた残余の農地等の面積の合計
		四 当該農業生産法人の組合員、社員
		又は株主の総数
		五 当該農業生産法人の行う農業に年
		間従事する日数(年間従事する日数
		が150日未満60日以上である者につ
		いてはその日数及び当該農業生産法
		人の行う農業に必要な年間総労働日
		数、年間従事する日数が60日未満で
		ある者にあつてはその日数、当該農
		業生産法人の行う農業に必要な年間
		総労働日数並びに当該農業生産法人
		に所有権若しくは使用収益権を移転
		し、又は使用収益権に基づく使用及
		び収益をさせている農地等の面積)
		六 農地等につき所有権又は使用収益
		権に基づいて耕作又は養畜の事業を
		行つている者にあつては、その農地
		等の面積の合計
		七 国民年金手帳の記号番号及び国民
		年金の被保険者の種別
		八 農業者年金の被保険者であつたこ
		とがある者にあつては、農業者年金
		被保険者証の記号番号
四 その面積の合計が前条第1項の政		第7条 法第23条第1項第4号に該当する
令で定める面積以上である農地等に		ことによつてする同項の規定による申
つき所有権若しくは使用収益権に基		出は、次に掲げる事項を記載した申出
づいて耕作若しくは養畜の事業を行		書を基金に提出してしなければならな
う者(当該農地等のすべてが特定農		V).
地等である者を除く。)又は第1号若		一 氏名、性別、生年月日及び住所
しくは前号に掲げる者の直系卑属		二 申出者をその後継者として指定し
で、当該耕作若しくは養畜の事業を		た者(以下この条において「後継者指
行う者又は第1号若しくは前号に掲		定者」という。)の次のイからハまで
げる者がその後継者として指定する		に掲げる区分に広じ それぞれイか

に掲げる区分に応じ、それぞれイか

げる者がその後継者として指定する

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
1人の者 (同項に規定する者に該当す		らハまでに掲げる事項
る者を除く。)		イ その面積の合計が令第2条に規
		定する面積以上である農地等につ
		き所有権又は使用収益権に基づい
		て耕作又は養畜の事業を行う者
		(当該農地等のすべてが特定農地
		等である者を除く。)その事業に供
		する農地等の面積の合計及び当該
		農地等のうち特定農地等を除いた
		残余の農地等の面積の合計
		ロ 法第23条第1項第1号に掲げる者
		その者に係る第5条第2号及び第3
		号に掲げる事項
		ハ 法第23条第1項第3号に掲げる者
		その者に係る第6条第2号から第6 号までに掲げる事項
		三 申出者と後継者指定者との身分関
		- 中山有と仮梱有相足有との分別関係
		四国民年金手帳の記号番号及び国民
		年金の被保険者の種別
		五農業者年金の被保険者であつたこ
		とがある者にあつては、農業者年金
		被保険者証の記号番号
		2 前項の申出書には、次に掲げる書類
		を添えなければならない。
		一 申出者と後継者指定者との身分関
		係を明らかにすることができる書類
		二 後継者指定者によつてその後継者
		として指定された1人の者であるこ
		とを証する書類
		三 農業者年金の被保険者であつたこと
		があり、かつ、農業者年金被保険者証
		を所持している者にあつては、農業者
		年金被保険者証
五 農地等につき耕作又は養畜の事業		
を行う者であつて、所有権又は使用		
収益権に基づいてその事業に供する		
農地等の面積の合計が前条第一項の		
政令で定める面積以上であるもの		
(当該農地等のすべてが特定農地等		
である者を除く。)のうち、次のイ又		
はロのいずれかに該当する者		
イ 当該農地等のうち特定農地等を		
除いた残余の農地等の面積の合計		
が前条第1項の政令で定める面積		
に満たない者		
ロ 前条第2項の規定により農業者		
年金の被保険者とされない者		<u> </u>
2 60歳以上65歳未満の前項各号に掲げ		第7条の2 法第23条第2項に該当するこ
る者であつて、次の各号に掲げる要件のようでに数とする。		とによつてする同項の規定による申出
のすべてに該当するものは、基金に申		は、次に掲げる事項を記載した申出書
し出て、農業者年金の被保険者となる		を基金に提出してしなければならな

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
農業者年金基金法 ことができる。 一 国民年金の被保険者又は国民年金 法第26条の規定により65歳に達した ときに同法の老齢基礎年金の支給を 受けることができる者であること。 二 国民年金法第7条第1項第2号に該 当しない者であること。 三 保険料納付済期間とを 合算した期間(以下「保険料納付済期間等」という。)が、経営移譲年金の 支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等。という。)が、経営移譲年金の 支給を受けるのに必要な保険料制付済期間等を満たしていない者である こと。 3 前条第2項の規定は、前2項の規定による申出をした者について準用する。 この場合において、同条第2項中「前項に規定する者に該当することとなつ た」とあるのは「第23条第1項又は第2項の規定による申出をした」と、同項第1 号中「60歳」とあるのは「65歳」と読み 替えるものとする。	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則 い。 - 法第23条第1項第1号又は第5号に 掲げる者が申出をする場合にあつて は、第5条各号に掲げる事項(法第23 条第1項第5号に掲げる事項(法第23 条第1項第5号に掲げる者が申出をす る場合にあっては、第5条第3号に掲げる事項 を除く。) - 法第23条第1項第2号に掲げる者が申出をする場合にあつては、第5条の 2第1項各号に掲げる事項 三 法第23条第1項第3号に掲げる者が申出をする場合にあつては、第6条各号に掲げる事項 四 法第23条第1項第4号に掲げる書類を添えなければならない。 - 国民年金法第26条の規定により65歳に連したときに同法の老齢基者にあつては、その旨を明らかにするることができる書類 - 法第23条第1項第2号に掲げる者が申出をする場合にあつては、第5条の2第2項第1号から第3号までに掲げる書類 法第23条第1項第4号に掲げる者が申出をする場合にあっては、農業者年金被保険者証を所持している者にあっては、農業者年金被保険者証を所持している者にある。 (農業者年金被保険者証の交付) 第8条 基金は、当然加入の届出又は第3条の2第1項、第3条の5第1項、第3条の14第1項、第3条の8第1項に規定する申出者について別記様式第一号による農業届出者にいて別記様式第一号による農業者に被保険者証を作成し、これを当該局出者に決ければならない。ただし、第3条の届書又は第3条の2第1項、第3条の2第1項、第3条の2第1項、第3条の5第1項、第3条の8第1項、第3条の5第1項、第3条の8第1項、第3条の5第1項、第3条の8第1項。3条の8第1項。3条の8第1項。3条の8第1項。3条の8第1項。3条の8第1項、第3条の8第1項、32回
		第3条の5第1項、第3条の8第1項、第3条の 11第1項、第3条の14第1項、第5条、第5条 の2第1項、第6条、第7条第1項若しくは前 条第1項の申出書に添えて農業者年金被 保険者証が提出されているときは、この 限りでない。

(資格取得の時期)

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
第24条 第22条の規定により農業者年金		
の被保険者となる者は、同条第1項に規		
定する者に該当することとなつた日		
に、農業者年金の被保険者の資格を取		
得する。		
2 前条第1項又は第2項の規定による申		
出をして農業者年金の被保険者となる		
者は、その申出をした日に、農業者年		
金の被保険者の資格を取得する。		
(資格に係る申出)		(資格に係る申出)
第24条の2 農業者年金の被保険者(第23		第8条の2 法第24条の2の規定による申
条第1項第2号に該当することにより同		出は、第5条の2第1項第1号から第4号ま
項又は同条第2項の規定による申出を		で及び第7号に掲げる事項並びに農業
して農業者年金の被保険者となつた者		者年金被保険者証の記号番号を記載し
を除く。)は、その資格を取得した後、		た申出書を基金に提出してしなければ
同号に該当するに至つたときは、基金		ならない。
に対し、主務省令で定めるところによ		2 前項の申出書には、第5条の2第2項第
り、その旨の申出をすることができる。		1号から第3号までに掲げる書類及び農
2 前項の申出があつたときは、当該申		業者年金被保険者証を添えなければな
出をした者は、第23条第1項第2号に該		らない。
当することにより同項又は同条第2項		
の規定による申出をして農業者年金の		
被保険者となつた者とみなす。		
(資格の喪失)		 (資格喪失の届出)
第25条 農業者年金の被保険者は、次の		第9条 法第25条第2号、第3号又は第7号
各号のいずれかに該当するに至つた日		から第11号までのいずれかに該当する
の翌日(第2号から第4号まで及び第6号		ことを事由として同条の規定により農
に該当するに至つたときは、その日)		業者年金の被保険者の資格を喪失した
に、農業者年金の被保険者の資格を喪		者がする法第30条の規定による資格の
失する。		喪失の届出は、次に掲げる事項を記載
一 死亡したとき		した届書に農業者年金被保険者証を添
二 国民年金の被保険者の資格を喪失		え、法第25条第2号、第3号又は第7号か
したとき。ただし、次のイ又は口に該		ら第10号までのいずれかに該当するに
当するときを除く。		至つた日から14日以内に、これを基金
イ 国民年金法第9条第1号若しくは		に提出してしなければならない。
第3号又は同法附則第5条第5項第1		一 氏名、生年月日及び住所
号に該当するに至つたことにより		二 農業者年金の被保険者の資格の喪
国民年金の被保険者の資格を喪失		失の年月日及びその事由
したとき。		三 農業者年金被保険者証の記号番号
ロ 国民年金法第26条の規定により		
65歳に達したときに同法の老齢基		
礎年金の支給を受けることができ		
る60歳以上の者が、国民年金の被		
保険者の資格を喪失したとき。		
三 国民年金法第7条第1項第2号に該		
当するに至つたとき。		
四 60歳に達する日前に経営移譲年金		
の支給を受けるのに必要な保険料納		
付済期間等を満たしている者にあつ		
ては、60歳に達したとき。		
五 60歳に達する日前に経営移譲年金		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
の支給を受けるのに必要な保険料納	辰未有 十亚	辰朱石十並坐並仏旭门規則
付済期間等を満たしていない者にあ		
つては、65歳に達する日前に当該保		
険料納付済期間等を満たすに至った ・		
映作が10 併粉順寺を個にりに主づた とき。		
六 65歳に達したとき。		
七 第41条第1項第1号又は第2号の経		
営移譲をしたとき。		
八農地等(特定農地等を除く。以下こ		
の条において同じ。)につき所有権又		
は使用収益権に基づいて行う耕作又		
は養畜の事業を廃止したとき。		
九 第23条第1項第2号に該当すること		
により同項又は同条第2項の規定に		
よる申出をして農業者年金の被保険		
者となつた者(第22条第1項に規定す		
る者に該当している者を除く。)にあ		
つては、次のイ又はロのいずれかに		
該当したとき。		
イ 農地等につき耕作又は養畜の事		
業を行う者でなくなつたとき。		
ロ その配偶者が前号又は次号に該		
当するに至つたとき(当該被保険		
者となつた者が引き続き農地等に		
つき所有権又は使用収益権に基づ		
いて耕作又は養畜の事業を行うと		
きを除く。)。		
十 第23条第1項第3号に該当すること		
により同項又は同条第2項の規定に		
よる申出をして農業者年金の被保険		
者となつた者(第22条第1項に規定す		
る者に該当している者を除く。) にあ		
つては、その者が当該農業生産法人		
の組合員、社員、株主若しくは常時従		
事者でなくなり、又は当該農業生産		
法人が農地等につき所有権若しくは		
使用収益権に基づいて耕作若しくは		
養畜の事業を行う農業生産法人でな		
くなつたとき(当該被保険者となつ		
た者が引き続き農地等につき所有権		
又は使用収益権に基づいて耕作又は		
養畜の事業を行うときを除く。)。		
十一 第23条第1項第4号に該当するこ		
とにより同項又は同条第2項の規定		
による申出をして農業者年金の被保		
険者となつた者(第22条第1項に規定		
する者に該当している者を除く。) に あつては、次のイ又はロのいずれか		
に該当したとき(当該被保険者とな		
に該当したとさ (ヨ該被保険有となった者が引き続き農地等につき所有		
権又は使用収益権に基づいて耕作又		
は養畜の事業を行うときを除く。)。		
イ 当該被保険者をその後継者とし		
コーコの以外内でもでいる。	I	1

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
て指定した者が第23条第1項第3号		
に掲げる者以外の者である場合に		
あつては、当該指定した者が当該		
被保険者に対しその事業に供する		
農地等の全部又は一部について所		
有権若しくは使用収益権の移転又		
は使用収益権の設定をしないでそ		
の事業を廃止したとき。		
ロ 当該被保険者をその後継者とし		
て指定した者が第23条第1項第3号		
に掲げる者である場合にあつて		
は、当該指定した者が当該被保険		
者に対し当該農業生産法人に対し		
て有する持分又は株式の全部の譲		
渡しをしないでその組合員、社員		
若しくは株主でなくなつたとき		
(当該被保険者となつた者が引き		
続き当該農業生産法人の常時従事		
者たる組合員、社員又は株主であ		
るときを除く。) 又は当該農業生産		
法人が農地等につき所有権若しく		
は使用収益権に基づいて耕作若し		
くは養畜の事業を行う農業生産法		
人でなくなつたとき。		
		(任意継続被保険者の資格取得の申出
(資格の喪失の特例)		等)
第26条 保険料納付済期間等が15年以上		第11条 法第42条に規定する経営移譲を
である者が、65歳に達する日前に第41		した者がする法第26条第1項の規定に
条第1項第1号又は第2号の経営移譲を		よる申出は、第24条第1項第1号から第9
したことにより農業者年金の被保険者		号までに掲げる事項を記載した申出書
の資格を喪失した場合において、経営		に農業者年金被保険者証を添え、これ
移譲年金の支給を受けるのに必要な保		を基金に提出してしなければならな
険料納付済期間等を満たしていないと		V.
きは、その者は、基金に申し出て、農業		2 前項の申出書を法第26条第2項に規
者年金の被保険者となることができ		定する期間を経過した後に提出すると
る。		きは、これにその理由を附記しなけれ
		ばならない。
		3 第24条第2項の規定は、第1項の申出
		書を提出する場合に準用する。この場
		合において、第24条第2項中「請求書」
		とあるのは「申出書」と、「請求者」と
		あるのは「申出者」と読み替えるものと
		する。
		第11条の2 法第42条の2に規定する経営
		移譲をした者がする法第26条第1項の
		規定による申出は、申出者の氏名及び
		第24条の2第1項第1号から第10号まで
		に掲げる事項を記載した申出書に農業
		者年金被保険者証を添え、これを基金
		に提出してしなければならない。
		2 前条第2項及び第24条の2第2項の規
		定は、前項の申出書を提出する場合に
	ı	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
2 前項の規定による申出は、第41条第1 項第1号又は第2号の経営移譲をした日から起算して3月以内にしなければならない。ただし、基金は、正当な理由があると認めるときは、その期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。 3 第1項の規定による申出をした者は、その申出が受理されたときは、最後に農業者年金の被保険者の資格を取得するものとする。 4 第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者の資格を取得するものとする。 4 第1項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者は、前条、第27条及び第28条の規定によるほか、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たすに至った日の翌日に、農業者年金の被保険者の資格を喪失する。		準用する。この場合において、第24条の2第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と読み替えるものとする。 第12条 法第43条に規定する経営移譲をした者がする法第26条第1項の規定による申出は、第25条第1項第1号から第10号までに掲げる事項を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを基金に提出してしなければならない。 2 第11条第2項及び第25五条第2項の規定は、前項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第25条第2項中「請求書」とあるのは「申出書」と、「請求者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。
第26条の2 保険料納付済期間等が15年以上である者であつて、国民年金法第7条第1項第2号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、65歳に達する日前に、第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした後同法第7条第1項第2号に該当しなくなつた場合(その同号に該当しなくなつた場合(その同号に該当しなくなった日の属する月前1年間におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないことその他の政令で定める要件に該当する場合に関る)にないて、経営教護伝令の支給	(任意継続被保険者の加入要件) 第4条の4 法第26条の2第1項の政令で定 める要件は、第2条の2第1項第1号及び 第2号に掲げる要件並びにその者(その 農業者年金の被保険者でなくなつた日 の属する月に国民年金法第7条第1項第 2号に該当しなくなつた者及びこれに 準ずる者として主務省令で定める者を 除く。)が第2条の2第1項第3号の規定に よる申出をしていることとする。	第12条の2 令第4条の4第1項から第3項 まで及び第4項第3号の主務省令で定め る者は、国民年金法第7条第1項第2号に 該当しなくなつた者であつて、その該 当しなくなつた日の属する月の前月 に、農業者年金の被保険者の資格を取 得した後、その資格を喪失したものと する。 第12条の3 法第42条に規定する経営移 譲をした者がする法第26条の2第1項の 規定による申出は、第3条の2第1項各号 及び第24条第1項第2号から第0号まで

及び第24条第1項第3号から第9号まで

に掲げる事項を記載した申出書を基金

限る。) において、経営移譲年金の支給

を受けるのに必要な保険料納付済期間

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
等を満たしていないときは、その者は、		に提出してしなければならない。
基金に申し出て、農業者年金の被保険		2 前項の申出書には、次に掲げる書類
者となることができる。		を添えなければならない。
		一 第3条の2第2項第1号に掲げる書類
		二農業者年金被保険者証
		3 第11条第2項及び第24条第2項の規定
		は、第1項の申出書を提出する場合に準用する。この場合において、第11条第2
		項中「法第26条第2項」とあるのは「法
		第26条の2第5項において準用する法第
		26条第2項」と、第24条第2項中「請求書」
		とあるのは「申出書」と、「請求者」と
		あるのは「申出者」と読み替えるものと
		する。
		 第12条の4 法第42条の2に規定する経営
		移譲をした者がする法第26条の2第1項
		の規定による申出は、第3条の2第1項各
		号及び第24条の2第1項第1号から第10
		号までに掲げる事項を記載した申出書
		を基金に提出してしなければならな
		٧٠°
		2 第11条第2項、前条第2項及び第24条
		の2第2項の規定は、前項の申出書を提
		出する場合に準用する。この場合にお
		いて、第11条第2項中「法第26条第2項」
		とあるのは「法第26条の2第5項におい
		て準用する法第26条第2項」と、第24条 の2第2項中「請求書」とあるのは「申出
		書」と読み替えるものとする。
		htter of the second sec
		第12条の5 法第43条に規定する経営移
		譲をした者がする法第26条の2第1項の 規定による申出は、第3条の2第1項各号
		及び第25条第1項第3号から第10号まで
		に掲げる事項を記載した申出書を基金
		に提出してしなければならない。
		2 第11条第2項、第12条の3第2項及び第
		25条第2項の規定は、前項の申出書を提
		出する場合に準用する。この場合にお
		いて、第11条第2項中「法第26条第2項」
		とあるのは「法第26条の2第5項におい
		て準用する法第26条第2項」と、第25条
		第2項中「請求書」とあるのは「申出書」
		と、「請求者」とあるのは「申出者」と
		読み替えるものとする。
2 保険料納付済期間等が15年以上であ		 第12条の6 法第42条に規定する経営移
る者であつて、第22条第2項第4号の政	2 法第26条の2第2項の政令で定める要	譲をした者がする法第26条の2第2項の
令で定める法人の役員に選挙され、又	件は、第2条の4第1項第1号に掲げる要	規定による申出は、第3条の5第1項各号
は選任され、かつ、その職務について常	件及びその者(その農業者年金の被保	及び第24条第1項第3号から第9号まで
時勤務に服することとなつたことによ	険者でなくなつた日の属する月に国民	に掲げる事項を記載した申出書を基金
り国民年金法第7条第1項第2号に該当	年金法第7条第1項第2号に該当しなく	に提出してしなければならない。

農業者年金基金法	農業
するに至つたため農業者年金の被保険	なつた者
者でなくなつたものが、65歳に達する	務省令で知
日前に、第41条第1項第1号又は第2号の	4第1項第
経営移譲をし、かつ、その経営移譲をし	いること
た後同法第7条第1項第2号に該当しな	
くなつた場合(その農業者年金の被保	
険者でなくなつた日からその同号に該	
当しなくなつた日の前日までの間引き	
続き当該法人の常時勤務に服する役員	
であり、かつ、同号に掲げる者であつた	
ことその他の政令で定める要件に該当	
する場合に限る。) において、経営移譲	
年金の支給を受けるのに必要な保険料	
納付済期間等を満たしていないとき	
は、その者は、基金に申し出て、農業者	
年金の被保険者となることができる。	

美者年金基金法施行令

及びこれに準ずる者として主 定める者を除く。)が第2条の 2号の規定による申出をして とする。

- 農業者年金基金法施行規則
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類 を添えなければならない。
 - 一 第3条の5第2項第1号に掲げる書類
 - 農業者年金被保険者証
- 3 第11条第2項及び第24条第2項の規定 は、第1項の申出書を提出する場合に準 用する。この場合において、第11条第2 項中「法第26条第2項」とあるのは「法 第26条の2第5項において準用する法第 26条第2項」と、第24条第2項中「請求書」 とあるのは「申出書」と、「請求者」と あるのは「申出者」と読み替えるものと する。
- 第12条の7 法第42条の2に規定する経営 移譲をした者がする法第26条の2第2項 の規定による申出は、第3条の5第1項各 号及び第24条の2第1項第1号から第10 号までに掲げる事項を記載した申出書 を基金に提出してしなければならな
- 2 第11条第2項、前条第2項及び第24条 の2第2項の規定は、前項の申出書を提 出する場合に準用する。この場合にお いて、第11条第2項中「法第26条第2項」 とあるのは「法第26条の2第5項におい て準用する法第26条第2項」と、第24条 の2第2項中「請求書」とあるのは「申出 書」と読み替えるものとする。
- 第12条の8 法第43条に規定する経営移 譲をした者がする法第26条の2第2項の 規定による申出は、第3条の5第1項各号 及び第25条第1項第3号から第10号まで に掲げる事項を記載した申出書を基金 に提出してしなければならない。
- 2 第11条第2項、第12条の6第2項及び第 25条第2項の規定は、前項の申出書を提 出する場合に準用する。この場合にお いて、第11条第2項中「法第26条第2項」 とあるのは「法第26条の2第5項におい て準用する法第26条第2項」と、第25条 第2項中「請求書」とあるのは「申出書」 と、「請求者」とあるのは「申出者」と 読み替えるものとする。

- 3 保険料納付済期間等が15年以上であ る者であつて、農業生産法人の常時従 事者たる組合員、社員又は株主となり、 かつ、国民年金法第7条第1項第2号に該
 - 3 法第26条の2第3項の政令で定める要 件は、第2条の5第1項第1号に掲げる要 件及びその者(その農業者年金の被保 及び第24条第1項第3号から第9号まで
- 第12条の9 法第42条に規定する経営移 譲をした者がする法第26条の2第3項の 規定による申出は、第3条の8第1項各号

農業者年金基金法 当するに至つたため農業者年金の被保 険者でなくなつたものが、65歳に達す る日前に、第41条第1項第1号又は第2号 の経営移譲をし、かつ、その経営移譲を した日の翌日に同法第7条第1項第2号 に該当しなくなつた場合(その農業者 年金の被保険者でなくなった日からそ の同号に該当しなくなつた日の前日ま での間引き続き当該農業生産法人の常 時従事者たる組合員、社員又は株主で あり、かつ、同号に掲げる者であつたこ とその他の政令で定める要件に該当す る場合に限る。) において、経営移譲年 金の支給を受けるのに必要な保険料納 付済期間等を満たしていないときは、 その者は、基金に申し出て、農業者年金 の被保険者となることができる。

農業者年金基金法施行令

険者でなくなつた日の属する月に国民 年金法第7条第1項第2号に該当しなく なつた者及びこれに準ずる者として主 務省令で定める者を除く。) が第2条の 5第1項第2号の規定による申出をして いることとする。

農業者年金基金法施行規則

に掲げる事項を記載した申出書を基金 に提出してしなければならない。

- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類 を添えなければならない。
 - 第3条の8第2項第1号に掲げる書類
 - 農業者年金被保険者証
- 3 第11条第2項及び第24条第2項の規定 は、第1項の申出書を提出する場合に準 用する。この場合において、第11条第2 項中「法第26条第2項」とあるのは「法 第26条の2第5項において準用する法第 26条第2項」と、第24条第2項中「請求書」 とあるのは「申出書」と、「請求者」と あるのは「申出者」と読み替えるものと する。
- 第12条の10 法第42条の2に規定する経 営移譲をした者がする法第26条の2第3 項の規定による申出は、第3条の8第1項 各号及び第24条の2第1項第1号から第 10号までに掲げる事項を記載した申出 書を基金に提出してしなければならな
- 2 第11条第2項、前条第2項及び第24条 の2第2項の規定は、前項の申出書を提 出する場合に準用する。この場合にお いて、第11条第2項中「法第26条第2項」 とあるのは「法第26条の2第5項におい て準用する法第26条第2項」と、第24条 の2第2項中「請求書」とあるのは「申 出書」と読み替えるものとする。
- 第12条の11 法第43条に規定する経営移 譲をした者がする法第26条の2第3項の 規定による申出は、第3条の8第1項各号 及び第25条第1項第3号から第10号まで に掲げる事項を記載した申出書を基金 に提出してしなければならない。
- 2 第11条第2項、第12条の9第2項及び第 25条第2項の規定は、前項の申出書を提 出する場合に準用する。この場合にお いて、第11条第2項中「法第26条第2項」 とあるのは「法第26条の2第5項におい て準用する法第26条第2項」と、第25条 第2項中「請求書」とあるのは「申出書」 と、「請求者」とあるのは「申出者」と 読み替えるものとする。
- 4 保険料納付済期間等が15年以上であ る者であつて、国民年金法第7条第1項 4 法第26条の2第4項の政令で定める要 第2号に該当するに至つたため農業者 件は、次のとおりとする。
- 第12条の12 法第42条に規定する経営移 譲をした者がする法第26条の2第4項の 規定による申出は、第3条の11第1項各

農業者年金基金法

年金の被保険者でなくなつたものが、 65歳に達する日前に、第41条第1項第1 号又は第2号の経営移譲をし、かつ、そ の経営移譲をした後同法第7条第1項第 2号に該当しなくなつた場合(その農業 者年金の被保険者でなくなつた日から その経営移譲をした日の1年前の日ま での間引き続き農地等につき耕作若し くは養畜の事業を行う者であるか、又 は当該事業に従事する者であり、かつ、 同号に掲げる者であつたことその他の 政令で定める要件に該当する場合に限 る。) において、経営移譲年金の支給を 受けるのに必要な保険料納付済期間等 を満たしていないときは、その者は、基 金に申し出て、農業者年金の被保険者 となることができる。

農業者年金基金法施行令

- 一 その者が、その農業者年金の被保 険者でなくなつた日からその経営移 譲をした日の1年前の日までの期間 引き続き農地等につき耕作若しくは 養畜の事業を行う者であるか、又は 当該事業に従事する者であつたこ
- 二 その者が、第2条の6第1項第1号に 掲げる要件に該当すること。
- 三 その者(その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月に国民年金法第7条第1項第2号に該当しなくなつた者及びこれに準ずる者として主務省令で定める者を除く。)が、第2条の6第1項第2号の規定による申出をしていること。

農業者年金基金法施行規則

- 号及び第24条第1項第3号から第9号までに掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。
- 2 第3条の2第2項、第11条第2項及び第 24条第2項の規定は、前項の申出書を提 出する場合に準用する。この場合にお いて、第11条第2項中「法第26条第2項」 とあるのは「法第26条の2第5項におい て準用する法第26条第2項」と、第24条 第2項中「請求書」とあるのは「申出書」 と、「請求者」とあるのは「申出者」と 読み替えるものとする。
- て主務省令で定める者を除く。)が、 第12条の13 法第42条の2に規定する経 第2条の6第1項第2号の規定による申 出をしていること。 第10号までに掲げる事項を記載した申 出書を基金に提出してしなければなら ない。
 - 2 第3条の2第2項、第11条第2項及び第 24条の2第2項の規定は、前項の申出書 を提出する場合に準用する。この場合 において、第11条第2項中「法第26条第 2項」とあるのは「法第26条の2第5項に おいて準用する法第26条第2項」と、第 24条の2第2項中「請求書」とあるのは 「申出書」と読み替えるものとする。
 - 第12条の14 法第43条に規定する経営移 譲をした者がする法第26条の2第4項の 規定による申出は、第3条の11第1項各 号及び第25条第1項第3号から第10号ま でに掲げる事項を記載した申出書を基 金に提出してしなければならない。
 - 2 第3条の2第2項、第11条第2項及び第 25条第2項の規定は、前項の申出書を提 出する場合に準用する。この場合にお いて、第11条第2項中「法第26条第2項」 とあるのは「法第26条の2第5項におい て準用する法第26条第2項」と、第25条 第2項中「請求書」とあるのは「申出書」 と、「請求者」とあるのは「申出者」と 読み替えるものとする。

5 前条第2項から第4項までの規定は、 前各項の場合について準用する。この 場合において、同条第2項中「第41条第 1項第1号又は第2号の経営移譲をした 日」とあり、同条第3項中「最後に農業 者年金の被保険者の資格を喪失した 日」とあるのは「その者が国民年金法 第7条第1項第2号に該当するに至つた

農業者年金基金法 ため農業者年金の被保険者でなくなつ た日後同号に該当しなくなつた日」と、 同条第4項中「前条」とあるのは「第25

条」と読み替えるものとする。

- 第26条の3 第26条第1項若しくは前条第 1項若しくは第2項又はこの項の申出を して農業者年金の被保険者となつた者 が、その申出をして農業者年金の被保 険者となつた後、65歳に達する日前に、 国民年金法第7条第1項第2号に該当す るに至つたため農業者年金の被保険者 でなくなり、かつ、その農業者年金の被 保険者でなくなつた後同号に該当しな くなつた場合(前条第1項又は第2項の 政令で定める要件その他の政令で定め る要件に該当する場合に限る。) におい て、経営移譲年金の支給を受けるのに 必要な保険料納付済期間等を満たして いないときは、その者は、基金に申し出 て、農業者年金の被保険者となること ができる。
- 2 前条第5項の規定は、前項の場合につ いて準用する。

(任意脱退)

- 第27条 農業者年金の被保険者であつ て、所有権又は使用収益権に基づいて その耕作又は養畜の事業に供する農地 等 (特定農地等を除く。) の面積の合計 が第22条第1項の政令で定める面積以 上であるもの(次条第1項第2号及び第3 号に掲げる者を除く。) は、次の各号の いずれかに該当する場合には、第22条 の規定にかかわらず、基金の承認を受 けて、農業者年金の被保険者の資格を 喪失することができる。
 - 一 その者が所有権又は使用収益権に 供する農地等につき、耕作又は養畜 の目的以外の目的に供することが相 当と認められる場合で政令で定める 要件に該当するとき。

5 法第26条の3第1項の政会で定める要

とする。

件は、第1項又は第2項に規定する要件

農業者年金基金法施行令

6 法附則第11条第1項の規定により同 項の業務が行われる場合には、第1項中 「こと」とあるのは「こと並びにその者 が、同項第2号に規定する期間内にした 法第41条第1項第2号の経営移譲につい て、法附則第11条第1項の離島給付金の 支給を受けている場合及びその支給の 申請をしている場合でないこと」とし、 第2項、第3項及び第4項第3号中「こと」 とあるのは「こと並びにその者が、同項 第1号に規定する期間内にした法第41 条第1項第2号の経営移譲について、法 附則第11条第1項の離農給付金の支給 を受けている場合及びその支給の申請 をしている場合でないこと」とする。

- (任意脱退についての要件)
- 基づいてその耕作又は養畜の事業に 第5条 法第27条第1項第1号の政令で定 める要件は、次のとおりとする。
 - 一 その農業者年金の被保険者の資格 を喪失しようとする者が所有権又は 使用収益権に基づいてその耕作又は 養畜の事業に供する農地等(法第22 条第1項に規定する特定農地等を除 く。次号において同じ。)の全部又は 一部が次のイ又は口に掲げる土地の いずれかに該当すること。
 - イ 市街化区域内にある土地
 - ロ 都市計画において都市計画法第

第12条の15 法第26条の3第1項の規定に よる申出は、第3条の2第1項各号又は第 3条の5第1項各号に掲げる事項を記載 した申出書を基金に提出してしなけれ ばならない。

農業者年金基金法施行規則

2 第11条第2項、第12条の3第2項及び第 12条の6第2項の規定は、前項の申出書 を提出する場合に準用する。この場合 において、第11条第2項中「法第26条第 2項」とあるのは、「法第26条の3第2項 において準用する法第26条の2第5項に おいて準用する法第26条第2項」と読み 替えるものとする。

(任意脱退の承認申請)

- 第13条 法第27条第1項第1号に該当する ことによつてする同項の規定による承 認の申請は、次に掲げる事項を記載し た申請書を基金に提出してしなければ ならない。この場合において、申請者が 農業者年金被保険者証を所持している ときは、当該申請書に農業者年金被保 険者証を添えなければならない。
 - 一 氏名、生年月日及び住所
 - 二 所有権又は使用収益権に基づいて その耕作又は養畜の事業に供する農 地等のうち特定農地等を除いた残余 の農地等の面積の合計
- 11条第1項各号に掲げる施設とし 三 前号の残余の農地等のうち令第5

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	て定められた施設の区域内にある 土地	条第1号イ又はロに掲げる土地に該 当する農地等の面積の合計
	二	四 農業者年金被保険者証の記号番号
	- ての展案有平金の板体関有の貨格 を喪失しようとする者が所有権又は	四 展果有中金被休晚有証の記方番方
	使用収益権に基づいてその耕作又は	
	養畜の事業に供する農地等の一部が	
	前号イ又は口に掲げる土地のいずれ	
	かに該当する場合には、その農地等	
	のうち同号イ又は口に掲げる土地の	
	いずれかに該当する土地以外の土地	
	の面積の合計が第2条に規定する面	
	積に満たないこと。	
二 その者が農地等につき耕作又は養		第14条 法第27条第1項第2号に該当する
畜の事業を引き続き行うことが著し	第6条 法第27条第1項第2号の政令で定	
く困難と認められる政令で定める相	める相当の理由は、その農業者年金の	
当の理由があるとき。	被保険者の資格を喪失しようとする者	た申請書を基金に提出してしなければ
	が別表に定める程度の障害の状態にあ	·
	ることとする。	一 氏名、生年月日及び住所
		二 障害の状態
		三農業者年金被保険者証の記号番号
		2 前項の申請書には、次に掲げる書類
		を添えなければならない。
		一 別記様式第2号による障害の状態
		に関する医師又は歯科医師の診断書
		(その障害が別表に掲げる疾病又は
		負傷によるものである場合にあつて
		は、別記様式第2号による障害の状態
		に関する医師又は歯科医師の診断書
		及びレントゲンフィルム。以下同
		じ。)
		二 農業者年金被保険者証を所持して
		いる者にあつては、農業者年金被保
)
		 (任意脱退の承認に関する決定の通知)
		第15条 基金は、第13条又は前条第1項に
		規定する申請を受理したときは、遅滞
		なく、これにつき決定し、その旨を文書
		で当該申請者に通知しなければならな
		V)
2 前項の承認を受けた者は、その承認		
を受けた日の翌日に、農業者年金の被		
保険者の資格を喪失する。ただし、その		
承認の申請がその者が農業者年金の被		
保険者の資格を取得した日から起算し		
て3月以内になされたものであるとき		
は、さかのぼつて農業者年金の被保険		
者とならなかつたものとみなす。		
		(資格喪失の申出)
第28条 次の各号のいずれかに該当する		第16条 法第28条第1項各号に掲げる者
農業者年金の被保険者は、いつでも、基		がする同項の規定による申出は、次に

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
金に申し出て、農業者年金の被保険者		掲げる事項(同項第2号又は第3号に掲
の資格を喪失することができる。		げる者がする同項の規定による申出に
一 所有権又は使用収益権に基づいて		あつては、第2号に掲げる事項を除く。)
その耕作又は養畜の事業に供する農		を記載した申出書に農業者年金被保険
地等 (特定農地等を除く。) の面積の		者証を添え、これを基金に提出してし
合計が、第22条第1項の政令で定める		なければならない。
面積に満たない者		一 氏名、生年月日及び住所
二 第23条第1項の規定による申出を		二 所有権又は使用収益権に基づいて
して農業者年金の被保険者となつた		その耕作又は養畜の事業に供する農
者(当該申出をした日において、第22		地等のうち特定農地等を除いた残余
条第2項各号に掲げる期間を合算し		の農地等の面積の合計
た期間が20年に満たなかつた者に限		三 農業者年金被保険者証の記号番号
る。)		
三 60歳以上の者		
2 前項の規定による申出をした者は、		
その申出をした日の翌日に、農業者年		
金の被保険者の資格を喪失する。		
(神保险李相眼の社管)		
(被保険者期間の計算) 第29条 被保険者期間を計算する場合に		
は、月によるものとし、農業者年金の被		
は、月によるものとし、展業有平金の依保険者の資格を取得した日の属する月		
休阪有の賃格を取得した日の属する月 からその資格を喪失した日の属する月		
の前月までをこれに算入する。		
2 農業者年金の被保険者がその資格を 取得した日の属する月にその資格を喪		
失したときは、その月を1月として被保		
険者期間に算入する。ただし、その月に		
さらに農業者年金の被保険者の資格を		
取得したときは、この限りでない。		
3 農業者年金の被保険者の資格を喪失		
した後、さらにその資格を取得した者		
については、前後の被保険者期間を合		
算する。		
J. 7 00		
(届出)		(氏名変更の届出)
第30条 農業者年金の被保険者は、主務		第17条 法第30条の規定による農業者年
省令で定めるところにより、その資格		金の被保険者の氏名の変更の届出は、
の取得及び喪失に関する事項並びに氏		次に掲げる事項を記載した届書に農業
名及び住所の変更に関する事項を基金		者年金被保険者証を添え、その氏名の
に届け出なければならない。		変更があつた日から14日以内に、これ
		を基金に提出してしなければならな
		V `∘
		一 変更前及び変更後の氏名
		二 生年月日及び住所
		三 農業者年金被保険者証の記号番号
		(住所変更の届出)
		第18条 法第30条の規定による農業者年
		金の被保険者の住所の変更の届出は、
		次に掲げる事項を記載した届書に農業
		者年金被保険者証を添え、その住所の
		変更があつた日から14日以内に、これ
	I	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		を基金に提出してしなければならな
		V).
		一 氏名及び生年月日
		二 変更前及び変更後の住所三 農業者年金被保険者証の記号番号
		一
		(農業者年金被保険者証の再交付の申請)
		第19条 農業者年金の被保険者又は被保
		険者であつた者は、農業者年金被保険
		者証が滅失し、又は汚損したときは、遅
		滞なく、農業者年金被保険者証の再交
		付を基金に申請しなければならない
		2 前項の規定による申請は、次に掲げ
		る事項を記載した申請書を基金に提出
		してしなければならない。この場合に
		おいて、申請者が汚損した農業者年金
		被保険者証を所持しているときは、こ
		れを当該申請書に添えなければならない。
		v ·。
		二 農業者年金被保険者証の記号番号
		(農業者年金被保険者証の再交付)
		第20条 基金は、前条第1項の規定による
		申請を受理したときは、新たに農業者
		年金被保険者証を作成し、これを当該
		申請者に交付しなければならない。
		(届書等の氏名の記載等)
		第21条 この章の規定によつて提出する
		届書、申出書又は申請書における氏名
		にはふりがなを付すとともに、当該届
		書、申出書又は申請書には、届出者、申
		出者又は申請者の住所及び届出、申出
		又は申請の年月日を記載しなければな
		らない。
		(典光学年入地/印吟学記の)5741
		(農業者年金被保険者証の返付) 第22条 基金は、第3条、第3条の2第2項
		(第12条の12第2項及び第12条の14第2
		項において準用する場合を含む。)、第
		3条の5第2項、第3条の8第2項、第3条の
		11第2項、第3条の14第2項、第5条、第5
		条の2第2項、第6条、第7条第2項、第7条
		の2第2項、第8条の2第2項、第9条、第10
		条、第11条第1項、第11条の2第1項、第
		12条第1項、第12条の3第2項(第12条の
		4第2項、第12条の5第2項及び第12条の
		15第2項において準用する場合を含
		む。)、第12条の6第2項(第12条の7第
		2項、第12条の8第2項及び第12条の15第
	I	2項において準用する場合を含む。)、

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		第12条の9第2項 (第12条の10第2項及び
		第12条の11第2項において準用する場
		合を含む。)、第13条、第14条第2項及 び第16条から第18条までの規定によつ
		び第10条から第18条までの規定によっ て届書、申出書又は申請書に添えて農
		(個者、中山者又は中間者に称えて展業者年金被保険者証が提出されたとき)
		は、当該農業者年金被保険者証の所定
		欄に所要の事項を記載し、これを当該
		届出者、申出者又は申請者に返付しな
		ければならない。
		(農業者年金の被保険者に関する記録)
		第23条 基金は、農業者年金の被保険者
		ごとに、その氏名、性別、生年月日、
		住所、農業者年金被保険者証の記号番
		号、農業者年金の被保険者の資格の取
		得及び喪失の年月日、短期被用者年金
		期間、農林漁業団体役員期間、農業生
		産法人構成員期間、特定被用者年金期
		間、特定配偶者期間、所有権又は使用
		収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供せる農地等の五種の合計。保険料
		に供する農地等の面積の合計、保険料 の納付状況等農業者年金の被保険者に
		関する所要の事項を記録しておかなけ
		ればならない。
(国民年金法第87条の2の特例)		
第31条 農業者年金の被保険者のうち国		
民年金法第87条の2第1項の規定による		
保険料を納付することができる者は、		
すべて、農業者年金の被保険者となっ		
た時に、同項の規定による保険料を納		
付する者となる。		
2 前項の規定により国民年金法第87条		
の2第1項の規定による保険料を納付する者となつた者については、同条第3項		
及び第4項の規定は、適用しない。		
第2款 給付		第3章 給付
第1目 通則		No. 1- 1411
(給付の種類)		
第32条 農業者年金事業の給付(以下単		
に「給付」という。) は、次のとおりと		
する。		
一 経営移譲年金		
二農業者老齢年金		
三 脱退一時金		
四 死亡一時金		
(年金額の改定)		
第33条 年金たる給付(以下「年金給付」と		
いう。) の額は、国民の生活水準その他の		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
諸事情に著しい変動が生じた場合には、		
変動後の諸事情に応ずるため、すみやか		
に、改定の措置が講ぜられなければなら		
ない。		
(裁定)		(経営移譲年金の裁定の請求)
第34条 給付を受ける権利(以下「受給		第24条 法第42条に規定する経営移譲を
権」という。)は、その権利を有する者		した者がする法第34条第1項の規定に
(以下「受給権者」という。) の請求に		よる経営移譲年金についての裁定の請
基づいて、基金が裁定する。		求は、次に掲げる事項(法第26条第1項、
2 年金給付に係る受給権者は、その受		法第26条の2第1項から第4項まで又は
給権を有することとなつたときは、遅		法第26条の3第1項の規定による申出を
滞なく、基金に対し、前項の請求をしな		して農業者年金の被保険者となり、か
ければならない。		つ、経営移譲年金の支給を受けるのに
		必要な保険料納付済期間等(法第23条
		第2項第3号の保険料納付済期間等をい
		う。以下同じ。)を満たすに至つた者が
		する請求の場合にあつては、第1号、第 2号及び第11号に掲げる事項)を記載し
		た請求書に農業者年金被保険者証を添
		え、これを基金に提出してしなければ
		ならない。
		一氏名、性別、生年月日及び住所
		二 農業者年金被保険者証の記号番号
		三 農地等につき所有権又は使用収益
		権に基づいて行う耕作又は養畜の事
		業についての第32条に規定する日に
		該当する年月日
		四 基準日 (法第42条第1項第1号の基
		準日をいう。以下この条及び次条に セルス同じ、) にセルス正右接刃は使
		おいて同じ。) において所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養
		帝の事業に供していた農地等の所
		在、地番及び面積並びに当該農地等
		につき有していた権利の種類
		五 基準日後1年間に農地等について
		所有権若しくは使用収益権を取得
		し、又は使用収益権に基づき使用及
		び収益をさせている農地等の返還を
		受けた場合にあつては、その取得又
		は返還に係る農地等の所在、地番及
		び面積並びに当該農地等につき有し
		ていた権利の種類
		六 基準日後1年間に農業生産法人に 対する持分又は株式を取得した場合
		にあつては、当該農業生産法人の名
		称、主たる事務所の所在の場所及び
		代表者の氏名
		七 基準日後1年内にした法第42条第1
		項第2号の処分対象農地等について
		の所有権若しくは使用収益権の移転
		又は使用収益権の設定若しくは消滅
		の内容並びにその相手方(使用収益

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		権の消滅の場合にあつては、当該使
		用収益権の消滅に係る農地等の返還
		の相手方) の氏名、生年月日及び住所
		(法人にあつては、名称、主たる事務
		所の所在の場所及び代表者の氏名)
		八 基準日後1年間に取得した農業生
		産法人に対する持分又は株式の譲渡
		しをした場合にあつては、その相手
		方の氏名、生年月日及び住所
		九 法第42条第1項第2号の処分対象農
		地等のうちに基準日後1年内に土地
		収用法(昭和26年法律第219号)その
		他の法律によつて収用されたもの若
		しくは令第11条各号に掲げるものが
		あり、又は法第42条第1項第2号の処
		分対象農地等のすべてがこれらの農
		地等である場合にあつては、当該農
		地等の所在、地番及び面積並びに当
		該農地等の所有権若しくは使用収益
		権を取得した者又は当該農地等につ
		き換地処分若しくは交換分合をした
		者の氏名及び住所(法人にあつては、
		名称、主たる事務所の所在の場所及
		び代表者の氏名)
		十 法第41条第2項に該当する者がす
		る請求の場合にあつては、障害の状
		態
		十一 経営移譲年金の払渡しを受ける
		方法及び払渡しを希望する機関
		2 前項の請求書には、次に掲げる書類
		を添えなければならない。ただし、法第
		26条第1項、法第26条の2第1項から第4
		項まで又は法第26条の3第1項の規定に
		よる申出をして農業者年金の被保険者
		となり、かつ、経営移譲年金の支給を受
		けるのに必要な保険料納付済期間等を
		満たすに至つた者がする請求の場合に
		あつては、この限りでない。
		一 請求者が基準日後1年内にした法
		第42条第1項第2号の処分対象農地等
		についての所有権若しくは使用収益
		権の移転若しくは使用収益権の設定
		又は請求者が基準日後1年内にした
		農業生産法人に対して有する持分若
		しくは株式の譲渡しの相手方が同号
		イに掲げる者のうち農業者年金の被
		保険者以外の個人又は同号ロ若しく
		は同項第3号イ若しくはロに掲げる
		者である場合にあつては、その旨を
		明らかにすることができる書類
		二 法第42条第1項第2号の処分対象農
		地等のうちに令第11条第2号に掲げ
	İ	る農地等 (土地収用法第26条第1項の

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		規定による告示(他の法律の規定に
		よる告示又は公告で同項の規定によ
		る告示とみなされるものを含む。) が
		あり、かつ、基準日後1年内にその告
		示に係る事業の用に供するためその
		所有権若しくは使用収益権を譲渡し
		又は使用収益権を設定した農地等を
		除く。以下同じ。)があり、又は法第
		42条第1項第2号の処分対象農地等の
		すべてが令第11条第2号に掲げる農
		地等である場合にあつては、その旨
		を明らかにすることができる書類
		三 当該経営移譲が法第44条第1項の
		加算の要件に該当する経営移譲であ
		る場合にあつては、その旨を明らか
		にすることができる書類
		四 法第41条第2項に該当する者がす
		る請求の場合にあつては、別記様式
		第2号による障害の状態に関する医
		師又は歯科医師の診断書
		Marie Carlos Marie
		第24条の2 法第42条の2に規定する経営
		移譲をした者がする法第34条第1項の
		規定による経営移譲年金についての裁
		定の請求は、次に掲げる事項(法第26条
		第1項、第26条の2第1項から第4項まで
		又は第26条の3第1項の規定による申出
		をして農業者年金の被保険者となり、
		かつ、経営移譲年金の支給を受けるの
		に必要な保険料納付済期間等を満たす
		に至った者がする請求の場合にあって
		は、第1号、第2号及び第12号に掲げる事
		項)を記載した請求書に農業者年金被
		保険者証を添え、これを基金に提出し
		てしなければならない。
		一 特定経営移譲者(法第42条の2の特
		定経営移譲者をいう。以下同じ。)及
		び特定経営移譲配偶者(法第42条の2
		の特定経営移譲配偶者をいう。以下
		同じ。)の氏名、性別、生年月日及び 住所
		二 特定経営移譲者及び特定経営移譲
		一 付足経路物線有及い付足経路物線 配偶者の農業者年金被保険者証の記
		号番号
		フザク 三 特定経営移譲者及び特定経営移譲
		配偶者が農地等につき所有権又は使
		用収益権に基づいて行う耕作又は養
		音の事業についての第32条に規定す
		る日に該当する年月日
		四 基準日において特定経営移譲者及
		び特定経営移譲配偶者が所有権又は
		使用収益権に基づいてその耕作又は
		養畜の事業に供していた農地等の所
	l	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		在、地番及び面積並びに当該農地等
		につき有していた権利の種類
		五 前号の農地等のうち特定経営移譲
		配偶者の所有権又は使用収益権に基
		づいてその耕作又は養畜の事業に供
		していた農地等の面積の合計
		六 基準日後1年間に特定経営移譲者
		又は特定経営移譲配偶者が農地等に
		ついて所有権若しくは使用収益権を
		取得し、又は使用収益権に基づき使
		用及び収益をさせている農地等の返
		還を受けた場合にあつては、その取
		得又は返還に係る農地等の所在、地
		番及び面積並びに当該農地等につき
		有していた権利の種類
		七 基準日後1年間に特定経営移譲者
		又は特定経営移譲配偶者が農業生産
		法人に対する持分又は株式を取得し
		た場合にあつては、当該農業生産法
		人の名称、主たる事務所の所在の場
		所及び代表者の氏名
		八 基準日後1年内に特定経営移譲者
		又は特定経営移譲配偶者がした法第
		42条第1項第2号の処分対象農地等に
		ついての所有権若しくは使用収益権
		の移転又は使用収益権の設定若しく
		は消滅の内容並びにその相手方(使
		用収益権の消滅の場合にあつては、
		当該使用収益権の消滅に係る農地等
		の返還の相手方)の氏名、生年月日及
		び住所(法人にあつては、名称、主た
		る事務所の所在の場所及び代表者の
		氏名)
		九 基準日後1年間に特定経営移譲者
		又は特定経営移譲配偶者が取得した
		農業生産法人に対する持分又は株式
		の譲渡しをした場合にあつては、そ
		の相手方の氏名、生年月日及び住所
		十 法第42条第1項第2号の処分対象農
		地等のうちに基準日後1年内に土地
		収用法その他の法律によつて収用さ
		れたもの若しくは令第11条各号に掲
		げるものがあり、又は法第42条第1項
		第2号の処分対象農地等のすべてが
		これらの農地等である場合にあつて
		は、当該農地等の所在、地番及び面積
		並びに当該農地等の所有権若しくは
		业のに 当該 長地寺の 所有権石 しくは 使用収益権を取得した者又は当該農
		V 47 / 17 / 12 / 17 / 17 / 17 / 17 / 17 / 1
		地等につき換地処分若しくは交換分
		合をした者の氏名及び住所(法人に
		あつては、名称、主たる事務所の所在
		の場所及び代表者の氏名)
		十一 法第41条第2項に該当する者が

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		する請求の場合にあつては、障害の
		状態
		十二 経営移譲年金の払渡しを受ける
		方法及び払渡しを希望する機関
		2 前項の請求書には、次に掲げる書類
		を添えなければならない。ただし、法第
		26条第1項、法第26条の2第1項から第4
		項まで又は法第26条の3第1項の規定に
		よる申出をして農業者年金の被保険者
		となり、かつ、経営移譲年金の支給を受
		けるのに必要な保険料納付済期間等を
		満たすに至った者がする請求の場合に
		あつては、この限りでない。
		一特定経営移譲者と特定経営移譲配
		偶者との合意に基づいて経営移譲を
		行つたことを明らかにすることがで
		きる書類
		二 特定経営移譲者若しくは特定経営
		移譲配偶者が基準日後1年以内にし
		た法第42条第1項第2号の処分対象農
		地等についての所有権若しくは使用
		収益権の移転若しくは使用収益権の
		設定又は特定経営移譲者若しくは特
		定経営移譲配偶者が基準日後1年以
		内にした農業生産法人に対して有す
		る持分若しくは株式の譲渡しの相手
		方が同号イに掲げる者のうち農業者
		年金の被保険者以外の個人又は同号
		ロ若しくは同項第三号イ若しくはロ
		に掲げる者である場合にあつては、
		その旨を明らかにすることができる
		書類
		三 法第42条第1項第2号の処分対象農
		地等のうちに令第11条第2号に掲げ
		る農地等があり、又は法第42条第1項
		第2号の処分対象農地等のすべてが
		令第11条第2号に掲げる農地等であ
		る場合にあつては、その旨を明らか
		にすることができる書類
		四 当該経営移譲が法第44条第1項の
		加算の要件に該当する経営移譲であ
		る場合にあつては、その旨を明らか
		にすることができる書類
		五 法第41条第2項に該当する者がす
		る請求の場合にあつては、別記様式
		第2号による障害の状態に関する医
		師又は歯科医師の診断書
		第25条 法第43条に規定する経営移譲を
		した者がする法第34条第1項の規定に
		よる経営移譲年金についての裁定の請
		求は、次に掲げる事項(法第26条第1項、
		法第26条の2第1項から第4項まで又は

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		法第26条の3第1項の規定による申出を
		して農業者年金の被保険者となり、か
		つ、経営移譲年金の支給を受けるのに
		必要な保険料納付済期間等を満たすに
		至つた者がする請求の場合にあつて
		は、第1号、第2号及び第12号に掲げる事
		項)を記載した請求書に農業者年金被
		保険者証を添え、これを基金に提出し
		てしなければならない。
		一 氏名、性別、生年月日及び住所
		二 農業者年金被保険者証の記号番号
		三 農地等につき所有権又は使用収益
		権に基づいて耕作又は養畜の事業を
		行う農業生産法人に対して有する持
		分又は株式についての第34条に規定
		する日に該当する年月日及び農地等
		につき所有権又は使用収益権に基づ
		いて耕作又は養畜の事業を行つてい
		た場合にあつては、当該事業につい
		ての第32条に規定する日に該当する
		年月日
		四 基準日(法第43条第1号の基準日を
		いう。以下この条において同じ。)に
		おいてその組合員、社員又は株主で
		あつた農業生産法人の名称、主たる
		事務所の所在の場所、代表者の氏名
		及び組合員、社員又は株主の総数並
		びに基準日において当該農業生産法
		人が所有権又は使用収益権に基づい
		てその耕作又は養畜の事業に供して
		いた農地等の面積の合計
		五 基準日において農地等につき所有
		権又は使用収益権に基づいて耕作又
		は養畜の事業を行つていた場合にあ
		つては、当該事業に供していた農地
		等の所在、地番及び面積並びに当該
		農地等につき有していた権利の種類
		六 基準日後1年間に農業生産法人に
		対する持分又は株式を取得した場合
		にあつては、当該農業生産法人の名
		称、主たる事務所の所在の場所及び
		代表者の氏名
		七 基準日後1年間に農地等について
		所有権若しくは使用収益権を取得し
		又は使用収益権に基づき使用及び収
		益をさせている農地等の返還を受け
		た場合にあつては、その取得又は返
		還に係る農地等の所在、地番及び面
		積並びに当該農地等につき有してい
		た権利の種類
		八 基準日において有していた農業生
		産法人に対する持分又は株式(基準
		日後1年間に農業生産法人に対する
	I	日以上同じ成木工生は八に刈りる

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		持分又は株式を取得したときは、そ
		の取得に係る持分又は株式を含む。)
		の譲渡しをした相手方の氏名、生年
		月日及び住所
		九 基準日において農地等につき所有
		権又は使用収益権に基づいて耕作又
		は養畜の事業を行つていた場合にあ
		つては、当該事業に供していた農地
		等 (基準日後1年間に農地等について
		所有権若しくは使用収益権を取得し
		又は使用収益権に基づき使用及び収
		益をさせている農地等の返還を受け
		たときは、その取得又は返還に係る
		農地等を含む。) についての所有権若
		しくは使用収益権の移転又は使用収
		益権の設定若しくは消滅の内容並び
		にその相手方(使用収益権の消滅の
		場合にあつては、当該使用収益権の
		消滅に係る農地等の返還の相手方)
		の氏名、生年月日及び住所(法人にあ
		つては、名称、主たる事務所の所在の
		場所及び代表者の氏名)
		十 基準日において所有権若しくは使
		用収益権に基づいてその耕作若しく
		は養畜の事業に供していた農地等
		(基準日後1年間に農地等について
		所有権若しくは使用収益権を取得し
		又は使用収益権に基づき使用及び収
		益をさせている農地等の返還を受け
		たときは、その取得又は返還に係る
		農地等を含む。以下本条において同
		じ。)のうちに基準日後1年内に土地
		収用法その他の法律によつて収用さ
		れたもの若しくは令第11条各号に掲
		げるものがあり、又は基準日におい
		て所有権若しくは使用収益権に基づ
		いてその耕作若しくは養畜の事業に
		供していた農地等のすべてがこれら
		の農地等である場合にあつては、当
		該農地等の所在、地番及び面積並び
		に当該農地等の所有権若しくは使用
		収益権を取得した者又は当該農地等
		収益権を収付した有义はヨ該長地寺につき換地処分若しくは交換分合を
		した者の氏名及び住所(法人にあつ
		ては、名称、主たる事務所の所在の場
		所及び代表者の氏名)
		十一 法第41条第2項に該当する者が
		する請求の場合にあつては、障害の
		状態
		十二 経営移譲年金の払渡しを受ける
		方法及び払渡しを希望する機関
		2 前項の請求書には、次に掲げる書類
	I	を添えなければならない。ただし、法第

四条単四、 法報の条の空間、現の関係とよる申析をして検索を係るので、要求を検索を含めて総合を対する。 「は、この後ので必要な合を会す。 を確していた。 「は、 この後のでない。 「は、 この後のでない。 「は、 この後のでない。 「	農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
よの中国を発生を対象を受けるのに必要な保険料料が最初間等を 治をすに至いするがする治水の場合に かっては、この限りではい。 一 清水者が基準日後4年内にした農 業年廃法人に対して有する特分に とは株式の強硬し又欠治却者が基準 同において所有権者しくは使用収益 権に基づいてその排作率しくは使用収益 権をの発をの利率が可易そに続ける者である 場合にあっては、その旨を明らかし することができる特額 二 基準日とおいて所存権者しくは使用収益 権権の発をの利率方が同多イに続ける者である 場合にあっては、その旨を明らかし することができる特額 二 基準日とおいて所存権者とくは使用収益を基づいてきる。 連挙があり、又は気が環境とは、でいた会別を参り 等があり、又は気が原理において所存 物質の要素は、にていたの関連を 等があり、又は気が原理において所存 物質しくは養血の実施に関していたの場合の を若しくは後用収益性に基づいてその 和によってが令第11条第2 号に掲げる気地等である場合にあっては、一般に対しては、その旨を明らかにすることが できる書類 三 当該発音を繋が送か事は外第1項の 加算の要件に該当する活が手 のである場合にあっては、別が確す がかりまったができる書類 できる書類 三 当該発音を繋が送か事は外第1項の 加算の要件に該当する活が手 のですることができる書類 のですることができる事類 に対していては、別が確す 第2年による解析の表別に関する 第2年による解析の表別に関する 第2年による解析の表別に関すると 第2年による解析を使用の表別でありました。 第2年による解析を必要ができたが 第2年による解析を必要ができたが 第2年による解析を表別を表別でありました。 第2年を表別できたが表別でありました。 第2年を表別でありました。 第2年を表別であるの表別でありました。 第2年を表別でありました。 第2年を表別でありました。 第2年を表別でありました。 第2年を表別でありました。 第2年を表別でありました。 第2年を表別でありました。 第2年を表別でありました。 第2年を表別でありました。 第2年を表別である。 第2年を表別でありました。 第2年を表別			26条第1項、法第26条の2第1項から第4
となり、かつ、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険が耐付落期間等を 満た計に至った者がする資本の場合にあっては、この限りでない。 一部末者が経営し後世内にした量 業生産法人に対して有する詩か者に くは株式の譲渡し又は請求者が基定 相において海神を指していた機能について 基準日後1年のにした所有権者しては後期 の事業に低していた機能がについて 基準日後1年のにした所有権者しては後期 る者のうち量業者年金の破保険割以 外の個人又は週号中召しくは深頂第 3号 名しくはよれる者である場合にあっては、その音を明らかに することができる特體 二 基準日において所存能力した。 は養命の事業に低していた機能等の うちに令部14条第2号に掲げる機能 等があり、など説中には結正基づいてそ の時代者しては後期収益能に基づいては、 海路である場合にあっては、定義者の事業に供していた機能をはないに対しる。 は著日とは常れる場合にあっては、別記様が、 号に掲げる機能 三 当該係者を譲かは許3条第1項の 切取の要件に続ける表情を をおり、今日を明らかにすることが できる書類 三 当該係者を譲かは第34条第1項の 切取の要件に続きまりまかまままままままままままままままままままままままままままままままままま			項まで又は法第26条の3第1項の規定に
けるのに必要な保険料等付益期常等を 満たすに主かた者がする請求の帰行に 地では、この限りでない。 一 請求者が基準目を担けてした異 業生産进入に対して対する社分として (1 技術のは、 1 対			よる申出をして農業者年金の被保険者
議たずに至った者がする諸水の場合にあつては、この限りでない。 一部水者が原すの後世内にした農 繁生産法人に対して有いる社会科し、くは株式の諸後し又は治水者が基準 目において活用権権としては強用収益権に基づいてその排作者しくは接近の事業に使していた農地学について基準日後1年内にした所有権者しくは技術収益権の移転者である。場合にあっては、大の旨参明らかにすることができる書類 一点年日とおいて所有権者とくは残事が 3ライ君しくは口を利力者である。場合にあっては、不の旨参明らかにすることができる書類 一点年日とおいて所有権者とくは代理収益権に基づいてその排作者しては豊富の本業に使していた農地等の方に一定拠等の方に一分の表に使していた農地等の方に一分の持行を最近等である場合にあっては、大の旨を明らかにすることができる時間 三 当該経営移譲があり、欠は基準等である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる事類 三 当該経営移譲があり、次は表情が多様に関いる諸なが対象的「定の規定によう機を表情が多様に関いる法は、対象が表情が多様に関いていた。例記様は、対しては対する事項を表情を表情を表情が表情がある。以下にし、)についての説では、対象を表情を表情を表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表			となり、かつ、経営移譲年金の支給を受
あつては、この限りでない。			けるのに必要な保険料納付済期間等を
一			満たすに至つた者がする請求の場合に
**生産技人に対して有する特分者に くに様式の譲渡し又は誤求者が経典 において所有権者しくは使用収益 権に基づいてその制作者しては使用収益 権に基づいてきの制作者としては使用収益 益齢の設定の相手がが同うく代表 造像の設定の相手がが同うくは同項第 3号イ若しくは同項第 3号イ若しては、その旨を明らかに することができる動態 二 基準日において所有能力しくは使用収益権に基づいてその制作者としては に対象の事業に使していた機地等の うちに含新11条第2号に掲げる機地 等があり、双は認由において所有 権者しては使用収益権に基づいてその の場合としてはである場合にあっては、その旨を明らかにすることが できる書類 三 当該核富移譲が技術4条第1項の が年後高の事業に使していた関地等の の実施者とは使用収益権に基づいてその の実施者とは使用収益権に基づいてその の実施者のようによが、できる。 できる書類 三 当該核富移譲が技術4条第1項の が定めたまっては、その旨を明らか にすることができる書類 国 法事4年発知収入設当する者がする る場合にあっては、その旨を明らか にすることができる書類 国 法事4年発知収入設当する者がする る間のはあるでは、その旨を明らか にすることができる書類 国 法事4年発知収入設当とよる 第3号によっては、関する後 第3号によっては、受験を 第4号を を選手を をのようでは、関すると 第5号を を対する業業者を を対する業業者を を対する業業者を を対する業業者を により支給する業業者を を対するの表がにあると でにより支給する業業者を を対するの表がにあると でにより支給する業業者を を対する主なに により支給する業業者を をしているの表がは またまなに提出してしなければなる またまなに提出していなければなる またまなに提出していなければなる またまなに提出していなければなる またまなに提出していなければなる またまなに提出していなければなる またまなとのよる またまなに提出していなければなる またまなに提出していなければなる またまなに提出していなければなる またまなに提出していなければなる またまなに提出していなければなる またまなに提出していなければないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな			あつては、この限りでない。
くは株式の高渡し又は請求者が基準 日において所有権者しくは使用収益 権に基づいてその軟件とした所有権者しくは使用収益権の事業に供していた農地等について 基準日後1年内にした所有権者しく は使用収益権の移産中企の被保険部以 外の個人又は同号中者しくは同項第 35イ者しくは口に掲げる者である 場合にあつては、その旨を明らかに することができる登順 一 基準日において所有権者とくは使 用取金権に基づいてその耕作者しくは使 用取金権に基づいてその耕作者しくは使 用取金権に基づいてその耕作者しくは使用の事業に供して いた農地等の予禁に供していた農地等の うちに今第11条第2号に掲げる農地等 等があり、又は基時日において所有 権者しくは推新の事業に供して いた農地等のディでが介第11条第2 号に掲げる農地等ながあるにあって は、その旨を明らかにすることが できる者類 国 当路を音移譲が法等4条第1項の 加倉の要件に該当する経営移譲であ る場合にあつては、その旨 と断ではる。表現 国 法第4条第2項に該当する者がす る請求の場合にあっては、同記様式 第3号による障害の成立に関する医 原では、自然の場合の必需1項の規定による農 業者を断年金(技事の等の必需1項の規 定により支給する農業を節年全を含 セ、以下同じ。)についての裁定の語 求は、次に掲げる事項を記載した語味、 書を基金に拠出してしなければなる。 また、以下同じ。)についての裁定の語 求は、次に掲げる事項を記載した記述、 は、次に掲げる事項を記載した記述、 は、次に掲げる事項を記載した語述、 は、次に掲げる事項を記載した語述、 は、表述を開発したの表述を記述した。 して、していての裁定の語 求は、次に掲げる事項を記載した記述、 は、表述を開発したの表述を記述した語述、 は、次に掲げる事項を記述した語述、 は、表述を記述してしなければなる。 は、以下同じ。 は、以下同じ。 は、以下同じ。 は、のでにの表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述してしなければなる。 は、表述を記述した記述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した記述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、表述を記述した語述、 は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、			一 請求者が基準日後1年内にした農
日において所有権者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは使用収益権の移転者しくは使用収益権の移転者しくは使用収益権の移転者しくは使用収益権の移転者しくは使用収益権の移転者しくは使用収益権の移転者しくはは同様の多数のも農業者年金の被保険者以外の個人又は同ち者しくはは「活動である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 「基本田において所有権者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは支援の事業に供していた農機等のうちに今第11条第2号に掲げる機構等があり、又は基準年において所有権者しくは残るの事業に供していた機能等のより、又は基準年において所有権者しくは残るの事業に供していた機能等のすべてが争等11条第2号に掲げる機能等のようにすることができる書類 「当該基置移稼済が場合によっては、大家第2号においる場合であっては、その旨を明らかにすることができる書類 「当該基置移稼済が振為44条第1項の加定の要件に演出する経営移譲である場合にあっては、その旨を明らかにするとができる書類 「法事4名を第2年によりを治さる場合にあっては、別定様式、第2号による陽子あの規定による陽子をおの規定による陽子をが場合にあっては、別定様式、第2号による陽子を指する農業者を除年金に法事りを助する場合である場合にあっては、別に様式、また、福子の事の規定による農業者を除年金に法事りを助する農業者を除年金に法事りを知り、また。日本の職工の規定による農業者を除年金の議定の規定による農業者を除年金のまた。日本の規定による農業者を除年金のまた。日本の職工の規定による農業者を除年金になる農業者がよる場合である。日本の職工の規定による農業者を終するといるの表しました。日本の職工の規定による農業者を終するといるの表した。日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の職工の規定により、日本の工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の工の権工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工を表しまり、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の権工の表しまり、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の関係を表しまり、日本の職工の権工の規定はより、日本の職工の規定はより、日本の職工の関係を表しまり、日本の職工の関係を表しまり、日本の職工の関係を表しまり、日本の職工の関係を表しまり、日本の職工の関係を表しまり、日本の職工の関係を表しまり、日本の職工の、日本の事の、日本の職工の、			業生産法人に対して有する持分若し
権に基づいてその粽作若しくは養畜 の事業に供していた農地等について 基準目後1年内に所有権若しくは使用収益権の移転者しくは使用収益権の移転者しくは使用収益権の移転者しくは使用項第 る場のうち農業を必該保険が以 外の個人又は同号中者しくは同項第 3号イ若しくは口に掲げる者である 場合にあっては、その自を明らかに することができる素類 二 基準目において所有権者しくは使 用収益権に基づいて、での非作若しくは、 改善の事業に供していた農地等の うちに合発11条第2号に掲げる会則 等があり、又は基準目において所有権 権者しては最高の事業に供していた農地等のすべてが今第11条第2号に掲げる農地等である場合にあっては、不の旨を明らかにすることが できる書類 三 当該経済移譲が法帯4条第1項の 加算の要件に該当する経済移譲である場合にあっては、その自を明らかにすることができる書類 四 法第14条第2項に該当する者がする語かによった。とができる書類 四 法第14条第2項に該当する者がする語かの場合にあっては、別総策式第2号による障害の状態に関する医・ にすることができるが、別総策式第2号による障害の状態に関する医・ は実有る機等の参加するとの。 に共元と称できるとのでは、別とでは、経済和条第1項の規定による農業者を給年をの裁定の請求)第25年、法策和条第1項の規定による農業者を給年をの裁定の請求は、次に属げる事項を記載して請求。 まと、法権がより、表情が表情を表していて、表情が多年をといて、表情が多年をといて、表情が多年をといて、表情が多年をといて、表情が多年をといては、表情が多年をといては、表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表情が表			くは株式の譲渡し又は請求者が基準
の事業に供していた農地等について 基権日後は年内にした所有権力しく は使用収益権を移転打しくは付職の 益権の設定の相手方が同号好に着ける者のうち農業者午金の被保険者以 外の個人又は同号の者としくは同境第 3号イ若しくはに掲げる者のかには、その旨を明らかに することができる書願 二 基準日においてその耕作者しくは使 用収益権に基づいてその耕作者しくは使 のまる争りに発ける機関等 等があり、又は基準日においての所有 権力しくは使用収益権に基づいてそ の耕作者しては参加等率に使していた 農地等のすべてが令第11条第2 号に掲げる機の等である場合にあっては、その旨を明らかにすることが できる書類 三 当該経営移譲が法第44条前である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経営移譲が法第44条前である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 できる書類 三 当該経営移譲が法第4条前である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 (農業者者がであるでは、その届を明らかには、200年)の記録を明らかには、200年)の記録を明らかには、200年)の記録を明らかには、200年)の記録を明らかには、200年)の記録を第1項の規定による農業者といる機定の規定による農業者といる機定の規定による農業者といる機定の規定による農業者といる機定の規定による農業者といる機定の規定による農業者といる機定の規定による農業者といる機定の規定による農業者といる機定の規定による農業者といる機定の規定による農業者といる機定の規定による農業の規定による農業者といる農産の規定による農業者による農業者を制定している。 (農業者者には、100年)の規定による農業者といり、 第20年)についての職定の対している農業者がよるといる農産の対している場合による農業者を制定している機定の対している機定といる機定といる機定といる機定といる機定といる機定といる機定といる機定と			日において所有権若しくは使用収益
基準日後1年内にした所有権者しく は使用収益権の教を列告して掲げる る者のうち農業者年金の被保険者以 外の個人又は同り日右もしくは同項第 3号イ若しくはに掲げる者のおしては、その旨を明らかに することができる書類 二 基準日において所有権者しくは使 用収益権に基づいてその耕作者しくは使 用収益権に基づいてその耕作者とは使 のうちに令第11条第2号に掲げる農地等の あり、又は基準日において所有 権者しくは使用収益権に基づいてそ の耕作者しては養命の事業に供して いた農地等の、てが冷第11条第2号にはいて所有 権者しては使用の益権に基づいてそ の耕作者しては養命の事業に供して いた農地等のすべが冷第11条で 号に掲げる農地等である場合にあつては 、その旨を明らかにすることが できる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の 加障の要件に該当する経営を終済法第4条第1項の 加定の要件に該当する経営を終済法第4条第1項の 加定の要件に該当する経営を決つては、別記権 できる書類 四 法第41条第項に該当する者がする お本の場合にあつては、別記権 第2号による権害の状態に関する医 ・ 第2号による権害の状態に関する医 ・ 第2号による権害の状態に関する医 ・ 第2号による権害の参加す金を含 む。以下同じ。)についての検定の語 ・ 沢は、次に掲げる事項を記載した語水 書を基金に提出してしなければならな い。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 - 経常経平なに係る受給権者以よる。 ・ 一 氏名、性別、生年月日及び住所 - 経常経平なに係る受給権者以よるの者にあつては、農業者年金被保険			権に基づいてその耕作若しくは養畜
は使用収益権の移転者しくは使用収益権の設定の相手力が同号へに掲げる者であるし農業者を齢年金の被保険者別外の個人又は同身の者しくは同項第3号才もしくは同項第3号才もしくは同項第3号才もしくは同項第3号子でもる場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 二 基準日において所有権者しくは使用収益権に基づいてその維持者しくは共変も事業に使していた農地等のうらに令第11条第2号に掲げる農地等があり、又は基準日において所有権者しくは共変者の事業に使していた農地等のすべてが合第11条第2号に掲げる農地等のすべてが合第11条第2号に掲げる農地等のすべてが合第11条第2号に掲げる農地等のする経営移譲である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経營移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する看が身の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経營移譲が法第44条第1項の利益を明らかにすることができる書類 (農業者者前年金の裁定の請求)第25条、法第4条第2項の規定によると前では「独別を印の診断者(農業者者前年金の裁定の請求)第25条、法第4条第1項の規定による農業者者前年金を含む。以下同じ。)についての機定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求者を基金に提出してしなければならない。			の事業に供していた農地等について
益権の設定の相手方が同号イに掲げる者のうち農業者年金の破保険者以外の個人又は同号ロ若しくは同項項 35イ若しくは可に掲げる者である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 工 基準的において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは養畜の事業に供していた農地等である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経済を終訴が法第4条第1項の加算の要件に該当する経営移識である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 四 近衛年条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する客での制定の場合にあるでは、例記様式第2号による障害の状態に関するとが、第26条 法第34条第1項の規定による農業者を給年金の裁定の請求と第26条 法第34条第1項の規定による農業者を給年金の裁定の請求は、次に掲げる事で、以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してなければららない。			基準日後1年内にした所有権若しく
る者のうち農業者年金の被保険者以外の個人又は同母第 3号イ若しくは口に掲げる者である 場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 二 基準日において所有権者しくは使用収益程に基づいてその耕作者しくは食畜の事業に供していた農地等のうちに今第18条第2号に掲げる農地等があり、又は基準日において所有権者にくは後用収益権に基づいてその耕作者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは要者の事業に供していた農地等である場合にあっては、不の旨を明らかにすることができる書類 三 当該経管移譲が送第44条第1項の加重の要性に該当する経営参議である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 正 独等のでは、その旨を明らかにすることができる書類 (機業者を断年金の表定の清政)が、第56条 法第34条第1項の規定による農業分割による際音の状態に関する医師又は歯科医師の診断者(機業者を断年金の表定の清政)第56条 法第34条第1項の規定による農業者を新年金 (法第49条の2第1項の規定による農業者を新年金 (法第49条の2第1項の規定により支給する農業者を新年金を含む。以下同じ。)についての裁定の清水は、次に掲げる事項を記載した語求書を基金に提出してしなければならない。			は使用収益権の移転若しくは使用収
外の個人又は同号中若しくは同項第 3号イ若しくは口に掲げる者である 場合にあつては、不の旨を明らかに することができる書類 二 基準日において所有権若しくは使 用収益権に基づいてその耕作若しく は養帝の事業に供していた農地等 うちに合第11条第2号に掲げる農地 等があり、又は基準日において所有 権者しくは使用収益権に基づいてを の耕作若しくは使用収益者である場合にあつては、大の旨を明らかはするとができる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の 加算の要件に該当する経常移譲であ る場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する経常移譲であ る場合にあつては、別配帳式 第2号による障害の状態に関する医 前又は資料医師の診断す 第25年、法第34条第1項の規定による農 業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農 業者老齢年金の裁定の請求 のは、次の責定を含む。以下同で。)についての裁定の請求 は、次に掲げる事項を記載した詩表 または、指述する事項を記載した詩表 また、指述する事項を記載した言称 また、指述する事項を記載した言称 また、指述する事項を記載した言称 また、指述する事項を記載した言称 また、指述する事項を記載した言称 また、表述は、およればする事項を記載した言称 また、表述は対しませ、表述を記述した言称 また、表述は対しましていての裁定の請求 は、次に掲げる事項を記載した言称 また。表述は対していての裁定の請求 は、次に掲げる事項を記載した言称 また、表述は対してしなければならない。			益権の設定の相手方が同号イに掲げ
3号イ若しくは中に掲げる書である 場合にあつては、その旨を明らかに することができる書類 二 基準日において所有権者しくは使 用収益権に基づいてその耕作者しく は養畜の事業に供していた農規等の うちに今第12条第2時において所有 権力しくは使用収益権に基づいてそ の耕作者しくは使用収益権に基づいてそ の耕作者しくは使用の益権に基づいてそ の耕作者しくは後裔の事業に供して いた農地等のすべか令第11条第2 号に掲げる農地等である場合にあつ では、その旨を明らかにすることが できる書類 三 当該経済を譲びを譲が法第44条第1項の 加算の要件に該当する経営移譲であ る場合にあつては、その旨を明らか にすることができる書類 四 法第41条第2項に設当する者がす る請求の場合にあつては、別記様式 第2号による障害の状態に関する医 師又は盧科医師の診断書 (農業者を齢年金の裁定の請求) 第28条 法第34条第1項の規定による農 業者老齢年金(法第49条の2第1項の規 定により支給する農業者を齢年金を含 む。以下同じ。)につての裁定の認 求は、次に掲げる事項を記載した語求 書を基金に提出してしなければならな い。 一 氏名、性別、年年月日及び任所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			る者のうち農業者年金の被保険者以
場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 二 基準日において所有権者しくは使用収益権に基づいてその排作者しくは使用収益権に基づいてその排作者していた農地等のうちに令第11条第2号に掲げる農地等があり、又は基準日において所有権者しくは養畜の事業に供していた農地等のすべてが令第1条第2号に掲げる農地等のる場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類 四 法第4条第9項に該当する者が表達である場合にあっては、別記様式第34条第9項に該当するを関する状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条即項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金(法第40条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。) についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求また、記しまいます。 は、においてはよいに対ならない。 一 氏名、性別、生年月 日及び住所 二 経営移棄年をに係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			外の個人又は同号ロ若しくは同項第
することができる書類 二 基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作若しくは養畜の事業に供していた農地等のうちに令第11条第2号に掲げる農地等があり、又は基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作若しくは使用収益権に基づいてその耕作者とは養畜の事業に供していた農地等のである場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がする詩の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者を動年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者書動年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者者動年金(法第49条の2第1項の規定により支給する機力との表での請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者書動年金(法第40条の2第1項の規定により支給する機力との表定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者を動年金(法第40条の2第1項の規定により支給する機力と応援力との表定の請求して、次に掲げる事項を記載した語求書を基金に提出してしなければならない。			3号イ若しくは口に掲げる者である
一 基準日において所有権若しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは養富の事業に供していた農地等のうちに今第14条第2号に指げる農地等があり、又は基準日において所有権者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは養命事業に供していたた場地等である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する名がおる場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 四 法第44条第2項に該当する者がする諸外最合にあつては、別記候太第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者を齢年金(法第40条の2第1項の規定による農業者を齢年金(法第40条の2第1項の規定により支給する農業者を制金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求ま、とに掲っていての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年をに係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			場合にあつては、その旨を明らかに
用収益権に基づいてその耕作若しく は養畜の事業に供していた農地等の うちに令第11条第2号に掲げる農地 等があり、又は基準日において所有 権者しくは使用の益権に基づいてそ の耕作若しくは養畜の事業に供して いた農地等のすべてが令第11条第2 号に掲げる農地等である場合にあつ ては、その旨を明らかにすることが できる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の 加算の要件に該当する経営移譲であ る場合にあつては、予値・明らか にすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がす る請求の場合にあつては、別記総式 第2号による障害の状態に関する医 師又は債科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農 業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定による農 業者者齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者者齢年金を含 む。以下同じ。)についての裁定の請 求は、次に掲げる事項を記載した請求 書を基金に提出してしなければならな い。 氏名、性別、生年月日及び住所 こ 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			することができる書類
は養畜の事業に供していた農地等の うちに令第11条第2号に掲げる農地 等があり、又は基準目において所有 権者しくは使用収益権に基づいてそ の耕作者しくは後畜の事業に供して いた農地等のすべてが令第1条第2 号に掲げる農地等である場合にあつ ては、その旨を明らかにすることが できる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の 加算の要件に該当する経営移譲であ る場合にあつては、その旨を明らか にすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がす る請求の場合にあつては、別記條式 第2号による局にあつては、別記條式 第2号による局にあつては、別記條式 第2号による局にの談所書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農 業者者齢年金の裁定の請求 (農業者半年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農 業者者齢年金を含者かる農業者者齢年金を含 む。以下同じ。)についての裁定の請 求は、次に掲げる事項を記載した請求 書を基金に提出してしなければならな い。 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			二 基準日において所有権若しくは使
うちに令第11条第2号に掲げる農地等があり、又は基準日において所有権者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは養畜の事業に供していた農地等のすべてが令第11条第2号に掲げる農地等である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類三当該監督移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営を譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類四法第14条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者を齢年金の裁定の請求)第26条法第34条第1項の規定による農業者を給年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者を給年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者を給年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。			用収益権に基づいてその耕作若しく
等があり、又は基準日において所有権者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは養畜の事業に供していた農地等のすべてが今第11条第2 号に掲げる農地等である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がする語求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求)第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金 (法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。			は養畜の事業に供していた農地等の
権者しくは使用収益権に基づいてその耕作者しくは養畜の事業に供していた農地等のすべてが令第11条第2号に掲げる農地等である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類三当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類四法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求)第26条法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条02第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。一氏名、性別、生年月日及び住所二経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			うちに令第11条第2号に掲げる農地
の耕作者しくは養畜の事業に供していた農地等のすべてが令第11条第2号に掲げる農地等である場合にあつては、その盲を明らかにすることができる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その盲を明らかにすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求)第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			等があり、又は基準日において所有
いた農地等のすべてが令第11条第2 号に掲げる農地等である場合にあつ ては、その旨を明らかにすることが できる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の 加算の要件に該当する経営移譲であ る場合にあつては、その旨を明らか にすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がす る請求の場合にあつては、別配様式 第2号による障害の状態に関する医 師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農 業者老齢年金(法第49条の2第1項の規 定により支給する農業者老齢年金を含 む。以下同じ。)についての裁定の請 求は、次に掲げる事項を記載した請求 書を基金に提出してしなければならな い。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			権若しくは使用収益権に基づいてそ
号に掲げる農地等である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求)第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金を(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月目及び住所二、経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			の耕作若しくは養畜の事業に供して
では、その旨を明らかにすることができる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類四 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			いた農地等のすべてが令第11条第2
できる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の 加算の要件に該当する経営移譲であ る場合にあつては、その旨を明らか にすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がす る請求の場合にあつては、別配様式 第2号による障害の状態に関する医 師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。) についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			号に掲げる農地等である場合にあつ
できる書類 三 当該経営移譲が法第44条第1項の 加算の要件に該当する経営移譲であ る場合にあつては、その旨を明らか にすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がす る請求の場合にあつては、別配様式 第2号による障害の状態に関する医 師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。) についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			ては、その旨を明らかにすることが
加算の要件に該当する経営移譲である場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			できる書類
る場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			三 当該経営移譲が法第44条第1項の
にすることができる書類 四 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式 第2号による障害の状態に関する医 師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農 業者老齢年金(法第49条の2第1項の規 定により支給する農業者老齢年金を含 む。以下同じ。)についての裁定の請 求は、次に掲げる事項を記載した請求 書を基金に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			加算の要件に該当する経営移譲であ
四 法第41条第2項に該当する者がする請求の場合にあつては、別記様式第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月日及び住所二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			る場合にあつては、その旨を明らか
る請求の場合にあつては、別記様式 第2号による障害の状態に関する医 師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農 業者老齢年金(法第49条の2第1項の規 定により支給する農業者老齢年金を含 む。以下同じ。)についての裁定の請 求は、次に掲げる事項を記載した請求 書を基金に提出してしなければならな い。 - 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			にすることができる書類
第2号による障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			四 法第41条第2項に該当する者がす
師又は歯科医師の診断書 (農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			る請求の場合にあつては、別記様式
(農業者老齢年金の裁定の請求) 第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月日及び住所二、経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			第2号による障害の状態に関する医
第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月日及び住所二経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			師又は歯科医師の診断書
第26条 法第34条第1項の規定による農業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月日及び住所二経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			
業者老齢年金(法第49条の2第1項の規定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			(農業者老齢年金の裁定の請求)
定により支給する農業者老齢年金を含む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			第26条 法第34条第1項の規定による農
む。以下同じ。)についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			
求は、次に掲げる事項を記載した請求 書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			
書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			む。以下同じ。) についての裁定の請
い。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			
一 氏名、性別、生年月日及び住所二 経営移譲年金に係る受給権者以外の者にあつては、農業者年金被保険			書を基金に提出してしなければならな
二 経営移譲年金に係る受給権者以外 の者にあつては、農業者年金被保険			<i>V</i> ′₀
の者にあつては、農業者年金被保険			一 氏名、性別、生年月日及び住所
			二 経営移譲年金に係る受給権者以外
者証の記号番号			の者にあつては、農業者年金被保険
·			者証の記号番号

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		三 経営移譲年金に係る受給権者にあ
		つては、農業者年金証書の記号番号
		四 農業者老齢年金の払渡しを受ける
		方法及び払渡しを希望する機関
		2 前項の請求書には、請求者が経営移
		譲年金に係る受給権者以外の者である
		場合にあつては、農業者年金被保険者
		証を添えなければならない。
		(脱退一時金の裁定の請求)
		第27条 法第34条第1項の規定による脱
		退一時金についての裁定の請求は、次
		に掲げる事項を記載した請求書に農業
		者年金被保険者証を添え、これを基金
		に提出してしなければならない。
		一氏名、性別、生年月日及び住所
		二 最後に農業者年金の被保険者の資
		格を喪失した年月日
		三農業者年金被保険者証の記号番号
		四 脱退一時金の払渡しを受ける方法
		及び払渡しを希望する機関
		(死亡一時金の裁定の請求)
		第28条 法第34条第1項の規定による死
		亡一時金についての裁定の請求は、次
		に掲げる事項を記載した請求書を基金
		に提出してしなければならない。
		一請求者の氏名、住所及び請求者と
		死亡した者との身分関係
		二 死亡した者の氏名、性別、生年月日
		及び死亡した年月日
		三 死亡した者の農業者年金被保険者
		証の記号番号
		四 死亡した者が年金給付の支給を受
		けた者である場合にあつては、その
		者の農業者年金証書の記号番号
		五 請求者以外に法第55条第1項に規
		定する者に該当する者がある場合に
		あつては、その者の氏名及び住所並
		びにその者と死亡した者との身分関
		係
		六 死亡一時金の払渡しを受ける方法
		及び払渡しを希望する機関
		2 前項の請求書には、次に掲げる書類
		を添えなければならない。
		一 死亡した者の農業者年金被保険者
		証
		けた者である場合にあつては、その
		者の農業者年金証書
		三 死亡した者の死亡の当時における
		請求者と死亡した者との身分関係を
		明らかにすることができる書類
	I	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	四 死亡した者の死亡の当時請求者が 死亡した者と生計を同じくしていた ことを明らかにすることができる書 類 五 死亡した者の死亡した年月日を明 らかにすることができる書類 (農業者年金証書の交付) 第29条 基金は、法第34条第1項の規定に より年金給付に係る受給権を裁定した ときは、次に掲げる事項を記載した農
		業者年金証書を作成し、これを受給権者に交付しなければならない。 一 年金の種類及び農業者年金証書の記号番号 二 受給権者の氏名及び生年月日 三 受給権を取得した年月
		(給付に関する処分の通知) 第47条 基金は、法第34条第1項の規定に よる受給権の裁定その他給付に関する 処分を行なつたときは、その内容を文 書で受給権者又は請求者に通知しなけ ればならない。 2 基金は、前項の規定による通知をする 場合において、第24条第1項、第24条の2 第1項、第25条第1項、第26条第2項、第27 条、第28条第2項、第30条第2項又は第31 条第2項の規定によつて請求書に添えて
		農業者年金被保険者証又は農業者年金証 書が提出されているときは、これを、前 項の通知書に添え、当該請求者に返付し なければならない。
(年金給付の額の自動的改定措置) 第34条の2 年金給付については、総務省 において作成する年平均の全国消費者 物価指数(以下「物価指数」という。) が平成7年(この項の規定による年金給 付の額の改定の措置が講ぜられたとき は、直近の当該措置が講ぜられた年の 前年)の物価指数を超え、又は下るに至 つた場合においては、その上昇し、又は 低下した比率を基準として、その翌年 の4月以降の当該年金給付の額を改定 する。 2 前項の規定による年金給付の額の改		
定の措置は、政令で定める。		
(端数処理) 第35条 受給権を裁定し、又は給付の額 を改定する場合において、給付の額に 50円未満の端数が生じたときはこれを	(端数処理) 第6条の2 給付の額を計算する過程にお いて、50銭未満の端数が生じたときは、	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
切り捨て、50円以上100円未満の端数が	これを切り捨て、50銭以上1円未満の端	
生じたときはこれを100円に切り上げ	数が生じたときは、これを1円に切り上	
るものとする。	げることができる。ただし、この条本文	
2 前項に規定するもののほか、給付の	の規定を適用して裁定又は改定した給	
額を計算する場合において生ずる1円	付の額とこの条本文の規定を適用しな	
未満の端数の処理については、政令で	いで裁定又は改定した給付の額との差	
定める。	額が100円を超えるときは、この限りでない。	
 (年金の支給期間及び支給期月)	73 V %	
第36条 年金給付の支給は、これを支給		
すべき事由が生じた日の属する月の翌		
月から始め、権利が消滅した日の属す		
る月で終わるものとする。		
2 年金給付は、その支給を停止すべき		
事由が生じたときは、その事由が生じ		
た日の属する月の翌月からその事由が 消滅した日の属する月までの分の支給		
を停止する。ただし、これらの日が同じ		
月に属する場合は、支給を停止しない。		
3 年金給付は、毎年2月、5月、8月及び		
11月の4期に、それぞれその前月までの		
分を支給する。ただし、その受給権が消		
滅したとき、又はその支給を停止すべ		
き事由が生じたときは、その支給期月		
にかかわらず、その際、その月までの分を支給する。		
を 入宿 する。		
(未支給給付)		(未支給給付の支給の請求)
第37条 年金給付又は脱退一時金に係る		第30条 法第37条第1項の規定による未
受給権者が死亡した場合において、そ		支給の年金給付又は脱退一時金の支給
の死亡した者に支給すべき年金給付又		の請求は、次に掲げる事項を記載した
は脱退一時金でまだその者に支給しな		請求書を基金に提出してしなければな
かつたものがあるときは、その者の配		らない。 一 請求者の氏名、住所及び請求者と
偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉 妹であつて、その者の死亡の当時その		一
者と生計を同じくしていたものは、自		二 死亡した受給権者の氏名、生年月
己の名で、その未支給の年金給付又は		日及び死亡した年月日
脱退一時金の支給を請求することがで		三 死亡した受給権者が受けるべきで
きる。		あつた給付の種類
		四 年金給付の支給の請求の場合にあ
		つては、死亡した受給権者の農業者
		年金証書の記号番号
		五 脱退一時金の支給の請求の場合に あつては、死亡した受給権者の農業
		者年金被保険者証の記号番号
		六 請求者以外に法第37条第1項に規
		定する者に該当する者がある場合に
		あつては、その者の氏名及び住所並
		びにその者と死亡した受給権者との
		身分関係
		七 年金給付又は脱退一時金の払渡し を受ける方法及び払渡しを希望する
		を受ける方法及い払優しを布室する 機関
1		IMIA

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
農業者年金基金法 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 年金給付の支給の請求の場合に表者年金融書 二 脱退一時金の支給の請求の場合に業者年金融書 二 脱近にた受給権者の要給権者のの当時におり分分書類 四 死亡した受給権者の死亡した母給権者の死亡した母給権者の死亡した母給権者の死亡した母給を明らかにすることができる書類 五 死亡した受給権者の死亡した事情によるができる。とができる書類 五 死亡した受給権者の死亡した年月日を明らかにすることができる書類 五 死亡した母給権者の死亡した年月日を明らかにすることができる書類 五 死亡した母給権者の死亡した年月日を明らかにすることができる書類 こ とがでしたを治権者の死亡した年月日を明らかにすることができる書類
3 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順序による。 4 未支給の年金給付又は脱退一時金を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、		書類

責権へ
くる年
こよる
けの受
巨亡一
けの受
けの支
仓債権
らる場
E

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
及び脱退一時金については、この限り		
でない。		
第2目 経営移譲年金		
(支給要件)		
第41条 経営移譲年金は、農業者年金の 被保険者又は被保険者であつた者が次		
依保映有又は做保映有であった有が依 の各号のいずれかに該当するときに、		
の行うのV・940かに該当りるとさに、 その者に支給する。		
一 保険料納付済期間等が20年以上で		
ある者が、65歳に達する日前に経営		
移譲をしたとき。		
二 保険料納付済期間等が20年に満た		
ない者が、経営移譲をした後、65歳		
に達する日前に保険料納付済期間等		
が20年に達したとき。		
2 農業者年金の被保険者又は被保険者		
であつた者が次の各号のいずれにも該		
当するときは、前項の規定にかかわら		
ず、その者に同項の経営移譲年金を支		
給する。 一 保険料納付済期間等が15年以上20		
年未満であること。	(経営移譲年金の特例支給に係る障害の	
二 疾病又は負傷により政令で定める	状態)	
程度の障害の状態にあること。	第6条の3 法第41条第2項第2号の政令で	
三 65歳に達する日前に前項第1号又		
は第2号の経営移譲をしたものであ	おりとする。	
ること。		
3 保険料納付済期間等が20年に満たな		
い者が、国民年金法第7条第1項第2号に		
該当するに至つたため農業者年金の被		
保険者でなくなり、その農業者年金の		
被保険者でなくなつた日から65歳に達せる日の前日までの問引さばる日日に		
する日の前日までの間引き続き同号に 該当している者であり、かつ、65歳に達		
する日の前日において同号に該当しな		
くなつたとすれば、第22条第2項第3号		
から第6号までに規定する短期被用者		
年金期間、農林漁業団体役員期間、農業		
生産法人構成員期間又は特定被用者年		
金期間のいずれかの期間を有すること		
となる場合には、当該いずれかの期間		
は、第1項の経営移譲年金の支給要件た		
る同項第2号の保険料納付済期間等に		
算入する。		
(経営移譲)		
(経路/) (経路/) (報路/) (報知/)		
営移譲とは、農地等(農地法第2条第1項		
に規定する農地(同法第43条第1項の規		
定により農作物の栽培を耕作に該当す		

農業者年金基金法	典對老年全其全法協行会	農業者年金基金法施行規則
展業者年金基金伝 第1項に規定する農地を含む。)及び採	農業者年金基金法施行令	辰未日十年基生伝爬11規則
草放牧地をいう。以下同じ。)につき所		
有権又は使用収益権に基づいて耕作		
(同法第43条第1項の規定により耕作		
に該当するものとみなされる農作物の		
栽培を含む。以下同じ。)又は養畜の事		
業を行う者が当該耕作又は養畜の事業		
を廃止し又は縮小した場合において、		
その廃止又は縮小が第1号に掲げる要件に該当し、かつ、第2号から第4号まで		
に掲げる要件のいずれかに該当するこ		(耕作又は養畜の事業の廃止又は縮小が
とをいうものとする。		終了する日)
一 その廃止又は縮小が終了する日と		第32条 法第42条第1項第1号及び第43条
して主務省令で定める日の1年前の		第1号の耕作又は養畜の事業の廃止又
日(以下この条及び次条において「基		は縮小が終了する日として主務省令で
準日」という。) においてその面積の		定める日は、耕作又は養畜の事業の廃
合計が第23条第1項第1号の政令で定		止の場合にあつては当該事業を廃止し
める面積以上である農地等につき所		ようとする者が、所有権又は使用収益
有権又は使用収益権に基づいて耕作 又は養畜の事業を行う者であつた者		権(法第42条の2に規定する経営移譲をしようとする者にあつては、特定経営
(以下「経営移譲者」という。)が、		を おますとするもにめつては、特定経営 移譲者及び特定経営移譲配偶者の所有
耕作又は養畜の事業を廃止し、又は		を譲る及び特定性 B を譲む 両名の 所有 権又は使用収益権。以下この条におい
縮小したものであること。		て同じ。)に基づいて当該事業に供して
1111 (1 1 2 3 1 1 1 3 2 2 2 3		いた農地等(農地法第2条第1項に規定
		する農地 (同法第43条第1項の規定によ
		り農作物の栽培を耕作に該当するもの
		とみなして適用する同法第2条第1項に
		規定する農地を含む。) 及び採草放牧地
		をいう。以下同じ。)の全てについて、
		その農地等を当該事業に供することが
		できる権原を失い、又はその農地等を 農地等以外のものとしたこととなる日
		とし、耕作又は養畜の事業の縮小の場
		合にあつては当該事業を縮小しようと
		する者が、所有権又は使用収益権に基
		づいて当該事業に供していた農地等の
		うち令第10条に規定する面積の農地等
		を除く残余の全てについて、その残余
		の農地等を当該事業に供することがで
		きる権原を失い、又はその残余の農地
		等を農地等以外のものにしたこととな
		る日とする。
二 経営移譲者が、基準日において所	(権利の移転等に係る経営移譲の要件)	
有権又は使用収益権に基づいてその	第7条 法第42条第1項第2号の処分対象	
耕作又は養畜の事業に供していた農	農地等に係る同号から同項第4号まで	
地等(その者が基準日後1年間に所有	に規定する所有権若しくは使用収益権	
権若しくは使用収益権を取得し、又	の移転又は使用収益権の設定は、次の	
は使用収益権に基づき使用及び収益	各号に掲げる要件を満たすものでなけ	
をさせている農地等の返還を受けた	ればならない。 一 典地学 (典地法等9条第1項に担定	
ときは、その取得又は返還に係る農 地等を含む。以下「処分対象農地等」	一 農地等(農地法第2条第1項に規定 する農地(同法第43条第1項の規定に	
地寸で白む。以下「だ刀刈豕辰地寺」	y の反地 (四仏が30木角14V)观比に	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	* ****	辰未有十並左並伝旭门規則
という。)の全てについて、次のイ又 はロに掲げる者のいずれかに対し、	より農作物の栽培を耕作に該当する ものとみなして適用する同法第2条	
政令で定めるところにより、所有権	第1項に規定する農地を含む。)及び	
若しくは使用収益権を移転し、又は	採草放牧地をいう。以下同じ。)を農	
使用収益権を設定することにより、	地等以外のものにするためのもので	
当該耕作又は養畜の事業を廃止した	ないこと。	
ものであること。	二 農業協同組合法(昭和22年法律第	
	132号) 第10条第3項に規定する信託	
	(信託財産の売渡しのみを目的とす	
	るものを除く。) の引受けによる所有	
	権の移転にあつては、その信託に係	
	る信託契約の期間として10年以上の	
	期間が定められているものであるこ	
	٤.	
	三使用収益権の設定にあつては、そ	
	の権利の存続期間として10年以上の	
	期間が定められているものであるこ	
	と。	
) 曲业· * / F / A - A - A - / T D / * / * - A - Z - Z - Z - Z - Z - Z - Z - Z - Z	(MO 474 MO 17 - 1) - 0 = 74)	
イ 農業者年金の被保険者である60	(第3者移譲の相手方についての要件)	
歳未満の者(経営移譲者の配偶者	第7条の2 法第42条第1項第2号イの政令	
及び経営移譲者が第23条第1項第4	で定める要件は、次のとおりとする。	
号の規定によりその耕作又は養畜	60歳未満の者であること。	
の事業の後継者として指定したそ	二 法第42条第1項第2号に規定する処	
の者の直系卑属で、同項の規定に よる申出をして農業者年金の被保	分対象農地等のうちその者が所有権	
	又は使用収益権を取得する農地等の	
険者となつたものを除く。ロにおいて「譲受適格被保険者」とい	面積の合計が30アール(北海道の区域内に住所を有する者については、1	
う。)、新たに農地等につき耕作又	ヘクタール)以上であること。	
は養畜の事業を行おうとする者で	三 その者が法第42条第1項第2号に規	
政令で定める要件に該当するもの	定する処分対象農地等についての所	
(経営移譲者の配偶者並びに直系	有権若しくは使用収益権を取得する	
東属及びその配偶者を除く。)、基	日において耕作(農地法第43条第1項	
金、農地中間管理事業の推進に関	の規定により耕作に該当するものと	
する法律(平成25年法律第101号)	の	
第2条第4項に規定する農地中間管	下同じ。) 若しくは養畜の事業に従事	
現機構その他政令で定める者	していた期間が3年以上あること又	
建機件での他政力で定める名	は同日まで引き続き1年以上耕作若	
	しくは養畜の事業に従事していたこ	
	と。	
	第8条 法第42条第1項第2号イの政令で	
	定める者は、次に掲げる者とする。	
	一 農地等につき所有権又は使用収益	
	権に基づいて耕作又は養畜の事業を	
	行う60歳未満の者(農業者年金の被	
	1 700	
	所有権又は使用収益権に基づいてそ	
	の事業に供する農地等(法第42条第1	
	項第2号に規定する処分対象農地等	
	頃第2万に規定りる処分対象展地寺 のうちその者が所有権又は使用収益	
	のりらての有が所有権又は使用収益	

権を取得することとなる農地等を含む。)の面積の合計が30アール(北海

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	道の区域内に住所を有する者につい	
	ては、1ヘクタール) 以上であるもの	
	二 農地等につき耕作又は養畜の事業	
	を行う農地所有適格法人(農地法第2	
	条第3項に規定する農地所有適格法	
	人をいう。以下この条及び第9条の3	
	第2号において同じ。)の組合員、社	
	員又は株主たる60歳未満の者(農業	
	者年金の被保険者である者を除く。)	
	であつて、次に掲げる要件の全てに	
	該当するもの	
	イ 当該農地所有適格法人の常時従	
	事者であること。	
	ロ 当該農地所有適格法人が所有権	
	又は使用収益権に基づいてその事	
	業に供する農地等の合計面積をそ	
	の組合員、社員又は株主の総数で	
	除して得た面積と当該組合員、社	
	員又は株主が所有権又は使用収益	
	権に基づいてその耕作又は養畜の	
	事業に供する農地等 (法第42条第1	
	項第2号に規定する処分対象農地	
	等のうち当該組合員、社員又は株	
	主が所有権又は使用収益権を取得	
	することとなる農地等を含む。)の	
	合計面積の総合計が第2条に規定	
	する面積以上であること。	
	三農地等につき耕作又は養畜の事業	
	を行う農地所有適格法人に対する持	
	分又は株式を取得することにより新	
	たに当該農地所有適格法人の組合	
	員、社員又は株主となる60歳未満の 者であつて、前号イ及びロに掲げる	
	要件に該当することが確実と認めら	
	安性に該当りることが確実と認めり れるもの	
	四 農地等につき耕作又は養畜の事業	
	を行う法人	
	五 農業協同組合、農業協同組合連合	
	会又は農事組合法人(農業協同組合	
	法第72条の10第1項第2号の事業を行	
	うものを除く。)	
	六 地方公共団体	
	七 農地法施行令(昭和27年政令第445	
	号) 第2条第2項第3号に規定する法人	
ロ 経営移譲者の直系卑属(譲受適	(後継者移譲の相手方についての要件)	
格被保険者を除く。) のうち政令で	第9条 法第42条第1項第2号ロの政令で	
定める要件に該当する1人の者(経	定める要件は、直系卑属に対する農地	
営移譲者が第23条第1項第4号の規	等の所有権若しくは使用収益権の移転	
定によりその耕作又は養畜の事業	又は使用収益権の設定による耕作又は	
の後継者として指定したその者の	養畜の事業の廃止が終了する日として	
直系卑属で、同項の規定による申	同項第1号の主務省令で定める日にお	
出をして農業者年金の被保険者と	いて耕作若しくは養畜の事業に従事し	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
なり、かつ、引き続き農業者年金の	ていた期間が3年以上ある者又は同日	
被保険者となつている者があると	まで引き続き1年以上耕作若しくは養	
きは、その者) 又はその配偶者 (譲	畜の事業に従事していた者であつて、	
受適格被保険者を除き、政令で定 める者に限る。)	60歳未満のものであることとする。	
	第9条の2 法第42条第1項第2号ロの政令	
	で定める者は、その者に対する農地等	
	の所有権若しくは使用収益権の移転又	
	は使用収益権の設定による耕作又は養	
	畜の事業の廃止が終了する日として同 項第1号の主務省令で定める日におい	
	て耕作若しくは養畜の事業に従事して	
	いた期間が3年以上ある者又は同日ま	
	で引き続き1年以上耕作若しくは養畜	
	の事業に従事していた者であつて、60	
→ V7 24 14 14 18 NL ~ > T ~ N 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	歳未満のものとする。	
三 経営移譲者が、次のイ及びロに掲 げる者に対し、それぞれイ及びロに		
り る有に対し、てれてれる及びロに 掲げる処分対象農地等について、政		
令で定めるところにより、所有権若		
しくは使用収益権を移転し、又は使		
用収益権を設定することにより、当		
該耕作又は養畜の事業を廃止したも		
のであること。		
	(第三者及び後継者に分割して経営移譲	
イ 前号イに掲げる者(個人(農業者	をする場合の要件)	
年金の被保険者を除く。)にあつて	第9条の3 法第42条第1項第3号イの政令	
は、耕作又は養畜の事業に常時従	で定める要件は、次の各号のいずれか	
事することその他政令で定める要 件に該当する者に限る。) 処分対	に掲げるものとする。 - 国民年金法第7条第1項第2号又は	
象農地等のうち農地保有の合理化	第3号に該当しない者であつて、その	
に資するものとして政令で定める	者が法第42条第1項第3号イに掲げる	
面積以上の面積の農地等	処分対象農地等についての所有権又	
	は使用収益権を取得する日以後に農	
	業者年金の被保険者の資格を取得す	
	ることが確実と認められるものであること。 ること。	
	二 国民年金法第7条第1項第2号に該	
	当する者であつて、農地等につき耕	
	作又は養畜の事業を行う農地所有適	
	格法人の組合員、社員又は株主たる	
	40歳未満のものであること。 三 国民年金法第7条第1項第2号に該	
	二 国民年金伝第1宋第1項第2万に該当するに至つたため農業者年金の被	
	保険者でなくなり、引き続き同号に	
	該当している者であつて、次に掲げ	
	る要件の全てに該当するものである	
	こと。	
	イ 法第42条第1項第3号イに掲げる	
	処分対象農地等についての所有権 又は使用収益権を取得する日まで	
	入は灰川収益惟と収付りる日よじ	l l

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
辰耒有平並基並佐	展業有年金基金法施行令 引き続き3年以上耕作又は養畜の	辰未4 十並茲並広施1 規則
	事業に常時従事していたこと。	
	ロ その国民年金法第7条第1項第2	
	号に該当するに至つたことにより	
	農業者年金の被保険者でなくなつ	
	た日の属する月後6月以内に再び	
	農業者年金の被保険者の資格を取	
	得することが確実と認められるこ	
	と。	
	第9条の4 法第42条第1項第3号イの政令	
	で定める面積は、次に掲げる面積のう	
	ちいずれか大きい面積とする。	
	- 法第42条第1項第2号に規定する処	
	分対象農地等の面積の2分の1に相当 する面積	
	二 30アール(北海道の区域内に住所	
	を有する者については、1へクター	
	ル)	
ロ 前号ロに掲げる者(国民年金法		
第7条第1項第2号に該当する者で	第9条の5 法第42条第1項第3号ロの国民	
政令で定めるものその他の政令で	年金法第7条第1項第2号に該当する者	
定める者に限る。) 処分対象農地	で政令で定めるものは、同号に該当す	
等のうちイに掲げる農地等を除い	る者のうち耕作又は養畜の事業に常時	
た残余の全て	従事する者以外のものとする	
	2 法第42条第1項第3号ロのその他の政	
	令で定める者は、次に掲げる者とする。	
	一 前項に規定する者	
	二 国民年金法第7条第1項第2号に該	
	当しない者(農業者年金の被保険者	
	を除く。)で別表に定める程度の障害	
	の状態にあるもの(耕作又は養畜の 事業に常時従事する者を除く。)	
四 経営移譲者が、処分対象農地等の	 (日常生活に必要な最小限度の面積)	
うちその者の日常生活に必要な最少	第10条 法第42条第1項第4号の政令で定	
限度の面積として政令で定める面積	める面積は、10アールとする。ただし、	
以内の面積の農地等を除いた残余の	北海道の区域内に住所を有する者につ	
全てについて、第2号イに掲げる者に	いては、20アールとする。	
対し、政令で定めるところにより、所		
有権若しくは使用収益権を移転し、		
又は使用収益権を設定することによ		
り、当該耕作又は養畜の事業を縮小		
したものであること。		
2 経営移譲者が、基準日後1年間に農地		
所有適格法人に対する持分又は株式を		
取得した者である場合における前条の		
規定の適用については、前項の規定に		
よるほか、その者が当該期間内に同項		
第2号イ又は口に掲げる者に対しその		
取得に係る持分又は株式の全部の譲渡 しをした場合に限り、同条第1号又は第		
2号の経営移譲があつたものとする。		
4 クツル生音 1夕瞬/パタノノに もVノこ り る。	I	l

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則

- 3 処分対象農地等のうちに小作地等 (耕作の事業を行う者が所有権以外の 権原に基づいてその事業に供している 農地及び耕作又は養畜の事業を行う者 が所有権以外の権原に基づいてその事 業に供している採草放牧地をいう。以 下同じ。)があり、又は処分対象農地 等のすべてが小作地等である場合にお いて、経営移譲者が、基準日後1年内に、 その小作地等の全部又は一部(処分対 象農地等のすべてが小作地等である場 合にあつては、その一部) について、 政令で定めるところにより、その有す る使用収益権を消滅させ、かつ、その 他の処分対象農地等について次の各号 のいずれかにより所有権若しくは使用 収益権の移転又は使用収益権の設定を したときは、その区分に応じ、その使 用収益権を消滅させた小作地等につい ても、第1項第2号イ若しくは口に掲げ る者に対する同号に該当する所有権若 しくは使用収益権の移転若しくは使用 収益権の設定、同項第3号イ及び口に掲 げる者に対する同号に該当する所有権 若しくは使用収益権の移転若しくは使 用収益権の設定又は同項第四号に該当 する所有権若しくは使用収益権の移転 若しくは使用収益権の設定があつたも のとみなす。
 - 一 当該その他の処分対象農地等のすべてについて、第1項第2号又は第3号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること。
 - 二 当該その他の処分対象農地等のうち第1項第4号の政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、同号の規定の例により、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定すること
- 4 処分対象農地等のすべてが小作地等である場合において、経営移譲者が基準日後1年内に処分対象農地等のすべてについて、政令で定めるところにより、その有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、第1項第2号イに掲げる者に対する同号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなし、経営移譲者が基準日後1年内に

(使用収益権の消滅の要件)

第10条の2 法第42条第1項第2号の処分 対象農地等に係る同条第3項及び第4項 の規定による使用収益権の消滅は、そ の使用収益権を消滅させることにより その農地等が農業者年金の被保険者そ の他主務省令で定める者に返還させる こととなるものでなければならない。 (農地等の返還の相手方等)

- 第32条の2 令第10条の2の主務省令で定 める者は、次に掲げる者(農業者年金の 被保険者を除く。)とする。
 - 一 農地等につき使用収益権を消滅させようとする者の配偶者以外の者
 - 二 農地等をその者の配偶者に返還し ようとする者がその旨を基金に届け 出ている場合における当該配偶者
- 第32条の3 前条第2号の規定による届出 は、当該農地等につき使用収益権を消 滅させようとする日の1月前までに、次 に掲げる事項を記載した届書を基金に 提出してしなければならない。
 - 一 氏名、生年月日及び住所
- 一 使用収益権を消滅させようとする 農地等の所在、地番及び面積並びに 配偶者の氏名、生年月日及び住所
- 三 使用収益権を消滅させようとする 理由
- 四 使用収益権を消滅させようとする 年月日
- 五 農業者年金被保険者証の記号番号

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
処分対象農地等のうち同項第4号の政令で定める面積以内の面積の小作地等を除いた残余のすべてについて、政令で定めるところにより、その有する使用収益権を消滅させたときは、その使用収益権を消滅させた処分対象農地等については、同項第四号に該当する使用収益権の移転があつたものとみなす。		
5 前2項の規定は、処分対象農地等のうちに基準日後1年内に土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律によって収用されたものその他政令で定めるものがあり、又は処分対象農地等のすべてがこれらの農地等である場合について準用する。	第11条 法第42条第5項の政令で定める農地等は、次のとおりとする。 一 基準日後1年内に土地収用法(昭和26年法律第219号) その他の法律によって使用収益権の同じ。次号において使用収益権の同じ。次号において使用収益権の設定をされた農地等 二 その所有権者しくは使用収益権を設定した。	
第42条の2 農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(その配偶者が、第23条第1項第2号に該当することにより同項又は同条第2項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて、かつ、所有権又は使用収益権に	農地等 (特定経営移譲者の経営移譲の要件に係る農地等の最低面積) 第11条の2 法第42条の2の政令で定める面積は、60アールとする。ただし、北海道の区域内に住所を有する者については、2ヘクタールとする。	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
基づいてその事業に供する農地等の面		
積の合計が同条第1項第1号の政令で定		
める面積に満たないものである者に限		
る。以下「特定経営移譲者」という。)		
及びその配偶者(以下「特定経営移譲		
配偶者」という。)についての第41条		
第1項第1号又は第2号の経営移譲とは、		
前条の規定にかかわらず、基準日にお		
いてその耕作又は養畜の事業に供して		
いた農地等(特定経営移譲者及び特定		
経営移譲配偶者が所有権又は使用収益		
権に基づいてその事業に供する農地等		
の面積の合計が政令で定める面積以上		
であるものに限る。)について、特定		
経営移譲者及び特定経営移譲配偶者		
が、その合意に基づいて、同条(同条		
第1項第1号を除く。)の規定の例によ		
り、所有権若しくは使用収益権を移転		
し、若しくは使用収益権を設定し、又		
は使用収益権を消滅させることによ		
り、耕作又は養畜の事業を廃止し、又		
は縮小することをいうものとする。		
		(経営移譲をすることができる農地所有
		適格法人の範囲)
第43条 農地等につき所有権又は使用収		第33条 法第43条の主務省令で定める者
益権に基づいて耕作又は養畜の事業を		は、基準日(同条第1号の基準日をい
行う農地所有適格法人の組合員、社員		う。)において、農地等につき所有権
又は株主である者(主務省令で定める		又は使用収益権に基づいて耕作又は養
者に限る。) についての第41条第1項第		畜の事業を行なう農地所有適格法人
1号又は第2号の経営移譲とは、第42条		(農地法第2条第3項に規定する農地所
の規定にかかわらず、その者が当該農		有適格法人をいう。次条において同
地所有適格法人に対して有する持分又		じ。)の組合員、社員又は株主である
は株式の全部の譲渡しをしてその組合		者とする。
員、社員又は株主でなくなり、かつ、そ		
の者が農地等につき所有権又は使用収		
益権に基づいて行う耕作又は養畜の事		
業を廃止し又は縮小した場合におい		
て、その持分又は株式の全部の譲渡し		
及びその事業の廃止又は縮小が次の各		(農地所有適格法人に対して有する持分
号に掲げる要件に該当することをいう		又は株式の全部の譲渡しが終了する
ものとする。		目)
ー その持分又は株式の全部の譲渡し		第34条 法第43条第1号及び第44条第2項
が終了する日として主務省令で定め		第1号の農地所有適格法人に対して有
る日又はその事業の廃止若しくは縮		する持分又は株式の全部の譲渡しが終
小が終了する日として主務省令で定		了する日として主務省令で定める日
める日のいずれか遅い日の1年前の		は、農地所有適格法人に対して有する
日(以下この条において「基準日」と		持分又は株式の全部の譲渡しをしよう
いう。) において当該農地所有適格法		とする者のその持分又は株式の全部に
人が所有権又は使用収益権に基づい		ついて、その持分又は株式の譲渡しに
てその事業に供していた農地等の合		係る契約に基づき当該譲渡しの効力が

生じたこととなる日とする。

計面積を基準日におけるその組合

員、社員又は株主の総数で除して得

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
た面積と基準日においてその者が所		
有権又は使用収益権に基づいてその		
耕作又は養畜の事業に供していた農		
地等の合計面積の総合計が、第23条		
第1項第1号の政令で定める面積以上		
であつた場合において、その者がそ		
の持分又は株式の全部の譲渡しを		
し、かつ、当該耕作又は養畜の事業を		
廃止し、又は縮小したものであるこ		
二 その者が第42条第1項第2号イ又は		
ロに掲げる者に対しその持分又は株		
式(その者が基準日後1年間に農地所		
有適格法人に対する持分又は株式を		
取得したときは、その取得に係る持		
分又は株式を含む。)の全部の譲渡し		
をしたものであること。		
三 その者が、基準日において所有権		
又は使用収益権に基づいてその耕作		
又は養畜の事業に供していた農地等		
(その者が基準日後1年間に農地等		
について所有権若しくは使用収益権		
を取得し又は使用収益権に基づき使		
用及び収益をさせている農地等の返		
還を受けたときは、その取得又は返		
還に係る農地等を含む。) について、		
第42条 (同条第1項第1号及び第2項を		
除く。)の規定の例により、所有権若		
しくは使用収益権を移転し、若しく		
は使用収益権を設定し、又は使用収		
益権を消滅させることにより、当該		
耕作又は養畜の事業を廃止し、又は		
縮小したものであること。		
		(経営移譲年金の支給の繰下げの申出
(支給の繰下げ)		等)
第43条の2 経営移譲年金に係る受給権		第34条の2 法第43条の2第1項の規定に
者は、第34条第1項の請求と同時に、基		よる申出は、次に掲げる事項を記載し
金に対し、その者が指定する月(その者		た申出書を基金に提出してしなければ
が65歳に達する日の属する月の翌月以		ならない。
前の月に限る。以下「指定月」という。)		一 氏名、生年月日及び住所
まで経営移譲年金の支給を繰り下げる		二 指定月
べき旨の申出をすることができる。		三農業者年金被保険者証の記号番号
2 前項の申出は、経営移譲年金の受給		
権を有することとなった日から起算し		
て1年を経過したときは、することがで		
きない。		
3 第1項の申出をした者は、いつでも、		2 法第43条の2第3項の規定による同条
将来に向かつてその申出を撤回するこ		第1項の申出の撤回は、次に掲げる事項
とができる。		を記載した申出書に農業者年金証書を
		添え、これを基金に提出してしなけれ
		ばならない。
		一氏名、生年月日及び住所
		二 その撤回の効力を生ずべき年月日

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
辰未行十亚坐亚仏	辰未任十亚圣亚仏爬门门	三 農業者年金証書の記号番号
		一 成来有干亚吨自沙电力雷力
4 第1項の申出をした者に対する経営		
移譲年金の支給は、第36条第1項及び第		
46条第1項ただし書の規定にかかわら		
ず、指定月(第1項の申出を撤回したと		
きは、その撤回をした日の属する月の		
翌月。以下同じ。) から始めるものとす		
る。		
5 第1項の申出をした者が、同項の申出		
をせず経営移譲年金が支給されていた		
とすれば、第46条第2項又は第3項の規		
定により経営移譲年金の全部又は一部		
の支給が停止されることとなるとき		
は、その停止されることとなる日に第1		
項の申出を撤回したものとみなす。		
(年金額)		
第44条 経営移譲年金の額は、第1号に掲		
げる額(経営移譲年金の支給を受ける		
原因となつた第41条第1項第1号又は第		
2号の経営移譲が加算の要件に該当す		
る経営移譲である場合には、その額に		
第2号に掲げる額を加算した額)とす		
る。		
一 支給基準時年齢(経営移譲年金の		
受給権を有することとなつた日の属		
する月の末日における年齢(前条第1		
項の申出をした者にあつては、指定		
月の前月の末日における年齢) をい		
う。以下同じ。)についての別表第1		
の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞ		
れ同表の第2欄に掲げる額に保険料		
納付済期間の月数を乗じて得た額		
二 支給基準時年齢についての別表第		
1の第1欄に掲げる区分に応じ、それ		
ぞれ同表の第3欄に掲げる額に保険		
料納付済期間の月数を乗じて得た額		
	(年金額の加算に係るやむを得ない事	
2 前項の加算の要件に該当する経営移	由)	
譲とは、第42条から第43条までに規定	第11条の3 法第44条第2項の政令で定め	
する経営移譲のうち、次の各号(政令で	るやむを得ない事由は、最初に農業者	
定めるやむを得ない事由により第1号	年金の被保険者の資格を取得した日	
の要件に該当しない者については、同	(以下この条において「資格取得日」と	
号を除く。) に掲げる要件に該当するこ	いう。) において所有権又は使用収益権	
ととする。	に基づいて耕作又は養畜の事業に供し	
	ていた農地等(次の各号に掲げる者に	
	あつては、それぞれ当該各号に掲げる	
	農地等を含む。) の全部又は一部につい	
	て、資格取得日後における都市計画法	
	の規定に基づく都市計画の決定又は変	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
農業者年金基金法 一 当該経営移譲に係る農地等のうち特定農地等を除いた残余の農地等を除いた残余の農地額にあつては、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作各法人にの事業を行う農地所有適格として有する持分又は株式の全部令で定める日において当該農地所有権又は使用にいた農地所有権としてもいて当該農地等を除いた残余の農地等の合計面積をその組合員、社員又は株主の給剥が政令で定める面積以上であること。	農業者年金基金法施行令 更により、法第22条第1項に規定する特定農地等に該当することとなったこととする 一 法第23条第1項第3号に該当することにより同項の規定による申出た者資格取得に対いて書談農地所有適格法人をいう。が所有権又は養畜の事業に供していた農業者年金の被保険者となった。が所有権又は養畜の事業に供していた農業者年金の被保険で当該として農業者年金の被保険で当まる申出た者資格取得による申出た者をその後継者として指定基づいた農業者をその後継者として指定基づいた農産者をその後継者として指定基づいた農性の事業に供していた農地等の後継者といて指定基づいた農地等である場合にあっては、着である場合にあっては、第3号において共産者のあっては、当該指定したおが同項第3号では、が所有権又は使用収益権に基づいた農地等を含む。) (年金額の加算に係る農地等の面積) 第11条の4 法第44条第2項第1号の政令で定める面積は、30アール(北海道の区域内に住所を有する者にしていたは、1へクタール)とする。ただし、法第42条の2に規定する経営移譲にあつては、60アール(北海道の区域内に住所を有する者については、2へクタール)とする。者については、2へクタール)とする。	農業者年金基金法施行規則
二 当該経営移譲に係る農地等(第42 条第1項第3号の規定に該当して同号 口に掲げる者に対し所有権若しくは 使用収益権の移転又は使用収益権の 設定が行われた農地等のうち政令で 定める面積以下のもの及び同項第4 号の政令で定める面積以内の面積の 農地等として所有権若しくは使用収	(年金額の加算に係る分割して後継者に 処分できる農地等の面積) 第11条の5 法第44条第2項第2号の政令 で定める面積は、当該経営移譲に係る 農地等(同号ロ及びハに掲げる農地等 を除く。)の面積の4分の1に相当する面 積とする。	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
益権の移転又は使用収益権の設定が	展末日干亚基亚[4][6][7]	展末日十亚基亚西港门州州
行われなかつた農地等を除く。)のす		
べてが次のイからハまでに掲げる農		
地等のいずれかに該当すること。		
20 (13) () ((a) (a) (a) (a) (a) (a) (
イ 第42条第1項第2号イに掲げる者	 (特定譲受者の範囲)	
(個人(農業者年金の被保険者を	第11条の6 法第44条第2項第2号イの政	
除く。)にあつては、耕作又は養畜	令で定める要件は、次の各号のいずれ	
の事業に常時従事することその他	かに掲げるものとする。	
政令で定める要件に該当する者に	一 国民年金法第7条第1項第2号又は	
限る。)又は同号ロに掲げる者(農	第3号に該当しない者であつて、その	
業者年金の被保険者又は耕作若し	者が当該農地等についての所有権若	
くは養畜の事業に常時従事する政	しくは使用収益権又は当該経営移譲	
令で定める者に限る。)(以下「特	に係る農地所有適格法人に対する持	
定譲受者」と総称する。)に対し、	分若しくは株式を取得する日以後に	
所有権若しくは使用収益権を移転	農業者年金の被保険者の資格を取得	
し、又は使用収益権を設定した農	することが確実と認められるもので	
地等	あること。	
ロ 使用収益権を消滅させた小作地	二 国民年金法第7条第1項第2号に該	
等である農地等	当する者であつて、農地等につき耕	
ハ 土地収用法その他の法律によつ	作又は養畜の事業を行う農地所有適	
て収用された農地等又は第42条第	格法人の組合員、社員又は株主たる	
5項の政令で定める農地等	40歳未満のものであること。	
三 当該経営移譲に係る農地所有適格	三 国民年金法第7条第1項第2号に該	
法人に対して有する持分又は株式の	当するに至つたため農業者年金の被	
全部の譲渡しが特定譲受者に対する	保険者でなくなり、引き続き同号に	
譲渡しであること。	該当している者であつて、次に掲げ	
	る要件の全てに該当するものである	
	こと。	
	イ 当該農地等についての所有権若	
	しくは使用収益権又は当該農地所	
	有適格法人に対する持分若しくは	
	株式を取得する日まで引き続き3	
	年以上耕作又は養畜の事業に常時	
	従事していたこと。	
	ロ その国民年金法第7条第1項第2	
	号に該当するに至つたことにより	
	農業者年金の被保険者でなくなっ	
	た日の属する月後6月以内に再び	
	農業者年金の被保険者の資格を取	
	得することが確実と認められるこ	
	ځ.	
	 第11条の7 法第44条第2項第2号イの政	
	第11余の7 伝第44余第2項第2号7の図 令で定める者は、前条第1号又は第3号	
	に掲げる要件のいずれかに該当する者	
	とする。	
3 特定配偶者期間を有する受給権者		
(第54条の規定により死亡一時金の支		
給を受けた者を除く。) についての第1		
項の規定の適用については、同項中「保		
険料納付済期間の月数」とあるのは、		
1 2411914 A 11/2014 (C 2) 2 1/201	ı	ı

農業者年金基金法

農業者年金基金法施行令

農業者年金基金法施行規則

「保険料納付済期間の月数と特定配偶 者期間の月数の3分の1に相当する月数 とを合算した月数」とする。

- 4 受給権者が、経営移譲年金の支給を 受ける原因となつた第41条第1項第1号 又は第2号の経営移譲において、第42条 第1項第2号ロに掲げる者のうち特定譲 受者以外の者に対して農地等の使用収 益権を設定した者である場合には、次 の各号のいずれかに該当するに至つた ときは、その該当するに至つた日の属 する月の翌月から、当該受給権者に支 給する経営移譲年金の額を第1項第1号 に掲げる額に同項第2号に掲げる額を 加算した額に改定する。
 - 一 当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の全部の返還を受けて、その返還に係る農地等の全部又は当該農地等のうち第42条第1項第4号の政令で定める面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて、特定譲受者(同項第2号イに掲げる者に限る。)に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定したとき。
 - 二 当該使用収益権の設定を受けた者がその返還の時において第42条第1項第3号ロに掲げる者に該当している場合であつて、当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等のうち農地保有の合理化に資するものとして政令で定める面積以上の面積の農地等の返還を受けて、その返還に係る農地等のすべてについて、特定譲受者(同号イに掲げる者に限る。)に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定したとき。

(失権)

第45条 経営移譲年金に係る受給権は、 受給権者が死亡したときは、消滅する。

(支給停止)

第46条 経営移譲年金は、受給権者が60 歳未満であるときは、60未満である間、 その支給を停止する。ただし、受給権者 が疾病又は負傷により政令で定める程 度の障害の状態にある場合におけるそ (年金額の改定の要件)

第11条の8 法第44条第4項第1号及び第2 号(法第52条第3項において準用する場合を含む。)に規定する所有権若しくは 使用収益権の移転又は使用収益権の設 定は、第7条各号に掲げる要件を満たす ものでなければならない。

- 第11条の9 法第44条第4項第2号(法第52 条第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める面積は、次に掲 げる面積のうちいずれか大きい面積と する。
 - 一 当該使用収益権に基づき使用及び 収益をさせている農地等の面積の4 分の3に相当する面積
 - 二 30アール(北海道の区域内に住所を有する者については、1ヘクタール)

(支給停止が解除される障害の状態) 第12条 法第46条第1項ただし書の政令 で定める程度の障害の状態は、別表の とおりとする。 (年金額の改定の届出)

第34条の3 経営移譲年金を受ける原因 となつた法第41条第1項第1号又は第2 号の経営移譲において、法第42条第1項 第2号ロに掲げる者のうち特定譲受者 (法第44条第2項第2号イの特定譲受者 をいう。以下同じ。) 以外の者に対して 農地等の使用収益権の設定をした経営 移譲年金に係る受給権者が、法第44条 第4項各号に掲げる所有権若しくは使 用収益権の移転又は使用収益権の設定 をしたときは、第35条の33第1項の届書 に当該所有権若しくは使用収益権の移 転又は使用収益権の設定の相手方が特 定譲受者(法第42条第1項第2号イに掲 げる者に限る。) であることを明らかに できる書類を添えなければならない。

(障害による経営移譲年金の支給停止の 解除の請求)

第35条 法第46条第1項ただし書の規定 により経営移譲年金の支給の停止の解 除を受けようとする者は、次に掲げる 事項を記載した請求書に別記様式第2 号による障害の状態に関する医師又は

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
の障害の状態にある期間については、		歯科医師の診断書を添え、これを基金
この限りでない。		に提出しなければならない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 障害の状態
		三 農業者年金証書の交付を受けた者
		にあつては、農業者年金証書の記号
		番号
		(経営移譲年金の支給停止事由該当の届
		出)
2 経営移譲年金は、前項の規定による		第36条 経営移譲年金に係る受給権者
場合のほか、受給権者が次の各号のい		は、法第46条第2項各号又は第3項(同条
ずれかに該当するに至つたときは、そ		第四項において準用する場合を含む。)
の該当している期間、その支給を停止		のいずれかに該当するに至つたとき
する。		は、次に掲げる事項を記載した届書を、
一 農地等の所有権若しくは使用収益		遅滞なく、基金に提出しなければなら
権を取得し、又は使用収益権に基づ		ない。
き使用及び収益をさせている農地等		一 氏名、生年月日及び住所
の返還を受けて、その取得又は返還		二 経営移譲年金の支給の停止の事由
に係る農地等につき耕作又は養畜の		及びその事由が発生した年月日
事業を行う者となつたとき(その者		三 農業者年金証書の記号番号
が、経営移譲年金の支給を受ける原		2 前項の規定は、法第46条第1項ただし
因となつた第41条第1項第1号又は第		書の規定により経営移譲年金の支給を
2号の経営移譲において、第42条第1		受けている者が令別表に掲げる障害の
項第2号ロ又は第3号イ及びロに掲げ		状態にある者でなくなつた場合につい
る者に対して農地等の所有権若しく		て準用する。
は使用収益権を移転し、又は使用収		
益権を設定した受給権者以外の者で		(経営移譲年金の支給停止事由消滅の届
ある場合には、その取得又は返還に		出)
係る農地等につき耕作又は養畜の事		第37条 経営移譲年金に係る受給権者
業を行うことにより、その者が同項		は、法第46条第2項又は第3項(同条第4
第四号の政令で定める面積を超える		項において準用する場合を含む。第2号
面積の農地等につき所有権又は使用		において同じ。)の規定により支給を停
収益権に基づいて耕作又は養畜の事		止されている経営移譲年金につき支給
業を行う者となつた場合に限る。)。		の停止の事由が消滅したときは、次に
二農地等につき所有権又は使用収益		掲げる事項を記載した届書を、遅滞な
権に基づいて耕作又は養畜の事業を		く、基金に提出しなければならない。
行う農地所有適格法人の組合員、社 員又は株主となつたとき。		一 氏名、生年月日及び住所二 法第46条第2項各号又は第3項に該
貝又は休主となったとき。		当しなくなつた事由の詳細及びその
		事由が発生した年月日
		三農業者年金証書の記号番号
		─ 辰来日十並証書♥ノ記万借万
		 (特定処分対象農地等についての所有権
		の移転等をする期間)
 三 受給権者が、経営移譲年金の支給	(支給停止の要件)	第35条の2 令第12条の2第1号の主務省
を受ける原因となった第41条第1項	第12条の2 法第46条第2項第3号の政令	令で定める期間は、譲受後継者(法第46
第1号又は第2号の経営移譲におい	で定める要件は、次のとおりとする。	条第2項第3号に規定する譲受後継者を
マ 第49条第1百第9円,只刀) 第9円,只	株字加八社各典地位() (社会) 4 条 第 1	ハる 以下団に) みと株字加八号角曲

一 特定処分対象農地等(法第34条第1

項に規定する受給権者が、経営移譲

年金の支給を受ける原因となつた法

第41条第1項第1号又は第2号の経営

移譲において、譲受後継者(法第46条

いう。以下同じ。) から特定処分対象農

地等(令第12条の2第1号の特定処分対

象農地等をいう。以下同じ。) の返還を

受けた日から起算して一年とする。

て、第42条第1項第2号ロ又は第3号ロ

に掲げる者(以下この項において「譲

受後継者」という。) に対して農地等

の使用収益権を設定した者である場

合には、当該使用収益権に基づき使

農業者年金基金法施行規則 農業者年金基金法 農業者年金基金法施行令 第2項第3号に規定する譲受後継者を 用及び収益をさせている農地等の全 部又は一部について返還を受けたこ いう。以下同じ。) に対して設定した と又は使用収益権の移転若しくは設 使用収益権に係る農地等をいう。以 定があつたことにより、譲受後継者 下同じ。) の全部又は一部の返還を受 に対して、当該農地等の全部又は一 けた場合。ただし、次のイに該当する 部について使用及び収益をさせない 場合又は主務省令で定める期間内に こととなつた場合であつて、農地保 次の口からりまでに規定する所有権 有の合理化の見地から見て不適当と 若しくは使用収益権の移転若しくは 認められるものとして政令で定める 使用収益権の設定をする場合を除 (譲受後継者の事業廃止等の事由) 要件に該当する者となつたとき。 く。 第35条の3 令第12条の2第1号イの主務 イ 譲受後継者が別表に定める障害 省令で定める事由は、次のとおりとす の状態になつたことその他の主務 省令で定める事由によりその耕作 一 令別表に定める障害の状態になつ 又は養畜の事業を廃止し又は縮小 たこと。 二 次に掲げる事由により市町村(特 したため特定処分対象農地等の全 部又は一部の返還を受けたとき。 別区を含むものとし、地方自治法(昭 和22年法律第67号) 第252条の19 [指 定都市の特例〕第1項の指定都市にあ つては、区とする。以下同じ。)の区 域を越えて住所又は居所を移したこ イ 疾病又は負傷による療養 ロ 就学(修業後速やかに特定処分 対象農地等につき耕作又は養畜の 事業を行うことが明らかであると 認められる場合に限る。) ハ 公選による公職への就任 ニ 懲役刑若しくは禁錮刑の執行又 は未決勾留 三 特定処分対象農地等について所有 権若しくは使用収益権の移転又は使 用収益権の設定を拒むときは土地収 用法その他の法律によつて収用又は 使用(使用収益権の収用又は使用を 含む。以下同じ。)をされることとな つたこと。 四 特定処分対象農地等について災害 により耕作又は養畜の事業を行うこ とが著しく困難となつたこと。 五 一団の農地等である特定処分対象農 地等(以下「一団の特定処分対象農地 等」という。) の一部が次のイからニ までに掲げる農地等となった場合にお いて、当該農地等となつた日から起算 して1年以内に、当該一団の特定処分対 象農地等の残余のうち効率的に利用し て耕作又は養畜の事業を行うことが著 しく困難となったと認められる部分を 当該事業に供しなくなったこと。 イ 土地収用法その他の法律によつ て収用又は使用をされた農地等

> ロ その所有権若しくは使用収益権 の移転又は使用収益権の設定を拒

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		むときは土地収用法その他の法律
		によつて収用又は使用をされるこ
		ととなる場合において、その所有
		権若しくは使用収益権を譲渡し、
		又は使用収益権を設定した農地等
		ハ 土地収用法第3条各号の1に該当
		するものに関する事業に準ずるも
		のとして主務大臣が定める事業の
		用に供されることとなつた農地等
		(その用に供されないときは、土
		地の適正かつ合理的な利用に支障
		を生ずると認められる場合に限
		る。)
		ニ 災害により耕作又は養畜の事業
		を行うことが著しく困難となつた
		農地等
		六 特定処分対象農地等について、そ
		の所有権若しくは使用収益権の移転
		又は使用収益権の設定を拒むときは
		土地収用法その他の法律によつて収
		用又は使用をされることとなる他の
		土地(以下「事業対象地」という。)
		に代えて当該事業対象地の所有者又
		は使用収益権の設定を受けていた者
		に対して所有権若しくは使用収益権
		の移転又は使用収益権の設定(当該
		事業対象地を収用し、又は使用をす
		る者(以下「起業者等」という。)が
		あつせんをする場合に限る。)をする
		こととなつたこと(譲受後継者の耕
		作又は養畜の事業に著しい支障が生
		じないと認められる場合に限る。)。
		七 特定処分対象農地等について、第5
		号への主務大臣が定める事業の用に
		供される土地とするため、所有権若
		しくは使用収益権の移転又は使用収
		こと (その所有権若しくは使用収益
		権の移転又は使用収益権の設定が行
		われないときは、土地の適正かつ合
		理的な利用に支障を生ずると認めら
		れる場合に限る。)。
		八 特定処分対象農地等につき使用収 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
		益権を設定した受給権者が自ら居住
		するために必要な住宅(以下この号
		において「特定住宅」という。)につ
		いて次に掲げる事由のいずれかに該
		当することとなった場合において、
		当該事由に該当することとなった日
		から起算して1年以内に、特定処分対
		象農地等を特定住宅の用に供される
		土地とすることとなったこと。
		イ 特定住宅の用に供されている土

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		地の全部又は一部が土地収用法そ
		の他の法律によつて収用又は使用
		をされたこと。
		ロ 特定住宅の用に供されている土
		地の全部又は一部について、その
		所有権若しくは使用収益権の移転
		又は使用収益権の設定を拒むとき
		は土地収用法その他の法律によつ
		て収用又は使用をされることとな
		る場合において、その所有権若し
		くは使用収益権を譲渡し、又は使
		用収益権を設定したこと。
		ハ 特定住宅の用に供されている土
		地の全部又は一部が第5号ハの主
		務大臣が定める事業の用に供され
		る土地となったこと。
		ニ 特定住宅又は当該特定住宅の用
		に供されている土地の全部又は一
		部が災害により被害を受けたこと
		その他のやむを得ない事由により
		良好な居住環境を維持することが
		困難となったこと
		九 特定処分対象農地等について、地
		方公共団体又は災害対策基本法(昭
		和36年法律第223号) 第2条第5号に規
		定する指定公共機関若しくは同条第
		6号に規定する指定地方公共機関が
		行う非常災害の応急対策又は復旧で
		あつて、当該機関の所掌業務に係る
		施設について行うもののために必要
		な施設の敷地に供することとなった
		こと。
		十 特定処分対象農地等について、農
		作物の生産活動の調整又は土砂の崩
		壊の防備その他の国土の保全を目的
		として木竹の植栽をすることとなつ
		たこと。
		十一 特定処分対象農地等について、
		次に掲げる事由のいずれかに該当す
		ることにより一時的に耕作若しくは
		養畜の目的以外の目的に供すること
		又は当該目的に供する者に対して使
		用収益権の移転若しくは設定が行わ
		れることとなつたこと(特定処分対
		象農地等の返還を受けた日から起算
		して3年以内に、当該返還を受けた特
		定処分対象農地等のすべてについ
		て、譲受後継者の耕作又は養畜の事
		業の用に供される土地として、当該
		譲受後継者に対して所有権若しくは
		使用収益権の移転又は使用収益権の
		設定をする場合に限る。)。
		イ 次条及び第35条の26から第35条
	1	1

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		の29までに規定する施設の設置又
		は第5号ハの主務大臣が定める事
		業のために欠くことができない通
		路、土石の捨場、材料の置場、職務
		上常駐を必要とする職員の詰所又
		は宿舎その他の施設の用に供され ること。
		ロー砂利採取法(昭和43年法律第74
		号) 第16条の規定による認可を受
		けた砂利採取業者により当該認可
		に係る採取計画(農地等の復元に
		関する計画が定められているもの
		に限る。) に従つて砂利の採取が行
		われること。
		ハ 試験研究、発掘調査その他特別
		の目的に供されること。
		(特定処分対象農地等の返還等の届出)
		第35条の32 経営移譲年金に係る受給権
		者が、譲受後継者が令第12条の2第1号
		イからリまでに掲げる事由によりその
		耕作若しくは養畜の事業を廃止し若し
		くは縮小したため特定処分対象農地等
		の全部若しくは一部の返還を受けたと
		き又は特定処分対象農地等の全部若し
		くは一部について前条各号に掲げる使
		用収益権の移転若しくは設定があつた
		ことにより譲受後継者に対して当該特
		定処分対象農地等の全部若しくは一部
		について使用及び収益をさせないこと
		となつたときは、次に掲げる事項を記
		載した届書を、遅滞なく、基金に提出
		しなければならない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 返還を受けた特定処分対象農地等
		の所在、地番及び面積又は特定処分
		対象農地等についての使用収益権の
		移転若しくは設定の内容、その相手
		方の氏名、生年月日及び住所(法人に
		あつては、名称、主たる事務所の所在
		の場所及び代表者の氏名)
		三 返還を受けた年月日及びその事由
		又は使用収益権の移転若しくは設定
		の年月日及びその事由
		四 農業者年金証書の記号番号
		2 前項の届書には、次に掲げる書類を
		添えなければならない。
		一 第35条の3第1号に掲げる事由によ
		り特定処分対象農地等の返還を受け
		た場合又は特定処分対象農地等につ
		いての使用収益権の移転若しくは設
		定が前条第10号に掲げる使用収益権
		の移転若しくは設定に該当する場合

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		にあつては、別記様式第2号による障
		害の状態に関する医師又は歯科医師
		の診断書
		二 第35条の3第2号から第11号までに
		掲げる事由により特定処分対象農地
		等の返還を受けた場合にあつては、
		その旨を明らかにすることができる
		書類
		三 前条第12号に掲げる使用収益権の
		移転又は設定があつたことにより特
		定処分対象農地等の全部又は一部に
		ついて使用及び収益をさせないこと
		となつた場合にあつては、次に掲げ
		る書類
		イ 当該特定処分対象農地等に設置
		される農業用施設の概要を明らか
		にすることができる書類
		ロ 当該使用収益権の移転又は設定
		の相手方が第35条の5に規定する
		者であることを明らかにすること
		ができる書類
		四 前条第14号に掲げる使用収益権の
		移転又は設定があつたことにより特
		定処分対象農地等の一部について使
		用及び収益をさせないこととなつた
		場合にあつては、次に掲げる書類
		イ 当該使用収益権の移転又は設定
		の相手方が第1種特定譲受者であ ることを明らかにすることができ
		る書類
		口 譲受後継者が作目の構成その他
		耕作又は養畜の事業の態様を変更
		した場合にあつては、その態様の
		変更が第35条の17に規定する要件
		に適合することを明らかにするこ
		とができる書類
		ハ 譲受後継者が他の農地等につい
		て所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定を受けた
		場合にあつては、当該他の農地等
		の所在、地番及び面積並びに当該
		所有権若しくは使用収益権の移転
		又は使用収益権の設定の内容、年
		月日並びにその相手方の氏名及び
		住所(法人にあつては、名称、主た
		る事務所の所在の場所及び代表者
		の氏名)並びに農地等の集団化に
		資するものであることを明らかに
		することができる書類
		ニ 特定処分対象農地等の一部が第
		35条の19に規定する事業の対象と
		なつた場合にあつては、その旨を
		明らかにすることができる書類

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		ホ 譲受後継者の世帯員が第35条の
		21に掲げる事由に該当した場合で
		あつて、当該該当事由が同条第2号
		に掲げる事由であるときは別記様
		式第2号による障害の状態に関す
		る医師又は歯科医師の診断書、同
		条第1号又は第3号に掲げる事由で
		あるときはその旨を明らかにする
		ことができる書類
		五 前条第15号に掲げる使用収益権の
		移転又は設定があつたことにより特
		定処分対象農地等の一部について使
		用及び収益をさせないこととなった
		場合にあつては、次に掲げる書類
		イ 当該使用収益権の移転又は設定
		の時において譲受後継者が法第42
		条第1項第3号ロに掲げる者に該当
		していたことを明らかにすること
		ができる書類
		ロ当該使用収益権の移転又は設定
		の相手方が法第42条第1項第3号イ
		に掲げる者であることを明らかに
		することができる書類
		六 前条第16号に掲げる使用収益権の
		移転又は設定があつたことにより特
		定処分対象農地等の全部又は一部に
		ついて使用及び収益をさせないこと
		となった場合にあつては、次に掲げ
		る書類
		イ 当該使用収益権の移転又は設定
		に係る特定処分対象農地等に設置
		される施設の概要を明らかにする
		ことができる書類
		ロ 当該使用収益権の移転又は設定
		の相手方が第35条の24に規定する
		者であることを明らかにすること
		ができる書類
		七 前条第17号に掲げる使用収益権の
		移転又は設定があつたことにより特
		定処分対象農地等の全部又は一部に
		ついて使用及び収益をさせないこと
		となつた場合にあつては、次に掲げ
		る書類
		イ 当該使用収益権の移転又は設定
		に係る特定処分対象農地等に設置
		される施設の概要を明らかにする
		ことができる書類
		口当該使用収益権の移転又は設定
		に係る特定処分対象農地等が第35
		条の30に規定する計画に従い整備
		されることを明らかにすることが
		できる書類
		八 前条各号 (第10号、第12号及び第14

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		号から第17号までを除く。) に掲げる 使用収益権の移転又は設定があつた ことにより特定処分対象農地等の全 部又は一部について使用及び収益を させないこととなつた場合にあつて は、その旨を明らかにすることがで きる書類
	ロ その返還に係る特定処分対象農地等の全部について農業用施設で主務省令で定めるものの用に供される土地として譲受後継者又は地方公共団体、農業協同組合その他の主務省令で定める者に対して所有権若しくは使用収益権の設定(主務省令で定める要件に適合するものに限る。)をすること。	(農業用施設) 第35条の4 令第12条の2第1号ロの主務 省令で定める農業用施設は、次に掲げ るものとする。 一 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施 設、農産物処理加工施設、農産物販売施 設、農産物貯蔵施設、農産物販売施 設その他これらに類する農畜産物の 生産、集荷、加工、調製、貯蔵、出荷 又は販売の用に供する施設 二 たい肥舎、種苗貯蔵施設、農業生産 資材製造施設、農機具収納施設その他 これらに類する農業生産資材の貯蔵、 製造又は保管の用に供する施設 三 家畜診療施設 四 廃棄された農産物又は廃棄された 農業生産資材の処理の用に供する施 設 五 かんがい排水施設 六 農業用道路 七 ため池、土留工その他の農地等又 は農作物の災害を防止するため必要 な施設
		(特定処分対象農地等についての農業用施設の用に供するものとしての所有権の移転等を受ける者) 第35条の5 令第12条の2第1号ロの主務省令で定める者は次に掲げる者とする。 一 地方公共団体 二 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人 三 土地改良区又は土地改良区連合四 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第3号に規定する法人五 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの 六 農業の振興に資する事業を営む株

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		式会社及び持分会社(会社法(平成17
		年法律第86号)第575条第1項に規定
		する持分会社をいう。以下この号及
		び第35条の24第6号において同じ。)
		であつて、農業者、農業協同組合又は
		農業協同組合連合会が、株式会社に
		あつては総株主の議決権(地方公共
		団体が有する議決権及び株主総会に
		おいて決議をすることができる事項
		の全部につき議決権を行使すること
		ができない株式についての議決権を
		除き、同法第879条第3項の規定によ
		り議決権を有するものとみなされる
		株式についての議決権を含む。以下
		同号において同じ。) の過半数を有し
		ているもの、持分会社にあつては業
		務を執行する社員の過半を占めてい
		るもの
		七 農業の振興に資する目的を有する
		法人でない団体であつて、農業者が
		その主たる構成員となつており、か
		つ、代表者及び代表権の範囲、意思決
		定の機関及びその決定の方法並びに
		構成員たる資格並びに構成員の加入
		及び脱退に関する事項について定め
		た規約を有しているもの
		(特定処分対象農地等についての農業用
		施設の用に供するものとしての所有権
		の移転等の要件)
		第35条の6 令第12条の2第1号ロの主務
		省令で定める要件は、使用収益権の設
		定にあつては、その権利の存続期間と
		して10年以上の期間が定められている
		ものであることとする。
		(特定処分対象農地等について所有権の
		移転等をした場合の届出)
		第35条の33 前条の規定による届出をし
		た者が、その返還に係る特定処分対象
		農地等の全部又は一部について令第12
		条の2第1号ロからリまでに規定する所
		有権若しくは使用収益権の移転又は使
		用収益権の設定(同号ニの規定により
		譲受後継者以外の者に対して使用収益
		権を設定した特定処分対象農地等の返
		還を受け、当該返還に係る特定処分対
		象農地等について譲受後継者に対して
		する所有権若しくは使用収益権の移転
		又は使用収益権の設定を除く。)をした
		ときは、次に掲げる事項を記載した届
		書を、遅滞なく、基金に提出しなければ
		ならない。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 返還を受けた特定処分対象農地等
		の所在、地番及び面積
		三 返還を受けた年月日
		四 返還に係る特定処分対象農地等に
		ついてした所有権若しくは使用収益
		権の移転又は使用収益権の設定の内
		容、年月日並びにその相手方の氏名、
		生年月日及び住所(法人にあつては、
		名称、主たる事務所の所在の場所及
		び代表者の氏名)
		五 令第12条の2第1号ロ、同号チ及び
		同号リに規定する所有権若しくは使
		用収益権の移転又は使用収益権の設
		定をした場合にあつては、譲受後継
		者から返還を受けた特定処分対象農 地等に設置される施設の概要
		地寺に放直される他設の概要 六 令第12条の2第1号ハに規定する所
		イ マ第12条の2第1万へに規定する所 有権の移転又は使用収益権の設定を
		有権の移転又は使用収益権の設定を した場合にあつては、譲受後継者か
		ら返還を受けた特定処分対象農地等
		ら 返歴を 支 り た 付 た 処 力 れ 家 展 地 寺 に 代 え て 所 有 権 を 取 得 し た 他 の 農 地
		等の所在、地番及び面積、当該他の農
		地等について所有権を取得した年月
		日並びにその相手方の氏名及び住所
		(法人にあつては、名称、主たる事務
		所の所在の場所及び代表者の氏名) 並びに当該他の農地等について譲受
		後継者に対してした所有権の移転又
		は使用収益権の設定の内容及び年月
		日
		用収益権の設定をした場合にあつて
		は、譲受後継者から返還を受けた特
		定処分対象農地等に代えて使用収益
		権の移転又は設定を受けた他の農地
		等の所在、地番及び面積、当該他の農
		地等について受けた使用収益権の移
		転又は設定の内容、年月日並びにそ
		転叉は設定の内谷、千月日並びにて の相手方の氏名及び住所(法人にあ
		つては、名称、主たる事務所の所在の
		場所及び代表者の氏名)並びに当該
		一 場所及い代表有の氏名)並びに国該 他の農地等について譲受後継者に対
		他の展地寺についく譲交接継名に対してした使用収益権の設定の内容及
		び年月日
		(アグロー) (アプロー)
		有権若しくは使用収益権の移転又は
		有権石しくは使用収益権の移転又は 使用収益権の設定をした場合におい
		て、当該所有権若しくは使用収益権の移転及は使用収益権の移転及は使用収益権の設定が第35
		の移転又は使用収益権の設定が第35
		条の15第2号に該当するときは、特定加入社会出地等のまた更加入社会出
		処分対象農地等のうち再処分対象住
I		宅予定地を除いた残余(当該受給権

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		者の所有に係るものに限る。) 及び再
		処分対象住宅予定地の所在、地番及
		び面積並びに再処分対象住宅予定地
		に建設される住宅の概要
		九 農業者年金証書の記号番号
		2 前項の届書には、次に掲げる書類を
		添えなければならない。
		一 令第12条の2第1号ロに規定する所
		有権若しくは使用収益権の移転又は
		使用収益権の設定をした場合にあつ
		ては、次に掲げる書類
		イ 返還に係る特定処分対象農地等
		に設置される農業用施設の概要を
		明らかにすることができる書類
		ロ 所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定の相手方
		が第35条の5に規定する者である
		場合にあつては、その旨を明らか
		にすることができる書類
		二 令第12条の2第1号ホに規定する所
		有権若しくは使用収益権の移転又は
		使用収益権の設定をした場合にあつ
		ては、次に掲げる書類
		イ 所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定の相手方
		(再処分対象住宅予定地について
		の所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定の相手方
		を除く。)が譲受後継者以外の当該
		受給権者の直系卑属(譲受適格被
		保険者を除く。) のうち第35条の14
		に規定する者に該当する1人の者
		である場合にあつては、その旨を
		明らかにすることができる書類
		ロ 再処分対象住宅予定地について の所有権若しくは使用収益権の移
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		転又は使用収益権の設定の相手方 が譲受後継者以外の者である場合
		にあつては、当該届出をした者と
		その相手方との身分関係を明らか
		にすることができる書類
		三 令第12条の2第1号へに規定する所
		有権若しくは使用収益権の移転又は
		使用収益権の設定をした場合にあつ
		ては、次に掲げる書類
		イ 当該所有権若しくは使用収益権
		の移転又は使用収益権の設定の相
		手方が第1種特定譲受者であるこ
		とを明らかにすることができる書
		類
		ロ 譲受後継者が作目の構成その他
		耕作又は養畜の事業の態様を変更
		した場合にあつては、その態様の
ı	I	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		変更が第35条の17に規定する要件
		に適合することを明らかにするこ
		とができる書類
		ハ 譲受後継者が他の農地等につい
		て所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定を受けた
		場合にあつては、当該他の農地等
		の所在、地番及び面積並びに当該
		所有権若しくは使用収益権の移転
		又は使用収益権の設定の内容、年
		月日並びにその相手方の氏名及び
		住所(法人にあつては、名称、主た
		る事務所の所在の場所及び代表者
		の氏名)並びに農地等の集団化に
		資するものであることを明らかに
		することができる書類
		ニ 特定処分対象農地等の一部が第
		35条の19に規定する事業の対象と
		なつた場合にあつては、その旨を
		明らかにすることができる書類
		ホ 譲受後継者の世帯員が第35条の
		21に掲げる事由に該当した場合で
		あつて、当該該当事由が同条第2号
		に掲げる事由であるときは別記様
		式第2号による障害の状態に関す
		る医師又は歯科医師の診断書、同
		条第1号又は第3号に掲げる事由で
		あるときはその旨を明らかにする
		ことができる書類
		四 令第12条の2第1号トに規定する所
		有権若しくは使用収益権の移転又は
		使用収益権の設定をした場合にあつ
		ては、次に掲げる書類
		イ 特定処分対象農地等の返還の時
		において譲受後継者が法第42条第
		1項第3号ロに掲げる者に該当して
		いたことを明らかにすることがで
		きる書類
		ロ 所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定の相手方
		が法第42条第1項第3号イに掲げる
		者であることを明らかにすること
		ができる書類
		五 令第12条の2第1号チに規定する所
		有権若しくは使用収益権の移転又は
		使用収益権の設定をした場合にあつ
		ては、次に掲げる書類
		イ 返還に係る特定処分対象農地等
		に設置される施設の概要を明らか
		にすることができる書類
		ロ 所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定の相手方
		が第35条の24に規定する者である
	I	A MACCALCAGUE L.O.D. CRA.O.

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		場合にあつては、その旨を明らか
		にすることができる書類
		六 令第12条の2第1号リに規定する所
		有権若しくは使用収益権の移転又は
		使用収益権の設定をした場合にあつ
		ては、次に掲げる書類
		イ 返還に係る特定処分対象農地等
		に設置される施設の概要を明らか
		にすることができる書類
		ロ 返還に係る特定処分対象農地等
		が第35条の30に規定する計画に従
		い整備されることを明らかにする
		ことができる書類
		 (特定処分対象農地等に代えて取得され
		る他の農地等の基準)
		第35条の7 令第12条の2第1号ハの主務
	ハーその返還に係る特定処分対象農	省令で定める基準は、譲受後継者から
	地等の全部について譲受後継者以	返還を受けた特定処分対象農地等に代
	外の者に対して所有権を移転し、	えて譲受後継者以外の者から所有権を
	これに代えて譲受後継者以外の者	取得する他の農地等の面積がその返還
	から他の農地等(主務省令で定め	に係る特定処分対象農地等の面積の8
	る基準に適合するものに限る。)の	割を下らないこととする。
	所有権を取得するとともに、当該	削を下りないこととする。
		(他の典地域)にのいての記去埃の殺害域
	他の農地等の全部について譲受後	(他の農地等についての所有権の移転等
	継者に対して所有権の移転又は使	の要件)
	用収益権の設定(主務省令で定め	第35条の8 令第12条の2第1号ハの主務
	る要件に適合するものに限る。) を すること。	省令で定める要件は、次のとおりとす る。
		一 その所有権の移転又は使用収益権
		の設定が、譲受後継者から返還を受
		けた特定処分対象農地等の全部につ
		いて譲受後継者以外の者に対して所
		有権を移転する日以後にされるもの
		であること。
		二 その所有権の移転又は使用収益権
		の設定が、農地等の農地等以外のも
		のにするためのものでないこと。
		三使用収益権の設定にあつては、そ
		の権利の存続期間として10年以上の
		期間が定められているものであるこ
		と。
		(返還に係る特定処分対象農地等につい
		ての使用収益権の設定の要件)
	ー スの写画におえばみはりは八年	第35条の9 令第12条の2第1号ニの主務
	ニ その返還に係る特定処分対象農	省令で定める使用収益権の設定は、次
	地等の全部について譲受後継者以	の各号に掲げる要件を満たすものとす
	外の者に対して主務省令で定める	3.
	使用収益権の設定をし、これに代	一 農地等を農地等以外のものにする
	えて譲受後継者以外の者から他の	ためのものでないこと。
	農地等(主務省令で定める基準に	二 その権利の存続期間が定められて
	適合するものに限る。) の使用収益	いること。

権の移転又は設定を受けるととも	
に、当該他の農地等の全部につい	(特定処分対象農地等に代えて使用収益
て譲受後継者に対して使用収益権	権の移転等がされる他の農地等の基
の設定(主務省令で定める要件に 適合するものに限る。)をすること	準) 第35条の10 令第12条の2第1号ニの主務
(当該特定処分対象農地等の全部	省令で定める基準は、譲受後継者から
又は一部が譲受後継者以外の者か	返還を受けた特定処分対象農地等に代
ら返還された場合には、直ちに、当	えて譲受後継者以外の者から使用収益
該返還された特定処分対象農地等	権の移転又は設定を受ける他の農地等
の全部について譲受後継者に対し	の面積がその返還に係る特定処分対象
て主務省令で定める所有権若しく	農地等の面積の八割を下らないことと
は使用収益権の移転又は使用収益	する。
権の設定をすることを主務省令で	
定める手続に従い明らかにしてい	
る場合に限る。)。	(他の典地位についてのは円収光性の乱
	(他の農地等についての使用収益権の設 定の要件)
	第35条の11 令第12条の2第1号ニの主務
	省令で定める要件は、次のとおりとす る。
	│
	継者から特定処分対象農地等の返還
	を受けた日から起算して3月以内に
	されるものであること。
	二 その使用収益権の設定が、農地等
	を農地等以外のものにするためのも
	のでないこと。 三 その使用収益権の存続期間が、譲
	受後継者から返還を受けた特定処分
	対象農地等の全部について譲受後継
	者以外の者に対して設定された使用
	収益権の存続期間の終了前に終了す
	るものでないこと。
	 (譲受後継者以外の者から返還された特
	定処分対象農地等についての所有権の
	移転等の要件)
	第35条の12 譲受後継者以外の者から返
	還された特定処分対象農地等について
	の令第12条の2第1号ニの主務省令で定める正有権等しては毎日収益権の発転
	める所有権若しくは使用収益権の移転 又は使用収益権の設定は、次の各号に
	スは使用収益権の設定は、次の各方に 掲げる要件を満たすものとする。
	- 当該返還された日から起算して3
	月以内にされるものであること。
	二 農地等を農地等以外のものにする
	ためのものでないこと。
	三 使用収益権の設定にあつては、そ
	の権利の存続期間として10年以上の
	期間が定められているものであるこ
	と。
	 (譲受後継者以外の者から返還された特

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		定処分対象農地等についての所有権の
		移転等を明らかにする手続)
		第35条の13 経営移譲年金に係る受給権
		者が令第12条の2第1号ニの規定により
		譲受後継者から返還を受けた特定処分
		対象農地等の全部について譲受後継者
		以外の者に対して使用収益権を設定す
		る場合において、当該特定処分対象農
		地等の全部又は一部が譲受後継者以外
		の者から返還された場合には、直ちに、
		当該返還された特定処分対象農地等の
		全部について譲受後継者に対して同号
		ニの主務省令で定める所有権若しくは
		使用収益権の移転又は使用収益権の設
		定をすることを明らかにしようとする
		ときは、第35条の33に規定する届書に
		その旨を明らかにすることができる書
		類を添え、これを基金に提出しなけれ
		ばならない。
		(譲受後継者以外の者から返還された特
		定処分対象農地等について所有権の移
		転等をした場合の届出)
		第35条の34 譲受後継者から返還を受け
		た特定処分対象農地等について譲受後
		継者以外の者に対して第35条の9に規
		定する使用収益権の設定をした者が、
		当該使用収益権に係る特定処分対象農
		地等の全部又は一部が返還された後、
		当該返還された特定処分対象農地等の
		全部について譲受後継者に対して第35
		条の12に規定する所有権若しくは使用
		収益権の移転又は使用収益権の設定を
		したときは、次に掲げる事項を記載し
		た届書を、遅滞なく、基金に提出しなけ
		ればならない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 譲受後継者以外の者から返還され
		た特定処分対象農地等の所在、地番
		及び面積
		三 譲受後継者以外の者から返還を受
		けた年月日
		四 譲受後継者以外の者から返還され
		た特定処分対象農地等について譲受
		後継者に対してした所有権若しくは
		使用収益権の移転又は使用収益権の
		設定の内容及び年月日
		五 農業者年金証書の記号番号
		(特定処分対象農地等についての所有権
		の移転等を受ける直系卑属)
		第35条の14 令第12条の2第1号ホの主務
	ホ 特定処分対象農地等の全部の返	省令で定める者は、譲受後継者から返
	が 付にだ刀刈豕辰地寺の王部の返	百万く足のの日は、歳又仮栖日かり返

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	還を受けた場合であつて、その返	還を受けた特定処分対象農地等のすべ
	還に係る特定処分対象農地等の全	てについて所有権若しくは使用収益権
	部又は一部について法第42条第1	の移転又は使用収益権の設定をする日
	項第2号イに掲げる者又は当該受	において耕作若しくは養畜の事業に従
	給権者の直系卑属(同号イに規定	事していた期間が3年以上ある者又は
	する譲受適格被保険者を除く。)の	同日まで引き続き1年以上耕作若しく
	うち1人の者 (譲受後継者以外の者	は養畜の事業に従事していた者であつ
	にあつては、主務省令で定める者	て、60歳未満のものとする。
	に限る。) に対して所有権若しくは	
	使用収益権の移転又は使用収益権	
	の設定(主務省令で定める要件に	
	適合するものに限る。)をすること。	
		(特定処分対象農地等についての第三者
		又は後継者に対する所有権の移転等の
		要件)
		第35条の15 令第12条の2第1号ホの主務
		省令で定める要件は、次の各号のいず
		れかに掲げるものとする。
		一 譲受後継者から返還を受けた特定
		処分対象農地等についての所有権若
		しくは使用収益権の移転又は使用収
		益権の設定が令第7条各号に掲げる
		要件を満たすものであり、かつ、次の
		イ又はロのいずれかに該当するもの
		であること。
		イ その返還に係る特定処分対象農
		地等のすべて又は当該特定処分対
		象農地等のうち令第10条に規定す
		る面積以内の面積の農地等を除く
		残余のすべてについて、法第42条
		第1項第2号イに掲げる者に対して
		するものであること。
		ロ その返還に係る特定処分対象農
		地等のすべてについて、当該特定
		処分対象農地等につき使用収益権
		を設定した受給権者の直系卑属
		(譲受後継者及び法第42条第1項
		第2号イに規定する譲受適格被保
		険者を除く。) のうち前条に規定す
		る者に該当する1人の者に対して
		するものであること。
		二 譲受後継者から返還を受けた特定
		処分対象農地等のうち再処分対象住
		宅予定地(その返還を受けた日から
		起算して1年以内に、当該特定処分対
		象農地等につき使用収益権を設定し
		た受給権者の直系卑属が自ら居住す
		るために必要な住宅の用に供される
		土地として当該直系卑属に対して所
		有権若しくは使用収益権の移転又は
		使用収益権の設定をする農地等をい
		う。以下同じ。) とする農地等を除い

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		た残余(当該受給権者の所有に係る
		農地等で30アール (北海道の区域 (令
		第2条の北海道の区域をいう。以下同
		じ。)内に住所を有する者について
		は、1ヘクタール)以上のものを含む
		ものに限る。) のすべてについての所
		有権若しくは使用収益権の移転又は
		使用収益権の設定が次に掲げる要件
		のすべてに該当するものであること
		(当該特定処分対象農地等のうち再
		処分対象住宅予定地とする農地等の
		面積が10アール(当該特定処分対象
		農地等が令第12条の2第1号ホに規定
		する所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定に係る返還
		(この号の規定により特定処分対象
		農地等の一部を再処分対象住宅予定
		地とする場合における令第12条の2
		第1号ホに規定する所有権若しくは
		使用収益権の移転又は使用収益権の
		設定に係る返還に限る。)が行われた
		後のものであるときは、10アールか
		ら当該返還を受けて再処分対象住宅
		予定地とした特定処分対象農地等の
		合計面積を控除した面積)以内であ
		る場合に限る。)。
		イ 譲受後継者又は譲受後継者以外
		の当該受給権者の直系卑属(法第
		42条第1項第2号イに規定する譲受
		適格被保険者を除く。) のうち前条
		に規定する者に該当する1人の者
		のいずれか(当該再処分対象住宅
		予定地についての所有権若しくは
		使用収益権の移転又は使用収益権
		の設定を受ける者を除く。) に対し
		てするものであること。
		ロ 農地等を農地等以外のものにす
		るためのものでないこと。
		ハ 使用収益権の設定にあつては、
		その権利の存続期間として10年以
		上の期間(その返還の時において
		当該特定処分対象農地等に係る使
		用収益権の残存期間が10年以上で
		あるときは、その残存期間を超え
		る期間)が定められているもので
		あること。
		<i>ω, ω ⊆ ⊆ </i> 。
		 (特定処分対象農地等についての特定譲
		受者に対する所有権の移転等の要件)
		第35条の16 令第12条の2第1号への所有
	へ 物に相ばる車山のいぜんふいき	
	へ 次に掲げる事由のいずれかに該 当したことにより特定加入対象典	権若しくは使用収益権の移転又は使用
	当したことにより特定処分対象農地等のられ森西谷郷者が耕作ない	収益権の設定に係る主務省令で定める
	地等のうち譲受後継者が耕作又は	要件は、譲受後継者から返還を受けた

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	養畜の事業を行わないことが相当と認められる部分の返還を受けた場合であつて、その返還に係る特定処分対象農地等の全部について、法第44条第2項第2号イに規定する特定譲受者(以下「特定譲受者」という。)のうち法第42条第1項第2号イに掲げる者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定(主務省令で定める要件に適合するものに限る。)をすること。	特定処分対象農地等についての所有権 若しくは使用収益権の移転又は使用収 益権の設定が令第七条各号に掲げる要 件を満たすものであることとする。
	(1) 作目の構成その他耕作又は養 畜の事業の態様を変更したこ と。(その態様の変更が主務省令 で定める要件に適合する場合に 限る。)	(作目の構成その他耕作又は養畜の事業の態様の変更) 第35条の17 令第12条の2第1号へ(1)の主務省令で定める要件は、譲受後継者の行う耕作の事業の作目の構成その他生産方式が変更された後における第4条第2項の規定の例により算定される労働時間が、変更前における同項の規定の例により算定される労働時間を下らないものであることとする。
	(2) 他の農地等について主務省令で定める所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定を受けたことにより農地等の集団化が図られたこと。	(他の農地等についての所有権の移転等の要件) 第35条の18 令第12条の2第1号へ(2)の主務省令で定める所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。 一農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。 二使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。
	(3) 当該特定処分対象農地等を含む周辺の地域における農地等の利用の集積を促進するものとして主務省令で定める事由に該当したこと。	(農地等の利用の集積を促進する事由) 第35条の19 令第12条の2第1号へ(3)の 主務省令で定める事由は、特定処分対 象農地等が次の各号のいずれかに掲げ る事業の対象となつたこととする。 一 特定農山村地域における農林業 等の活性化のための基盤整備の促 進に関する法律(平成五年法律第七 十二号)第二条第三項第三号の農林 地所有権移転等促進事業 二 福島復興再生特別措置法(平成二 十四年法律第二十五号)第七条第四 項第一号の農用地利用集積等促進 事業 三 農地中間管理事業の推進に関す

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	(4) 譲受後継者の耕作又は養畜の	号) 第二条第三項の農地中間管理事
	事業に従事するその世帯員(住	業及び農業経営基盤強化促進法 (昭
	居及び生計を一にする親族のう	和五十五年法律第六十五号) 第七条
	ち主務省令で定める者に限る。)	各号に掲げる事業
	が死亡その他の主務省令で定め	(世帯員の範囲)
	る事由に該当したこと。	第35条の20 令第12条の2第1号へ(4)の
		主務省令で定める者は、譲受後継者の
		配偶者及び直系卑属とする。
		(世帯員の死亡等の事由)
		第35条の21 令第12条の2第1号へ(4)の
		主務省令で定める事由は、次のとおり
		とする。
		一 死亡したこと。
		二 令別表に定める障害の状態になっ
		たこと。
		三 次に掲げる事由により市町村の区
		域を越えて住所又は居所を移したこ
		と。
		イ 疾病又は負傷による療養
		ロ 公選による公職への就任
	トその返還の時において譲受後継	ハ 懲役刑若しくは禁錮刑の執行又
	者が法第42条第1項第3号ロに掲げ	は未決勾留
	る者に該当している場合であつ て、その返還に係る特定処分対象	 (特定処分対象農地等の一部の返還に係
	農地等の全部(同項第2号の規定に	る農地保有の合理化に資する面積)
	よる経営移譲に係る特定処分対象	第35条の22 令第12条の2第1号トの主務
	農地等(トの規定による所有権若	省令で定める面積は、次に掲げる面積
	しくは使用収益権の移転又は使用	のうちいずれか大きい面積とする。
	収益権の設定に係る返還が行われ	一 特定処分対象農地等の面積の2分の
	た後の残余の特定処分対象農地等	1に相当する面積
	を除く。) にあつては、農地保有の	二 30アール(北海道の区域内に住所を
	合理化に資するものとして主務省	有する者については1ヘクタール、沖
	令で定める面積以上のものに限	縄(沖縄の復帰に伴う特別措置に関す
	る。) について同項第3号イに掲げ	る法律(昭和46年法律第129号)第2条
	る者に対して所有権若しくは使用	第1項の仲縄をいう。以下同じ。)の区
	収益権の移転又は使用収益権の設定(主務省令で定める要件に適合	域内に住所を有する者については20 アール)
	するものに限る。)をすること。	, , , , ,
	/ 0 0 V/1 C/2 0 / 2 / 0 C C 0	 (特定処分対象農地等の一部についての
		第三者に対する所有権の移転等の要
		件)
		第35条の23 令第12条の2第1号トの主務
		省令で定める要件は、譲受後継者から
		返還を受けた特定処分対象農地等につ
		いての所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定が令第七条各
	チ その返還に係る特定処分対象農	号に掲げる要件を満たすものであるこ
	地等の全部について次に掲げる施	ととする。
	設の用に供される土地として譲受	
	後継者又は地方公共団体、農業協	(特定処分対象農地等についての所有
	同組合その他の主務省令で定める	権の移転等を受ける者)
	者に対して所有権若しくは使用収	第35条の24 令第12条の2第1号チの主務

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	益権の移転又は使用収益権の設定	省令で定める者は、次に掲げる者とす
	(主務省令で定める要件に適合す	る。
	るものに限る。)をすること。	一 地方公共団体
		二 農業協同組合、農業協同組合連合
		会又は農事組合法人
		三 土地改良区又は土地改良区連合
		四 農地法施行令第2条第2項第3号に規 定する法人
		五 農業の振興を目的とする一般社団
		法人又は一般財団法人であつて、農
		業者、農業協同組合、農業協同組合連
		合会又は地方公共団体が、一般社団
		法人にあつては総社員の議決権の過
		半数を有し、一般財団法人にあつて
		は基本財産の額の過半を拠出してい
		るもの
		六 農業の振興に資する事業を営む株
		式会社及び持分会社であつて、農業
		者、農業協同組合又は農業協同組合
		連合会が、株式会社にあつては総株
		主の議決権の過半数を有しているも
		の、持分会社にあつては業務を執行
		する社員の過半を占めているもの
		七 農業の振興に資する目的を有する
		法人でない団体であつて、農業者が
		その主たる構成員となつており、か
		つ、代表者及び代表権の範囲、意思決
		定の機関及びその決定の方法並びに
		構成員たる資格並びに構成員の加入
		及び脱退に関する事項について定め
		た規約を有しているもの
		(特定処分対象農地等についての所有 権の移転等の要件)
		第35条の25 令第12条の2第1号チの主務
		省令で定める要件は、次のとおりとす
		る。
		- 使用収益権の設定にあつては、そ
		の権利の存続期間として10年以上の
		期間が定められているものであるこ
		٤.
		二 第35条の27に規定する施設の用に
		供される土地とするため譲受後継者
		に対してする所有権若しくは使用収
		益権の移転又は使用収益権の設定に
		あつては、特定処分対象農地等の面
		積の2割以内の面積(当該特定処分対
		象農地等が令第12条の2第1号チに規
		定する所有権若しくは使用収益権の
		移転又は使用収益権の設定に係る返
		還が行われた後のものであるときは
		特定処分対象農地等の2割の面積か
		ら当該返還を受けて第35条の27に規

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		定する施設の用に供される土地とし
		た特定処分対象農地等の合計面積を
	(1) 農地等その他の農業資源を公	控除した面積)の農地等についてす
	衆の保健の用に供するための主	るものであること。
	務省令で定める施設でその周辺	
	の地域の農業の振興に資するも の	(農地等その他の農業資源を公衆の保 健の用に供するための施設)
		第35条の26 令第12条の2第1号チ(1)の
		主務省令で定める施設は、次に掲げる ものとする。
		一 農業体験施設(当該施設に附帯して設置される当該施設の管理又は運
		営上必要な施設を含む。)
		二 市民農園整備促進法 (平成2年法律 第44号) 第2条第2項の市民農園
		三 前号に掲げるもののほか、特定農
		地貸付けに関する農地法等の特例に
		関する法律(平成元年法律第58号)第
		2条第2項に規定する特定農地貸付け
		又は都市農地の貸借の円滑化に関す る法律(平成30年法律第68号)第10条
		の法律(平成30年法律第08万)第10余 に規定する特定都市農地貸付けの用
	(2) 農家生活の改善に資する主務	に 成 に 明 に 明 に 明 に 明 に 明 に 明 に 明 に 明 に 明
	省令で定める施設で近代的な農	て設置される当該農地の管理又は運
	有事で定める地設で近れ的な展業経営の基盤の確立を図るため	営上必要な施設を含む。)
	に必要なもの	
		(農家生活の改善に資する施設)
		第35条の27 令第12条の2第1号チ(2)の
		主務省令で定める施設は、譲受後継者
		が自ら居住するために必要な住宅及び
	(0) 之上1 / 电型公主表页自行为	合併処理浄化槽その他の当該住宅に附
	(3) 主として農業従事者の良好な	帯して設置される生活上必要な施設と
	生活環境を確保するための主務	する。
	省令で定める施設でその周辺の 地域における農地等の農業上の	 (主として農業従事者の良好な生活環
	地域におりる長地寺の展末上の 効率的かつ総合的な利用の促進	(主として展案促争者の長好な生活場 境を確保するための施設)
	が図られると見込まれるもの	第35条の28 令第12条の2第1号チ(3)の
	WIND DAVID COLLEGEAUGO GVO	主務省令で定める施設は、公民館その
		他の集会施設、公園、広場、集落道、下
	リ その返還に係る特定処分対象農	水処理のための施設その他の公共の用
	地等の全部について就業機会の増 大に寄与する主務省令で定める施	に供する施設とする。
	設で次に掲げる要件を満たすもの	
	の用に供される土地として所有権	 (就業機会の増大に寄与する施設)
	若しくは使用収益権の移転又は使	第35条の29 令第12条の2第1号リの主務
	用収益権の設定をすること。	省令で定める施設は、次に掲げる施設
		(これらの施設に附帯して設置される
		当該施設の管理又は運営上必要な施設
		を含む。)とする。
		一 産業の用に供する施設
		二 都市等との地域間交流を図るため
		に設置される次に掲げる施設
		イ 教養文化施設

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
農業者牛金基金伝	農業者年金基金法施行令 (1) 地域の振興に関する地方公共 団体の計画(当該施設の整備と 相まつて農地等との利用の調整 を図るための措置が講じられて いるものとして主務省令で定め るものに限る。)に従い整備され るものであること。 (2) その周辺の地域における農地 等の保有及び利用の状況、農業 就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみ て、当該地域における農業経営 の規模の拡大及び農地等の規模の拡大及び農地等の規模の拡大及び農地等の規模の拡大及び農地等の規模のが会合的な利用の 促進が図られると見込まれるも のであること。	農業者年金基金法施行規則 ロ スポーツ又はレクリエーション施設 ハ 休養施設 ニ 宿泊施設 (農地等との利用の調整を図るための措置が講じられている計画) 第35条の30 令第12条の2第1号リ(1)の主務省令で定める計画は、次のとおりとする。 一 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第5条第1項の実施計画 二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第1項の基盤整備計画 三 前2号に掲げるもののほか、農業振興地域を整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の農業振興地域整備計画に定められた同条第2項第5号に掲げる事項を達成するために市町村が定める土地利用の調整に関する計画
	二 特定処分対象農地等の全部又は1 部について使用収益権の移転又は設定(土地収用法その他の法律による収用に係るものその他の主務省令で定めるものを除く。)があつた場合	(経営移譲年金の支給停止事由を生じない特定処分対象農地等の使用収益権の移転等) 第35条の31 令第12条の2第2号の主務省令で定める使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。 一 土地収用法その他の法律による使用に係る使用収益権の移転又は設定こその使用収益権の移転又は設定こその使用収益権の移転又は設定を拒むときは土地収用法その他の法律によつて使用をされることとなる場合における使用収益権の移転又は設定。 三 一団の特定処分対象農地等の一部が第35条の3第5号イからニまでに掲げる農地等となつた場合において、当該農地等となつた目から起算して1年以内に、当該一団の特定処分対象

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		農地等の残余のうち効率的に利用し
		て耕作又は養畜の事業を行うことが
		著しく困難となつたと認められる部
		分について、当該事業に供しなくな
		つたためにする使用収益権の移転又
		は設定
		四 第35条の3第5号ハの主務大臣が定
		める事業の用に供される土地とする
		ためにする使用収益権の移転又は設
		定であつて、その使用収益権の移転
		又は設定が行われないときは、土地
		の適正かつ合理的な利用に支障を生
		ずると認められるもの
		五 事業対象地に代えて当該事業対象
		地の所有者又は使用収益権の設定を
		受けていた者に対してする使用収益
		権の移転又は設定(起業者等があつ
		せんをする場合であつて、かつ、譲受
		後継者の耕作又は養畜の事業に著し
		い支障が生じないと認められるとき
		に限る。)
		六 令第11条第4号に規定する法律に
		よる交換分合に係る使用収益権の移
		転
		七 地方公共団体又は災害対策基本法
		第2条第5号に規定する指定公共機関
		若しくは同条第6号に規定する指定
		地方公共機関が行う非常災害の応急
		対策又は復旧であつて、当該機関の
		所掌業務に係る施設について行うも
		ののために必要な施設の用に供する
		土地とするためにする使用収益権の
		移転又は設定
		八農作物の生産活動の調整又は土砂
		の崩壊の防備その他の国土の保全を
		目的とする木竹の植栽をするために
		する使用収益権の移転又は設定
		カ 第35条の3第11号イからハまでに
		規定する事由により一時的に耕作又
		は養畜の目的以外の目的に供される
		土地とするため当該目的に供する者
		に対してする使用収益権の移転又は
		設定(当該移転又は設定の日から起
		算して3年以内に、当該移転又は設定
		を受けた特定処分対象農地等のすべ
		てについて、譲受後継者の耕作又は
		養畜の事業の用の供される土地とし
		て、当該譲受後継者に対して返還さ
		れ、又は所有権若しくは使用収益権
		の移転若しくは使用収益権の設定が
		行われる場合に限る。)
		十 譲受後継者が令別表に定める障害
	I	の状態になつたことによるその耕作

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		又は養畜の事業の廃止又は縮小に係
		る使用収益権の移転又は設定
		十一 譲受後継者が第35条の3第2号イ
		からニまでに掲げる事由により市町
		村の区域を越えて住所又は居所を移
		したためにする使用収益権の移転又
		は設定
		十二 農業用施設 (第35条の4に規定す
		る農業用施設をいう。以下同じ。)の
		用に供される土地とするため第35条
		の5に規定する者に対してする使用
		収益権の移転又は設定(使用収益権
		の設定にあつては、その権利の存続
		期間として10年以上の期間が定めら
		れているものに限る。)
		十三 特定処分対象農地等のすべてに
		ついて法第42条第1項第2号イに掲げ
		る者又は譲受後継者以外の当該受給
		権者の直系卑属(法第42条第1項第2
		号イに規定する譲受適格被保険者を
		除く。) のうち第35条の14に規定する
		者に該当する1人の者のいずれかに
		対してする使用収益権の移転又は設
		定であつて、次のイ及び口に該当す
		340
		イ 農地等を農地等以外のものにす
		るためのものでないこと。
		ロー使用収益権の設定にあつては、
		その権利の存続期間として10年以
		上の期間が定められているもので
		あること。
		十四 作目の構成その他耕作又は養畜
		の事業の態様を変更したこと(その
		態様の変更が第35条の17に規定する
		要件に適合する場合に限る。)、他の
		農地等について第35条の18に規定す
		る所有権若しくは使用収益権の移転
		若しくは使用収益権の設定を受けた
		ことにより農地の集団化が図られた
		こと、特定処分対象農地等を含む周
		辺の地域における農地等の利用の集
		積を促進するものとして第35条の19
		に規定する事由に該当したこと又は
		譲受後継者の耕作若しくは養畜の事
		業に従事する住居及び生計を一にす
		る第35条の20に規定する者(以下「世
		帯員」という。)が第35条の21に掲げ
		る事由に該当したことにより、特定
		処分対象農地等のうち譲受後継者が
		耕作又は養畜の事業を行わないこと
		が相当と認められる部分について、
		第1種特定譲受者 (令第12条の3第1項
		第1号に規定する第1種特定譲受者を

いう。以下同じ。)に対してする使用収益権の移転又は設定であつて、次
_ > = > = letter > >
のイ及びロに該当するもの
イ 農地等を農地等以外のものにす
るためのものでないこと。
ロ 使用収益権の設定にあつては、
その権利の存続期間として10年以
上の期間が定められているもので
あること。
十五 特定処分対象農地等の一部(法
第42条第1項第2号の規定による経営
移譲に係る特定処分対象農地等(こ
の号の規定による使用収益権の移転
又は設定が行われた後の残余の特定
処分対象農地等を除く。)にあつて
は、第35条の22に規定する面積以上
のものに限る。) について同項第3号
イに掲げる者に対してする使用収益
権の移転又は設定であつて、次に掲
げる要件のすべてに該当するもの
イ その使用収益権の移転又は設定
の時において譲受後継者が法第42
条第1項第3号ロに掲げる者に該当
していること。
ロ 農地等を農地等以外のものにす
るためのものでないこと。
ハ 使用収益権の設定にあつては、
その権利の存続期間として10年以
上の期間が定められているもので
あること。
十六 次に掲げる施設の用に供される
土地とするため第35条の24に規定す
る者に対してする使用収益権の移転
又は設定(使用収益権の設定にあつ
ては、その権利の存続期間として10
年以上の期間が定められている場合
に限る。)
イ 農地等その他の農業資源を公衆
の保健の用に供するための第35条
の26に規定する施設でその周辺の
地域の農業の振興に資するもの
ロ 主として農業従事者の良好な生
活環境を確保するための第35条の
28に規定する施設でその周辺の地
域における農地等の農業上の効率
的かつ総合的な利用の促進が図ら
れると見込まれるもの
十七 就業機会の増大に寄与する第35
条の29に規定する施設で次に掲げる
要件を満たすものの用に供される土
地とするためにする使用収益権の移
転又は設定
イ 第35条の30に規定する計画に従

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
四 受給権者が、特定経営移譲者又は 特定経営移譲配偶者である場合に は、そのいずれかの者(当該受給権者 以外の者に限る。)が、譲受後継者に 対して使用収益権を設定した農地等 につき前号の政令で定める要件に該 当する者となつたとき。		い整備されるものであること。 ロ その周辺の地域における農地等 の保有又は利用の状況、農業就業 人口その他の農業経営に関する基 本的条件の現況等からみて、当該 地域における農業経営の規模の拡 大及び農地等の農業上の効率的か つ総合的な利用の促進が図られる と見込まれるものであること。
3 前2項の規定による場合のほか、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲が第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である受給権者が、当該経営移譲において特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合において、当該使用収益をさせている農地等の全部又は一部の返還を受けて譲受者に対して所有権若しくは使用収益権の移転をし、又は使用収益権の設定をした場合その他の政令で定める要件に該当する者となつたときは、当該受給権者に支給する経営移譲年金の額のうち同条第1項第2号又は第52条第1項第2号若しくは第2項第2号に掲げる額に相当する額は、その該当している期間、その支給を停止する。	(加算額の支給停止の要件) 第12条の3 法第46条第3項の政令で定める要件は、次のとおりとする。 一 第1種加算対象農地等(経営移譲年金の支給を受ける原因となつた経営移譲が法第44条第1項の加算の要件に該当する経営移譲である受給権者が、当該経営移譲において、特定譲受者」という。)に対して対して対して、第1種特定譲受者」という。)に対してが、当該経営を受者」という。)に対して対して対して、対してが、対してが、対してが、対してが、対してが、対してが、	(第1種加算対象農地等についての特定 譲受者に対する所有権の移転等のの 主務省令で定める期間は、第1種加算対象農地等(同号の第1種加算対象農時でに をいう。以下同じ。)の第1種加援の をいう。起類にない。 の場合において1年との3第2項に おいて準別で定は、令第12条の3第2項に おいて準別で定は、令第12条の3第2項に おいて準別の規定は、令第12条の3第2項に おいて準別の規定は、前項で で定める期間に、前項で が象農地等(同号の第1種加盟と 等」とあるのは、「改定対象農地等」とある。 第44条第4項の規定の適用を受対ししと 第44条第4項の規定に係る農地等」とと 給権者が、第1種特定譲受者と 治権者が、第1種特定譲受者と 治権者をとする。 第35条の36 令第12条の3第1項第1号の とする。 一 その所有権若しくは使用収益権の をとする。 一 その所有権者しくは使用収益権の をとする。 一 その所有権者とは使用収益権の をとする。 一 その所有権者とは使用収益権の をとする。 一 きた農地等ととする。 第15条の3第1項第1号の とする。 第16条第3項に規定が、用にめの ものでないこと。 二 農業協同組合法(昭和22年法律第132 号)第10条第3項に規定する信託(信配を 対定の移転にあつては、その信託に 対産の移転にあつては、その信託に 対産の移転にあっては、その信託に 対産の移転にあっては、その信託に 対産の移転にあっては、その信託に 関が定められているものであること。

三 使用収益権の設定にあつては、そ

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		の権利の存続期間として10年以上の 期間が定められているものであるこ
		期间が定められているものであること。
		2 前項の規定は、令第12条の3第2項に
	イ 土地収用法その他の法律によつ	おいて準用する同条第1項第1号の主務
	て収用された農地等その他の特定 譲受者に対して所有権若しくは使	省令で定める要件について準用する。
	用収益権の移転又は使用収益権の	(特定譲受者に対して所有権の移転等を
	設定をしないことが相当であるも	しないことが相当である農地等)
	のとして主務省令で定める農地等	第35条の37 令第12条の3第1項第3号イ
		の主務省令で定める農地等は、次のと
		おりとする。
		一 第1種加算対象農地等の返還を受
		けた日から1年以内に次のイからワ までに掲げる事由のいずれかに該当
		することとなった農地等
		イ 土地収用法その他の法律によつ
		て収用又は使用をされたこと。
		ロ その所有権若しくは使用収益権
		の移転又は使用収益権の設定を拒
		むときは土地収用法その他の法律
		によって収用又は使用をされるこ
		ととなる場合において、その所有
		権若しくは使用収益権を譲渡し、 又は使用収益権を設定したこと。
		ハ 令第11条第3号に規定する法律
		による換地処分によりその所有権
		又は使用収益権を譲渡したこと。
		ニ 令第11条第4号に規定する法律
		による交換分合によりその所有権
		又は使用収益権を譲渡したこと。
		ホ 第35条の3第5号ハの主務大臣が
		定める事業の用に供される土地と
		して所有権若しくは使用収益権の 移転又は使用収益権の設定をした
		こと(その所有権若しくは使用収
		益権の移転又は使用収益権の設定
		が行われないときは、土地の適正
		かつ合理的な利用に支障を生ずる
		と認められる場合に限る。)。
		へ 事業対象地に代えて当該事業対
		象地の所有者又は使用収益権の設
		定を受けていた者に対して所有権
		若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の移転とは使用収益権の設定(起業者等があつ
		用収益権の設定(起業有等があう) せんをする場合であつて、かつ、特
		定譲受者の耕作又は養畜の事業に
		著しい支障を生じないと認められ
		るときに限る。)をしたこと。
		ト 当該返還に係る農地等につき使
		用収益権を設定した受給権者が自
		ら居住するために必要な住宅(以
		下この号において「特定住宅」とい

	う。)の用に供されている土地の全
	i e
	部又は一部が第35条の3第8号イか
	らニまでに規定する土地となつた
	場合において、当該土地となつた
	日から起算して1年以内に、当該特
	定住宅の用に供されていた土地に
	代えて特定住宅の用に供したこ
	と。
	チ 地方公共団体又は災害対策基本
	法第2条第5号に規定する指定公共
	機関若しくは同条第6号に規定す
	る指定地方公共機関が行う非常災
	害の応急対策又は復旧であつて、
	当該機関の所掌業務に係る施設に
	ついて行うもののために必要な施
	設の敷地に供される土地として所
	有権若しくは使用収益権の移転又
	は使用収益権の設定をしたこと。
	リ 農作物の生産活動の調整又は土
	砂の崩壊の防備その他の国土の保
	全を目的として木竹の植栽をした
	主を自動として不行の他教をしたこと。
	ヌ 第35条の3第11号イからハまで
	に規定する事由により一時的に耕
	作若しくは養畜の目的以外の目的
	に供したこと又は当該目的に供す
	る者に対して使用収益権の移転若
	しくは設定が行われたこと(当該
	返還を受けた日から起算して3年
	以内に、当該返還を受けた第1種加
	算対象農地等のすべてについて、
	第1種特定譲受者の耕作又は養畜
	の事業の用に供される土地とし
	て、当該第1種特定譲受者に対して
	所有権若しくは使用収益権の移転
	又は使用収益権の設定をする場合
	に限る。)。
	ル 農業用施設の用に供される土地
	として第35条の5に規定する者に
	対して所有権若しくは使用収益権
	の移転又は使用収益権の設定(そ
	の権利の存続期間として10年以上
	の期間が定められているものに限
	る。)をしたこと。
	ヲ 次に掲げる施設の用に供される
	土地とするため第35条の24に規定
	する者に対して所有権若しくは使
	用収益権の移転又は使用収益権の
	設定(使用収益権の設定にあつて
	は、その権利の存続期間として10
	年以上の期間が定められている場
	合に限る。)をしたこと。
	(1) 農地等その他の農業資源を公

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		衆の保健の用に供するための第
		35条の26に規定する施設でその
!		周辺の地域の農業の振興に資す
!		るもの
!		(2) 主として農業従事者の良好な
!		生活環境を確保するための第35
!		条の28に規定する施設でその周
!		辺の地域における農地等の農業
!		上の効率的かつ総合的な利用の
!		促進が図られると見込まれるも
!		の
		ワ 就業機会の増大に寄与する第35
!		条の29に規定する施設で次に掲げ
!		る要件を満たすものの用に供され
!		る土地とするために所有権若しく
		は使用収益権の移転又は使用収益
		権の設定をしたこと。
		(1) 第35条の30に規定する計画に
		従い整備されるものであるこ
		と。
!		(2) その周辺の地域における農地
!		等の保有及び利用の状況、農業
!		就業人口その他の農業経営に関
		する基本的条件の現況等からみ
		て、当該地域における農業経営
		の規模の拡大及び農地等の農業
		上の効率的かつ総合的な利用の
!		促進が図られると見込まれるも
		のであること。
!		二 一団の農地等である第一種加算対
!		象農地等(以下「一団の第一種加算対
1		象農地等」という。)の一部が第35条
		の3第5号イからニまでに掲げる農地
1		等となつた場合における当該一団の
1		第1種加算対象農地等の残余のうち
1		効率的に利用して耕作又は養畜の事
		業を行うことが著しく困難となつた
		と認められる部分(同号イからニま
		でに掲げる農地等となつた日から起
		算して1年以内に、当該事業に供しな
!		くなつた場合に限る。)
		三 災害により耕作又は養畜の事業を
!		行うことが著しく困難となつた農地
		等
		2 前項の規定は、令第12条の3第2項に
		おいて準用する同条第1項第1号イの主
		務省令で定める農地等について準用す
		る。この場合において、前項中「第1種
	ロ その返還に係る第1種加算対象	加算対象農地等」とあるのは、「改定対
	農地等の全部又は一部について所	象農地等」と読み替えるものとする。
	有権を移転し、これに代えてその	
	移転の相手方から他の農地等(主	(第1種加算対象農地等に代えて取得さ
	務省令で定める基準に適合するも	れる他の農地等の基準)

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
辰来有牛並基金伝	農業者年金基金法施行令 のに限る。)の所有権を取得するとともに、当該他の農地等の全部について特定譲受者に対して主務省令で定める所有権の移転又は使用収益権の設定をする場合における当該第1種加算対象農地等の全部又は一部	第35条の38 令第12条の3第1項第1種算対象農地等」と記るの所有権の移転で設定の所有権の形式の方面を受けた第1種権のの機力の表達性を可能を要しての所有権ののといる。 2 前項の場合に対しての所有権の移転等のの場合に対しての所有権の移転等ののといるのの表達を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
		(第1種加算対象農地等の返還を受けた場合の届出) 第35条の50 経営移譲年金に係る受給権者は、第1種加算対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合は、次に掲げ

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		る事項を記載した届書を、遅滞なく、基
		金に提出しなければならない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 返還に係る第1種加算対象農地等
		の所在、地番及び面積
		三 返還を受けた年月日
		四 農業者年金証書の記号番号
		2 前項の規定は、第34条の3に規定する
		届出をした受給権者について準用す
		る。この場合において、同項中「第1種
		加算対象農地等」とあるのは、「改定
		対象農地等」と読み替えるものとする。
		(第1種加算対象農地等について特定譲
		受者に対して所有権の移転等をした場
		合の届出)
		第35条の51 経営移譲年金に係る受給権
		者が、第1種加算対象農地等の全部又は
		一部の返還を受け、その返還に係る第1 種加算対象農地等(令第12条の3第1項
		第1号イ又は口に掲げる農地等を除
		第15年又は中に摘りる展地寺を除 く。)の全部について特定譲受者に対し
		て第35条の36第1項に掲げる要件に適
		合する所有権若しくは使用収益権の移
		転又は使用収益権の設定をしたとき
		は、次に掲げる事項を記載した届書を、
		遅滞なく、基金に提出しなければなら
		を
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 返還に係る第1種加算対象農地等
		の所在、地番及び面積
		三 返還を受けた年月日
		四 返還に係る第1種加算対象農地等
		についての所有権若しくは使用収益
		権の移転又は使用収益権の設定の内
		容、年月日並びにその相手方の氏名、
		生年月日及び住所(法人にあつては、
		名称、主たる事務所の所在の場所及
		び代表者の氏名)
		五その所有権若しくは使用収益権の
		移転又は使用収益権の設定が農業用
		施設の用に供される土地とするため
		のものである場合にあつては、その
		農業用施設の概要
		六 農業者年金証書の記号番号
		2 前項の届書には、所有権若しくは使
		用収益権の移転又は使用収益権の設定
		の相手方が特定譲受者であることを明
		らかにすることができる書類を添えな
		ければならない。
		3 前2項の規定は、第34条の3に規定す
		る届出をした受給権者について準用す
		る。この場合において、第1項中「第1種
	I	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		加算対象農地等」とあるのは「改定対象
		農地等」と、「令第12条の3第1項第1号
		イ」とあるのは「令第12条の3第2項にお
		いて準用する同条第1項第1号イ」と、
		「第35条の36第1項」とあるのは「第35
		条の36第2項において準用する同条第1
		項」と読み替えるものとする。
		(第1種加算対象農地等について特定譲
		受者に対して所有権の移転等ができな
		い農地等に係る届出)
		第35条の52 令第12条の3第1項第1号の
		返還に係る第1種加算対象農地等の全
		部又は一部が第35条の37第1項各号に
		掲げる農地等に該当することとなつた
		ときは、次に掲げる事項を記載した届
		書を、遅滞なく、基金に提出しなければ
		ならない。
		一氏名、生年月日及び住所
		二 第35条の37第1項各号に掲げる農
		地等に該当することとなつた農地等
		の所在、地番及び面積
		三農業者年金証書の記号番号
		2 前項の届書には、第35条の37第1項各
		号に掲げる農地等に該当することを明
		らかにすることができる書類を添えな
		ければならない。
		3 前2項の規定は、第34条の3に規定す
		る届出をした受給権者について準用す
		る。この場合において、第1項中「令第
		12条の3第1項第1号」とあるのは「令第
		12条の3第2項において準用する同条第
		1項第1号」と、「第1種加算対象農地等」
		とあるのは「改定対象農地等」と、「第
		35条の37第1項」とあるのは「第35条の
		37第2項において準用する同条第1項」
		と、前項中「第35条の37第1項」とある
		のは「第35条の37第2項において準用す
		る同条第1項」と読み替えるものとす
		る。
		(第1種加算対象農地等に係る代替農地
		等について所有権の移転等をした場合
		の届出)
		第35条の53 経営移譲年金に係る受給権
		者が、第1種加算対象農地等の全部又は
		一部の返還を受け、その返還に係る第1
		種加算対象農地等の全部又は一部につ
		いて当該第1種特定譲受者以外の者に
		対し所有権を移転し、これに代えて当
		該第1種特定譲受者以外の者から代替
		農地等(令第12条の3第1項第1号ロの他
	l	の農地等をいう。以下この項において

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		同じ。)の所有権を取得するとともに、
		当該代替農地等の全部について特定譲
		受者に対して第35条の39第1項に掲げ
		る要件に適合する所有権若しくは使用
		収益権の移転又は使用収益権の設定を
		したときは、次に掲げる事項を記載した日本を、塚洪かく。其会に掲出しなけ
		た届書を、遅滞なく、基金に提出しなけ ればならない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 返還を受けた第1種加算対象農地
		等の所在、地番及び面積
		三 返還を受けた年月日
		四 返還に係る第1種加算対象農地等
		について所有権を移転した年月日並
		びにその相手方の氏名及び住所(法
		人にあつては、名称、主たる事務所の
		所在の場所及び代表者の氏名)
		五 代替農地等の所在、地番及び面積
		六 代替農地等について所有権を取得
		した年月日 七 代替農地等についてした所有権の
		七 代替展地等についてした所有権の 移転又は使用収益権の設定の内容、
		年月日並びにその相手方の氏名、生
		年月日及び住所(法人にあつては、名
		称、主たる事務所の所在の場所及び
		代表者の氏名)
		八 その所有権の移転又は使用収益権
		の設定が農業用施設の用に供される
		土地とするためのものである場合に
		あつては、その農業用施設の概要
		九 農業者年金証書の記号番号
		2 前項の届書には、所有権の移転又は
		使用収益権の設定の相手方が特定譲受
		者であることを明らかにすることがで
		きる書類を添えなければならない。
		3 前2項の規定は、第34条の3に規定する届出をした受給権者について準用す
		る個山をした支袖権有について革用9る。この場合において、第1項中「第1種
		加算対象農地等」とあるのは「改定対象
		農地等」と、「令第12条の3第1項第1号
		ロ」とあるのは「令第12条の3第2項にお
		いて準用する同条第1項第1号ロ」と、
		「第35条の39第1項」とあるのは「第35
		条の39第2項において準用する同条第1
	二 第1種加算対象農地等の全部又は	項」と読み替えるものとする。
	一部について使用収益権の移転又は	(VI) No think for A on London when the state of the state
	設定(特定譲受者に対してするもの	(経営移譲年金の加算額の支給停止事由
	その他の主務省令で定めるものを除	を生じない第1種加算対象農地等の使
	く。)があつたことにより、当該第1 種株字譲呼者に対して、当該第1種加	用収益権の移転等) 第35条の40
	種特定譲受者に対して、当該第1種加 算対象農地等の全部又は一部につい	第35条の40 令第12条の3第1項第2号の主務省令で定める使用収益権の移転又
	算 対象 展 地 寺 の 全 部 又 は 一 部 に う い て 使 用 及 び 収 益 を さ せ な い こ と と な	主務有句でためる使用収益権の移転又は設定は、次のとおりとする。
	つた場合	は設定は、次のこねりこりる。 一 特定譲受者に対してする使用収益
I	~1~ <i>m</i> u	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		権の移転又は設定であつて、次のイ
		及び口に該当するもの
		イ 農地等を農地等以外のものにす
		るためのものでないこと。
		ロ 使用収益権の設定にあつては、
		その権利の存続期間として10年以
		上の期間が定められているもので
		あること
		二 土地収用法その他の法律による使
		用に係る使用収益権の移転又は設定
		三その使用収益権の移転又は設定を
		拒むときは土地収用法その他の法律
		によつて使用をされることとなる場合によって使用をされることとなる場合によっては、
		合における使用収益権の移転又は設 定
		四 令第11条第4号に規定する法律に
		よる交換分合に係る使用収益権の移
		転
		五 第35条の3第5号ハの主務大臣が定
		める事業の用に供される土地にする
		ためにする使用収益権の移転又は設
		定であつて、その使用収益権の移転
		又は設定を行わないときは、土地の
		適正かつ合理的な利用に支障を生ず
		ると認められるもの
		六 事業対象地に代えて当該事業対象
		地の所有者又は使用収益権の設定を
		受けていた者に対してする使用収益
		権の移転又は設定(起業者等があつ
		せんをする場合であつて、かつ、第1
		種特定譲受者の耕作又は養畜の事業に苦しい支際なけばないたわかられ
		に著しい支障を生じないと認められるときに限る。)
		七 一団の第1種加算対象農地等の一
		部が第35条の3第5号イからニまでに
		掲げる農地等となつた場合におい
		て、当該農地等となつた日から起算
		して1年以内に、当該一団の第1種加
		算対象農地等の残余のうち効率的に
		利用して耕作又は養畜の事業を行う
		ことが著しく困難となつたと認めら
		れる部分について、当該事業に供し
		なくなつたためにする使用収益権の
		移転又は設定
		八 地方公共団体又は災害対策基本法
		第2条第5号に規定する指定公共機関
		若しくは同条第6号に規定する指定
		地方公共機関が行う非常災害の応急
		対策又は復旧であつて、当該機関の
		所掌業務に係る施設について行うも
		ののために必要な施設の敷地に供す
		る土地とするためにする使用収益権
		の移転又は設定

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		九 農作物の生産活動の調整又は土砂
		の崩壊の防備その他の国土の保全を
		目的として木竹の植栽をする土地は
		するためにする使用収益権の移転と
		は設定
		十 第35条の3第11号イからハまでは
		規定する事由により当該第1種加算
		対象農地等を一時的に耕作又は養畜
		の目的以外の目的に供される土地と
		するため当該目的に供する者に対し
		てする使用収益権の移転又は設置
		(当該移転又は設定の日から起算し
		て3年以内に、当該移転又は設定を受
		けた第1種加算対象農地等のすべて
		について、第1種特定譲受者の耕作
		は養畜の事業の用に供される土地と
		して、当該第1種特定譲受者に対して
		返還され、又は所有権若しくは使用
		収益権の移転若しくは使用収益権の
		設定が行われる場合に限る。)
		十一農業用施設の用に供される土地
		とするため第35条の5に規定する
		に対してする使用収益権の移転又に
		設定(使用収益権の設定にあつては
		その権利の存続期間として10年以
		の期間が定められているものに関
		る。)
		十二 次に掲げる施設の用に供される
		土地とするため第35条の24に規定す
		る者に対してする使用収益権の移転
		又は設定(使用収益権の設定にあっ
		ては、その権利の存続期間として1
		年以上の期間が定められている場合
		に限る。)
		イ 農地等その他の農業資源を公約
		の保健の用に供するための第35%
		の26に規定する施設でその周辺の
		地域の農業の振興に資するもの
		ロ 主として農業従事者の良好な
		活環境を確保するための第35条の
		28に規定する施設でその周辺の5
		域における農地等の農業上の効率
		的かつ総合的な利用の促進が図
		れると見込まれるもの
		十三 就業機会の増大に寄与する第3
		条の29に規定する施設で次に掲げる
		要件を満たすものの用に供される
		地とするためにする使用収益権の利
		転又は設定
		イ 第35条の30に規定する計画に行
		い整備されるものであること。
		ローその周辺の地域における農地等
		の保有及び利用の状況、農業就業

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		人口その他の農業経営に関する基
		本的条件の現況等からみて、当該
		地域における農業経営の規模の拡
		大及び農地等の農業上の効率的か
		つ総合的な利用の促進が図られる
		と見込まれるものであること。
		十四 前各号に掲げるもののほか、農
		地中間管理事業の推進に関する法律
		(平成25年法律第101号)第2条第4項
		に規定する農地中間管理機構又は基
		金がする使用収益権の移転又は設定
		2 前項の規定は、令第12条の3第2項に
		おいて準用する同条第1項第2号の主務
		省令で定める使用収益権の移転又は設
		定について準用する。この場合におい
		て、前項中「第1種加算対象農地等」と
		あるのは、「改定対象農地等」と読み替
		えるものとする。
		(第1種加算対象農地等について使用収
		益権の移転等があつた場合の届出)
		第35条の54 経営移譲年金に係る受給権
		者が、第1種加算対象農地等の全部又は
		一部について第35条の40第1項第1号か
		ら第13号までに掲げる使用収益権の移
		転又は設定があつたことにより当該第
		1種特定譲受者に対して当該第1種加算
		対象農地等の全部又は一部について使
		用及び収益をさせないこととなつたと
		きは、次に掲げる事項を記載した届書
		を、遅滞なく、基金に提出しなければな
		らない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 使用及び収益をさせないこととな
		つた第1種加算対象農地等の所在、地
		番及び面積並びに使用収益権の移転
		又は設定の内容並びにその相手方の
		氏名、生年月日及び住所(法人にあつ
		ては、名称、主たる事務所の所在の場
		所及び代表者の氏名)
		三 使用収益権の移転又は設定の年月
		日及びその事由
		四 使用収益権の移転又は設定が第35
		条の40第1項第11号から第13号まで
		に該当するものである場合にあつて
		は、それぞれ同項第11号から第13号
		までに規定する施設の概要
		五農業者年金証書の記号番号
		2 前項の届書には、次に掲げる書類を
		添えなければならない。
		- 第35条の40第1項第1号に掲げる使
		用収益権の移転又は設定があつたこ
		とにより第1種加算対象農地等の全
I	I	こにより労1俚加昇刈豕辰地寺の至

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	三 第2種加算対象農地等(経営移譲年 金の支給を受ける原因となった法第 41条第1項第1号又は第2号の経営移 譲が法第44条第1項の加算の要件に 該当する経営移譲である受給権者 が、当該経営移譲において、特定護 者のうち法第42条第1項第2号中に はる者(以下「第2種特定護受者」 いう。)に対して設定した使用収益権 に係る農地等をいう。以下同じ。)の 全部又は一部について前条第1号いて、地域定する返還を受けた場合において、 においても、その返還に係る第2種加 算対象農地等(次に掲げる農地等を 除く。)の全部又は一部については使用 収益権の移転又は使用収益権の設定 (主務省令で定める要件に適合する ものに限る。)をしないとき。	部又は一のに使用なびなって相らいてととなった場合にととなった場合にととなった場合にととがある書類 こ 第35条の40第1項のにととででは、第35条の40第1項のととのが表す。とのは、第35条の40第1項」と表示のは、第35条の40第1項」と表示のは、第34条のいでは、第34条のいでは、第34条のいでは、第34条のいでは、第34条のいでは、第34条のいでは、第34条のいでは、第34条のいでは、第35条の40第1項」と表示のはは、第35条の41。第12条の3第1項第2を受けたとのがのには、第35条の41。第12条の3第1項第3号が表示のは、第35条の41。第12条の3第1項第3号が表示のは、第35条の41。第12条の3第1項第2を受けたののを表表のでに、第35条の42。第12条の3第1項第3号が表表の42。第12条の3第1項第3号が表表的表表的表表的表表的表表的表表的表表的表表的表表的表表的表表的表表的表表的

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令 イ 土地収用法その他の法律によつ で収用された農地等その他の特定 譲受者に対して所有権若しくは使 用収益権の移転又は使用収益権の 設定をしないことが相当であるも のとして主務省令で定める農地等	する面積以内の面積の農地等を除いた残余のすべてについて第1種特定議受者のみに対してするものであること。 ロ 第2種加算対象農地等の一部の返還を受けた場合にあつては、その返還に係る第2種加算対象とび口に掲げる農地等を除く。)の者に対して第1種特定議受者に対してするものであること。 三 農業協同組合法第10条第3項に規定する信託の別受けによる所有権の移転にあつては、その信託にの期間が定められているものであること。 四 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められているものであること。 (特定議受者に対して新名として10年以上の期間が定められているものであること。 第2種が定められているものであるととの指針の方に第35条の3第1項第3号イの主務省令で定める農地等によりとする。 第2種加算対象農地等の返還を受けた日から1年以内に第35条の37第1項第1号イからリまで、ル及びワに掲げる事由に該当することとなつた農地等 第2種が算対象農地等の返還を受けた日から1年以内に第35条の37第1項第1号イからリまで、ル及びワに掲げる事はに該当することとなった農地等 第2種加算対象農地等の返還を受けた日から1年以内に次となった農地等
		げる事由に該当することとなつた農地等 二 第2種加算対象農地等の返還を受けた日から1年以内に次に掲げる施設の用に供される土地とするため第2種特定譲受者又は第35条の24に規定する者に対して所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定(使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間が定められている場合に限る。)
		をした農地等 イ 農地等その他の農業資源を公衆 の保健の用に供するための第35条 の26に規定する施設でその周辺の 地域の農業の振興に資するもの ロ 農家生活の改善に資する第35条 の27に規定する施設で近代的な農業経営の基盤の確立を図るために 必要なもの ハ 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための第35条の 28に規定する施設でその周辺の地域における農地等の農業上の効率

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	ロ その返還に係る第2種加算対象 農地等の全部又は一部についてその 移転の相手方から他の農地等 ので定める基準に適合サするも のに限る。)の所有権を取得すると ともに、当該他の農地等の全部に ついて特定譲列者に対して主務省 令で定める所有権の移転又は使用 収益権の設定をする場合における 当該第2種加算対象農地等の全部 又は一部	的かつ総合的な利用の促進等である第2種加算対象農地等」という。)の一までは関連である第2種加算対象農地等」という。)の一までは関連である。第55条の3第5号では関連である。第55条の3第5条の3第5条の3第5条の3第5条の3第5条の3第5条の3第5条の

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		移転にあつては、その信託に係る信
		託契約の期間として10年以上の期間
		が定められているものであること。
		四 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の
		期間が定められているものであるこ
		一 と。
		<u> </u>
		(第2種加算対象農地等について特定譲
		受者に対して所有権の移転等をした場
		合の届出)
		第35条の55 第2種特定譲受者が第35条
		の3第1号又は第2号に掲げる事由によ
		りその耕作又は養畜の事業を廃止し、
		又は縮小したため、経営移譲年金に係
		る受給権者が第2種加算対象農地等の
		返還を受け、その返還に係る第2種加算
		対象農地等(令第12条の3第1項第3号イ
		又は口に掲げる農地等を除く。) の全 部又は一部について特定譲受者に対し
		で第35条の42に掲げる要件に適合する
		所有権若しくは使用収益権の移転又は
		使用収益権の設定をしたときは、次に
		掲げる事項を記載した届書を、遅滞な
		く、基金に提出しなければならない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 返還に係る第2種加算対象農地等
		の所在、地番及び面積
		三 返還を受けた年月日
		四 返還に係る第2種加算対象農地等
		についての所有権若しくは使用収益
		権の移転又は使用収益権の設定の内
		容、年月日並びにその相手方の氏名、
		生年月日及び住所(法人にあつては、
		名称、主たる事務所の所在の場所及
		び代表者の氏名)
		五 その所有権若しくは使用収益権の 移転又は使用収益権の設定が農業用
		を転入は使用収益権の設定が長業用施設の用に供される土地とするため
		一
		農業用施設の概要
		六 農業者年金証書の記号番号
		2 前項の届書には、所有権若しくは使
		用収益権の移転又は使用収益権の設定
		の相手方が特定譲受者であることを明
		らかにすることができる書類を添えな
		ければならない。
		(公)廷加茨县在申山於)
		(第2種加算対象農地等について特定譲
		受者に対して所有権の移転等ができない。
		い農地等に係る届出) 第25条の56 全第12条の2第1項第2号の
		第35条の56 令第12条の3第1項第3号の 返還に係る第2種加質対象農地等の全
	I	返還に係る第2種加算対象農地等の全

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		部又は一部が第35条の43各号に掲げる
		農地等に該当することとなつたとき
		は、次に掲げる事項を記載した届書を、
		遅滞なく、基金に提出しなければなら
		ない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 第35条の43各号に掲げる農地等に
		該当することとなつた農地等の所
		在、地番及び面積
		三 農業者年金証書の記号番号
		2 前項の届書には、第35条の43各号に
		掲げる農地等に該当することを明らか
		にすることができる書類を添えなけれ
		ばならない。
		(第2種加算対象農地等に係る代替農地
		第2個加昇対家展地寺に保る代質展地等について所有権の移転等をした場合
		の届出)
		第35条の57 経営移譲年金に係る受給権者が、第2種加算対象農地等の全部又は
		一部について令第12条の2第1号イに規
		定する返還を受け、その返還に係る第2
		種加算対象農地等の全部又は一部につ
		いて当該第2種特定譲受者以外の者に
		対し所有権を移転し、これに代えて当
		該第2種特定譲受者以外の者から代替
		農地等 (令第12条の3第1項第3号ロの他
		の農地等をいう。以下この項において
		同じ。)の所有権を取得するとともに、
		当該代替農地等の全部について特定譲
		受者に対して第35条の45に掲げる要件
		に適合する所有権若しくは使用収益権
		の移転又は使用収益権の設定をしたと
		きは、次に掲げる事項を記載した届書
		を、遅滞なく、基金に提出しなければな
		らない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 返還を受けた第2種加算対象農地
		等の所在、地番及び面積
		三 返還を受けた年月日
		四 返還に係る第2種加算対象農地等
		について所有権を移転した年月日並
		びにその相手方の氏名及び住所(法
		人にあつては、名称、主たる事務所の
		所在の場所及び代表者の氏名)
		五 代替農地等の所在、地番及び面積
		六 代替農地等について所有権を取得
		した年月日
		七 代替農地等についてした所有権の
		移転又は使用収益権の設定の内容、
		年月日並びにその相手方の氏名、生
		年月日及び住所(法人にあつては、名
		称、主たる事務所の所在の場所及び
	I	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
農業者年金基金法	四 第2種加算対象農地等の全部又は一部について前条第1号ホに規定する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定に係るるで定める期間の経過後においても、その返還に係る第2種加算対象農地等の全部又は一部について特定譲受者に対する所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定(主務省令で定める要件に適合するものに限る。)をしないとき。	代表者の氏名) 八 その所有権の移転又は使用収益れるに の設定がするための農業用施設の概要 九 農業者年金証書の記号番号 2 前項収益をない。 (第2種者には、の相になるない。 (第2種者にない。 (第2種相)算数としておりい。 (第2種相)算数とのでをのといる。 第35条の46 令第12条の3第1項第4号の主務者とから返還を受けた日から起算して1年とする。 第35条の47 令第12条の3第1項第4号の主務者と前導がある。 一 第2種が関対する所の移転といる。 第35条の47 令第12条の3第1項第4号の主務者に対から起算して1年とする。 第35条の47 令第12条の3第1項第4号の主務者で定めるものといずれかに掲げるをの返還を受けた日から起算して1年とする。 第35条の47 令第12条の3第1項第4号のいずれかに掲げる要性は大きない。 (第2種加算対象農地等をで定めるものを各別のが表別ででより、次のよりに掲げる要件に対しての形なとのでで表別でであるが、第2種が関連では関連であり、対象とは関連では関連では、第2種が関連では関連では、第2種が関連を発しては関連を表別が、第2種が関連を表別が、第2をでのよりに対して第2をでのよりに対して第2をでのよりに対していて、第2をでのよりにである。 二 第2種が異なるのよりにであることが表別である。 二 第2種が算対象農地等の方ものよりにであることが表別である。 二 第2種が関連をを除いた残余のみにていて、第2種が関連をといて、まのより、まのより、まのより、まのより、まのより、まのより、まのより、まのより
		分対象住宅予定地とする農地等を除いた残余のすべてについての所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が次に掲げる要件のすべてに該当するものであることイ特定譲受者(当該再処分対象住宅予定地についての所有権若しく
		してするものであること。 ロ 農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。 ハ 使用収益権の設定にあつては、その権利の存続期間として10年以上の期間(その返還の時において当該特定処分対象農地等に係る使

用収益権の残存期間が10年以上であるときは、その残存期間を超える期間)が定められているものであること。 (第2種加算対象農地等について特定議 受者に対する所有権の移転等をした場合の届出)) 第35条の58 経営移譲年金に係る受給権者が、第2種加算対象農地等の全部について令第12条の第1号ホに規定する返還を受けた場合において、その返還に係る第2種加算対象農地等の全部についての第35条の47に規定する要性に適合する所有権若しくは使用収益権の設定をしたときは、第55条の47に規定する要性に適合する所有権者しくは使用収益権の移転又は使用収益権の移転と対し使用収益権の移転と対し使用収益権の移転と対し使用収益権の設定に係る返還(同号トに規定する最初の所有権者しくは使用収益権の設定に係る返還(同号トに規定する最初の所有権者しくは使用収益権の設定に係る返還(同号トに規定する最初の所有権者しくは使用収益権の設定に係る返還(同号トに規定する最初の所有権者しくは使用収益権の設定に係る返還(同号トに規定する最初の所有権者しくは使用収益権の設定に係る返還(同号トに規定する最初の所有権者しくは使用収益権の設定に係る返還(同号トに規定する最初の所有権者しくは使用収益権の設定に係る返還(同号トに規定する最初の所有権者しくは使用収益権の設定に係るの選別の所有権者しくは使用収益権の設定に係るの選別の所有権者しくは使用収益権の設定に係るの選別の所有権者しくは使用収益権の設定に係るの選別の方式を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を
化に著しく資するものとして主務省 令で定める面積に満たないとき。 第2種加算対象農地等の面積の4分 の3に相当する面積 二 30アール(北海道の区域内に住所を有する者については1ヘクタール、 沖縄の区域内に住所を有する者については20アール) 六 第2種加算対象農地等の全部又は 一部について使用収益権の移転又は 設定(特定譲受者に対してするもの その他の主務省令で定めるものを除 く。)があつたことにより、当該第2 種特定譲受者に対して、当該第2種加 算対象農地等の全部又は一部につい で使用及び収益をさせないこととな った場合 第35条の49 令第12条の3第1項第6号の 主務省令で定める使用収益権の移転又 は設定は、次のとおりとする。 一 第35条の31第1号から第9号まで、 第12号、第14号、第16号若しくは第17号に掲げる使用収益権の移転又は設定

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
4 前項の規定は、第44条第4項第1号又は第2号の特定譲受者に対して農地の便用収益権を設定することにより同項の規定の適用を受けた受給権者について準用する。この場合において項中「経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第41条第1項の加受輪権者が、当となると第44条第1項の加受輪権を設定は第2号の経営移譲に対した者である場合」とあるのは、「第44条第6」と表表を関係を設定した者である場合」と読み替えるものとまる。 第3目 農業者老齢年金 (支給要件)第47条 農業者を輸出の場合に対した者である場合」と読み替えるものとまる。 第3日 農業者を輸出を受けた受論を設定とする。 第3日 農業者を輸年金は、経営移譲年年金に係納付済期間等が20年以上であるよする。 2 第41条第3項の規定は、前項のいて、会第3項の規定は、第2号の規定は、前項のいて、会第3項の規定は、前項のとこの場合に対して、第47条第1項の農業者を輸年金のとする。 2 第47条第1項の農業者を輸年金との支給要件たる同項の」と読み替えるものとする。	2 前項(同項第3号から第6号までを除く。)の規定は、法第46条第4項において準用する同条第3項の政令で定める要件について準用する。この場合において、前項第1号中「第1種加算対象農地等」とあるのは「改定対象農地等」と、「経営移譲で金の支給を受ける原因となつた法第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲が法第44条第1項の加算を受給権者が、当該経営移譲において」とあるのは「法第44条第4項の規定の適用を受けた受給権者が」と、同項第2号中「第1種加算対象農地等」とあるのは、「改定対象農地等」と読み替えるものとする。	譲に係る第2種加算対象農地等(この 号の規定による使用収益権の移転又 は設定が行われた後の残余の第2種 加算対象農地等を除く。)にあつて は、第35条の48に規定する面積以上 のものに限る。)について同項第3号 イに掲げる者に対してする使用収益 権の移転又は設定であつて、第35条 の31第15号イから小までに 場合の移転等があつた場合の届出 第35条の59 第2種加算対象農地等について使用収 益権の移転等があつた場合の相当 等311号又は第13号に掲げる使相手 方が特定設定であつがあしても とにより、第2種特定譲受者であつたさ とにより、第2種が算対象農地等の全部 とにより、第35条の32第1項の 届書に当該使用収益権の移転又は設定 の相手方が特定譲受者であることを明 らかにすることができる書類を添えな ければならない。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
(年金額) 第48条 農業者老齢年金の額は、893円に 保険料納付済期間の月数を乗じて得た 額とする。 (準用規定)		
第49条 第45条の規定は、農業者老齢年 金について準用する。		
(農業者老齢年金の特例支給) 第49条の2 農業者老齢年金は、第47条に 規定する場合のほか、経営移譲年金に 係る受給権者が次の各号のいずれかに 該当するときに、その者に支給する。 一 第46条第2項各号のいずれかに該 当している者が60歳に達したとき。 二 60歳以上の者が第46条第2項各号 のいずれかに該当したとき。 2 前項の規定により支給する農業者老 齢年金の額は、第48条の規定にかかわらず、支給基準時年齢についての別表 第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それ ぞれ同表の第4欄に掲げる額に保険料 納付済期間の月数を乗じて得た額とす る。 3 第1項の規定により支給される農業 者老齢年金に係る受給権は、前条に規 定する場合のほか、受給権者が第46条 第2項各号に該当しなくなつたときは、 消滅する。		
第4目 被保険者及び年金給付に関す る経過的特例		
(被保険者の適用除外) 第50条 大正5年1月1日以前に生まれた 者(昭和46年1月1日において55歳をこ える者)は、第22条第1項の規定にかか わらず、農業者年金の被保険者としな い。		
(年金の受給資格期間等についての特例) 第51条 次の表の上欄に掲げる者については、第22条第2項(第23条第3項において準用する場合を含む。)、第28条第1項第2号、第41条第1項第1号及び第2号、第47条第1項並びに第53条中「20年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる年数とする。 大正10年1月1日以 (50歳を超え 5年 5年)		

農業者生	F金基金法		農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行
大正10年1月2日か 5大正11年1月1日 までの間に生まれ ご者	(49歳を超え、50 歳を超えない 者)	6年		
大正11年1月2日か 5大正12年1月1日 までの間に生まれ た者	(48歳を超え、49 歳を超えない 者)	7年		
大正12年1月2日か 5大正13年1月1日 までの間に生まれ た者	(47歳を超え、48 歳を超えない 者)	8年		
大正13年1月2日か ら大正14年1月1日 までの間に生まれ た者	(46歳を超え、47 歳を超えない 者)	9年		
大正14年1月2日か ら大正15年1月1日 までの間に生まれ た者	(45歳を超え、46 歳を超えない 者)	10年		
大正15年1月2日か ら昭和2年1月1日ま での間に生まれた 者	(44歳を超え、45 歳を超えない 者)	11年		
昭和2年1月2日から 昭和3年1月1日ま での間に生まれた 者	(43歳を超え、44 歳を超えない 者)	12年		
召和3年1月2日から 昭和4年1月1日ま での間に生まれた 者	(42歳を超え、43 歳を超えない 者)	13年		
昭和4年1月2日から 昭和5年1月1日ま での間に生まれた 者	(41歳を超え、42 歳を超えない 者)	14年		
昭和5年1月2日から 昭和6年1月1日ま での間に生まれた 者	(40歳を超え、41 歳を超えない 者)	15年		
召和6年1月2日から 沼和7年1月1日ま での間に生まれた 者	(39歳を超え、40 歳を超えない 者)	16年		
昭和7年1月2日から 昭和8年1月1日ま での間に生まれた 者	(38歳を超え、39 歳を超えない 者)	17年		
昭和8年1月2日から 昭和9年1月1日ま での間に生まれた 者	(37歳を超え、38 歳を超えない 者)	18年		
昭和9年1月2日から 昭和10年1月1日ま での間に生まれた 者	(36歳を超え、37 歳を超えない 者)	19年		
構考 この表の口	中欄の記載は、	上欄に		
	召和46年1月1日			
るその者の ^を る。	F齢で表した も	のであ		
経営移譲年金の額 経営	質についての特	:例)		
2条 前条の表の				
食料納付済期間 <i>加</i>				
下欄に掲げる年				
。) であつて、ネ	波保険者期間が	520年未		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	辰未有 中並 基立 伝 旭 1 7	長来有中並基金伝施打規則
満であるものに支給する経営移譲年金の類は、第44条第1項の担党にかかわる		
の額は、第44条第1項の規定にかかわら		
ず、第1号に掲げる額と同項第1号に掲げる額となる(双党投資集会		
げる額とを合算した額(経営移譲年金		
の支給を受ける原因となつた第41条第		
1項第1号又は第2号の経営移譲が第44		
条第1項の加算の要件に該当する経営		
移譲である場合には、その額に第2号に 担ばる額及び日頂第2号に担ばる額よい		
掲げる額及び同項第2号に掲げる額を 加算した額)とする。		
一 支給基準時年齢についての別表第		
1の第1欄に掲げる区分に応じ、それ		
ぞれ同表の第2欄に掲げる額に、240		
から被保険者期間の月数を控除した		
数を乗じて得た額の3分の1に相当す		
る額		
二 支給基準時年齢についての別表第		
1の第1欄に掲げる区分に応じ、それ		
ぞれ同表の第3欄に掲げる額に、240		
から被保険者期間の月数を控除した		
数を乗じて得た額の3分の1に相当す		
る額		
2 前条の表の上欄に掲げる者(保険料		
納付済期間がその者に係る同表の下欄		
に掲げる年数未満である者に限る。) で		
あつて、被保険者期間と、その者に係る		
同表の下欄に掲げる年数から保険料納		
付済期間を控除した期間(以下「加算期		
間」という。)とを合算した期間が20年		
未満であるものに支給する経営移譲年		
金の額は、第44条第1項の規定にかかわ		
らず、第1号に掲げる額と同項第1号に		
掲げる額とを合算した額(経営移譲年		
金の支給を受ける原因となつた第41条		
第1項第1号又は第2号の経営移譲が第		
44条第1項の加算の要件に該当する経		
営移譲である場合には、その額に第2号		
に掲げる額及び同項第2号に掲げる額		
を加算した額)とする。		
一 次のイに掲げる額に次の口に掲げ		
る数を乗じて得た額		
イ 支給基準時年齢についての別表		
第1の第1欄に掲げる区分に応じ、		
それぞれ同表の第2欄に掲げる額		
に、240から被保険者期間と加算期		
間とを合算した期間の月数を控除		
した数を乗じて得た額の3分の1に		
相当する額		
口保険料納付済期間の月数を、保険料効付済期間と加算期間になる		
険料納付済期間と加算期間とを合 第15世間の日本で除して得ち数		
算した期間の月数で除して得た数 - かのくに掲げる類に次の口に掲げ		
二 次のイに掲げる額に次の口に掲げる数を乗じて得た額		
匈奴と木 しく付に似		I

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
イ 支給基準時年齢についての別表		
第1の第1欄に掲げる区分に応じ、		
それぞれ同表の第3欄に掲げる額		
に、240から被保険者期間と加算期		
間とを合算した期間の月数を控除		
した数を乗じて得た額の3分の1に		
相当する額		
ロ 前号口に掲げる数		
3 第44条第4項の規定は、前2項の場合		
について準用する。この場合において、		
同条第4項中「第1項第1号に掲げる額に		
同項第2号に掲げる額を加算した額」と		
あるのは、「第52条第1項第1号又は同条		
第2項第1号に掲げる額と第1項第1号に		
掲げる額とを合算した額に同条第1項		
第2号又は同条第2項第2号に掲げる額		
及び第1項第2号に掲げる額を加算した		
額」と読み替えるものとする。		
第5目 脱退一時金及び死亡一時金		
(脱退一時金の支給要件)		
第53条 脱退一時金は、資格喪失日(農業		
者年金の被保険者の資格を喪失した日		
をいう。以下同じ。)の前日において資		
格喪失日の属する月の前月までの被保		
険者期間に係る保険料納付済期間が3		
年以上であり、かつ、保険料納付済期間		
等が20年未満である者が農業者年金の		
被保険者の資格を喪失した場合に、そ		
の者に支給する。		
(死亡一時金の支給要件)		
第54条 死亡一時金は、死亡日の前日に		
おいて死亡日の属する月の前月までの		
被保険者期間に係る保険料納付済期間		
が3年以上である者が死亡した場合に		
おいて、その者に遺族があるときに、そ		
の遺族に支給する。ただし、その死亡し		
た者が次の各号のいずれかに該当する		
ときは、この限りでない。		
一 支給を受けた年金給付の総額(支		
給を受けるべき年金給付でまだ支給		
を受けていないものの額を含む。第		
56条において同じ。) が、その者の死		
亡日の属する月の前月までの被保険		
者期間に係る死亡日の前日における		
保険料納付済期間についての別表第		
2の上欄に掲げる区分に応じ、それぞ		
れ同表の下欄に掲げる額以上の額で		
ある者であるとき。		
二 脱退一時金に係る受給権者である		
とき。		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
(遺族の範囲及び順位等) 第55条 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、 父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。 2 死亡一時金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。 3 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。		
(失踪宣告の場合の取扱い) 第55条の2 失踪の宣告を受けたことに より死亡したとみなされた者に係る前 2条の規定の適用については、第54条中 「死亡日」とあるのは「行方不明とな つた日」と、前条第1項中「死亡の当時」 とあるのは「行方不明となつた当時」 とする。ただし、受給権者の身分関係 に係る前条の規定の適用については、 この限りでない。		
(金額) 第56条 脱退一時金及び死亡一時金の額は、資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表第2の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(年金給付の支給を受けた者又は支給を受けるべき年金給付でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、その額からその死亡した者が支給を受けた年金給付の総額を控除した額)とする。		
(支給の調整) 第56条の2 第55条の規定により死亡一時金の支給を受ける者が、第44条第3項の規定の適用を受ける経営移譲年金を受けることができるときは、その者の選択により、死亡一時金と当該経営移譲年金とのうち、その一を支給し、他は支給しない。		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
は、支給を受けた者は、その額の計算		
の基礎となつた農業者年金の被保険者		
であつた期間は、農業者年金の被保険		
者でなかつたものとみなす。		
(脱退一時金の失権)		
第58条 脱退一時金に係る受給権は、受		
給権者が農業者年金の被保険者となつ		
たときは、消滅する。		
72 2 2 10.1 113000 7 30		
第6目 給付の制限		
第59条 故意に障害又はその直接の原因		
となつた事故を生じさせた者の当該障		
害については、第46条第1項ただし書の		
規定は、適用しない。		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
第60条 故意の犯罪行為若しくは重大な		
過失により、又は正当な理由がなくて		
療養に関する指示に従わないことによ		
り、障害若しくはその原因となった事		
故を生じさせ、又は障害の程度を増進		
させた者の当該障害については、基金		
は、第46条第1項ただし書の規定を適用		
しないことができる。		
第61条 死亡一時金は、農業者年金の被		
保険者又は被保険者であつた者を故意		
に死亡させたその者の遺族には、支給		
しない。農業者年金の被保険者又は被		
保険者であつた者の死亡前に、その者		
の死亡によつて死亡一時金に係る受給		
権者となるべき者を故意に死亡させた		
者で、当該農業者年金の被保険者又は		
被保険者であつた者の遺族であるもの		
についても、同様とする。		
第62条 年金給付は、次の各号のいずれ		
かに該当する場合においては、その支		
給を停止することができる。		
一 受給権者が、正当な理由がなくて、		
第80条第2項の規定による基金の求		
めに応じないか、又は同項の規定に		
よる基金の職員の質問に応じなかつ		
たとき。		
二 第46条第1項ただし書に該当する		
者が、正当な理由がなくて、第80条第		
3項の規定による基金の求めに応じ		
ないか、又は同項の規定による基金		
の職員の診断を拒んだとき。		
第63条 受給権者が、正当な理由がなく		
て、第79条第2項の規定による届出をせ		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
ず、又は書類その他の物件を提出しな		
いときは、基金は、年金給付の支払を一		
時差し止めることができる。		
第3款 費用		
(国庫負担)		
第64条 国庫は、毎年度、次に掲げる額を		
負担する。		
一 経営移譲年金の給付に要する費用		
の額(次号に掲げる額を除く。)の3		
分の1に相当する額		
二 第52条の規定によりその額が計算		
される経営移譲年金の給付に要する		
費用のうち同条第1項各号及び第2項		
各号に掲げる額に相当する部分の給		
付に要する費用の額の4分の1に相当		
する額		
(保険料)		
第65条 基金は、農業者年金事業に要す		
る費用に充てるため、保険料を徴収す		
る。		
2 保険料は、被保険者期間の計算の基		
礎となる各月につき、徴収するものと		
する。		
3 保険料の額は、農業者年金事業の給		
付に要する費用の予想額並びに予定運		
用収入及び国庫負担の額に照らし、将		
来にわたつて財政の均衡を保つことが		
できるものでなければならない。		
4 保険料の額は、少なくとも5年ごと に、前項の基準に従つて再計算され、そ		
の結果に基づいて所要の調整が加えら		
れるべきものとする。		
O MINOR DE CASA DE		
(保険料の納付義務)		
第66条 農業者年金の被保険者は、保険		
料を納付しなければならない。		
2 1月、2月及び3月分の保険料はその年		
の4月末日までに、4月、5月及び6月分の		
保険料はその年の7月末日までに、7月、		
8月及び9月分の保険料はその年の10月		
末日までに、10月、11月及び12月分の保 険料は翌年の1月末日までに、それぞれ		
納付しなければならない。		
(保険料の前納)	(IT PANOL or Aleka)	
第66条の2 農業者年金の被保険者は、将		
来の一定期間の保険料を前納すること	第12条の4 法第66条の2第1項の規定に	
ができる。	よる保険料の前納は、毎年12月31日までに、その翌年の1日から12日までの期	
	でに、その翌年の1月から12月までの期	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
成木年下业务亚位	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	成 木 日 「业 坐 业 12 旭 刊 / 见 則
2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から 政令で定める額を控除した額とする。	間について一括して行うものとする。 第12条の5 法第66条の2第2項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年5.5パーセントの利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月の前月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額(その額に10円未満の端数がある場合において、その端数金額が5円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が5円よして計算する。)を控除した額として主務大臣が定める額とする。	
3 第1項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。	第12条の6 法第66条の2第1項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において農業者年金の被保険者がその資格を喪失した場合におり入れては、その者(国民年金法第9条第1号に該当するに至つたため農業者に起業者には、その者の相続人)の請求に基づき、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付する。 2 前項の規定による還付額は、農業者年金の属する月(その月が前納に係る期間の最初の月前であるときは、当該最初の月の前月において当該未経した場別の前月において当該未経した物別の前月においてもも額(その領数がある場合においてもはこれを10円未満の端数が5円未満であるときはこれを10円未満の端数が5円未満であるときにはこれを10円未満の端数が5円未満であるときはこれを10円ときなる額とする。)に相当する額として主務大臣が定める額とする。	第3章の2 前納保険料 (前納保険料の還付請求) 第50条の2 令第12条の6第1項の規定による保険料の還付の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を基金に提出してしなければならない。 一 請求者の氏名及び住所 二 請求者が農業者年金の被保険者であつた者の相続人であるときは、農業者年金の被保険者であった者との身分関係 三 農業者年金の被保険者であった者の氏名、性別、生年月日及び住所 四 還付金額、還付理由並びに還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関 五 農業者年金被保険者ごの記号番号の農業者年金被保険者ごの記号番号の調の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
4 前3項に定めるもののほか、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。	第12条の7 前3条に定めるもののほか、 保険料の前納の手続その他保険料の前 納について必要な事項は、主務省令で 定める。	一 請求者が農業者年金の被保険者であつた者の相続人であるときは、農業者年金の被保険者であつた者の死亡を明らかにすることができる書類及び請求者が先順位の相続人であることを明らかにすることができる書類 二 農業者年金の被保険者であつた者の農業者年金被保険者証

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
第4款 審查会		
(審査会) 第67条 農業者年金の被保険者の資格に 関する決定、給付に関する決定、保険料 その他この節の規定による徴収金の徴 収又は第73条第5項若しくは第6項の規 定による処分に対する不服を審査する ため、基金に審査会を置く。 2 審査会は、委員9人をもつて組織す る。 3 委員は、学識経験を有する者のうち から、理事長が主務大臣の承認を受け て委嘱する。 4 委員の任期は、3年とする。 5 第10条第1項ただし書及び第2項並び に第18条の規定は、委員について準用 する。	(委員及び医師等に対する報酬) 第13条 基金は、審査会の委員に対し、審 査会に出席した日数に応じ、主務省令 で定める金額の報酬を支払うものとす る。	第4章 雑則 (審査会の委員に対する報酬の額) 第51条 令第13条第1項の主務省令で定 める金額は、会長及びその他の委員に つき予算の範囲内で別に基金が主務大 臣の承認を受けて定める。
第68条 審査会に、会長を置く。会長は、 審査会において、委員のうちから選挙 する。 2 会長は、会務を総理する。会長に事故 があるとき、又は会長が欠けたときは、 あらかじめその指名する委員がその職 務を行なう。		
(議事) 第69条 審査会は、過半数の委員が出席 しなければ、会議を開き、及び議決をす ることができない。 2 審査会の議事は、出席委員の過半数 で決する。可否同数のときは、会長の決 するところによる。		
(審査請求) 第70条 農業者年金の被保険者の資格に 関する決定、給付に関する決定、保険料 その他この節の規定による徴収金の徴 収又は第73条第5項若しくは第6項の規 定による処分に対する不服がある者 は、文書又は口頭で、審査会に対して行 政不服審査法(昭和37年法律第160号) による審査請求をすることができる。 2 前項の審査請求は、同項に規定する 決定、徴収又は処分があつたことを知 つた日から60日以内にしなければなら ない。ただし、正当な理由によりこの期 間内に審査請求をすることができなか つたことを疎明したときは、この限り でない。 3 第1項の審査請求があつたときは、会 長は、遅滞なく、審査会を招集しなけ		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
ればならない。 4 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対し、報告若しくは意見を求め、その出頭を求め、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検案をさせることができる。	2 基金は、法第70条第4項の規定により 診断又は検案をさせた医師又は歯科医 師に対し、健康保険法(大正11年法律第 70号)第43条の9第2項、第43条の17第2 項又は第44条第2項の費用の算定の例 により算定した額の範囲内で、報酬を 支払うものとする。 (委員及び関係人等に対する旅費) 第14条 基金が審査会の委員に対して支 給する旅費の額は、一般職の職員の給 与に関する法律(昭和25年法律第95号) 別表第1の行政職俸給表(一)の11級の 職務の級にある職員が国家公務員等の 旅費に関する法律(昭和25年法律第114	灰木 日 「业会业内心门 が以
5 給付に関する決定についての第1項 の審査請求は、時効の中断に関しては、 裁判上の請求とみなす。 (審査会及び審査請求の手続に関する事	号)の規定により支給を受けるべき額によるものとする。 2 基金が法第70条第4項の規定により出頭を求めた関係人及び同項の規定により診断又は検案をさせた医師又は歯科医師に対して支給する旅費の額の範囲内において、基金が定める。	
項の政令への委任) 第71条 この款及び行政不服審査法に定 めるもののほか、審査会の委員並びに 前条第四項の規定により出頭を求めた 関係人の報酬及び旅費その他審査会及 び審査請求の手続に関し必要な事項 は、政令で定める。	(審査会の書記) 第15条 審査会に書記を置く。	
第5款 雑則 (保険料等の徴収) 第72条 保険料その他この節の規定によ る徴収金は、この節に別段の規定があ るものを除くほか、国税徴収の例によ つて徴収する。	 2 書記は、基金の職員のうちから、理事長が任命する。 3 書記は、会長の指揮を受けて審査会の庶務を整理する。 	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
(±27 / D T7 ~ 18 / H+ / - L / - 1 / - 1 / - 1		
(督促及び滞納処分)		
第73条 保険料その他この節の規定によ		
る徴収金を滞納する者があるときは、		
基金は、期限を指定して、これを督促		
することができる。		
2 前項の規定によつて督促をしようと		
するときは、基金は、納付義務者に対し		
て、督促状を発する。		
3 前項の督促状により指定する期限		
は、督促状を発する日から起算して10		
日以上を経過した日でなければならな		
い。 4 基金は、第1項の規定による督促を受		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
けた者が督促状に指定した期限までに 保険料その他この節の規定による徴収		
(金を完納しないときは、滞納者の居住		
地又はその者の財産所在地の市町村		
(特別区を含むものとし、地方自治法		
第252条の19第1項の指定都市にあつて		
は、区とする。以下この条において同		
じ。) に対して、その処分を請求するこ		
とができる。		
5 市町村は、前項の規定による処分の		
請求を受けたときは、市町村税の滞納		
処分の例によつて、これを処分するこ		
とができる。この場合においては、基金		
は、徴収金額の100分の4に相当する金		
額を当該市町村に交付しなければなら		
ない。		
6 市町村が、第4項の請求を受けた日か		
ら30日以内にその処分に着手せず、又		
は90日以内にこれを結了しないとき		
は、基金は、主務大臣の認可を受け、国		
税滞納処分の例によつて、これを処分		
することができる。		
(延滞金)		
第74条 前条第1項の規定によつて督促		
をしたときは、基金は、徴収金額につ		
き年14.6パーセントの割合で、納付期		
限の翌日から徴収金完納又は財産差押		
えの日の前日までの日数によつて計算		
した延滞金を徴収する。ただし、徴収		
金額が500円未満であるとき、又は滞納		
につきやむを得ない事情があると認め		
られるときは、この限りでない。		
2 前項の場合において、徴収金額の一		
部につき納付があつたときは、その納		
付の日以後の期間に係る延滞金の計算		
の基礎となる徴収金は、その納付のあ		
つた徴収金額を控除した金額による。		
3 延滞金を計算するに当たり、徴収金		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
額に500円未満の端数があるときは、そ		
の端数は、切り捨てる。		
4 督促状に指定した期限までに徴収金		
を完納したとき、又は前3項の規定によ		
つて計算した金額が50円未満であると		
きは、延滞金は、徴収しない。		
5 延滞金の金額に50円未満の端数があ		
るときは、その端数は、切り捨てる。		
(先取特権)		
第75条 保険料その他この法律の規定に		
よる徴収金の先取特権の順位は、国税		
及び地方税に次ぐものとする。		
(時効)		
第76条 保険料その他この節の規定によ		
る徴収金を徴収し、又はその還付を受		
ける権利は、2年を経過したとき、給付		
を受ける権利は、五年を経過したとき		
は、時効によつて、消滅する。		
2 保険料その他この節の規定による徴		
収金についての第73条第1項の規定に		
よる督促は、民法第153条の規定にかか		
わらず、時効中断の効力を有する。		
(期間の計算)		
第77条 この節又はこの節に基づく命令		
に規定する期間の計算については、こ		
の節に別段の規定がある場合を除くほ		
か、民法の期間に関する規定を準用す		
3.		
(戸籍事項の無料証明)		
第78条 市町村長(特別区の区長を含む		
ものとし、地方自治法第252条の19第1		
項の指定都市にあつては、区長とす		
る。)は、基金、農業者年金の被保険者		
若しくは被保険者であつた者又は受給		
権者に対して、当該市町村(特別区を含		
む。)の条例で定めるところにより、農		
業者年金の被保険者若しくは被保険者		
であつた者又は受給権者の戸籍に関 し、無料で証明を行なうことができる。		
い、2017 と呼る1で11な / ことが くらる。		
(届出等)		
第79条 農業者年金の被保険者は、主務		
省令で定めるところにより、第30条に		
規定する事項を除くほか、主務省令で		
定める事項を基金に届け出なければな		
らない。		(経営移譲年金に係る受給権者の現況の
2 受給権者は、主務省令で定めるとこ		届出)
ろにより、基金に対し、主務省令で定		第38条 経営移譲年金に係る受給権者

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
める事項を届け出、かつ、主務省令で		は、毎年6月1日から同年6月30日(以下
定める書類その他の物件を提出しなけ		「提出日」という。) までの間に、次に
ればならない。		掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名し
		た届書(自ら署名することが困難な受
		給権者にあつては、当該受給権者の代
		理人が署名した届書)を基金に提出し
		なければならない。ただし、法第46条第
		1項又は第2項の規定により経営移譲年
		金の支給が停止されているときは、こ
		の限りでない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 農地等につき所有権又は使用収益
		権に基づき耕作又は養畜の事業を行
		う者にあつては、その事業に供する
		農地等の面積
		三 農業者年金証書の記号番号
		2 法第46条第1項ただし書の規定によ
		り経営移譲年金の支給の停止の解除を
		受けている者(その障害の状態が固定
		して将来その障害の程度が増進し、又
		は減退することがないと認められる者
		を除く。)は、前項の届書にその年の6
		月1日以後に作成された別記様式第2号
		による障害の状態に関する医師又は歯
		科医師の診断書を添えなければならな
		3 第1項の規定は、次の各号のいずれか
		に掲げる日以後1年以内に提出日が到
		来する年には、当該受給権者について
		は、これを適用しない。
		一 経営移譲年金の裁定が行われた日
		ニ 経営移譲年金の額の改定が行われ
		一 性 首 伊藤 中立 の 領 の 以 た か 行 4 2 4 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
		CP
		二、経路移譲中金の文和の停止が解除された日
		G40/CH
		 (農業者老齢年金に係る受給権者の現況
		の届出)
		第39条 農業者老齢年金に係る受給権者
		は、毎年提出日までに、次に掲げる事項
		を記載し、かつ、自ら署名した届書(自
		ら署名することが困難な受給権者にあ
		つては、当該受給権者の代理人が署名
		した届書)を基金に提出しなければな
		らない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二農業者年金証書の記号番号
		2 前項の規定は、農業者老齢年金の裁
		定が行われた日以後1年以内に提出日
		が到来する年には、当該受給権者につ
		いては、これを適用しない。
		(氏名変更の届出)

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		第40条 年金給付に係る受給権者は、氏
		名を変更したときは、次に掲げる事項
		を記載した届書に農業者年金証書を添
		え、その氏名の変更があつた日から14
		日以内に、これを基金に提出しなけれ
		ばならない。
		一 変更前及び変更後の氏名
		二 生年月日及び住所
		三 農業者年金証書の記号番号
		(住所変更の届出)
		第41条 年金給付に係る受給権者は、住
		所を変更したときは、次に掲げる事項
		を記載した届書を、その住所の変更が
		あつた日から14日以内に、基金に提出
		しなければならない。
		一氏名及び生年月日
		二変更前及び変更後の住所
		三 農業者年金証書の記号番号
		 (年金給付の払渡しの方法等の変更の届
		出)
		第42条 年金給付に係る受給権者は、年
		金給付の払渡しを受ける方法又は年金
		給付の払渡しを希望する機関を変更し
		ようとするときは、次に掲げる事項を
		記載した届書を基金に提出しなければ
		ならない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 変更前及び変更後の年金給付の払
		渡しを受ける方法及び払渡しを希望
		する機関
		三 農業者年金証書の記号番号
		(農業者年金証書の再交付の申請)
		第44条 年金給付に係る受給権者は、農
		業者年金証書が滅失し、又は汚損した
		ときは、遅滞なく、農業者年金証書の再
		交付を基金に申請しなければならな
		V.
		2 前項の規定による申請は、次に掲げ
		る事項を記載した申請書を基金に提出
		してしなければならない。この場合に
		おいて、申請者が汚損した農業者年金
		証書を所持しているときは、これを当
		該申請書に添えなければならない。
		一 氏名、生年月日及び住所
		二 農業者年金証書の記号番号
		3 年金給付に係る受給権者は、第1項の
		規定による申請をした後、滅失した農
		業者年金証書を発見したときは、遅滞
T. Control of the con		よく これも甘入に写体しかければれ
		なく、これを基金に返納しなければな

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		(農業者年金証書の再交付) 第45条 基金は、前条第1項の規定による 申請を受理したときは、新たに農業者 年金証書を作成し、これを当該申請者 に交付しなければならない。
		(請求書等の氏名の記載等) 第46条 この章の規定 (第38条及び第39 条を除く。)によつて提出する請求書、 届書、申出書又は申請書における氏名 にはふりがなを付すとともに、当該請 求書、届書、申出書又は申請書には、請 求者、届出者、申出者又は申請者の住所 及び請求、届出、申出又は申請の年月日 を記載し、記名押印又は自ら署名しな ければならない。
		(農業者年金証書の返付) 第48条 基金は、第34条の2第2項、第40条 又は第43条の規定によつて申出書又は 届書に添えて農業者年金証書が提出さ れたときは、当該農業者年金証書に所 要の事項を記載し、これを当該申出者 又は届出者に返付しなければならな い。
		(農業者年金証書の提出の要求) 第49条 基金は、必要があると認めると きは、農業者年金証書を交付した年金 給付に係る受給権者に対して農業者年 金証書の提出を求めることができる。
3 農業者年金の被保険者又は受給権者 が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法 律第224号)の規定による死亡の届出義 務者は、10日以内に、その旨を基金に届		(受給権者に関する記録) 第50条 基金は、農業者年金事業の給付 に係る受給権者ごとに、その氏名、性 別、生年月日、住所、農業者年金証書の 記号番号、受給権の取得の年月日、年金 額、年金給付の支給状況等農業者年金 事業の給付に係る受給権者に関する所 要の事項を記録しておかなければなら ない。
け出なければならない。		(死亡の届出) 第10条 法第79条第3項の規定による農業者年金の被保険者の死亡の届出は、 次に掲げる事項を記載した届書に当該 死亡した者の農業者年金被保険者証を 添え、これを基金に提出してしなけれ ばならない。 一 死亡した者の氏名及び生年月日 二 死亡した年月日 三 死亡した者の農業者年金被保険

農業者年金基金法 農業者年金基金法施行令 農業者年金基金法施行規則 者証の記号番号 (死亡の届出) 第43条 法第79条第3項の規定による受 給権者の死亡の届出は、次に掲げる事 項を記載した届書に当該死亡した者の (農業者年金の被保険者又は受給権者に 農業者年金証書を添え、これを基金に 提出してしなければならない。 関する調査) 第80条 基金は、必要があると認めると 一 死亡した者の氏名及び生年月日 きは、農業者年金の被保険者に対し、農 二 死亡した年月日 業者年金の被保険者の資格若しくは保 三 農業者年金証書の記号番号 険料に係る事項に関する書類その他の 物件を提出すべきことを求め、又はそ の職員に、これらの事項に関し農業者 年金の被保険者に質問させることがで きる。 2 基金は、必要があると認めるときは、 受給権者に対し、受給権の消滅若しく は支給の停止に係る事項に関する書類 その他の物件を提出すべきことを求 め、又はその職員に、これらの事項に関 し受給権者に質問させることができ 3 基金は、必要があると認めるときは、 第46条第1項ただし書に該当する者に 対し、その指定する医師若しくは歯科 医師の診断を受けるべきことを求め、 又はその職員に、その障害の状態を診 断させることができる。 4 第1項若しくは第2項の規定により質 問を行ない、又は前項の規定によつて 診断を行なう職員は、その身分を示す 証票を携帯し、かつ、関係人の請求があ るときは、これを提示しなければなら ない。 第3節 農地等の買入れ及び売渡し等 (農地等の買入れ等) 第81条 基金は、農業者年金の被保険者 (基金が農地等の買入れ等を行う場合) その他農林水産省令で定める者で農地 第16条 基金が法第81条第1項の規定に **農業者年金基金の農地等の買入れ及び売** 等につき行う耕作又は養畜の事業を廃 より農地等を買い入れ、又は借り受け | 渡し等に関する省令 [昭和45年11月19日 止しようとする者(その行う耕作又は ることができるのは、基金がその農地 | 農林省令第62号] 養畜の事業を第42条第1項第4号の政令 等を買い入れ、又は借り受けることに で定める面積以内の面積の農地等につ よりその買入れ又は借受けに係る同項 (農地等の買入れ等の対象者) き行うものに縮小しようとする者を含 の申出をした者が法第42条から第43条 第1条 農業者年金基金法(以下「法」と までに規定する経営移譲を終了するこ む。以下「離農希望者」という。) の申 いう。) 第81条第1項の農林水産省令で 出があつた場合には、政令で定めると ととなる場合に限るものとする。 定める者は、次に掲げる者とする。 ころにより、その申出に応じ、その者が 一 農業者年金の被保険者であつた者

(基金が農地等の買入れ等を行う区域)

振興地域の整備に関する法律(昭和44 第16条の2 法第81条第1項の政令で定め

であつて、65歳未満であり、かつ、

経営移譲年金の支給を受けるのに必

所有する農地等で農用地区域等(農業

年法律第58号)第8条第2項第1号の農用 地区域その他政令で定める区域をい う。以下同じ。)の区域内にあるものを 買い入れ、又は借り受けることができ る。

2 基金は、前項の規定により農地等を 買い入れ、又は借り受ける場合におい て、その買入れ又は借受けに係る農地 等の農業上の利用のため特に必要があ ると認めるときは、その買入れ又は借 受けに係る農地等の所有者が所有する 附帯施設(農地等の農業上の利用のた めに必要な土地、立木、建物、工作物 又は水の使用に関する権利をいう。以 下同じ。)を併せて買い入れ、又は借 り受けることができる。

(農地等の売渡し等)

第82条 基金は、農業経営の規模の拡大、 農地の集団化その他農地保有の合理化 に資することとなるように、政令で定 めるところにより、農業者年金の被保 険者(60歳未満の者に限る。)その他農 林水産省令で定める者に対し、前条第1 項又は第2項の規定による買入れ又は 借受けに係る農地等又はその附帯施設 の売渡し又は貸付け(使用収益権の移 転を含む。)をしなければならない。た だし、耕作又は養畜の目的以外の目的 に供することが相当となつた農地等又 はその附帯施設については、この限り でない。

農業者年金基金法施行令

る区域は、次に掲げる地域のいずれかに該当する区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域、市街化区域及び第5条第1号ロに規定する区域を除く。)とする。

- 一 農業振興地域の整備に関する法律 第6条第1項の規定により指定された 農業振興地域
- 二 離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定により指定された 離島振興対策実施地域、山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項 の規定により指定された振興山村そ の他これらの地域に準ずる地域とし て農林水産大臣が指定するもの

(農地等の売渡し等の手続)

第17条 基金は、法第82条の規定により 農地等又はその附帯施設(法第81条第2 項の附帯施設をいう。以下同じ。)の売 渡し又は貸付け(使用収益権の移転を 含む。以下この条において同じ。)をし ようとするときは、農林水産省令で定 めるところにより、その売渡し又は貸 付けに係る農地等又は附帯施設の所在 及び地番、買受申込書又は借受申込書 を提出すべき期限その他農林水産省令 で定める事項を公告して、その買受人 又は借受人を公募しなければならな い。

農業者年金基金法施行規則

要な保険料納付済期間等(法第23条 第2項第3号の保険料納付済期間等を いう。)を満たしているもの

こ 農業者年金の被保険者でない者 (経営移譲年金に係る受給権者及び 農業者年金基金法施行令(以下「令」 という。) 附則第4条各号に掲げる者 を除く。)であつて、農地等(農地 法(昭和27年法律第229号)第2条第 1項に規定する農地及び採草放牧地 をいう。以下同じ。) を農業者年金 基金に売り渡し、又は貸し付けるこ とにより、法附則第11条第1項各号に 掲げる要件に適合する法第42条又は 第43条に規定する経営移譲(法第42 条第1項第2号の処分対象農地等(令 第10条に規定する面積以内の面積の 農地等を除く。) のうちその者の所 有に係るもののすべてについて所有 権を移転し、又は使用収益権を設定 することによつてするものに限る。) を終了することとなるもの

(農地等の売渡し等の公告)

第2条 令第17条の規定による公告は、当該売渡し又は貸付け(使用収益権の移転を含む。次条において同じ。)をしようとする農地等の属する市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、区とする。)の事務所の掲示場その他公衆の見やすい場所に30日間掲示してしなければならない。

(公告する事項)

- 第3条 令第17条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 売渡し又は貸付けを受けることができる者の範囲
 - 二 売渡しの場合にあつては、対価及 びその支払の方法
 - 三 貸付けの場合にあつては、貸付け の条件
 - 四 その他必要な事項

(農地等の売渡し等の対象者)

第4条 法第82条の農林水産省令で定め る者は、新たに農地等につき耕作又は

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		養畜の事業を行おうとする者で令第7
		条の2に規定する要件に該当するもの、
		農業経営基盤強化促進法(昭和55年法
		律第65号)第4条第2項に規定する農地
		保有合理化法人及び令第8条各号に掲
		げる者とする。
		(m v h) + hh)
		(買受申込書等)
		第5条 令第17条の買受申込書又は借受 申込書は、次に掲げる事項を記載した
		書類とする。
		一 申込者の氏名及び住所(法人にあ
		つては、名称、主たる事務所の所在の
		場所及び代表者の氏名)
		二 買受け又は借受け(使用収益権の
		移転を受ける場合を含む。以下この
		条において同じ。) を希望する農地等
		の所在、地番、地目及び面積並びにそ
		の附帯施設の種類、数量及び所在の
		場所
		三 買受けの場合にあつては、希望す
		る対価の支払の方法
		四 借受けの場合にあつては、借受け
		の条件
		五申込者が農地等につき耕作又は養
(次人の代4月1)		畜の事業を行っている場合にあって は、火装車**に供している場合にあって
(資金の貸付け) 第83条 基金は、農業者年金の被保険者		は、当該事業に供している農地等の 所在、地番、地目及び面積
(60歳未満の者に限る。) その他農林水		方に、地質、地質及び面積 六 買受け又は借受けを希望する農地
産省令で定める者で離農希望者又は第		等の利用計画
44条第4項第1号若しくは第2号に規定		七 その他参考となるべき事項
する農地等の所有権の移転を行おうと		
する経営移譲年金に係る受給権者(以		(資金の貸付け対象者)
下この項において「離農希望者等」とい		第6条 法第83条第1項の農林水産省令で
う。) から農地等を取得しようとするも		定める者は、次に掲げる者とする。
のに対し、その農地等の取得に必要な		一 新たに農地等につき耕作又は養畜
資金(その農地等の農業上の利用のた		の事業を行おうとする者で令第7条
めに必要な附帯施設で当該離農希望者		の2に規定する要件に該当するもの
等が所有するものを併せて取得するの		又は令第8条第1号から第3号までに
に必要な資金を含む。) の貸付けを行う		規定する者であつて、次に掲げる要
ことができる。		件のすべてを満たすもの
2 前項の規定による資金の貸付けは、		イ 耕作又は養畜の事業に常時従事
次の各号に掲げる要件に適合する場合		する者であること。
に限り、するものとする。		口 国民年金法第7条第1項第2号又
ー その貸付けを受けて取得される農		は第3号に該当しない者であつて、
地等が農用地区域等の区域内にある		その者が基金から貸付けを受けた
ものであること。		資金により農地等についての所有
二 その農地等の取得が、農業経営の 規模の拡大、農地の集団化その他農		権を取得する日以後に農業者年金の神保険者の姿々な取得すること
規模の拡大、展地の集団化での他展 地保有の合理化に資する見地からみ		の被保険者の資格を取得すること が確実と認められること。
で、必要で、かつ、適切であると認め		が確美と認められること。 二 農業生産法人にあつて、農業者年
こ、必安じ、がり、週別じめると祕め		- 展来生産伝人にのって、展来有中 - 人の神児除者でもる者が、典事知会

金の被保険者である者が、農事組合 法人にあつては理事、合名会社又は

られるものであること。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
第4章 財務及び会計		合資会社にあつては業務執行権を有
		する社員、株式会社又は有限会社に
(区分経理)	(() ((())	あつては取締役の過半数を占めるも -
第84条 基金は、第19条第1項第1号の業		Ø
務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理、同項第2号の業務のうち農地等	第18条 基金は、法第84条に規定する特別の数字は、て、法第10条第1項第1日	
る栓理、同項第2号の業務のすら展地等 及びその附帯施設の買入れ及び売渡し	別の勘定として、法第19条第1項第1号の業務(これに附帯する業務を含む。以	
並びに借受け及び貸付け(使用収益権	下「年金業務」という。)に係る経理に	
の移転を含む。)に係る業務(これに附	ついては年金勘定を、同項第2号の業務	
帯する業務を含む。)に係る経理及び同	のうち農地等及びその附帯施設の買入	
号の業務のうち農地等及びその附帯施	れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け	
設の取得に必要な資金の貸付けに係る	(使用収益権の移転を含む。)に係る業	
業務(これに附帯する業務を含む。)に	務(これに附帯する業務を含む。以下	
係る経理については、政令で定めると	「農地売買貸借業務」という。)に係る	
ころにより、それぞれ、特別の勘定を設	経理については農地売買貸借勘定を、	
けて他の業務に係る経理と区分して整	同号の業務のうち農地等及びその附帯	
理しなければならない。	施設の取得に必要な資金の貸付けに係	
	る業務(これに附帯する業務を含む。以	
	下「融資業務」という。) に係る経理に	
	ついては融資勘定を設けなければなら	
	ない。	
	2 年金勘定、農地売買貸借勘定及び融	
	資勘定においては、それぞれ、年金業	
	務、農地売買貸借業務又は融資業務に	
	関する資産、負債、費用及び収益に関する経理を整理しなければならない。	
	3 年金業務以外の業務に係る経理は年	
	金勘定において、農地売買貸借業務以	
	外の業務に係る経理は農地売買貸借勘	
	定において、融資業務以外の業務に係	
	る経理は融資勘定において整理しては	
	ならない。	
	4 第2項の規定により経理を整理する	
	場合において、一の勘定において整理	
	すべき事項が他の勘定において整理す	
	べき事項と共通の事項であるため当該	
	勘定に係る部分を区分して整理するこ	
	とが困難なときは、当該事項について	
	は、基金が主務大臣の承認を受けて定	
	める基準に従つて、事業年度の期間中	
	一括して整理し、当該事業年度の末日	
	現在において各勘定に配分することに	
(事業年度)	より整理することができる。	
(ザネース) 第85条 基金の事業年度は、毎年4月1日		
に始まり、翌年3月31日に終わる。		
(事業計画等の認可)		
第86条 基金は、毎事業年度、事業計画、		
予算及び資金計画を作成し、当該事業		
年度の開始前に、主務大臣の認可を受		
けなければならない。これを変更しよ		
うとするときも、同様とする。		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
第87条 基金は、毎事業年度、財産目録、 貸借対照表及び損益計算書(以下この 条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に 主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。 2 基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに、 当該事業年度の事業報告書及び予算の 区分に従い作成した決算報告書に弱する監事の意見をつけなければならない。 3 基金は、第1項の規定による主務大臣 の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。 (借入金の制限) 第88条 基金は、借入金をしてはならない。ただし、基金の目的を達成するため必要な場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 (余裕金の運用)	農業者年金基金法施行令 第19条 基金の業務上の余裕金の運用 は、次の方ものとする。 一 国債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券の取得 こ 銀行、農林中央金庫その他主客大臣の指定する金融機関への預金とするとする。 単便貯金 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託 四 展業者年金の被保険者を被保険者を被保険者を対しる生存を保険金の支払けるものに限る。)の保険料又はに類するものに限る。)の保険料でで定める生命共済の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。	農業者年金基金法施行規則

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
(給与及び退職手当の支給の基準) 第90条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(会計等に関する事項の主務省令への委任) 第91条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、主務大で定める。 第5章 監督 (監督) 第92条 基金は、主務大臣が監督する。 2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命	一 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託 二 証券会社への預託 3 基金は、運用方法を特定する金銭信託若しくは不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合又は取得した有価証券を証券会社に預託する場合は、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。	
令をすることができる。 (報告及び検査) 第93条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第20条第1項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。	(都道府県が処理する事務) 第20条 法第93条第1項に規定する主務 大臣の権限(法第96条の規定により農 林水産大臣の権限とされたものに限 る。)に属する事務のうち、次に掲げる 受託者(同項に規定する受託者をい う。)に対するものは、都道府県知事が 行うこととする。ただし、基金の業務の 適正な運営を確保するため特に必要が あると認めるときは、農林水産大臣が 自らその権限に属する事務を行うこと を妨げない。 一 市町村(特別区を含むものとし、地 方自治法第252条の19第1項の指定都 市にあつては、区とする。) 二 一の都道府県の区域を超えない区 域を地区とする農業協同組合 三 法第20条第1項第3号の規定により 主務大臣の指定した者のうち、その 目的とする事業の実施地域が一の都 道府県の区域を超えないものと認め	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	て主務大臣が指定した者	
	2 前項本文の場合においては、法中同	
	項本文に規定する事務に係る主務大臣	
	に関する規定は、都道府県知事に関す	
	る規定として都道府県知事に適用があ	
	るものとする。	
	3 都道府県知事は、第1項本文の規定に	
	基づき法第93条第1項の規定により報	
	告を徴し、又は立入検査をした場合に	
	は、農林水産省令で定めるところによ	
	り、その結果を農林水産大臣に報告し	
	なければならない。	
	·	
2 前項の規定により職員が立入検査を		
する場合には、その身分を示す証明書		
を携帯し、関係人に提示しなければな		
らない。		
3 第1項の規定による立入検査の権限		
は、犯罪捜査のために認められたもの		(証明書の様式)
と解してはならない。		第52条 法第93条第2項の証明書は、別記
		様式第4号による。
(権限の委任)		
第94条 前条に規定する主務大臣の権限		
(第96条の規定により厚生労働大臣の		
権限とされたものに限る。) のうち、受		
託者に対するものは、厚生労働省令で		
定めるところにより、その全部又は一		
部を地方厚生局長に委任することがで		
きる。		
2 前項の規定により地方厚生局長に委		
任された権限は、厚生労働省令で定め		
るところにより、地方厚生支局長に委		
任することができる。		
11/ 0 1 2 / 1 2 0 0		
(都道府県が処理する事務)		
第94条の2 第93条に規定する主務大臣	(事務の区分)	
の権限(第96条の規定により農林水産		
大臣の権限とされたものに限る。) に属	より都道府県が処理することとされて	
する事務(受託者に対するものに限	いる事務は、地方自治法第2条第9項第1	
る。) の一部は、政令で定めるところに	号に規定する第1号法定受託事務とす	
より、都道府県知事が行うこととする	る。	
ことができる。		
第6章 雑則		
(財務大臣との協議)		
第95条 主務大臣は、次の各号に掲げる		
場合には、財務大臣に協議しなければ		
ならない。		
一 第19条第2項、第20条第1項、第21条		
第1項又は第86条の認可をしようと		
するとき。		
二 第21条第2項又は第91条の主務省		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
令を定めようとするとき。		
三 第87条第1項、第88条ただし書又は		
第90条の承認をしようとするとき。		
(主務大臣等)		
第96条 この法律において主務大臣は、		
次のとおりとする。		
一 基金の事務所、役員及び職員並び に財務及び会計その他管理業務に関		
する事項については、厚生労働大臣		
及び農林水産大臣		
二 第19条第1項第1号及び第2項に規		
定する業務(これらに附帯する業務		
を含む。) に関する事項については、 厚生労働大臣及び農林水産大臣		
三 第19条第1項第2号に規定する業務		
(これに附帯する業務を含む。)に関		
する事項については、農林水産大臣		
2 この法律における主務省令は、主務		
大臣の発する命令とする。		
 (他の法令の準用)		
第97条 不動産登記法(明治32年法律第	(他の法令の準用)	
24号)及び政令で定めるその他の法令	第21条 次の法令の規定については、基	
については、政令で定めるところにより、基金を国の行政機関とみなして、こ	金を国の行政機関とみなして、これら の規定を準用する。	
れらの法令を準用する。	一 不動産登記法(明治32年法律第24	
17.5 × 16.11 ± 17.6 × 30	号) 第25条第1項、第28条の2から第31	
	条まで、第35条第3項及び第61条(登	
	記手続の通則)(これらの規定を船舶	
	登記規則(明治32年勅令第270号)第 1条において準用する場合を含む。)	
	二 登記手数料令 (昭和24年政令第140	
	号) 第7条 (手数料の不要)	
	2 前項の規定により次の表の上欄に掲	
	げる法令の規定を準用する場合においては、これとの担党中の実行で目表の	
	ては、これらの規定中の字句で同表の 中欄に掲げるものは、それぞれ同表の	
	下欄の字句と読み替えるものとする。	
	不 動 産	
	第 35 条 指定セラレ シ其ノ旨ヲ官報	
	第3項 タル官庁 ヲ以テ公告シタ マハ公署ノ ル農業者年金基	
	職員 金ノ役員又ハ職 員	(不動産登記法施行細則の準用)
	登記手 国又は地 農業者年金基	第54条 不動産登記法施行細則(明治32
	数料令 方公共団 金の役員又は 第7条 体の職員 職員	年司法省令第11号)第42条第5項の規定 については、基金を国の行政機関とみ
	カルホー ロック地央 一 地具	なして、同項の規定を準用する。
	第22条 勅令及び政令以外の命令であつ	
	て主務省令で定めるものについては、	
	→数少人で空みてしょるにより 甘久	

主務省令で定めるところにより、基金 を国の行政機関とみなして、これらの

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
NA TEGERA	命令を準用する。	/A/17 P ### ### 14 /96/14
(経過措置) 第97条の2 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。 (施行手続等の主務省令への委任) 第98条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、主務省令で定める。	命令を準用する。	
第7章 罰則		
第99条 第93条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。 2 基金又は受託者の役員、代理人又は使用人その他の従業者が、基金の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の罰金刑を科する。		(業務に関する規程の届出) 第53条 基金は、職制、定員その他組織 に関する規程、旅費に関する規程その 他業務の実施に関する規程を制定し、 又はこれらの規程を改廃したときは、
第100条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、20万円以下の過料に処する。 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。 二 第4条第1項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。 三 第19条に規定する業務以外の業務を行つたとき。		その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。
四 第89条の規定に違反して、業務上 の余裕金を運用したとき。 五 第92条第2項の規定による主務大 臣の命令に違反したとき。		
第101条 次の各号の一に該当する者は、 10万円以下の過料に処する。 一 第5条の規定に違反した者 二 第30条又は第79条の規定に違反し て届出をせず、又は虚偽の届出をし た者		
附 則 (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から施行す	附 則 (施行期日)	

農業者牛金基金法
る。ただし、第3章第2節第1款、第50条、
第51条、第3章第2節第3款中保険料に関
する部分並びに附則第6条及び第7条の
規定は、昭和46年1月1日から施行する。

(基金の設立)

第2条 厚生大臣及び農林水産大臣は、基 金の理事長又は監事となるべき者を指 名する。

申光太左人士人洪

- 2 前項の規定により指名された理事長 又は監事となるべき者は、基金の成立 の時において、この法律の規定により、 それぞれ理事長又は監事に任命された ものとする。
- 第3条 厚生大臣及び農林水産大臣は、設 立委員を命じて、基金の設立に関する 事務を処理させる。
- 2 設立委員は、基金の設立の準備を完 了したときは、遅滞なく、その旨を厚生 大臣及び農林水産大臣に届け出るとと もに、その事務を前条第1項の規定によ り指名された理事長となるべき者に引 き継がなければならない。
- 第4条 附則第2条第1項の規定により指 名された理事長となるべき者は、前条 第2項の規定による事務の引継ぎを受 けたときは、遅滞なく、政令で定めると ころにより、設立の登記をしなければ ならない。
- 2 基金は、設立の登記をすることによ つて成立する。

(経過規定)

- 第5条 この法律の施行の際現に農業者 年金基金という名称を使用している者 については、第5条の規定は、この法律 の施行後6月間は、適用しない。
- 第6条 附則第1条ただし書に規定する規 定の施行の際現に第22条第1項に規定 する者に該当している者についての第 24条第1項の規定の適用については、同 項中「同条第1項に規定する者に該当す ることとなった日」とあるのは、「附則 第1条ただし書に規定する規定の施行 の日」とする。
- 第7条 附則第1条ただし書に規定する規 定の施行後最初の保険料の額は、第65 条第3項及び第5項の規定にかかわら ず、1月につき750円とする。

農業者年金基金法施行令

第1条 この政令は、昭和45年10月1日か ら施行する。ただし、第2条から第6条 までの規定は、昭和46年1月1日から施 行する。

(経過規定)

第2条 この政令の施行の日から不動産 和35年法律第14号。以下「改正法律」 という。) 附則第2条第2項の規定によ り法務大臣が各登記所につき指定した 期日までの間は、当該登記所の管轄区 域内の土地及び建物については、第21 条第1項第1号に規定する不動産登記法 第61条は、改正法律による改正前の不 動産登記法第62条をいうものとする。

農業者年金基金法施行規則

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。 ただし、第2章及び次項の規定は、昭和 46年1月1日から施行する。
- 登記法の一部を改正する等の法律(昭 2 第2章の規定の施行の際現に法第22 条第1項に規定する者に該当している 者についての第3条の規定の適用につ いては、同条中「法第22条第1項に規定 する者に該当することとなつた日」と あるのは、「この章の規定の施行の日」 とする。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
2 国庫は、前項の保険料の額の適用が		
ある間は、毎年度、基金に対し、納付さ		
れた保険料(第73条の規定により徴収		
された保険料を含む。)1月分につき321		
円の割合で算定した額を補助する。		
 第8条 この法律の施行の日から昭和50		
年3月31日までの間において基金が行		
なう農地等の買入れ及び農地等の取得		
に必要な資金の貸付けについては、第		
81条第1項又は第83条第2項第1号中「区		
域内」とあるのは、「区域内又は都市計		
画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域以外		
の地域で農林水産大臣の承認を受けて		
基金が定める区域内」とする。		
第9条 基金の最初の事業年度は、第85条		
の規定にかかわらず、その成立の日に		
始まり、昭和46年3月31日に終わるもの		
とする。		
第10条 基金の最初の事業年度の事業計		
画、予算及び資金計画については、第86		
条中「当該事業年度の開始前に」とある		
のは、「基金の成立後遅滞なく」とする。		
(SICH 14 II. MY)		
(国庫補助等) 第10条の2 国庫は、第64条に規定する額		
を負担するほか、当分の間、毎年度、基		
金に対し、経営移譲年金の給付に要す		
る費用の額(第52条の規定によりその		
額が計算される経営移譲年金の給付に		
要する費用のうち同条第1項各号及び		
第2項各号に掲げる額に相当する部分		
の給付に要する費用の額を除く。)の6 分の1に相当する額を補助する。		
2 前項の規定の適用がある間は、第65		
条第3項中「及び国庫負担の額」とある		
のは、「、国庫負担の額及び附則第10条		
の2第1項の規定による国庫補助の額」		
とする。		
(基金の業務の範囲に係る経過的特例)	 (離農給付金を支給する業務の実施期	
第11条 基金は、この法律の施行の日か	間)	
ら起算して30年を超えない範囲内にお	第3条 法附則第11条第1項の政令で定め	
いて政令で定める日までの間は、第19	る日は、平成12年5月15日とする。	
条に規定する業務のほか、農地等につ	CHICATO AND A COLOR OF THE COLO	
き所有権又は使用収益権に基づいて耕	(離農給付金の支給対象から除外される	
作又は養畜の事業を行う者で農業者年 金の被保険者でないもの(経営移譲年	者) 第4条 法附則第11条第1項の政令で定め	
金に係る受給権者その他政令で定める	る者は、次に掲げる者とする。	
上 にいる人が日田口 こう 四次 ロ くんのう		I

農業者年金基金法施行令

農業者年金基金法施行規則

- 者を除く。) 又は経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない農業者年金の被保険者(政令で定める要件に該当する者に限る。) が第42条又は第43条に規定する経営移譲をした場合において、その経営移譲が次の各号に掲げる要件に適合するときに、政令で定めるところにより、その者に対して一時金たる給付金(以下「離農給付金」という。) を支給する業務を行うことができる。
- 一 その経営移譲が、その者の直系卑属その他政令で定める者に対し農地等の所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定することによつてしたものでないこと。
- 二 その経営移譲に係る第42条又は第 43条の基準日においてその事業に供 されていた農地等のうちその者の所 有に係るもの(政令で定めるものを 除く。)の面積の合計が政令で定める 面積以上である耕作又は養畜の事業 に係る経営移譲であること。
- 2 政府は、予算の範囲内で、基金に対し、前項の業務に必要な経費の財源に 充てるため、交付金を交付するものと する。
- 3 第1項の規定により同項に規定する 業務が行なわれる場合には、第19条第2 項中「前項の規定により行なう業務」と あるのは「前項及び附則第11条第1項の 規定により行なう業務」と、第20条第1 項中「並びに農地等及びその附帯施設 の取得に必要な資金の貸付けに関する 決定」とあるのは「、農地等及びその附 帯施設の取得に必要な資金の貸付けに 関する決定並びに離農給付金の交付に 関する決定」と、第84条中「及び同号の 業務のうち農地等及びその附帯施設の 取得に必要な資金の貸付けに係る業務 (これに附帯する業務を含む。)に係る 経理」とあるのは「、同号の業務のうち 農地等及びその附帯施設の取得に必要 な資金の貸付けに係る業務(これに附 帯する業務を含む。) に係る経理及び附 則第11条第1項の業務に係る経理」と、 第96条第3号中「業務を含む。)」とあ るのは「業務を含む。)及び附則第11条 第1項に規定する業務」と、第100条第3 号中「業務以外」とあるのは「業務及び 附則第11条第1項に規定する業務以外」 とする。
- 4 第40条本文の規定は、離農給付金に

- 一 法人又は20歳未満若しくは65歳以 上の個人
- 二 引き続き5年以上耕作若しくは養 畜の事業を行つているか、又はこれ らの事業に従事している者以外の者
- 三 農業者年金の被保険者であつた者 (その被保険者期間が3年以上の者 又は脱退一時金の支給を受けた者に 限る。)で、最後の農業者年金の被 保険者の資格の喪失が法第27条第1 項第1号又は第28条第1項の規定によ るものであるもの
- 四 農業者年金の被保険者であつた者で、その保険料納付済期間等(法第23条第2項第3号に規定する保険料納付済期間等をいう。)が20年(法第51条の表の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる年数)以上であるもの
- 五 法附則第11条第1項の離農給付金 の支給を受けた者

(離農給付金の支給対象となる被保険者の要件)

- 第4条の2 法附則第11条第1項の政令で 定める要件は、次のとおりとする。
 - 引き続き5年以上耕作若しくは養 畜の事業を行つているか、又はこれ らの事業に従事している者であること。
 - 二 法附則第11条第1項の離農給付金 の支給を受けた者でないこと。

(離農給付金の支給の調整)

- 第4条の3 基金は、次に掲げる場合には、 法附則第11条第1項の離農給付金を支 給しない。
 - 一 法第41条第1項第1号又は第2号の 経営移譲をしたことにより農業者年 金の被保険者でなくなつた者が、法 第26条第1項の規定による申出をし ているとき又は同項の規定により農 業者年金の被保険者となつたとき。
 - 二 国民年金法第7条第1項第2号に該 当するに至つたため農業者年金の被 保険者でなくなつた者が、次のいず れかに該当するとき。
 - イ 法第26条の2第1項から第4項ま での規定による申出をしていると き又はこれらの規定により農業者 年金の被保険者となつたとき。
 - ロ 法第41条第1項第2号の経営移譲をし、かつ、その経営移譲をした

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
ついて準用する。	後第2条の2第1項第3号、第2条の4 第1項第2号、第2条の5第1項第2号 若しくは第2条の6第1項第2号の規 定による申出をしているとき又は 当該申出により法第22条第2項第3 号に規定する短期被用者年金期 間、同項第4号に規定する農林漁業 団体役員期間、同項第5号に規定す る農業生産法人構成員期間若しく は同項第6号に規定する特定被用 者年金期間を有することとなつた とき。	
	とき。 (離農給付金の額) 第5条 基金が法附則第11条第1項の規定により支給する同項の離農給付金の額は、その支給を受けようとする者が基準日(法第42条又は第43条の基準日をいう。)において所有権に基づい世等(附則第6条に規定する農地等を除く。)のうち法第42条第1項第4号の政令で定める面積以内の面積の農地等として所有権の移転又は使用収益権の設定が行われなかつた農地等以外のものの面積についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 50アール(北海道の区域 30万円 内に住所を有する者については、2ヘクタール)未満 50アール以上1ヘクタール)未満 50アール以上1ヘクタールの区域内に住所を有する者については、2ヘクタール以上3ヘクタール未満)1ヘクタール(北海道の区域内に住所を有する者については、3ヘクタール以上3ヘクタールは、3ヘクタール以上) (離農給付金の支給要件に係る経営移譲の相手方から除外される者) 第5条の2 法附則第11条第1項第1号の政令で定める者は、新たに農地等につき	
	耕作又は養畜の事業を行おうとする者で第7条の2に掲げる要件のすべてに該当するもの及び第8条第1号から第3号までに掲げる者とする。 (離農給付金の支給要件に係る所有農地等から除外される農地等)	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
展 术日十业 <u>经</u> 业区	第6条 法附則第11条第1項第2号の政令	及未行于亚基亚闪旭门观察
	で定める農地等は、第5条第1号イ又は	
	ロに掲げる土地のいずれかに該当する	
	農地等とする。	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	(離農給付金の支給要件に係る所有農地	
	等の最低面積)	
	第7条 法附則第11条第1項第2号の政令	
	で定める面積は、30アールとする。た	
	だし、北海道の区域内に住所を有する	
	者については、1ヘクタールとする。	
	(離農給付金を支給する業務の区分経	
	理)	
	第8条 法附則第11条第1項の規定により	
	同項の業務が行なわれる場合には、第	
	18条第1項中「融資勘定」とあるのは「融	
	資勘定を、法附則第11条第1項の業務	
	(以下「離農給付金業務」という。)	
	に係る経理については離農給付金勘	
	定」と、同条第2項中「及び融資勘定」	
	とあるのは「、融資勘定及び離農給付	
	金勘定」と、「又は融資業務」とある	
	のは「、融資業務又は離農給付金業務」	
	と、同条第3項中「融資勘定」とあるのは「融資勘定において、離農給付金業	
	務以外の業務に係る経理は離農給付金	
	勘定」とする。	
	ENAC 1 C 1 SO	
	 (地方税法施行令の一部改正)	
	第9条 地方税法施行令(昭和25年政令第	
	245号)の一部を次のように改正する。	
	〔次のよう略〕	
(厚生省設置法の一部改正)		
第12条 厚生省設置法(昭和24年法律第	(厚生省組織令の一部改正)	
151号)の一部を次のように改正する。	第10条 厚生省組織令(昭和27年政令第	
〔次のよう略〕	388号)の一部を次のように改正する。	
	〔次のよう略〕	
(農林省設置法の一部改正)		
第13条 農林省設置法(昭和24年法律第	(農林省組織令の一部改正)	
153号)の一部を次のように改正する。	第11条 農林省組織令(昭和27年政令第	
[次のよう略]	389号)の一部を次のように改正する。	
(LIA+5M)+ (D +074-T)	[次のよう略]	
(地方税法の一部改正)	(同字以致具体)明晰毛业进标信人。 = ===	
第14条 地方税法(昭和25年法律第226 号)の一部を次のように改正する。	(国家公務員等退職手当法施行令の一部 改正)	
[次のよう略]		
(ゾ(*/ か / MD)	(昭和28年政令第215号)の一部を次の	
 (農地法の一部改正)	ように改正する。	
第15条 農地法の一部を次のように改正	「次のよう略」	
する。	(5) () () () () () () () () ()	
[次のよう略]	 (国家公務員共済組合法施行令の一部改	
	下)	

正)

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
(所得税法の一部改正) 第16条 所得税法(昭和40年法律第33号) の一部を次のように改正する。 [次のよう略] (法人税法の一部改正) 第17条 法人税法(昭和40年法律第34号) の一部を次のように改正する。 [次のよう略] (印紙税法の一部改正) 第18条 印紙税法(昭和42年法律第23号) の一部を次のように改正する。 [次のよう略] (登録免許税法の一部改正) 第19条 登録免許税法(昭和42年法律第35号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略] (国民年金法の一部を改正する法律の一部改正) 第20条 国民年金法の一部を改正する法律(昭和44年法律第86号)の一部を次のように改正する法律(昭和44年法律第86号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]	第13条 国家公務員共済組合法施行令 (昭和33年政令第207号)の一部を次の ように改正する。 [次のよう略] (特殊法人登記令の一部改正) 第14条 特殊法人登記令(昭和39年政令 第28号)の一部を次のように改正する。 [次のよう略]	反末有 丁亚
附 則 [昭和49年5月30日法律第60号] (施行期日) 第1条 この法律は、昭和50年1月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に農業者年金の被保険者であつた者についての改正後の農業者年金基金法(以下「新法」という。)第22条第2項第3号(新法第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「その同号に該当しなくなつた日の属する月の前月」とあるのは、「その同号に該当しなくなつた日(農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号)の施行の日以後の日に限る。)の属する月の前月」とする。 第3条 昭和49年度における新法附則第10条の3第1項の規定の適用については、同項中「当該年度」とあるのは、「昭和50年1月から同年3月までの間」	附 則 [昭和49年10月8日政令第349号] 1 この政令は、農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和50年1月1日)から施行する。 2 改正後の農業者年金基金法施行令(以下「新令」という。)附則第5条の規定は、この政令の施行の日以後に経営移譲をした者に係る離農給付金について適用し、同日前に経営移譲をした者に係る離農給付金については、なお従前の例による。	附 則[昭和49年11月12日厚生・農林省令第1号] (施行期日) 1 この省令は、農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和50年1月1日)から施行する。ただし、第51条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
とする。		
第4条 削除〔昭和56年6月法律65号〕		
(保険料の額の特例) 第5条 昭和50年1月以後の月分の保険料の額は、新法第65条第3項及び第5項の規定にかかわらず、1月につき1650円とする。 2 前項に定める保険料の額は、昭和51年1月以後においては、新法第65条第5項の規定にかかわらず、法律で定めるところにより所要の改定が加えられるも		
のとする。		
(保険料納付の特例) 第6条 大正5年1月2日から大正7年1月1日までの間に生まれた農業者年金の被保険者(昭和46六年1月1日において53歳を超え、55歳を超えない者)は、農業者年金基金(以下「基金」という。)に申し出て、昭和48年1月1日前のその者の被保険者期間(大正6年1月2日から大正7年1月1日までの間に生まれた者(昭和46年1月1日において53歳を超え、54歳を超えない者)にあつては、昭和47年1月1日前のその者の被保険者期間を除く。)のうち、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間について、1月につき1650円を納付することができる。2 前項の規定による納付は、昭和50年12月31日までに行わなければならない。3 第1項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。4 第1項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。		(保険料の特例納付の申出) 2 改正法附則第6条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを農業者年金基金(以下「基金」という。)に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月日及び住所二、納付しようとする期間三、農業者年金被保険者証の記号番号
(加入の特例) 第7条 施行日前に農業者年金の被保険 者であつた者で、この法律の施行の際 現に農業者年金の被保険者でないもの のうち、次に掲げる要件のすべてに該 当する者は、新法第22条第2項(新法第 23条第3項において準用する場合を含 む。)の規定にかかわらず、昭和50年 6月30日までに基金に申し出て、農業者		(特例加入の申出等) 3 改正法附則第7条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月日及び住所 - 最後に農業者年金の被保険者の資格を喪失した日以後に氏名の変更があつた者にあつては、その資格
年金の被保険者となることができる。 一 旧法第27条又は第28条の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪		を喪失した日の前日における氏名 三 改正法附則第7条第3項の規定に より農業者年金の被保険者の資格

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
失したことがないこと。		を取得すべき日
二 昭和46年1月1日から施行日の前日		四 前号に掲げる日においてその者
までの間にその者に新法の規定の適		が農業者年金基金法(以下「法」と
用があつたとすれば、新法第22条の		いう。)第22条第1項に規定する者
規定により農業者年金の被保険者と		に該当しているときは同日におけ
なり、又は新法第23条の規定により		る第3条第4号に掲げる事項、同日に
農業者年金の被保険者となることが		おいてその者が法第23条第1項第1
辰来有中金の 仮床映有 となることが できる者に該当していた期間 (以下		号に掲げる者に該当しているとき
16 3 11 2 11 12 3114 (3.1		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
「対象期間」という。)を有するこ		は同日における第5条第3号及び第4
٤.		号に掲げる事項、同日においてその
三 昭和46年1月1日から施行日の前日		者が法第23条第1項第2号に掲げる
までの間にその者に新法の規定の適		者に該当しているときは同日にお
用があつたとすれば、この法律の施		ける第6条第3号から第7号までに掲
行の際現に農業者年金の被保険者で		げる事項、同日においてその者が法
ある者に該当しているか、又は施行		第23条第1項第3号に掲げる者に該
日以後に新法第22条の規定により農		当しているときは同日における第7
業者年金の被保険者となり、若しく		条第1項第3号から第5号までに掲げ
は新法第23条の規定により農業者年		る事項
金の被保険者となることができる者		五 対象期間(改正法附則第7条第1項
に該当するに至ること。		第2号の対象期間をいう。以下同
2 前項の規定による申出をした者は、		じ。)
その申出が受理されたときは、その受		六 特定短期被用者年金期間(改正法
理された日から起算して3月を経過す		附則第7条第5項の表の備考の特定
る日までは、対象期間を基礎として新		短期被用者年金期間をいう。以下同
法第29条の規定の例により算定される		じ。) に係る被用者年金資格取得日
期間(以下「特定期間」という。)に		及び被用者年金資格喪失日
ついて、1月につき1650円を基金に納付		七 特定短期被用者年金期間に係る
しなければならない。		被用者年金加入期間においてその
3 前項の規定による納付をした者は、		者が使用されていた事業所又は事
新法第24条の規定にかかわらず、施行		務所の名称及び所在地
日(その者がこの法律の施行の際現に		八 特定短期被用者年金期間に係る
新法第22条第1項又は第23条第1項に規		被用者年金加入期間においてその
定する者に該当していないときは、そ		者が加入した被用者年金制度の名
の者が新法第22条第1項又は第23条第1		和
項に規定する者に該当することとなっ		当該被用者年金制度に係る記号番
た日)に、農業者年金の被保険者の資		号又は農林漁業団体職員共済組合

格を取得するものとする。		の組合員証の組合員番号
4 第2項の規定により納付された金額		九 農業者年金被保険者証の記号番
は、新法附則第10条の3第1項の規定の		号 一
適用については、保険料とみなす。	0 74丁沙四四次72次5万亩。14寸次0	4 前項の申出書には、次に掲げる書類
5 第3項の規定により農業者年金の被	3 改正法附則第7条第5項の表の備考の	を添えなければならない。ただし、第
保険者の資格を取得した者について次	規定により改正法による改正後の農業	2号に掲げる書類については、これを添
の表の上欄に掲げる規定を適用する場	者年金基金法第22条第2項第3号(同法	えることができない相当の理由がある
合においては、当該規定に規定する同	第23条第2項において準用する場合を	ときは、当該書類に代わるべき他の書
表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同	含む。)の規定を適用する場合には、	類を添えることができる。
表の下欄に掲げる期間を算入する。	新令第2条の2中「次の」とあるのは、	一 対象期間を有することを明らかに
新法第22条第 被保険者 特定	「第1号及び第2号に掲げる」とする。	することができる書類
2項第2号及び 期間 期間		二 特定短期被用者年金期間に係る被
第3号 (新法第		用者年金加入期間において申出者を
23条第3項に		使用していたこと及びその者が加入
おいて準用す		していた被用者年金制度についての
る場合を含		事業主の証明書
む。)並びに第		三 前項第3号に掲げる日において法
<u> </u>		

農業者	年金基金法		農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
52条				第23条第1項第3号に規定する者に該
				当している者にあつては、第7条第2
新法第22条第	短期被用	特定		項第1号及び第2号に掲げる書類
2項第3号(新	者年金期	短期		四農業者年金被保険者証を所持して
法第23条第3	間	被用		いる者にあつては、農業者年金被保
項において準		者年		険者証 5 この省令による改正後の第8条の規
用する場合を		金期		定は、附則第3項の規定による申出が受
含む。)		間		理された場合に、この省令による改正
新法第41条及	保険料納	特定		後の第22条の規定は、前項の規定によ
び第47条第1	付済期間	期間		り農業者年金被保険者証が提出された
項並びに附則	等	٤,		場合に、それぞれ準用する。
第11条第1項		特定		(農地等の返還の相手方の特例)
		短期		6 この省令の施行後1月以内にする法
		被用者年		第42条第1項第2号の処分対象農地等に
		金期		係る改正法による改正後の同条第3項
		間を		及び第4項の規定による使用収益権の
		合算		消滅については、この省令による改正 後の第32条の2の規定にかかわらず、令
		した		第10条の2の主務省令で定める者は、農
		期間		業者年金の被保険者以外の者とする。
		とを		(年金手帳に関する経過措置)
		合算		7 この省令の施行前に交付された厚生
		した		年金保険の被保険者証及び船員保険の
		期間		年金番号証は、この省令による改正後
alase VII. data a a de	/T PA Jol / I	14. 4		の第3条の2及び附則第3項の規定の適
新法第44条、	保険料納	特定		用については、年金手帳とみなす。
第48条及び第 52条	付済期間	期間		
備考 この表にお	 いて「特定領	L 財被用者		
	は、その者が対			
	年金の被保険			
たものとみな	こして新法第22	条第2項		
第3号(新法算	第23条第3項に	おいて準		
	含む。) の規定			
	期被用者年金			
	該当する期間の			
	ける最後の資			
の属する月込	後の期間をいう	<i>)</i> 。		
			附 則〔昭和50年7月4日政令第209号〕	 附 則〔昭和50年11月15日厚生・農林省
			(抄)	令第1号]
			(施行期日)	
			1 この政令は、農業振興地域の整備に	この省令は、公布の日から施行し、改
			関する法律の一部を改正する法律〔昭	正後の第51条の規定は、昭和50年4月1日
			和50年6月法律第39号〕(以下「改正法」	から適用する。
			という。) の施行の日(昭和50年7月15	
			日)から施行する。	
			 附 則 [昭和50年10月24日政令第306号]	
			(抄)	
			(施行期日)	
			第1条 この政令は、法〔大都市地域にお	

曲米オケクサクオ	曲米ヤケヘサヘルサケヘ	#*************************************
農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	ける住宅地等の供給の促進に関する特	
	別措置法=昭和50年7月法律第67号〕の	
	施行の日(昭和50年11月1日)から施行	
	する。	
附 則 [昭和51年6月4日法律第56号]	附 則 [昭和51年10月22日政令第281号]	附 則[昭和51年12月27日厚生·農林省令 第1号]
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
第1条 この法律は、昭和52年1月1日から 施行する。	第1条 この政令は、農業者年金基金法の 一部を改正する法律(昭和51年法律 第56号。以下「改正法」という。)の 施行の日(昭和52年1月1日)から施行 する。	第1条 この省令は、農業者年金基金法の 一部を改正する法律(昭和51年法律第 56号。以下「改正法」という。)の施
	(経過措置) 第2条 改正後の農業者年金基金法施行 令附則第五条の規定は、この政令の施 行の日(以下「施行日」という。)以 後に経営移譲をした者に係る離農給付 金について適用し、施行日前に経営移 譲をした者に係る離農給付金について は、なお従前の例による。	
(V) 24 tb = 放下		
(経営移譲年金の額の特例)		
第2条 昭和51年12月以前の月分の経営		
移譲年金の額については、なお従前の 例による。		
N11-20 00		
(保険料の額の特例)		
第3条 昭和52年1月以後の月分の保険料		
の額は、農業者年金基金法(以下「法」		
という。)第65条第5項の規定にかかわ		
らず、次のとおりとする。		
一 昭和52年1月から同年12月までの		
月分の保険料の額にあつては、1月に		
つき2450円		
二 昭和53年1月から同年12月までの		
月分の保険料の額にあつては、1月に		
つき2870円		
三 昭和54年1月以後の月分の保険料	(特定保険料を納付する者についての要	
の額にあつては、1月につき3290円	件)	(後継者指定者の事業規模の基準)
2 法第23条第1項第4号に該当すること	第3条 改正法附則第3条第2項の政令で	第2条 農業者年金基金法施行令の一部
により同項の規定による申出をして農	定める要件は、次のとおりとする。	を改正する政令(昭和51年政令第281
業者年金の被保険者となつた者であつ	一 35歳未満であること。	号。以下「改正令」という。)附則第3
て35歳未満であることその他の政令で	二 改正法附則第3条第2項の申出の時	条第1項第2号ロの主務省令で定める基
定める要件に該当しているものが基金	に次のイ及びロに掲げる要件に該当	準は、次のとおりとする。
に申し出た場合におけるその申出をし	している者から、農業者年金基金法	一 所有権又は使用収益権(地上権、永
た口の屋士で目からるの老が95歩に法	(川下「汁」)」、	小佐佐 佳世按スの他の正左按いり

(以下「法」という。) 第23条第1項

第4号の規定によりその耕作又は養

畜の事業の後継者として指定された

イ 農業者年金の被保険者(法第22

条の規定により農業者年金の被保

者であること。

小作権、賃借権その他の所有権以外

の使用及び収益を目的とする権利を

いう。以下同じ。) に基づいて耕作

又は養畜の事業に供する農地等(農

地法(昭和27年法律第229号)第2条

第1項に規定する農地及び採草放牧

た日の属する月からその者が35歳に達

する日の属する月の前月までの月分の

その者に係る保険料(その者が、同号

の規定によりその者をその事業の後継

者として指定した者がする法第41条第

1項第1号又は第2号の経営移譲により

農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く。)の額についての前項の規定の適用については、同項第1号中「2450円」とあるのは「1750円」と、同項第2号中「2870円」とあるのは「1050円」と、同項第3号中「3290円」とあるのは「2350円」とする。

3 第1項第3号(前項の規定により読み 替えて適用される場合を含む。)に掲 げる保険料の額は、法附則第10条の2の 規定により年金給付の額を改定する措 置が講ぜられたときは、前2項の規定に かかわらず、昭和55年1月以後において 所要の調整が加えられるものとする。

農業者年金基金法施行令

険者となつた者にあつては、法第30条の規定によりその資格の取得に関する事項の届出をした者に限る。)であること。

- ロ 主務省令で定める基準に適合す る規模の耕作又は養畜の事業を行 う者であること。
- 三 耕作又は養畜の事業に常時従事する者であること。
- 2 次に掲げる者(被用者年金各法(国民 年金法(昭和34年法律第141号)第5条 第1項各号に掲げる法律をいう。以下同 じ。) の被保険者(船員保険法(昭和 14年法律第73号) 第20条の規定による 被保険者及び厚生年金保険の第4種被 保険者を除く。以下同じ。) 又は組合 員(恩給法(大正12年法律第48号)に 定める公務員及び他の法律の規定によ り恩給法に定める公務員とみなされる 者を含む。以下同じ。) であつて、最 後に被用者年金各法の被保険者又は組 合員となつてから1年を経過したもの を除く。) から法第23条第1項第4号の 規定によりその耕作又は養畜の事業の 後継者として指定された者についての 前項の規定の適用については、同項第 2号中「次のイ及びロに掲げる要件」と あるのは、「次の口に掲げる要件」と
 - 一 大正6年1月2日以前に生まれた者
 - 二 大正6年1月3日以後に生まれた者であつて、施行日の属する月からその者が60歳に達する日の属する月の前月までの期間と施行日においてその者が法第26条第1項に規定する保険料納付済期間等を有する者である場合におけるその保険料納付済期間等とを合算した期間が20年(法第51条の表の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる年数)に満たないもの

(特定保険料の納付に係る停止の事由) 第4条 改正法附則第3条第2項の政令で 定める事由は、次のとおりとする。

- その者が次のイ又はロのいずれかに該当するに至つたこと。
- イ 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてその者を指定した者がする法第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて

農業者年金基金法施行規則

地をいう。以下同じ。)の面積の合計が当該事業を行う者の住所地のある都道府県について附則別表で定める面積以上であること。

- 二 その面積の合計が前号に定める面積には満たないが農業者年金基金法施行令(昭和45年政令第266号)第2条に定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業にあつては、その事業に必要な労働力のすべてを正常な能率を発揮する1人の農業従事者に依存するとした場合におけるその者の年間労働時間として算定された労働時間が1500時間以上であること。
- 2 前項第2号の規定による労働時間の 算定については、農業者年金基金法施 行規則第4条第2項の規定を準用する。

(特定保険料の適用の申出)

- 第3条 改正法附則第3条第2項の規定に よる申出は、次に掲げる事項を記載し た申出書を農業者年金基金(以下「基 金」という。)に提出してしなければ ならない。
 - 一 氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 耕作又は養畜の事業に従事してい る状況
 - 三 農業者年金被保険者証の記号番号
 - 四 申出者を農業者年金基金法(昭和 45年法律第78号。以下「法」という。) 第23条第1項第3号の規定によりその 耕作又は養畜の事業の後継者として 指定した者(以下「後継者指定者」 という。)の氏名、性別、生年月日 及び住所
 - 五 後継者指定者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計(当該面積の合計が前条第1項第1号に定める面積に満たない場合にあつては、当該面積の合計並びに後継者指定者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作の事業に係る作物及びその作物ごとの年間作付面積)
 - 六 後継者指定者の農業者年金被保険 者証の記号番号
- 2 改正令附則第3条第2項の規定により 読み替えられた同条第1項の規定の適 用を受ける者についての前項の規定の 適用については、同項中「次に掲げる

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	耕作又は養畜の事業を行う者となったこと。 □ 法附則第10条の3第1項第1号に規定する特定保険料を滞納し、法第73条第1項の規定による指定の期限までに、その特定保険料を納付しないこと。 二 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてみのいずれかに該当するに至ったまでのいずれかに該当するに至ったこと。 イ 法第41条第1項第1号又は第2号の経営移譲をしたこと。 ロ 耕作又は養畜の事業を廃止したこと。 本 共第27条第1項又は第28条第1項の規定により農業者年金の被保険者の資格を喪失したこと。 ホ 被用者年金各法の被保険者又は組合員となってから1年を経過したこと。	事項を記載した申出書を」とあるのは 「次の第1号から第5号までに掲げる事 項を記載した申出書に、申出者を農業 者年金基金法(昭和45年法律第78号。) 第23条第1項第3号の規定によりその耕 作又は養畜の事業の後継者として指定 した者が改正令附則第3条第2項に規定 する要件を満たしていることを明らか にすることができる書類を添え、これ を」とする。
(経過措置) 第4条 改正後の農業者年金基金法(以下「新法」という。)第55条の2の規定は、この法律の施行の日前に行方不明となり失踪(そう)の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた者に係る死亡一時金の支給についても、適用する。 第5条 昭和51年度における新法附則第10条の3第1項の規定の適用については、同項中「当該年度」とあるのは、「昭和52年1月から同年3月までの間」とする。	(沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正) 第5条 沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第158号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕	第4条 削除[昭和56年6月厚・農令第2号] (前納保険料の還付の特例) 第5条 農業者年金の被保険者が、法第66 条の2第1項の規定により特定保険料を前納に係る期間の規定により特定保険料を前において特定保険料とかの保験料をがあることとなった場合において特定保験料を動がした。 解料の経過前において特定は特にないなり、であるには、その者が特定保険料を納付することとなり、又は特定保験料を納付することとなり、又は特定保験料を納付することとなり、フは特定保験料を納付することとなり、アは特定保験料を納付することとなり、アは特定保験料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付することとなり、アは特定保険料を納付する保険料を納付することとなり、アは特定保険料を前の最初の月前であるときは現間につきそれぞれ特定保険料と前納す

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		るものとした場合におけるその前納すべき額(その額に10円未満の端数がある場合において、その端数金額が5円未満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が5円以上であるときはこれを10円として計算する。)に相当する額として主務大臣が定める額とする。 第6条 前条の規定による保険料の還付の請求は、次に掲げる事項を記載した
		請求書を基金に提出してしなければならない。 一 氏名、性別、生年月日及び住所 二 還付金額、還付理由並びに還付金 の払渡しを受ける方法及び払渡しを 希望する機関 三 農業者年金被保険者証の記号番号 〔附則別表省略〕
附 則 [昭和52年5月31日法律第53号]	附 則 [昭和52年6月24日政令第217号]	附 則[昭和53年3月8日厚生・農林省令第
この法律は、公布の日から施行する。	1 この政令は、昭和52年7月1日から施行する。 2 改正後の附則第5条の規定は、この政令の施行の日以後に経営移譲をした者に係る離農給付金について適用し、同日前に経営移譲をした者に係る離農給付金については、なお従前の例による。	1号 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 [昭和53年6月13日法律第69号]	附 則〔昭和53年6月13日政令第235号〕	附 則 [昭和53年6月29日厚生・農林省令 第2号]
(施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、昭和53年7月1日から施行する。 (保険料納付の特例) 第2条 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者(経営移譲年金を受ける権利を有する者を除く。)は、農業者年金基金に申し出て、昭和51年7月1日前のその者の被保険者期間のうち、保険料納付済期間以外の期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。)について、1月につき3600円を納付することができる。 2 前項の規定による納付は、昭和54年12月31日までに行わなければならない。 3 第1項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。	1 この政令は、昭和53年7月1日から施行する。 2 昭和53年6月以前の月分の農業者年金基金法による年金たる給付の額については、なお従前の例による。 3 改正後の附則第5条の規定は、この政令の施行の日以後に経営移譲をした者に係る離農給付金について適用し、同日前に経営移譲をした者に係る離農給付金については、なお従前の例による。	(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。 ただし、次項の規定は、農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和53年法律第69号。以下「改正法」という。) 附則第2条の規定の施行の日(昭和53年7月1日)から施行する (保険料の特例納付の申出) 2 改正法附則第2条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に農業者年金被保険者証を添え、これを農業者年金基金に提出してしなければならない。 - 氏名、性別、生年月日及び住所二納付しようとする期間三農業者年金被保険者証の記号番号

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
4 第1項の規定により納付が行われた		
ときは、納付が行われた日に、納付に		
係る月の保険料が納付されたものとみ		
なす。 5 昭和53年7月1日前に経営移譲をした		
者が、第1項の規定による納付を行う		
ことにより、農業者年金基金法第41条		
第1項第1号に定める経営移譲年金の支		
給を受けるのに必要な保険料納付済期		
間等を満たしたときは、同号の規定に		
かかわらず、その者に同条の経営移譲		
年金を支給する。		
附 則[昭和53年7月5日法律第87号](抄)	 附 則〔昭和53年7月5日政令第282号〕	 附
M. M. C. Hillings I. Mark Pall-Mar. (1) (1)	(抄)	3号]
(施行期日)	(施行期日)	- 4,
第1条 この法律は、公布の日から施行す	第1条 この政令は、公布の日から施行す	この省令は、公布の日から施行する。
る。〔後略〕	る。	
附 則〔昭和54年6月9日法律第42号〕	 附 則〔昭和54年6月30日政令第204号〕	附 則〔昭和54年6月30日厚生·農林水産
		省令第1号〕
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
第1条 この法律は、昭和54年7月1日から	第1条 この政令は、農業者年金基金法の	第1条 この省令は、農業者年金基金法の
施行する。	一部を改正する法律(昭和54年法律第	一部を改正する法律(昭和54年法律第
	42号。以下「改正法」という。)の施	42号。以下「改正法」という。)の施
(経過措置)	行の日(昭和54年7月1日)から施行す	行の日(昭和54年7月1日)から施行す
第2条 農業者年金基金法(以下「法」と	る。	る。
いう。)第41条及び農業者年金基金法		
の一部を改正する法律(昭和51年法律	(経過措置)	
第56号)附則第3条第3項の規定の適用	第2条 改正後の附則第5条の規定は、こ	
については、年金給付の額について改	の政令の施行の日以後に経営移譲をし	
正前の法附則第10条の2の規定により	た者に係る離農給付金について適用	
講ぜられた改定は、改正後の同条の規	し、同日前に経営移譲をした者に係る	
定により講ぜられた改定とみなす。	離農給付金については、なお従前の例	
	による。	
(後継者の加入の特例)		(後継者の加入の特例の申出等)
第3条 国民年金の被保険者で次に掲げ		第2条 改正法附則第3条第1項の規定に
る要件のすべてに該当するもの(農業		よる申出は、次に掲げる事項を記載し
者年金の被保険者、経営移譲年金を受		た申出書を農業者年金基金に提出して
ける権利を有する者及び法第23条の規		しなければならない。
定により農業者年金の被保険者となる		一 氏名、性別、生年月日及び住所
ことができる者を除く。)は、法第22		二 農業者年金の被保険者であつたこ
条及び第23条の規定にかかわらず、農		とがある者であつて、最後に農業者
業者年金基金(以下「基金」という。)		年金の被保険者の資格を喪失した日
に申し出て、農業者年金の被保険者と なることができる。	 (特定農業者から除外される者)	以後に氏名の変更があつたものにあ つては、その資格を喪失した日の前
なることができる。 一 大正8年7月3日から昭和15年1月1	(特定展業有がり味がされる有) 第3条 改正法附則第3条第1項第1号の	日における氏名
日までの間に生まれた者であつて、	政令で定める者は、次に掲げる者と	三 基準日(改正法附則第3条第1項第1
次の表の上欄に掲げる区分に応じそ	する。	号の基準日をいう。以下同じ。) に
れぞれ同表の下欄に掲げる日(以下		おいて特定農業者(同号の特定農業
「甘淮口」しいる)において、汁	日に相学子で其雑ロナいる PIT日	***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

号に規定する基準日をいう。以下同

「基準日」という。)において、法

者をいう。以下同じ。)が所有権又

第22条第1項の政令で定める面積以上の面積の農地等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。)につき所有権又は使用収益権(法第19条第1項第2号に規定する使用収益権をいう。以下同じ。)に基づいて耕作又は養畜の事業を行つていた者(政令で定める者を除く。以下「特定農業者」という。)の直系卑属であつたもののうち、政令で定める要件に該当するものであること。

大正8年7月3日か 昭和49年7月1 ら大正9年1月1日 までの間に生まれ た者であって、基 金への申出の日 (以下「申出日」と いう。) において60 歳未満であるもの 大正9年1月2日か 昭和50年1月1 ら昭和11年1月1日 までの間に生まれ た者 昭和51年1月1 昭和11年1月2日か ら昭和12年1月1日 までの間に生まれ た者 昭和12年1月2日か 昭和52年1月1 ら昭和13年1月1日 までの間に生まれ た者 昭和13年1月2日か 昭和53年1月1 ら昭和14年1月1日 までの間に生まれ 昭和14年1月2日か 昭和54年1月1 ら昭和15年1月1日 までの間に生まれ た者

農業者年金基金法施行令

- じ。)から申出日(同号の表に規定する申出日をいう。以下同じ。)までの間に、同項の規定による申出をする者に対し、耕作又は養畜の事業に供する農地等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。)の全部又は一部について所有権若しくは使用収益権(農業者年金基金法(以下「法」という。)第19条第1項第2号に規定する使用収益権をいう。以下同じ。)の移転又は使用収益権の設定をしないで事業を廃止した者
- 二 法第23条第1項第4号に掲げる者に 該当するものとして同項の規定によ る申出により農業者年金の被保険者 となつた直系卑属(改正法附則第3条 第1項の規定による申出をする者を 除く。)を、基準日から申出日まで の間に有したことのある者

(加入の特例についての後継者の要件) 第4条 改正法附則第3条第1項第1号の政 令で定める要件は、基準日まで引き続 き3年以上耕作又は養畜の事業に従事 していたこととする。

農業者年金基金法施行規則

は使用収益権(地上権、永小作権、 賃借権その他の所有権以外の使用及 び収益を目的とする権利をいう。以 下同じ。)に基づいてその耕作又は 養畜の事業に供していた農地等(農 地法(昭和27年法律第229号)第2条 第1項に規定する農地及び採草放牧 地をいう。以下同じ。)の面積の合 計

- 四 基準日(改正法附則第3条第1項第5 号イに規定する者にあつては、基準 日及び申出日(同項第1号の表の申出 日をいう。以下同じ。)。第2項第3 号において同じ。)における申出者 と特定農業者との身分関係
- 五 基準日まで引き続き耕作又は養畜 の事業に従事していた期間
- 六 改正法附則第3条第1項第5項ロに 規定する者にあつては、第3号に規定 する農地等のうち申出日において所 有権又は使用収益権に基づいて耕作 又は養畜の事業に供している農地等 の面積の合計
- 七 納付対象期間(改正法附則第3条第 4項の納付対象期間をいう。)
- 八 特例短期被用者年金期間(改正法 附則第3条第6項の表の備考の特例短 期被用者年金期間をいう。以下同 じ。)を有する者にあつては、次に 掲げる事項
 - イ 特例短期被用者年金期間に係る 被用者年金資格取得日(農業者年 金基金法施行規則(以下「規則」 という。)第3条の2第1項第2号の 被用者年金資格取得日をいう。以 下同じ。)及び被用者年金資格喪 失日(同号の被用者年金資格喪失 日をいう。以下同じ。)
 - ロ 特例短期被用者年金期間に係る 被用者年金加入期間(規則第3条の 2第1項第3号の被用者年金加入期間をいう。以下同じ。) において その者が使用されていた事業所又 は事務所の名称及び所在地
 - ハ 特例短期被用者年金期間に係る 被用者年金加入期間においてその 者が加入した被用者年金制度(規 則第3条の2第1項第4号の被用者年 金制度をいう。以下同じ。)の名 称及び年金手帳(同号の年金手帳 をいう。)に記載されている当該 被用者年金制度に係る記号番号又 は農林漁業団体職員共済組合の組

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		合員証の組合員番号
		九 国民年金手帳の記号番号
		十 農業者年金の被保険者であつたこ
		とがある者にあつては、農業者年金
		被保険者証の記号番号
		2 前項の申出書には、次に掲げる書類
		を添えなければならない。ただし、第
		2号に掲げる書類については、これを添
		えることができない相当の理由がある
		ときは、当該書類に代わるべき他の書
		類を添えることができる。
		一 納付対象期間を有することを明ら
		かにすることができる書類
		二 特例短期被用者年金期間を有する
		者にあつては、特例短期被用者年金
		期間に係る被用者年金加入期間にお
		いて申出者を使用していたこと及び
		その者が加入していた被用者年金制
		度についての事業主の証明書
		三 基準日における申出者と特定農業
		者との身分関係を明らかにすること
		ができる書類
		四 改正法附則第3条第1項第5号イに
		規定する者にあつては、特定農業者
		によつてその事業の後継者として指
		定された1人の者であることを証す
		る書類
		五 改正法附則第3条第1項第5号ロに
		規定する者にあつては、前項第3号に
		規定する農地等及び当該農地等のう
		ちその者が申出日において所有権又
		は使用収益権に基づいて耕作又は養
		畜の事業に供している農地等の明細
		を記載した書類
		六 農業者年金の被保険者であつたこ
		とがあり、かつ、農業者年金被保険
		者証を所持している者にあつては、
		農業者年金被保険者証
		3 規則第8条の規定は、第1項の規定に
		よる申出が受理された場合に、規則第
		22条の規定は、前項の規定により農業
		者年金被保険者証が提出された場合
		に、それぞれ準用する。
二 法第27条又は第28条の規定により		
農業者年金の被保険者の資格を喪失	(特例短期被用者年金期間についての要	
したことがないこと。	件)	(特例短期被用者年金期間の算定)
三 基準日から申出日までの間(その	第5条 改正法附則第3条第1項第3号の政	第3条 特例短期被用者年金期間を算定
間に国民年金法(昭和34年法律第141	令で定める要件は、次のとおりとする。	する場合には、月によるものとし、被
号) 第7条第2項第1号に該当したこと	一 国民年金法(昭和34年法律第141	用者年金資格取得日(その被用者年金
がある場合(政令で定める要件に該	号) 第7条第2項第1号に該当しなくな	資格取得日が基準日前であるときは、
当する場合に限る。)における同号	つた日の属する月前1年間における	基準日)の属する月から被用者年金資
に該当するに至つた日(その日が基	その者の国民年金の被保険者期間が	格喪失日の属する月の前月までをこれ

曲光龙行入甘入汁	曲や老ケムサム汁がたム	曲光龙 龙人
農業者年金基金法準日前であるときは、基準日)から	農業者年金基金法施行令 4月を下らないこと。	農業者年金基金法施行規則に算入する。ただし、被用者年金資格
	•	
同号に該当しなくなつた日までの間	二 その者が、国民年金の被保険者で	取得日の属する月が、国民年金の被保
を除く。)国民年金の被保険者であ	なくなつた日から国民年金法第7条	険者期間であるときは、その月は特例
ったこと。	第2項第1号に該当しなくなつた日の	短期被用者年金期間に算入しない。
	前日までの期間引き続き同号に掲げ	
	る者(船員保険法(昭和14年法律第	
	73号) 第20条の規定による被保険者、	
	厚生年金保険の第4種被保険者及び	
	農林漁業団体職員共済組合の任意継	
	続組合員を除く。)であつたこと。	
四 基準日から申出日までの間に、法		
第57条の規定により農業者年金の被		
保険者でなかつたとみなされる期間		
を有しないこと。		
_ 1,7 - 3		
五申出日において次のイ又は口に掲		
げる者であること。		
イ 特定農業者が農地等につき所有		
権又は使用収益権に基づいて耕作		
又は養畜の事業を行っている場合		
にあつては、当該特定農業者の直		
系卑属であつて当該特定農業者が		
その事業の後継者として指定する		
1人の者		
ローイに規定する場合以外の場合に		
あつては、基準日において特定農		
業者が所有権又は使用収益権に基		
づいて耕作又は養畜の事業に供し		
ていた農地等のうちその2分の1を 超える部分の農地等につき所有権		
短える部分の長地寺に うさ 所有権 又は使用収益権に基づいて耕作又		
は養畜の事業を行う者		
2 前項の規定による申出は、昭和54年		
2 前項の規定による中山は、昭和34年 12月31日までにしなければならない。		
3 第1項の規定による申出をした者は、		
申出日に農業者年金の被保険者の資格		
中山口に長来有十金の依体映有の真俗を取得するものとする。		
4 第1項の規定による申出をした者は、		
基準日の属する月から申出日の属する		
を		
国民年金の被保険者期間(農業者年金		
の被保険者期間を除く。以下「納付対		
象期間」という。)について、1月につ		
き3600円を基金に納付することができ		
る。		
5 前項の規定による納付は、昭和55年		
12月31日までにしなければならない。		
6 第3項の規定により農業者年金の被		
保険者の資格を取得した者について次		
の表の上欄に掲げる規定を適用する場		
合においては、当該規定に規定する同		
表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同		
表の下欄に掲げる期間を算入する。		
女∨/IMに7匂ける朔旧で昇八りる。		

透光20条件 接 保 版 前付 対	農業	者年金基金法	<u> </u>	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
2 年		1			
第33条第3 項において 神列類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類		1 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	多 州间		
項において					
年用する場合を含金 2条から完別 2 項票 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数					
会 を 含 と が 、 第52 条					
対元 1					
条から第54 末主で並び に第56条 法第23条第 2 項第33条 第 3 項において連用する場合を含 2 元。) 法第20条第 4 納付 済 項 (法第20条 の3第2項において準用する場合を含 おいて準用する場合を含 おいて準用する場合を含 おいて準用する場合を含 おいて準用する場合を含 か。)、第26 系の3第1項、第1項の 第 4 類					
宋志で並び に落56条 知					
正第56条 接頭					
法第22条第	1 1				
2 項第3 号 (法第2条					
(法第23条					
第3項において連用する場合を含む。) 法第26条第 保険料 第4項の 1項及び第4	1 1				
いて準用する場合を含む。) 送第26条第 年後 第4項の 1項及び第4 項 (法第26条 期間等 最 最 最 最 最 最 最 最 最		金期間			
古郷合を含わ。) 法第26条第 保験 科 第4項の 1項及び第4 納付済 規定に 現 (法第26 条 22第5項 (法第26条 れた			期間		
との	1 1				
法第26条第 保験 料 第4項の 規之び第4 期間等					
現及び第4 項 (法第26 条の2第5項 (法第26条 の3第2項に おいて準用 する場合を 含む。)にお 財 (/m =^ ///	hater a com		
項(法第26 条の2第5項 (法第26条 の3第2項に おいて準用 する場合を 含む。)にお 場合を含 む。)、第26 条の2第1 項、第26条 の3第1項、 第41系並び に第41条第 1項並びに 附則項 第1項を号、第 48条、第52 条から第54 条まで及び 第66条 第11項を 第66条 第11項を 第66条 第11項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1項を 第1項					
条の2第5項					
(法第26条 の3第2項に おいて準用 期間と、		期間等			
の3第2項に おいて準用					
おいて準用 する場合を含む。)にお 期被用 者年金 期間を む。)、第26条 の2第1 項、第26条 の3第1項、 第1424至第 1 1項並びに 附則第11条 第1項 佐第44条第 保険料 第4項の 1項各号、第 納付済 規定に 48条、第52 条から第54 条まで及び れた納 (方) 大部 (大部) 大 (大部) 大 (大帝) 大					
する場合を含む。) において準用す	1 1				
含む。) にお	1 1				
N T 準用す					
あるを含します。					
む。)、第26 合算した期間 条の2第1 た期間 項、第26条の3第1項、第41条並びに第41条並びに開助第11条第1項並びに附則第11条第1項法第44条第 保険料 現定に 基第44条第 相付済 規定に よる新 付 方 立 表 を 表 定及び 期間 48条、第52条から第54条まで及び条から第54条まで及び第56条 大の表において「特例短期被用者 中金期間」とは、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法第7条第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後	1 1				
条の2第1 項、第26条 の3第1項、 第41条並び に第47条第 1項並びに 附則第11条 第1項 法第44条第 保険料 第4項の 1項各号、第 納付済 規定に 48条、第52 条から第54 条まで及び 第56条 期間 備考 この表において「特例短期被用者 年金期間」とは、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後					
項、第26条 の3第1項、 第41条並び に第47条第 1項並びに 附則第11条 第1項 法第44条第 保険料 第4項の 1項各号、第 納付済 規定に 48条、第52 期間 よる納 付がさ 条まで及び 第56条					
第41条並び に第47条第 1 項並びに 附則第11条 第1項 法第44条第 保険料 第4項の 1項各号、第 納付済 規定に 48条、第52 期間 よる納 付がさ 条まで及び 第56条					
第41条並び に第47条第 1 項並びに 附則第11条 第1項 法第44条第 保					
に第47条第 1 項並びに 附則第11条 第1項 法第44条第 保 除 料 第4項の 1項各号、第 納 付 済 規 定 に 48条、第52 条から第54 条まで及び 第56条 備考 この表において「特例短期被用者 年金期間」とは、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなった後					
1 項並びに 附則第11条 第1項 法第44条第 保険料 第4項の 1項各号、第 納付済 規定に 48条、第52 期間 よる納 条から第54 条まで及び れた納 第56条 付対象 期間 備考 この表において「特例短期被用者 年金期間」とは、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後	1 1		旁间		
附則第11条 第1項 法第44条第 保 険 料 第4項の 1項各号、第 納 付 済 規 定 に 48条、第52 期間 よる納 付 が さ 条まで及び れた納 付 対象 期間 備考 この表において「特例短期被用者 年金期間」とは、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後					
第1項 法第44条第					
法第44条第 保険料 第4項の 1項各号、第 納付済 規定に 48条、第52 期間 よる納 付がさ 条まで及び れた納 第56条	1 1				
1項各号、第 納付済 規定による納付がされた納付がされた納 48条、第52 期間 よる納付がされた納 条まで及び第56条 付対象期間 備考 この表において「特例短期被用者年金期間」とは、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法第7条第2項第1号に該当するに至つたため国民年金が保険者でなくなった後	_	保除料	第4項の		
48条、第52 条から第54 条まで及び 第56条					
条から第54 条まで及び 第56条					
条まで及び 第56条 れた納付対象 期間 備考 この表において「特例短期被用者 年金期間」とは、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
第56条 付対象 期間 備考 この表において「特例短期被用者 年金期間」とは、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後					
開間 備考 この表において「特例短期被用者 年金期間」とは、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後					
備考 この表において「特例短期被用者 年金期間」とは、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後					
年金期間」とは、国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後	備考 この表に:	おいて「特例			
を改正する法律(昭和60年法律第34 号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後					
号)による改正前の国民年金法第7条 第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後					
第2項第1号に該当するに至つたため 国民年金の被保険者でなくなつた後					
国民年金の被保険者でなくなつた後					
第3号の政令で定める要件に該当す					

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
る場合に限る。) におけるその国民年	展末日十並各並協施[1]	展末日十亚基亚闪旭日光烈
金の被保険者でなくなつた日の属す		
る月からその同条第2項第1号に該当		
しなくなつた日の属する月の前月ま		
での期間を基礎として主務省令で定		
めるところにより算定される期間を		
いう。		
7 第3項の規定により農業者年金の被		
保険者の資格を取得した者が法第53条		
の規定により脱退一時金の支給を受け		
たときは、その額の計算の基礎となっ		
た納付対象期間については、前項の規		
定を適用しない。		
8 第1項第5号イに該当することにより		
同項の規定による申出をして農業者年		
金の被保険者となつた者についての法		
第25条第10号、第42条第1項第2号イ及		
びロ並びに第47条第1項の規定の適用		
については、法第25条第10号中「第23		
条第1項第4号」とあるのは「農業者年		
金基金法の一部を改正する法律(昭和		
54年法律第42号。以下「改正法」とい		
う。) 附則第3条第1項第5号イ」と、「当		
該被保険者をその後継者として指定し		
た者が第23条第1項第3号に掲げる者以		
外の者である場合にあつては、当該指		
定した者」とあるのは「改正法附則第		
3条第1項第1号の特定農業者」と、法第		
42条第1項第2号イ及びロ中「第23条第		
1項第4号」とあるのは「改正法附則第		
3条第1項第5号イ」とする。		
9 第4項の規定により納付された金額		
は、法附則第10条の3第1項の規定の適		
用については、保険料とみなす。		
(国民年金法等の一部を改正する法律の		
一部改正)		
第4条 国民年金法等の一部を改正する		
法律(昭和54年法律第36号)の一部を		
次のように改正する。		
[次のよう略]		
附	附 則〔昭和55年5月16日政令第126号〕 	附 則 [昭和55年5月16日厚生・農林水産 省令第1号]
 1 この法律は、公布の日から施行する。	┃ ┃ 1 この政令は、公布の日から施行する。	省で第15 この省令は、公布の日から施行する。
ただし、附則第11条第1項第1号の改正	2 改正後の第2条の2、第4条の2及び附	この有力は、公用の日かり爬行する。
規定は、昭和55年5月16日から施行す	2 以正後の第2末の2、第4末の2及の門	
規定は、暗和55年5月10日から施119 る。	の政令の施行の日以後に経営移譲をし	
2 改正後の附則第11条第1項第1号の規	の政事の施打の中以後に経営移譲をした者について適用し、同日前に経営移	
定は、昭和55年5月16日以後に経営移譲	渡をした者については、なお従前の例	
をした者について適用し、同日前に経	でよる。	
をした者について 過用し、 同日前に 経 営移譲をした者については、 なお従前	(- & · Ø o	
の例による。		
× 1/11-02 00		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
附 則 [昭和55年10月31日法律第82号] (抄)	附 則 [昭和55年8月29日政令第223号] (抄) (施行期日) 1 この政令は、農地法の一部を改正する法律(昭和55年法律第66号)の施行の日(昭和55年10月1日)から施行する。 附 則 [昭和55年10月31日政令第284号]	
(施行期日等) 第1条 この法律は、公布の日から施行す る。〔後略〕	1 この政令は、公布の日から施行する。 ただし、附則第2条の2の改正規定は、 昭和56年1月1日から施行する。 2 改正後の附則第2条の2の2の規定は、 昭和55年7月1日から適用する。 3 昭和55年6月以前の月分の年金たる 給付の額については、なお従前の例に よる。 4 昭和55年12月以前の月分の保険料の 額については、なお従前の例による。	
附 則 [昭和56年6月3日法律第65号] (施行期日) 第1条 この法律は、昭和57年1月1日から施行する。ただし、第44条、第48条、第52条及び附則第10条の2の改正規定並びに附則第4条の規定は、昭和56年7月1日から施行する。 (保険料の額の特例) 第2条 昭和57年1月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法第65条第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一 昭和57年1月から同年12月までの月分の保険料の額にあつては、1月につき5100円 二 昭和58年1月以後の月分の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる年度までの間においても、それぞれ1月につき同表の中欄に掲げる年度までの農業者年金基金法附則第10条の2の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じての場上により所要の調整が加えられた額) 昭和58年1月 5500円 昭和57年度	施行する。ただし、第12条の2の改正規 定及び附則第2条の2の2を削る改正規 定は、昭和56年7月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 昭和56年12月以前の月分の保険 料の額については、なお従前の例によ る。 第3条 改正後の農業者年金基金法施行 令附則第2条の2の規定は、昭和57年1月 以後の月分の保険料に係る国庫補助に ついて適用し、同月前の月分の保険料 に係る国庫補助については、なお従前 の例による。 (保険料の額) 第3条の2 昭和61年1月以後の月分の保 険料の額は、農業者年金基金法の一部 を改正する法律(昭和56年法律第65号。 以下「改正法」という。) 附則第2条第 1項第2号(同条第2項の規定により読み 替えて適用される場合を含む。) の表	附 則 [昭和56年6月27日厚生・農林水産 省令第2号] (抄) (施行期日) 第1条 この省令は、昭和56年7月1日から 施行する。ただし、附則第2条から第7 条までの規定は、昭和57年1月1日か ら施行する。

農業者年金基金法						
昭和59年1月	5900円	昭和58				
から同年12月		年度				
までの月分						
昭和60年1月	6300円	昭和59				
から同年12月		年度				
までの月分						
昭和61年1月	6700円	昭和60				
以後の月分		年度				

- 2 農業者年金基金法(以下「法」とい う。) 第23条第1項第4号に該当すること により同項の規定による申出をして農 業者年金の被保険者となった者であっ て35歳未満であることその他の政令で 定める要件に該当しているものが基金 に申し出た場合(農業者年金基金法の 一部を改正する法律(昭和51年法律第 56号) 附則第3条第2項の政令で定める 要件に該当している者がこの法律の施 行前に同項の規定により申し出た場合 を含む。) におけるその申出をした日の 属する月からその者が35歳に達する日 の属する月の前月までの月分のその者 に係る保険料(その者が、同号の規定に よりその者をその事業の後継者として 指定した者がする法第42条又は第43条 に規定する経営移譲により農地等につ いて所有権又は使用収益権に基づいて 耕作又は養畜の事業を行う者となつた ことその他の政令で定める事由に該当 することとなった日の属する月から当 該事由に該当しなくなつた日の属する 月までの月分の保険料を除く。)の額に ついての前項の規定の適用について は、同項第1号中「5100円」とあるのは 「3640円」と、同項第2号の表中「5500 円」とあるのは「3920円」と、「5900円」 とあるのは「4210円」と、「6300円」と あるのは「4500円」と、「6700円」とあ るのは「4780円」とする。
- 3 第1項第2号の表の昭和61年1月以後の月分の項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる保険料の額は、昭和62年1月以後においては、その額が法第65条第3項の基準に適合するに至るまでの間、同条第5項の規定にかかわらず、法律で定めるところにより段階的に引き上げられるものとする。

(特定保険料を納付する者についての要件)

農業者年金基金法施行令

- 第4条 改正法附則第2条第2項の政令で 定める要件は、次のとおりとする。
 - 一 35歳未満であること。
 - 二 改正法附則第2条第2項の申出の時 に主務省令で定める基準に適合する 規模の耕作又は養畜の事業を行う者 から、農業者年金基金法(以下「法」 という。)第23条第1項第4号の規定 によりその耕作又は養畜の事業の後 継者として指定された者であるこ と、
 - 三 耕作又は養畜の事業に常時従事す る者であること。

(特定保険料の納付に係る停止の事由) 第5条 改正法附則第2条第2項の政令で 定める事由は、次のとおりとする。

- 一 その者が次のいずれかに該当するに至つたこと。
- イ 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてその者を指定した者がする法第42条又は第43条に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となったこと。
- ロ 法附則第10条の3第1項第1号に 規定する特定保険料を滞納し、法 第73条第1項の規定による指定の 期限までに、その特定保険料を納 付しないこと。
- 二 法第23条第1項第4号の規定により その耕作又は養畜の事業の後継者と してその者を指定した者が次のいず れかに該当するに至つたこと。
 - イ 法第42条又は第43条に規定する 経営移譲をしたこと。
 - ロ 耕作又は養畜の事業を廃止したこと。
 - ハ 死亡したこと。

(後継者指定者の事業規模の基準)

農業者年金基金法施行規則

- 第2条 農業者年金基金法施行令の一部 を改正する政令(昭和56年政令第235 号。以下「改正令」という。)附則第4 条第2号の主務省令で定める基準は、の とおりとする。
 - 一 所有権又は使用収益権に基づいて 耕作又は養畜の事業に供する農地等 (農地法(昭和27年法律第229号) 第2条第1項に規定する農地及び採草 放牧地をいう。以下同じ。)の面積 の合計が当該事業を行う者の住所地 のある都道府県について附則別表で 定める面積以上であること。
- 二 その面積の合計が前号に定める面積には満たないが農業者年金基金法施行令第2条に定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業にあつては、その事業に必要な労働力のすべてを正常な能率を発揮する1人の農業従事者に依存するとした場合におけるその者の年間労働時間として算定された労働時間が1500時間以上であること。
- 2 前項第2号の規定による労働時間の 算定については、農業者年金基金法施 行規則第4条第2項の規定を進用する。

(特定保険料の適用の申出)

- 第3条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和56年法律第65号。以下 「改正法」という。)附則第2条第2項 の規定による申出は、次に掲げる事項 を記載した申出書を農業者年金基金 (以下「基金」という。)に提出して しなければならない。
 - 一 氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 耕作又は養畜の事業に従事している状況
 - 三 農業者年金被保険者証の記号番号
- 四 申出者を農業者年金基金法(以下 「法」という)第23条第1項第3号の 規定によりその耕作又は養畜の事業 の後継者として指定した者(以下「後

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
辰未有十並至並伝	辰未日 十 並 左 近 仮 加 1 万	経者指定者」という。)の氏名、性別、生年月日及び住所 五 後継者指定者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計(当該面積の合計が前条第1項第1号に定める面積に満たない場合にあつては、当該面積の合計並びに後継者指定者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作の事業に係る作物及びその作物ごとの年間作付面積)
第3条 削除〔昭和60年6月法律81号〕		第4条 削除〔昭和61年3月厚・農令1号〕
(経過措置) 第4条 昭和56年6月以前の月分の年金 たる給付の額については、なお従前 の例による。 第5条 新法附則第10条の3第1項の規定 は、昭和57年1月以後の月分の保険料に 係る国庫補助について適用し、同月前 の月分の保険料に係る国庫補助につい ては、なお従前の例による。 (農業者年金基金法の一部を改正する法 律の一部改正) 第6条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和49年法律第60号)の一 部を次のように改正する。 〔次のよう略〕		(前納保険料の選付の特例) 第5条 農業者年金の被保険者が、法第66 条の2第1項の規定による期間の保険料を 前納に係る期間の経過を納 付することと降降者が、との合いでは、 を納付することとなる。 第6条 前条の規定による事項を 調整を がありして主務大臣がよる。 第6条 前条の規定による保険料 を がよるととととに 場別を がありた。 第6条 前条の規定によい 第5条 農業者年金の被保険料を 前によいなる期間の保険料を がいて、 (表のののの経過がよいで、 (表ののののでは、 (を)ののでは、 (を)ののでは、 (表ののでは、 (表ののでは、 (表ののでは、 (表ののでで)のでで)のでで、 (表ののので)のでで、 (表ののので)ので、 (表ののので)ので、 (表ののので)ので、 (表ののので)ので、 (表ののので)ので、 (表ののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まののので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので、 (まのので)ので)ので)ので、 (まのので)ので)ので)ので、 (まのので)ので)ので)ので)ので)ので)ので)ので)ので)ので)ので)ので)ので)

	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		一 氏名、性別、生年月日及び住所二 還付金額、還付理由並びに還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関三 農業者年金被保険者証の記号番号 [附則別表省略]
附 則 [昭和57年7月16日法律第66号]	附 則〔昭和57年8月13日政令第217号〕	附 則 [昭和57年7月23日厚生・農林水産 省令第1号]
この法律は、昭和57年10月1日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。 ただし、第1条中農業者年金基金法施行令 第6条、第12条(見出しを含む。)、第 12条の2第1号イ及び別表の改正規定は、 昭和57年10月1日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
		附 則 [昭和57年9月22日厚生・農林水産 省令第2号] この省令は、昭和57年10月1日から施行 する。
	附 則 [昭和58年12月6日政令第248号]	附 則 [昭和58年12月6日厚生・農林水産 省令第1号]
	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 改正後の附則第2条の3の規定(同条 第5号及び第6号の規定を除く。)は、 昭和58年度の予算に係る国庫補助から 適用し、同条第5号及び第6号の規定は、 昭和59年度の予算に係る国庫補助から 適用する。	この省令は、公布の日から施行する。
	附 則 [昭和59年9月7日政令第268号] (抄) (施行期日) 第1条 この政令は、健康保険法等の一部 を改正する法律 [昭和59年8月法律第 77号] の施行の日 (昭和59年10月1日) から施行する。	
	附 則 [昭和59年12月25日政令第359号] 1 この政令は、公布の日から施行する。 2 昭和59年4月以前の月分の年金たる納付の額については、なお従前の例による。 3 改正後の農業者年金基金法施行令附則第2条の3の規定(同条第7号及び第8号の規定を除く。)は、昭和59年度の予算に係る国庫補助から適用し、同条第7号及び第8号の規定は、昭和60年度の予算に係る国庫補助から適用する。 4 昭和59年12月以前の月分の保険料の額については、なお従前の例による。 附 則 [昭和60年6月18日政令第180号]	附 則[昭和59年12月25日厚生・農林水産省令第1号] この省令は、公布の日から施行する。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 昭和60年4月以前の月分の年金たる 給付の額については、なお従前の例に よる。 3 昭和60年12月以前の月分の保険料の 額については、なお従前の例による。 附 則 [昭和60年12月21日政令第317号] (抄) (施行期日等) 1 この政令は、公布の日から施行する。 〔後略〕	
附 則 [昭和60年6月25日法律第81号] (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、昭和61年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、別表の改正規定並びに附則第 15条から第17条まで及び第24条の規定	附 則 [昭和61年3月29日政令第60号] (施行期日) 第1条 この政令は、昭和61年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、附則第2条の3の改正規定(同 条を附則第2条の2とする部分を除く。)	附 則 [昭和61年3月31日厚生・農林水産 省令第1号] (抄) (施行期日) 第1条 この省令は、昭和61年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、附則第3項の改正規定は公布の 日から、附則第6条から第10条まで及び
は、昭和62年1月1日から施行する。 (役員の任期に関する経過措置) 第2条 この法律の施行の際現に農業者 年金基金(以下「基金」という。)の 理事である者の任期については、なお 従前の例による。	は公布の日から、附則第8条から第10条までの規定は昭和62年1月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 この政令による改正後の農業者年金基金法施行令(以下「新令」という。)第2条の2第1項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「掲	(昭和34年法律第141号)第7条第1項第 2号に該当しており、かつ、その後同号
	げる者」とあるのは、「掲げる者(国 民年金法等の一部を改正する法律(昭 和60年法律第34号。以下この号におい て「国民年金改正法」という。)によ る改正前の船員保険法(昭和14年法律 第73号)第20条の規定による船員保険 の被保険者、国民年金改正法附則第5条 第14号に規定する船員任意継続被保険 者、国民年金改正法による改正前の厚 生年金保険法(昭和29年法律第115号) 第15条第1項の規定による第4種被保険 者、国民年金改正法附則第5条第13号に 規定する第4種被保険者及び農林漁業 団体職員共済組合の任意継続組合員を 除く。)」とする。	に該当しなくなつた場合についての第 3条の2第1項第2号又は第3条の5第1項 第2号の規定の適用については、第3条 の2第1項第2号中「国民年金法(昭和34 年法律第141号)第7条第1項第2号」と あるのは「国民年金法等の一部を改正 する法律(昭和60年法律第34号)によ る改正前の国民年金法(昭和34年法律 第141号)第7条第2項第1号」と、「同 号」とあるのは「国民年金法等の一部 を改正する法律による改正後の国民年 金法第7条第1項第2号」とし、第3条の 5第1項第2号中「国民年金法第7条第1項 第2号」とあるのは「国民年金法第7条第1項 第2号」とあるのは「国民年金法第7条第 項第1号」と、「同号」とあるのは「国 民年金法等の一部を改正する法律によ る改正後の国民年金法第7条第 2項第1号」と、「同号」とあるのは「国 民年金法等の一部を改正する法律によ る改正後の国民年金法第7条第 2項第1号」と、「同号」とあるのは「国 民年金法等の一部を改正する法律によ る改正後の国民年金法第7条第1項第2 号」とする。
(厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡 大に伴い被保険者の資格を喪失した者		
についての特例)		(特例事業所期間の申出等)

農業者年金基金法

農業者年金基金法施行令 第3条 施行日前に農業者年金の被保険

者であつた者が、施行日に新令第2条の

3各号に掲げる法人の常時勤務に服す

る役員であり、かつ、その後国民年金

法 (昭和34年法律第141号) 第7条第1項

第2号に該当しなくなつた場合につい

ての新令第2条の4第1項第2号の規定の

適用については、同号中「規定する期

間」とあるのは、「規定する期間(昭

和61年4月1日以後の期間に限る。)」

第4条 施行日前に国民年金法等の一部

を改正する法律(昭和60年法律第34号)

による改正前の国民年金法(以下「旧

国民年金法」という。)第7条第2項第

1号に該当するに至つたため農業者年

金の被保険者でなくなり、かつ、施行

日の前日まで引き続き同号に該当して

いた者が、施行日に国民年金法等の一

部を改正する法律による改正後の国民

年金法第7条第1項第2号に該当してい

た場合についての新令第11条の6第3号

又は第11条の7の規定の適用について

は、新令第11条の6第3号中「国民年金

法第7条第1項第2号」とあるのは「国民

年金法等の一部を改正する法律(昭和

60年法律第34号) による改正前の国民

年金法第7条第2項第1号」と、「同号」

とあるのは「同号又は国民年金法等の

一部を改正する法律による改正後の国

民年金法第7条第1項第2号」とする。

とする。

第3条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(以下「改正法」という。) 附則第3条の規定による申出は、次に掲 げる事項を記載した申出書を農業者年 金基金(以下「基金」という。) に提 出してしなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

農業者年金基金法施行規則

- 厚生年金保険法(昭和29年法律第 115号) 第6条第1項第2号に掲げる事 業所又は事務所(常時五人以上の従 業員を使用する事務所を除く。)に 同項の規定が適用されるに至つたた め農業者年金の被保険者の資格を喪 失した日(以下「特例事業所期間開 始日」という。) 及び特例事業所期 間開始日以降においてその者を農業 者年金の被保険者とみなして農業者 年金基金法(以下「法」という。) 第25条 (第3号を除く。) の規定を適 用したとすればその者が農業者年金 の被保険者の資格を喪失することと なる目(以下「被保険者資格喪失日」 という。) 又はその者が当該事業所 若しくは事務所に使用されなくなつ た日のいずれか早い日(以下「特例 事業所期間終了日」という。)
- 三 特例事業所期間開始日から特例事 業所期間終了日の前日までの期間 (以下「厚生年金保険期間」という。) においてその者が使用されていた事 業所又は事務所の名称及び所在地
- 四 国民年金手帳の記号番号
- 五 農業者年金被保険者証の記号番号 2 前項の申出書には、次に掲げる書類 を添えなければならない。
 - 厚生年金保険期間においてその者 を使用していたことについての事業 主の証明書
 - 二 被保険者資格喪失日が特例事業所 期間終了日である場合にあつては、 法第25条各号(第3号を除く。)のい ずれの規定に該当したかを明らかに することができる書類
 - 三 農業者年金被保険者証を所持して いる者にあつては、農業者年金被保
- 第4条 前条第1項に規定する申出は、特 例事業所期間終了日以後最初にする第 3条に規定する届出又は第5条、第6条、 第7条第1項若しくは第7条の2第1項に 規定する申出と同時にしなければなら ない。

第3条 厚生年金保険法(昭和29年法律第 115号) 第6条第1項第2号に掲げる事業 所又は事務所(常時5人以上の従業員を 使用する事務所を除く。) に使用される 者に該当する農業者年金の被保険者 が、当該事業所又は事務所に同項の規 定が適用されるに至つたため農業者年 金の被保険者でなくなつた場合におい て、その農業者年金の被保険者でなく なつた日の属する月からその者を農業 者年金の被保険者とみなしてこの法律 による改正後の農業者年金基金法(以 下「新法」という。) 第25条 (第3号を 除く。) の規定を適用したとすればその 者が農業者年金の被保険者の資格を喪 失することとなる日又はその者が当該 事業所若しくは事務所に使用されなく なつた日のいずれか早い日の属する月 の前月までの期間を基礎として主務省 令で定めるところにより算定される期 間は、その者の申出により、次の表の上 欄に掲げる新法の規定の同表の下欄に 掲げる期間に算入する。この場合にお いて、同表の上欄に掲げる規定の適用 について必要な技術的読替えその他必 要な事項については、政令で定める。

第22条第2項 (第 次 に 掲 23条第3項におい て準用する場合 を含む。)

第 23 条 第 2 項 第 3 | 保 険 料 号、第25条第4号 及び第5号、第26 期間等 条第1項及び第4 項 (第26条の2第5 項 (第26条の3第2 項において準用 する場合を含 む。)、第26条の 2 第 1 項 及 び 第 2 項、第26条の3第1 項、第41条並びに 第47条第1項並び に附則第11条第1

納付済

第5条 施行日前に旧国民年金法第7条第 2項第1号に該当するに至つたため農業 者年金の被保険者でなくなつた者につ いての新令附則第4条の3第2号の規定 の適用については、同号中「国民年金 法第7条第1項第2号」とあるのは「国民 年金法等の一部を改正する法律(昭和

60年法律第34号) による改正前の国民

年金法第7条第2項第1号」とする。

第6条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(以下「改正法」という。) 附 則第3条の規定が適用される場合にお いては、次の表の上欄に掲げる規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の下欄に掲げる字句に読み替え て、同表の上欄に掲げる規定を適用す る。

げる期 間を合 算 し た 期間

第 28 条 第 1 項 第 2

第2項各 号に 掲 げる期 間を合 算した 期間

第 22 条

農業者年金基金法 農業者年金基金法施行令 農業者年金基金法施行規則 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項 農業者年金基 掲げる 掲げる (短期被用者年金期間に関する経過措 に規定する申出をすることによつて経 金法(以下 期間を 期間を 営移譲年金の支給を受ける権利を有す 「法」とい 合算し 合算し 第4条 施行日前に農業者年金の被保険 ることとなる者については、当該申出 う。) 第22条 た期間 た期間 者であつた者であつてこの法律による は、特例事業所期間終了日以後遅滞な 第2項(法第23 に特例 改正前の農業者年金基金法(以下「旧 くしなければならない。 事業所 条第3項にお 法」という。) 第22条第2項第3号の短 いて準用する 期間を 期被用者年金期間を有するものについ 第5条 特例事業所期間(改正法附則第3 場合を含む。) 加えた 条の規定により同条の表の下欄に掲げ ての新法の適用については、当該期間 期間 は、新法第22条第2項第3号の短期被用 る期間に算入されることとなる期間を 法第23条第2 とを合 とを合 者年金期間とみなす。 いう。以下同じ。)を算定する場合に 算した 算した 項第3号 は月によるものとし、特例事業所期間 期間 期間に 第5条 施行日前に農業者年金の被保険 開始日の属する月から特例事業所期間 特例事 者であつた者が、施行日に国民年金法 終了日の属する月の前月までをこれに 業所期 (昭和34年法律第141号)第7条第1項第 算入する。ただし、法第22条第2項第3 間を加 2号に該当しており、かつ、その後同号 号に掲げる期間に該当する月があると えた期 に該当しなくなつた場合についての新 き又は特例事業所期間開始日の属する 間 法第22条第2項第3号(新法第23条第3項 月が農業者年金の被保険者期間である 法第28条第1 合算し 合算し において準用する場合を含む。) の規 ときは、それぞれその月は特例事業所 項第2号 た期間 た期間 定の適用については、同号中「国民年 期間に算入しない。 に特例 金法第7条第1項第2号」とあるのは「国 事業所 民年金法等の一部を改正する法律(昭 期間を 和60年法律第34号) による改正前の国 加えた 民年金法第7条第2項第1号」と、「なく 期間 なつた後同号」とあるのは「なくなつ 備考 この表において「特例事業所期間」 た後国民年金法等の一部を改正する法 とは、改正法附則第3条の規定により 律による改正後の国民年金法第7条第1 同条の表の下欄に掲げる期間に算入 項第2号」とする。 されることとなる期間をいう。 (農林漁業団体役員期間に関する経過措 第6条 施行日前に農業者年金の被保険 者であつた者が、施行日に新法第22条 第2項第4号の政令で定める法人の常時 勤務に服する役員であり、かつ、その 後国民年金法第7条第1項第2号に該当 しなくなつた場合についての新法第22 条第2項第4号(新法第23条第3項におい て準用する場合を含む。) の規定の適 用については、同号中「国民年金法第 7条第1項第2号」とあるのは「国民年金 法等の一部を改正する法律(昭和60年 法律第34号) による改正前の国民年金 法(以下「旧国民年金法」という。) 第7条第2項第1号」と、「なくなつた後 同号」とあるのは「なくなつた後国民 年金法等の一部を改正する法律による 改正後の国民年金法(以下「新国民年 金法」という。) 第7条第1項第2号」と、 「同号に掲げる者」とあるのは「旧国 民年金法第7条第2項第1号又は新国民

年金法第7条第1項第2号に掲げる者」 と、「その農業者年金の被保険者でな

	# 44 4	- C - A + A VI.	# 36 4 6 A + A 11.467 A	######################################
農業者年金基金法 くなつた日の属する月」とあるのは「昭			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		_		
和61年4	4月」と	する。		
	∕н Д. Э . Н	10 88 か 1× 88 よっ 27 10 44		
	納竹消具	期間等に関する経過措		
置)	1	▲甘△汁の . 却まみて		
		金基金法の一部を改正 49年法律第60号。以下		
		法」という。) 附則第7		
		業者年金基金法の一部		
		(昭和54年法律第42号。		
		改正法」という。)附則		
		定により農業者年金の		
		を取得した者について		
		掲げる規定を適用する		
·		、当該規定に規定する		
		げる期間に、それぞれ		
同表の一	- 下欄に掲	げる期間を算入する。		
ation and a	-			
新法	保険	昭和49年改正法附		
	料納	則第7条第2項の特		
	付済	定期間、同条第5項		
2 項	期間	の表備考の特定短		
第 3	等	期被用者年金期間		
号 並 U に		を合算した期間、 昭和54年改正法附		
第 25		則第3条第4項の規		
条第		定による納付がさ		
4 号		れた同項の納付対		
及び		象期間及び同条第		
第 5		6項の表備考の特		
号		例短期被用者年金		
		期間を合算した期		
		間を合算した期間		
新法	保険	昭和54年改正法附		
第 26	料納	則第3条第4項の規		
条の	付済	定による納付がさ		
2第2	期間	れた同項の納付対		
項	等	象期間と、同条第		
		6項の表備考の特		
		例短期被用者年金		
		期間を合算した期		
		間とを合算した期		
		間		
(VI) 11.	ta at a set.			
(資格の喪失の特例に関する経過措置)				
		の保険料納付済期間等		
		っる者が、施行日に国民 1項第9号に該当してお		
· ·		1項第2号に該当してお)後同号に該当しなくな		
)仮向号に該当しなくない ての新法第26条の2及		
		・Cの新伝第20米の2及 規定の適用については、		
		現状の過点に りいては、		
		は、それぞれ同表の下		
		」と読み替えるものとす		
11.11 - 1 - 1		, д.с. о с. /		<u> </u>

	農業者年金	基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
る。				
新法	国民年金	国民年金法等		
第26	法第7条	の一部を改正		
条の	第1項第2	する法律(昭		
2第1	号	和60年法律第		
項		34号) による		
		改正前の国民		
		年金法(以下 「旧国民年金		
		法」という。)		
		第7条第2項第		
		1号		
	同法	国民年金法等		
		の一部を改正		
		する法律によ		
		る改正後の国		
		民年金法(以		
		下「新国民年 金法」とい		
		金 伝] こ V う。)		
新法	国民年金	旧国民年金法		
第26	法第7条	第7条第2項第		
条の	第1項第2	1号		
2第2	号			
項	同法	新国民年金法		
	同号に掲	旧国民年金法		
	げる者	第7条第2項第		
		1号又は新国		
		民年金法第7		
		条第1項第2号		
+r >/_	回 ロ ケ ^	に掲げる者		
新法 第26	国民年金 法第7条	旧国民年金法 第7条第2項第		
第20 条の	第1項第2	1号		
2第5	号			
項	同号	新国民年金法		
(新		第7条第1項第		
法第		2号		
26条				
の 3				
第 2 項に				
おい				
て準				
用す				
る場				
合を				
含、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、				
む。)	R R A	旧园园屋本本		
新法 第26	国民年金 法第7条	旧国民年金法 第7条第2項第		
条の	第1項第2	第7苯第4項第 1号		
木の	21.1.E 27.6	1/7		

晨 兼百年金基金法						
平成3年1月	11200円	平成2年				
以後の月分						

** * F ^ # ^ V

2 新法第23条第1項第4号に該当するこ とにより同項の規定による申出をして 農業者年金の被保険者となつた者であ つて35歳未満であることその他の政令 で定める要件に該当しているものが基 金に申し出た場合(農業者年金基金法 の一部を改正する法律(昭和51年法律 第56号) 附則第3条第2項の政令で定め る要件に該当している者が農業者年金 基金法の一部を改正する法律(昭和56 年法律第65号。以下「昭和56年改正法」 という。) の施行前に同項の規定により 申し出た場合及び昭和56年改正法附則 第2条第2項の政令で定める要件に該当 している者が附則第1条ただし書に規 定する日前に同項の規定により申し出 た場合を含む。) におけるその申出をし た日の属する月からその者が35歳に達 する日の属する月の前月までの月分の その者に係る保険料(その者が、同号の 規定によりその者をその事業の後継者 として指定した者がする新法第42条又 は第43条に規定する経営移譲により農 地等について所有権又は使用収益権に 基づいて耕作又は養畜の事業を行う者 となったことその他の政令で定める事 由に該当することとなった日の属する 月から当該事由に該当しなくなつた日 の属する月までの月分の保険料を除 く。) の額についての前項の規定の適用 については、同項第1号中「8000円」と あるのは「5710円」と、同項第2号の表 中「8800円」とあるのは「6280円」と、 「1600円」とあるのは「6850円」と、 「10400円」とあるのは「7420円」と、 「11200円」とあるのは「8000円」とす る。

農業者年金基金法施行令

(特定保険料を納付する者についての要件)

- 第9条 改正法附則第15条第2項の政令 で定める要件は、次のとおりとする。
 - 一 35歳未満であること。
- 二 改正法附則第15条第2項の申出の 時に主務省令で求める基準に適合す る規模の耕作又は養畜の事業を行う 者から、法第23条第1項第4号の規定 によりその耕作又は養畜の事業の後 継者として指定された者であるこ
- 三 耕作又は養畜の事業に常時従事する者であること。

(特定保険料の納付に係る停止の事由) 第10条 改正法附則第15条第2項の政令 で定める事由は、次のとおりとする。

- その者が次のいずれかに該当するに至つたこと。
- イ 法第23条第1項第4号の規定によりその耕作又は養畜の事業の後継者としてその者を指定した者がする法第42条又は第43条に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となったこと。
- ロ 改正法附則第15条第2項の規定 の適用を受ける保険料(以下「特 定保険料」という。)を滞納し、 法第73条第1項の規定による指定 の期限までに、その特定保険料を 納付しないこと。
- 二 法第23条第1項第4号の規定により その耕作又は養畜の事業の後継者と してその者を指定した者が次のいず れかに該当するに至つたこと。
 - イ 法第42条又は第43条に規定する 経営移譲をしたこと。
 - ロ 耕作又は養畜の事業を廃止したこと。
 - ハ 死亡したこと。

農業者年金基金法施行規則

(後継者指定者の事業規模の基準)

- 第6条 農業者年金基金法施行令の一部 を改正する政令(以下「改正令」とい う。)附則第9条第2号の主務省令で定 める基準は、次のとおりとする。
 - 一 所有権又は使用収益権に基づいて 耕作又は養畜の事業に供する農地等 (農地法(昭和27年法律第229号)第 2条第1項に規定する農地及び採草放 牧地をいう。以下同じ。)の面積の 合計が当該事業を行う者の住所地の ある都道府県について附則別表で定 める面積以上であること。
- 二 その面積の合計が前号に定める面積には満たないが農業者年金基金法施行令第2条に定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作又は養畜の事業にあつては、その事業に必要な労働力のすべてを正常な能率を発揮する1人の農業従事者に依存するとした場合におけるその者の年間労働時間として算定された労働時間が1500時間以上であること。
- 2 前項第2号の規定による労働時間の 算定については、農業者年金基金法施 行規則第4条第2項の規定を進用する。

(特定保険料の適用の申出)

- 第7条 改正法附則第15条第2項の規定に よる申出は、次に掲げる事項を記載し た申出書を基金に提出してしなければ ならない。
 - 一 氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 耕作又は養畜の事業に従事してい る状況
 - 三 農業者年金被保険者証の記号番号
 - 四 申出者を法第23条第1項第3号の規 定によりその耕作又は養畜の事業の 後継者として指定した者(以下「後 継者指定者」という。)の氏名、性 別、生年月日及び住所
 - 五 後継者指定者が所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計(当該面積の合計が前条第1項第1号に定める面積に満たない場合にあつては、当該面積の合計並びに後継者指定者が農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて行う耕作の事業

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		に係る作物及びその作物ごとの年間
		作付面積)
		第8条 削除〔平成3年厚・農令第2号〕
		(前納保険料の還付の特例) 第9条 農業者年金の被保険者が、法第66
		条の2第1項の規定により特定保険料を 前納した後、前納に係る期間の経過前
		において特定保険料以外の保険料を納付することとなつた場合又は特定保険料以外の保険料を前納した後、前納に
		係る期間の経過前において特定保険料 を納付することとなつた場合において
		は、その者の請求に基づき、前納した 保険料のうち未経過期間(その者が未
		経過期間内に35歳に達する場合にあつ ては、その者が特定保険料以外の保険
		料を納付することとなり、又は特定保険料を納付することとなった日の属す
		る月から35歳に達する日の属する月の 前月までの期間。)に係るものを還付 する。
		2 前項の規定による還付額は、特定保 険料以外の保険料を納付することとな
		り、又は特定保険料を納付することと なつた日の属する月(その月が前納に
		係る期間の最初の月前であるときは、 当該最初の月)の前月において前項の 未経過期間につきそれぞれ特定保険料
		又は特定保険料以外の保険料を前納す るものとした場合におけるその前納す
		べき額(その額に10円未満の端数がある場合において、その端数金額が5円未
		満であるときはこれを切り捨て、その端数金額が5円以上であるときはこれ
		を10円として計算する。)に相当する 額として主務大臣が定める額とする。
		第10条 前条の規定による保険料の還付 の請求は、次に掲げる事項を記載した
		請求書を基金に提出してしなければならない。
		一 氏名、性別、生年月日及び住所二 還付金額、還付理由並びに還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを
		が仏優しを受ける方伝及い仏優しを 希望する機関 三 農業者年金被保険者証の記号番号
		〔附則別表省略〕
	(沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令 の適用の特別措置等に関する政令の一	
	部改正)	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	第11条 沖縄の復帰に伴う農林水産省関	
	係法令の適用の特別措置等に関する政 令(昭和47年政令第158号)の一部を次	
	のように改正する。	
	[次のよう略]	
第16条及び第17条 削除〔平成2年法律第 21号〕		
(年金給付に関する経過措置) 第18条 昭和61年3月以前の月分の年金 たる給付の額については、なお従前 の例による。		
(罰則に関する経過措置) 第19条 施行日前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例に よる。		
(その他の経過措置の政令への委任) 第20条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過 措置は、政令で定める。		
(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正) 第21条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
第22条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和54年法律第42号)の一 部を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
第23条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和56年法律第65号)の一 部を次のように改正する。 [次のよう略]		
第24条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和56年法律第65号)の一 部を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
附 則 [昭和60年12月27日法律第108号] (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、昭和61年4月1日から 施行する。	附 則 [昭和63年2月23日政令第25号] (抄) (施行期日) 第1条 この政令は、法 [集落地域整備法 =昭和62年6月法律第63号] の施行の 日 (昭和63年3月1日) から施行する。	附 則 [平成元年8月8日厚生・農林水産 省令第2号] この省令は、公布の日から施行する。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	附 則〔昭和63年7月22日政令第232号〕	
	(抄) (施行期日)	
	第1条 この政令は、農用地開発公団法の	
	一部を改正する法律[昭和63年5月法律	
	第44号〕(以下「改正法」という。)	
	の施行の日(昭和63年7月23日)から施 行する。	
	附 則〔平成2年5月16日政令第115号〕	
	1 この政令は、公布の日から施行する。 2 改正後の附則第4条及び第5条の規定	
	は、この政令の施行の日以後に経営移	
	譲をした者について適用し、同日前に	
	経営移譲をした者については、なお従 前の例による。	
	3 沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法	
	令の適用の特別措置等に関する政令	
	(昭和47年政令第158号)の一部を次の ように改正する。	
	[次のよう略]	
		附 則〔平成2年7月16日厚生·農林水産省 令第1号〕
		この省令は、公布の日から施行する。
	W. B. (Ti-botto B. 14 B. t. Attoro B.)	
	附	
	第1条 この政令は、法〔市民農園整備促	
	進法=平成2年6月法律第44号〕の施行	
	の日(平成2年9月20日)から施行する。	
	附 則〔平成2年11月9日政令第325号〕	
	(抄)	
	(施行期日) 1 この政令は、大都市地域における住	
	宅地等の供給の促進に関する特別措置	
	法の一部を改正する法律(平成2年法律	
	第62号)の施行の日(平成2年11月20 日)から施行する。	
附 則〔平成2年5月7日法律第21号〕	附 則〔平成3年3月15日政令第29号〕	附 則〔平成3年3月27日厚生·農林水産省 令第2号〕 (抄)
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
第1条 この法律は、平成3年4月1日から	第1条 この政令は、平成3年4月1日から	第1条 この省令は、平成3年4月1日から
施行する。ただし、附則第11条第1項 の改正規定は平成2年5月16日から、	施行する。ただし、第1条中農業者年金 基金法施行令第19条第1項の改正規定	施行する。ただし、附則第8条及び第9 条の規定は、平成4年1月1日から施行す
第54条及び第56条の改正規定中「別	基金伝施打 中第19条第1項の以上規定 は、公布の日から施行する。	一
表」を「別表第2」に改める部分、別		
表第1の次に別表第2を加える改正規	(経過措置)	(経過措置)
定並びに附則第19条、第21条、第22条 及び第30条の規定は平成4年1月1日	第2条 第1条の規定による改正後の農業 者年金基金法施行令(以下「新令」と	第2条 国民年金法等の一部を改正する 法律(昭和60年法律第34号)の施行の
から施行する		日前に農業者年金の被保険者であった

いう。)第2条の6第1項第1号の規定の

から施行する。

日前に農業者年金の被保険者であった

農業者年金基金法 農業者年金基金法施行令 適用については、当分の間、同号中「掲 げる者」とあるのは、「掲げる者(国 民年金法等の一部を改正する法律(昭 和60年法律第34号。以下「昭和60年法 律第34号」という。) による改正前の 船員保険法(昭和14年法律第73号)第 20条の規定による船員保険の被保険 者、昭和60年法律第34号附則第5条第14 号に規定する船員任意継続被保険者、 昭和60年法律第34号による改正前の厚 生年金保険法(昭和29年法律第115号) 第15条第1項の規定による第4種被保険 者、昭和60年法律第34号附則第5条第13 号に規定する第4種被保険者及び農林

漁業団体職員共済組合の任意継続組合

員を除く。)」とする。

農業者年金基金法施行規則

者が、同法の施行の日に国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第2号に該当しており、かつ、その後同号に該当しなくなった場合についての改正後の第3条の8第1項第2号の規定の適用については、同号中「国民年金法第7条第1項第2号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法第7条第2項第1号」と、「同号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法第7条第1項第2号」とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条から附則第22条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる
 - 一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。
 - 二 旧法 この法律による改正前の 農業者年金基金法をいう。
 - 三 昭和49年改正法 農業者年金基金 法の一部を改正する法律(昭和49年 法律第60号)をいう。
 - 四 昭和54年改正法 農業者年金基金 法の一部を改正する法律(昭和54年 法律第42号)をいう。
 - 五 昭和60年改正法 農業者年金基金 法の一部を改正する法律(昭和60年 法律第81号)をいう。
 - 六 昭和60年法律第34号 国民年金法 等の一部を改正する法律(昭和60年 法律第34号)をいう。
 - 七 物価指数 総務庁において作成す る年平均の全国消費者物価指数をい う。
 - 八 平成元年基準物価上昇比率 平成 元年の物価指数に対する平成2年の 物価指数の比率をいう。
 - 九 新経営移譲年金又は新農業者老齢 年金 それぞれ新法による経営移譲 年金又は農業者老齢年金をいう。
 - 十 旧経営移譲年金又は旧農業者老齢 年金 それぞれ旧法による経営移譲 年金又は農業者老齢年金をいう。
 - 十一 旧経営移譲年金受給権者 この 法律の施行の日(以下「施行日」と いう。)の前日において旧経営移譲
- 第3条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号。以下「平成2年改正法」という。) 附則第2条第10号に規定する旧経営移譲年金の支給の停止については、当該旧経営移譲年金に係る受給権者を同条第9号に規定

- 第3条 改正後の第35条の2の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特定処分対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合について適用し、施行日前に特定処分対象農地等の全部又は一部の返還を受けた場合については、なお従前の例による。
- 2 改正後の第35条の22の規定は、施行 日以後に特定処分対象農地等の全部又 は一部について使用収益権の移転又は 設定があった場合について適用し、施 行日前に特定処分対象農地等の全部又 は一部について使用収益権の移転又は 設定があった場合については、なお従 前の例による。
- 第4条 改正後の第35条の32の規定は、施 行日以後に第1種加算対象農地等の全 部又は一部の返還を受けた場合につい て適用し、施行日前に第1種加算対象農 地等の全部又は一部の返還を受けた場 合については、なお従前の例による。
- 2 改正後の第35条の35の規定は、施行 日以後に第1種加算対象農地等の全部 又は一部について使用収益権の移転又 は設定があった場合について適用し、 施行日前に第1種加算対象農地等の全 部又は一部について使用収益権の移転 又は設定があった場合については、な お従前の例による。
- 第5条 改正後の第35条の38の規定は、施 行日以後に第2種加算対象農地等の全 部又は一部の返還を受けた場合につい て適用し、施行日前に第2種加算対象農 地等の全部又は一部の返還を受けた場

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
年金に係る受給権を有していた者を	する新経営移譲年金に係る受給権者と	合については、なお従前の例による。
いう。	みなして、新令第12条の2及び第12条の	2 改正後の第35条の43の規定は、施行
十二 旧農業者老齢年金受給権者 施	3の規定を適用する。	日以後に第2種加算対象農地等の全部
行日の前日において旧農業者老齢年		又は一部について使用収益権の移転又
金に係る受給権を有していた者(旧		は設定があった場合について適用し、
経営移譲年金受給権者を除く。)を		施行日前に第2種加算対象農地等の全
いう。		部又は一部について使用収益権の移転
		又は設定があった場合については、な
		お従前の例による。
		1. (2)
		 第6条 農業者年金基金法の一部を改正
		する法律附則第2条第11号に規定する
		旧経営移譲年金受給権者については、
		改正後の第39条の規定を適用せず、改
		正前の第39条の規定は、なおその効力
		を有する。
		_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(農業生産法人構成員期間等に関する経		
過措置)		
第3条 昭和60年法律第34号の施行の日		
前に農業者年金の被保険者であつた者		
が、昭和60年法律第34号の施行の日に		
国民年金法(昭和34年法律第141号)第		
7条第1項第2号に該当しており、かつ、		
その後同号に該当しなくなった場合に		
ついての新法第22条第2項第5号及び第		
6号(新法第23条第3項において準用す		
る場合を含む。)の規定の適用につい		
ては、これらの規定中「国民年金法第		
7条第1項第2号」とあるのは「国民年金		
法等の一部を改正する法律(昭和60年		
法律第34号)による改正前の国民年金		
法(以下「旧国民年金法」という。)		
第7条第2項第1号」と、「なくなつた後		
同号」とあるのは「なくなつた後国民		
年金法等の一部を改正する法律による		
改正後の国民年金法(以下「新国民年		
金法」という。) 第7条第1項第2号」と、		
「同号に掲げる者」とあるのは「旧国		
民年金法第7条第2項第1号又は新国民		
年金法第7条第1項第2号に掲げる者」		
と、「その同号に該当しなくなつた日		
の属する月」とあるのは「その新国民		
年金法第7条第1項第2号に該当しなく		
なつた日(農業者年金基金法の一部を		
改正する法律 (平成2年法律第21号) の		
施行の日以後の日に限る。)の属する		
月」とする。		
2 施行日前に農業者年金の被保険者で		
あった者 (前項に規定する者を除く。)		
についての新法第22条第2項第5号及び		
第6号(新法第23条第3項において準用		
する場合を含む。)の規定の適用につ		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
いては、これらの規定中「その同号に	AND TEEE MAINTY	AKI TEEE MAINTINA
該当しなくなつた日の属する月」とあ		
るのは、「その同号に該当しなくなつ		
た日(農業者年金基金法の一部を改正		
する法律 (平成2年法律第21号) の施行		
の日以後の日に限る。)の属する月」		
とする。		
第4条 昭和60年改正法附則第3条の規定		
により同条の表の下欄に掲げる期間に		
算入された期間は、新法第22条第2項第		
5号の農業生産法人構成員期間及び同		
項第6号の特定被用者年金期間に該当		
しないものとみなす。		
(特定配偶者期間に関する経過措置)		
第5条 施行日前に農業者年金の被保険		
者であった者の配偶者(婚姻の届出を		
していないが、事実上婚姻関係と同様		
の事情にある者を含む。)についての		
新法第22条第2項第7号(新法第23条第		
3項において準用する場合を含む。)の		
規定の適用については、同号中「死亡		
した」とあるのは、「農業者年金基金		
法の一部を改正する法律(平成2年法律		
第21号)の施行の日以後に死亡した」		
とする。		
(保険料納付済期間等に関する経過措		
置)		
第6条 昭和49年改正法附則第7条第3項		
若しくは昭和54年改正法附則第3条第3		
項の規定により農業者年金の被保険者		
の資格を取得した者又は昭和60年改正		
法附則第3条の規定により同条の表の		
下欄に掲げる期間に算入された期間		
(以下「特例事業所期間」という。)		
を有する者について次の表の上欄に掲		
げる規定を適用する場合においては、		
当該規定に規定する同表の中欄に掲げ		
る期間に、それぞれ同表の下欄に掲げ		
る期間を算入する。		
新法第22 保険 昭和49年改正		
条第2項 料納 法附則第7条		
第7号ロ 付済 第2項の特定		
及び第49 期間 期間及び昭和		
条の2第2 54年改正法附		
項 則第3条第4項		
の規定による		
納付がされた		
同項の納付対		
象期間を合算		
した期間		
<i>Отсуу</i> лн		

農業者年金基金法			農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
新法第26	保険	昭和54年改正	及水口 亚在亚的地口	及人口 正在正面地门外入
条の2第3	料納	法附則第3条		
項及び第	付済	第4項の規定		
4項	期間	による納付が		
	等	された同項の		
	77	納付対象期		
		間、同条第6項		
		の表備考の特		
		例短期被用者		
		年金期間を合		
		算した期間及		
		び特例事業所		
		期間を合算し		
		た期間		
		7年7月月		
(資格の喪失	の特例に	関する経過措置)		
		第34号の施行の日		
		別間等が15年以上で		
· ·		F法律第34号の施行		
		第7条第1項第2号に		
		つ、その後同号に該		
		これでいての新法第		
		第4項の規定の適用		
		らの規定中次の表の		
		は、それぞれ同表の		
		こ読み替えるものと		
する。	3, 30			
_	T			
国民年金法		年金法等の一部		
第7条第1項		Eする法律(昭和		
第2号		去律第34号) によ		
		正前の国民年金		
		人下「旧国民年金		
	_	という。)第7条第		
	2項第			
同法		年金法等の一部		
		正する法律によ		
		正後の国民年金		
		以下「新国民年金		
3+715 3		という。)		
該当しなく		しなくなった場		
なった場合		業者年金基金法		
		部を改正する法		
		平成2年法律第21		
		施行の日以後に		
		しなくなった場		
\$>> □□	合に例			
かつ、同号		旧国民年金法第		
		2項第1号又は新 年金法第7条第1		
	項第2	ク		
2 施行目前	jの保険料	斗納付済期間等が15		
年以上であ	る者(前	前項に規定する者を		

	農業者年金基		農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		第26条の2第3項		
		月については、こ		
,		なくなつた場合」		
とあるの	つは、「該当し	なくなつた場合		
(農業者	千金基金法の	一部を改正する		
法律(平	成2年法律第21	1号) の施行の日		
以後に	該当しなくな	つた場合に限		
る。)」	とする。			
(経営移譲	寒に関する経過:	措置)		
第8条 新	法第42条第1項	、第3項及び第4		
項の規定	定は、施行日以	後に耕作又は養		
畜の事業	業を廃止し又は	縮小した場合に		
ついてi	箇用し、施行日	前に廃止し又は		
縮小した	を場合について	は、なお従前の		
例による	5.			
(年金給付	†の額の改定の	特例)		
第9条 年	金たる給付(以	J下「年金給付」		
という。)の額につい	ては、平成元年		
基準物值	西上昇比率が10	00分の100を超え		
るに至っ	った場合におい	ては、平成3年4		
月分以往	後、その上昇し	た比率を基準と		
して政会	冷で定めるとこ	ろにより改定す		
る。				
第10条 削除〔平成7年6月法律103号〕		月法律103号〕		
(新経営科	多譲年金の支給	についての経過		(経過的特例としての新経営移譲年金の
的特例)				支給の申出)
第11条	農業者年金の被	保険者又は被保	第4条 平成2年改正法附則第11条第1項	第7条 農業者年金基金法の一部を改正
険者であ	あった者が施行	日以後新法第41	の申出をした者が平成2年改正法附則	する法律附則第11条第1項の規定によ
条第1項	[各号のいずれ	かに該当した場	別表第4の上欄に掲げるものである場	る申出は、次に掲げる事項を記載した
合におい	って、その者が阝	附則別表第3の第	合についての平成2年改正法による改	申出書を農業者年金基金に提出してし
1欄に掲	げるものである	るときは、その者	正後の農業者年金基金法(昭和45年法	なければならない。
は、新治	去第34条第1項の	の請求と同時に、	律第78号) 第49条の2第1項及び第2項の	一 氏名、性別、生年月日及び住所
基金に対	対し、次項から貧	第5項までの規定	規定の適用については、同条第1項中	二 農業者年金被保険者証の記号番号
による紀	圣過的特例とし	ての年金給付を	「60歳」とあるのはそれぞれ同表の下	
支給する	べき旨の申出を	することができ	欄に掲げる年齢と、同条第2項中「支給	(農業者年金基金法施行規則の一部を改
る。			基準時年齢」とあるのはそれぞれ同表	正する省令の一部改正に伴う経過措
2 前項の	り申出をした者	については、次	の下欄に掲げる年齢(平成2年改正法附	置)
の表の亅	-欄に掲げる規	定中同表の中欄	則第11条第1項に規定する年金給付の	第9条 農業者年金基金法の一部を改正
に掲げる	S字句をそれぞ	れ同表の下欄に	受給権を有することとなつた日の属す	する法律(昭和60年法律第81号)附則
掲げる学	三句と読み替え	て、これらの規	る月の末日における年齢がその年齢を	第15条第2項の規定による申出をした
定を適用	する。		超えるときは、当該末日における年齢)	者であって前条の規定の施行の日前に
新法第	支給基準	農業者年金	とする。	農業者年金基金法施行令の一部を改正
	大 和 基 华 時年齢(経	展集有年金 基金法の一		する政令(昭和61年政令第60号)附則
1項第1	時年駅 (経 営移譲年	基金伝の一 部を改正す		第10条各号のいずれかに該当したもの
1垻第1 号	名 移 議 平 金 の 受 給	お法律(平		については、前条の規定による改正前
	虚の文和	の伝体(平 成9年注律		の農業者年金基金法施行規則の一部を

改正する省令附則第8条の規定は、なお

その効力を有する。

権を有す

ることと

なつた目

の属する

成2年法律

第21号。以

下「平成2年

改正法」と

	農業者年金基		農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	月の末日	いう。) 附則		
	における	別表第3の		
	年齢(前条	第1欄に掲		
	第1項の申	げる者の区		
	出をした	分に応じ、		
	者にあつ	それぞれ同		
	ては、指定	表の第2欄		
	月の前月	に掲げる額		
	の末日に	(その者が		
	おける年	65歳に達す		
	齢)をい	る日の属す		
	う。以下同	る月の翌月		
	じ。)につ	以後の分に		
	いての別	ついては、		
	表第1の第	それぞれ同		
	1欄に掲げ	表の第3欄		
	る区分に	に掲げる額		
	応じ、それ			
	ぞれ同表			
	の第2欄に			
	掲げる額			
新法第	支給基準	平成2年改		
44条第	時年齢に	正法附則別		
1項第2	ついての	表第3の第1		
号並び	別表第1の	欄に掲げる		
に第52	第1欄に掲	者の区分に		
条第1	げる区分	応じ、それ		
項第2	に応じ、そ	ぞれ同表の		
号及び	れぞれ同	第4欄に掲		
第2項	表の第3欄	げる額(そ		
第2号	に掲げる	の者が65歳		
イ	額	に達する日		
		の属する月		
		の翌月以後		
		の分につい		
		ては、それ		
		ぞれ同表の		
		第5欄に掲		
		げる額)		
新法第	同項第1号	平成2年改		
52条		正法附則第		
		11条第2項		
		の規定によ		
		り読み替え		
		て適用する		
		第44条第1		
		項第1号		
	同項第2号	平成2年改		
		正法附則第		
		11条第2項		
		の規定によ		
		り読み替え		
]	て適用する		

	農業者年金基	金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		第44条第1		
		項第2号		
新法第	支給基準	平成2年改		
52条第	時年齢に	正法附則別		
1項第1	ついての	表第3の第1		
号及び	別表第1の	欄に掲げる		
第2項	第1欄に掲	者の区分に		
第1号	げる区分	応じ、それ		
イ	に応じ、そ	ぞれ同表の		
	れぞれ同	第2欄に掲		
	表の第2欄	げる額(そ		
	に掲げる	の者が65歳		
	額	に達する日		
		の属する月		
		の翌月以後		
		の分につい		
		ては、それ		
		ぞれ同表の		
		第3欄に掲		
		げる額)		
3 平成6	- 年の物価指数/	に対する平成7年		
		00分の100を超え		
るに至っ	った場合におい	ては、前項の表		
		げる額」とあるの		
は「第2	欄に掲げる額に	こ平成6年の物価		
指数に対	対する平成7年	の物価指数の比		
		準物価上昇比率 」		
という。)を乗じて得た	:額を基準として		
政令で気	定める額」と、	「第3欄に掲げる		
額」とあ	っるのは「第3欄	欄に掲げる額に平		
成6年基	準物価上昇比	率を乗じて得た		
額を基準	隼として政令で	だ定める額」と、		
「第4欄	に掲げる額」と	あるのは「第4欄		
に掲げる	る額に平成6年	基準物価上昇比		
率を乗し	じて得た額を基	準として政令で		
定める額	頁」と、「第5欄	闌に掲げる額」と		
あるのに	は「第5欄に掲ん	げる額に平成6年		
基準物值	五上昇比率を乗	じて得た額を基		
準として	て政令で定める	額」とする。		
		前条の規定は、第		
	出をした者に	ついては、適用し		
ない。				
		者が附則別表第4		
		である場合につい		
		の規定の適用に		
		歳」とあるのは、		
	れ同表の下欄に	1掲げる年齢とす		
る。				
http://www.	NAME OF WIFE			
	ア第13条 削除	〔平成7年法律第		
103号〕				

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
(旧経営移譲年金受給権者等に係る年金		
給付の特例)		
第14条 旧経営移譲年金受給権者及び旧		
農業者老齢年金受給権者に係る年金給		
付については、次項及び第3項の規定を		
適用する場合を除き、なお従前の例に		
よる。この場合において、旧法第46条		
第2項第2号中「又は社員」とあるのは、		
「、社員又は株主」とする。		
2 旧経営移譲年金受給権者及び旧農業 者老齢年金受給権者に係る年金給付に		
ついては、次項の規定を適用する場合		
を除き、旧法中当該年金給付の額の計		
算に関する規定及び当該年金給付の額		
の計算に関する規定であってこの法律		
によって改正されたその他の法律の規		
定(これらの規定に基づく命令の規定		
を含む。)は、なおその効力を有する。		
この場合において、これらの規定のう		
ち次の表の上欄に掲げる規定(他の法		
令において、これらの規定を引用し、		
又はこれらの規定の例による場合を含		
む。)中同表の中欄に掲げる字句は、		
それぞれ同表の下欄のように読み替え		
るものとするほか、この項の規定によ		
りなおその効力を有するものとされた		
規定の適用に関し必要な技術的読替え		
は、政令で定める。		
旧法第44 1675円 2149円		
条第1項		
第1号、旧		
法第52条		
第1項第1		
号及び第		
2項第1号		
イ並びに		
附則第29		
条の規定		
による改		
正前の昭		
和60年改		
正法(以		
下「旧60		
年改正		
法」とい		
う。)附則 第10条第		
第10余弟		
旧法第44 558円 716円		
条第1項 710円		
第2号、旧		
法 第 48		
IM 2/1 10		

農	農業者年金基金		農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
条、旧法			***************************************	******
第52条第				
1項第2号				
及び第2				
項第2号				
イ、旧60				
年改正法				
附則第10				
条第1項				
並びに旧				
60年改正				
法附則第				
13条第1				
項		- III		
旧法第44	168円	215円		
条第1項				
第3号、旧				
法第52条				
第1項第3 号及び第				
2項第3号				
イ並びに				
旧60年改				
正法附則				
第10条第				
1項				
旧法第44	55円	72円		
条第1項				
第4号、旧				
法第52条				
第1項第4				
号及び第				
2項第4号				
イ並びに				
旧60年改				
正法附則				
第10条第				
1項	III faco fr	T-1-2-5		
旧60年改	昭和60年	平成7年		
正法附則 第10条第	昭和58年	平成6年		
男 10 采 弗 2項	昭和58年	平成6年基		
1 4 F.R.	度基準物	半成6年基 準物価上		
	度基準物 価上昇比	単物 価 上 昇比率		
	率	开心 干		
旧60年改	昭和60年	平成7年		
正法附則	昭和58年	平成6年		
第13条第	度 度	十水0十		
2項				
旧60年改	3710円	3820円		
正法附則	3525円	3629円		
別表第1	3253円	3390円		
の第2欄	2994円	3155円		
. >14 - 15ml	70011	010011		

農	農業者年金基金		農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	2745円	2927円		
	2507円	2705円		
	2444円	2668円		
	2381円	2627円		
	2321円	2591円		
	2262円	2553円		
	2206円	2519円		
	2150円	2481円		
	2096円	2447円		
	2044円	2410円		
	1992円	2375円		
	1944円	2344円		
	1895円	2309円		
	1848円	2275円		
	1804円	2244円		
	1759円	2211円		
	1716円	2180円		
旧60年改	185円	191円		
正法附則	361円	377円		
別表第1	528円	557円		
の第3欄	686円	732円		
	836円	901円		
	815円	889円		
	794円	875円		
	773円	863円		
	754円	851円		
	735円	839円		
	717円	827円		
	699円	816円		
	681円	803円		
	664円	792円		
	648円	781円		
	632円	769円		
	616円	758円		
	601円	748円		
	586円	737円		
I□ 00 F= →1	572円	727円		
旧60年改	371円	382円		
正法附則別表第1	353円	363円		
の第4欄	325円 299円	339円		
~/ 刈JII N	275円			
	251円	293円 271円		
	244円	267円		
	239円	263円		
	232円	259円		
	227円	255円		
	221円	252円		
	215円	248円		
	210円	245円		
	205円	241円		
	70011	<i>□</i> 11 1		

農	農業者年金基	金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	200円	238円		
	194円	235円		
	190円	231円		
	185円	227円		
	181円	224円		
	176円	221円		
	172円	218円		
旧60年改	18円	19円		
正法附則	36円	38円		
別表第1	53円	56円		
の第5欄	68円	73円		
	83円	90円		
	82円	89円		
	79円	87円		
	77円	86円		
	75円	85円		
	73円	84円		
	72円	83円		
	70円	81円		
	68円	80円		
		1		
	66円	79円		
	65円	78円		
	63円	77円		
	61円	76円		
	60円	75円		
	59円	74円		
旧60年改	57円	73円		
	928円	955円		
正法附則 別 表 第 2	904円	942円		
の下欄	881円	928円		
マン 1 	858円	915円		
	836円	902円		
	794円	889円		
		876円		
	774円 754円	864円		
	735円			
		840円		
	717円	827円		
	699円	816円		
	664円	792円		
		_		
	648円	781円		
	632円	770円		
	616円	758円		
	601円	748円		
	586円	737円		
	572円	727円		
		7条の2第1項及び		
		者年金基金法の		
		(平成7年法律第		
103号)附身	則第8条の規	定は、第1項に規		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
定する年金給付について準用する。		
4 施行日前の月分の年金給付の額につ		
いては、なお従前の例による。		
(旧経営移譲年金受給権者等に係る年金		
給付の額の特例)		
第15条 旧経営移譲年金受給権者につい		
ては、前条の規定により算定した旧経		
営移譲年金の額(同条第2項の規定によ		
り読み替えて適用される旧60年改正法		
附則第10条第2項並びに前条第3項にお		
いて準用する農業者年金基金法の一部		
を改正する法律(平成7年法律第103号)		
附則第8条及び新法第34条の2の規定に		
より年金給付の額の改定が行われた場		
合にあっては、当該改定後の年金給付		
の額)が、施行日の前日においてその		
者が受ける権利を有していた旧経営移		
譲年金の額(65歳に達する日の属する		
月の翌月が施行日の属する月以後となる。		
る旧経営移譲年金受給権者の65歳に達		
する日の属する月の翌月以後の分の旧		
経営移譲年金にあっては、施行日の前 日の属する月が旧経営移譲年金受給権		
者が65歳に達する日の属する月の翌月		
であったとすれば、施行日の前日にお		
いてその者が受ける権利を有した旧経		
営移譲年金の額とする。以下この項に		
おいて「既裁定年金額」という。)よ		
り少ないときは、前条の規定にかかわ		
らず、当該既裁定年金額をもって、そ		
の者に係る旧経営移譲年金の額とす		
る。		
2 旧経営移譲年金受給権者のうち施行		
日の前日において旧農業者老齢年金に		
係る受給権を有していたもの及び旧農		
業者老齢年金受給権者については、前		
条の規定により算定した旧農業者老齢		
年金の額(同条第2項の規定により読み		
替えて適用される旧60年改正法附則第		
13条第2項並びに前条第3項において準		
用する農業者年金基金法の一部を改正		
する法律(平成7年法律第103号)附則		
第8条及び新法第34条の2の規定により		
年金給付の額の改定が行われた場合に		
あっては、当該改定後の年金給付の額)		
が、施行日の前日においてその者が受		
ける権利を有していた旧農業者老齢年		
金の額より少ないときは、前条の規定		
にかかわらず、当該施行日の前日にお		
いてその者が受ける権利を有していた		
旧農業者老齢年金の額をもって、その老に係る旧農業者老齢年金の類とす		
者に係る旧農業者老齢年金の額とす		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
高来有十重 <u>医</u> 並伝 る。	辰未有 中並 医並 仏 旭 刊	辰未 1 十 並 基 並 仏 施 门
· 2 0		
(国庫負担の特例)		
第16条 国庫は、新法第64条に規定する		
額を負担するほか、当分の間、毎年		
度、次に掲げる額を負担する。		
一 旧経営移譲年金の給付に要する費		
用の額(次号に掲げる額を除く。)		
の3分の1に相当する額		
二 旧法第52条の規定によりその額が		
計算される旧経営移譲年金の給付に		
要する費用のうち同条第1項各号及		
び第2項各号に掲げる額に相当する		
部分の給付に要する費用の額の4分		
の1に相当する額		
(国庫補助等)		
第17条 国庫は、新法附則第10条の2第1		
項に規定する額を補助するほか、当分		
の間、毎年度、基金に対し、旧経営移		
譲年金の給付に要する費用の額(旧法		
第52条の規定によりその額が計算され		
る旧経営移譲年金の給付に要する費用		
のうち同条第1項各号及び第2項各号に		
掲げる額に相当する部分の給付に要す		
る費用の額を除く。)の6分の1に相当		
する額を補助する。		
第18条 国庫は、新法第64条に規定する		
額及び附則第16条に規定する額を負担		
し、並びに新法附則第10条の2第1項に		
規定する額及び前条に規定する額を補		
助するほか、農業経営の近代化と農地		
保有の合理化の一層の促進に資する観		
点から、基金に対し、新経営移譲年金		
及び旧経営移譲年金(以下「新旧経営		
移譲年金」という。)の給付に要する		
費用の額の一部として、平成3年度から		
平成7年度までの各年度につき、それぞ		
れ、次の表の上欄に掲げる年度に応じ		
同表の下欄に掲げる金額(平成元年基		
準物価上昇比率が100分の100を超え、		
又は下るに至った場合においては、そ		
の上昇し、又は低下した比率を乗じて		
得た額を基準として政令で定める金		
額。次項において同じ。)を補助する。		
平成3年度 86億円		
平成4年度 225億円		
平成5年度 344億円		
平成6年度 447億円		
平成7年度 516億円		
2 平成4年度から平成7年度までの間に		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
おいて新法第34条の2 (附則第14条第3		
項において準用する場合を含む。)の規		
定により年金給付の額を改定する措置		
が講ぜられたときには、当該措置が講		
ぜられた年度以降平成7年度までの前		
項の表の上欄に掲げる各年度に応じ同		
表の下欄に定める金額(当該金額がこ		
の項の規定に基づく政令により改定されている場合によっては、米芸研会に		
れている場合にあっては、当該政令に		
よる改定後の金額) については、当該措		
置により新旧経営移譲年金の給付に要		
する費用が増加し、又は減少する割合		
を勘案して、政令で、これを改定するも		
のとする。		
(保険料の額の特例)		
第19条 平成4年1月以後の月分の保険料		
の額は、新法第65条第3項及び第5項の		
規定にかかわらず、次のとおりとする。		
一 平成4年1月から同年12までの月分		
の保険料の額にあっては、1月につき		
12800円(平成元年基準物価上昇比率		
が100分の100を超えるに至った場合		
においては、12800円にその上昇した		
比率を乗じて得た額を基準として政		
令で定める額)		
二 平成5年1月から平成8年12月まで		
の月分の保険料の額にあっては、次		
の表の上欄に掲げる区分に応じ、そ		
れぞれ1月につき同表の中欄に掲げ		
る額(平成元年基準物価上昇比率が		
100分の100を超えるに至った場合に		
おいては、同表の中欄に掲げる額に		
その上昇した比率を乗じて得た額を		
基準として政令で定める額(同表の		
下欄に掲げる年までの間において新		
法第34条の2の規定により年金給付		
の額を改定する措置が講ぜられたと		
きは、当該措置に準じて政令で定め		
るところにより所要の調整が加えら		
れた額))		
平成5年1 13600円 平成4年		
月から同年		
12月までの		
月分		
平成6年1月 14400円 平成5年		
から同年12		
月までの月		
分		
平成7年1月 15200円 平成6年		
から同年12		
月までの月		
分		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
平成8年1月 16000円 平成7年	从水口 - 亚纽亚西加门 19	A.K. I. T. E.E. I.
から同年12		
月までの月		
分		
2 35歳未満の農業者年金の被保険者が		
35歳に達する日の属する月の前月まで		
の月分のその者に係る保険料の額につ		
いての前項の規定の適用については、		
同項第1号中「12800円」とあるのは		
「9140円」と、同項第2号の表中「13600		
円」とあるのは「9710円」と、「14400		
円」とあるのは「10280円」と、「15200		
円」とあるのは「10850円」と、「16000 円」とあるのは「11420円」とする。		
H] 2000/4 11420H] 2 9 3.		
(死亡一時金等に関する経過措置)		
第20条 施行日から平成3年12月31日ま		
での間における新法第54条及び第56条		
の規定の適用については、旧法別表の		
規定は、なおその効力を有する。		
第21条及び第22条 削除〔平成7年法律第		
103号〕		
(ECO) * 18 * 7 * 7 * 7 * 18 * 18 * 18 * 18 *		
(罰則に関する経過措置) 第23条 施行日前にした行為に対する罰		
第23条 旭1J 日前にした1J 為に対する計 則の適用については、なお従前の例に		
よる。		
S. 20		
(その他の経過措置の政令への委任)		
第24条 この附則に規定するもののほ		
か、年金給付に関する経過措置その他		
この法律の施行に関し必要な事項は、		
政令で定める。		
(曲地外の、地域で		
(農地法の一部改正)		
第25条 農地法(昭和27年法律第229号) の一部を次のように改正する。		
[次のよう略]		
(5) (5) (7) (4)		
(農地法の一部改正に伴う経過措置)		
第26条 施行日前にした行為に対する農		
地法の規定による罰則の適用について		
は、なお従前の例による。		
(農業者年金基金法の一部を改正する法		
律の一部改正)		
第27条 農業者年金基金法の一部を改正		
する法律(昭和49年法律第60号)の一部を次のように改正する。		
「次のよう略」		
第28条 農業者年金基金法の一部を改正		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
する法律(昭和54年法律第42号)の一		
部を次のように改正する。		
〔次のよう略〕		
第29条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和60年法律第81号)の一 部を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
第30条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和60年法律第81号)の一 部を次のように改正する。 〔次のよう略〕 〔附則別表省略〕		
	附 則 [平成6年7月27日政令第251号] この政令は、一般職の職員の勤務時間、	
	休暇等に関する法律(平成6年6月法律第33号)の施行の日(平成6年9月1日)から施行する。	
	附 則[平成6年9月2日政令第282号](抄) (施行期日)	
	第1条 この政令は、平成6年10月1日から施行する。 [後略]	
附 則〔平成7年6月7日法律第103号〕	附 則〔平成7年9月8日政令第323号〕	附 則 [平成7年12月15日厚生・農林水産 省令第2号]
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
第1条 この法律は、平成8年4月1日から 施行する。ただし、別表第2の改正規定 並びに附則第13条から第15条まで及び	第1条 この政令は、平成8年4月1日から 施行する。	第1条 この省令は、平成8年4月1日(以下 「施行日」という。) から施行する。
第26条の規定は、平成9年1月1日から施	(経過措置)	
行する。	第2条 第1条の規定による改正後の農業	
	者年金基金法施行令(以下「新令」という。)第12条の2第1号の規定は、こ	
	の政令の施行の日(以下「施行日」と	
	いう。)以後に特定処分対象農地等の	
	全部又は一部について返還を受けた場	
	合について適用し、施行日前に返還を 受けた場合については、なお従前の例	
	マリた場合については、なね促削の例 による。	
	2 新令第12条の3第1項第1号の規定は、	
	施行日以後に第1種加算対象農地等の	
	全部又は一部について返還を受けた場合について適用し、旅行日前に返還を	
	合について適用し、施行日前に返還を 受けた場合については、なお従前の例	
	による。	
	3 新令第12条の3第1項第3号から第5号	
	までの規定は、施行日以後に第2種加算 対象農地等の全部又は一部について返	
	プタ展地等の主部又は一部について返 還を受けた場合について適用し、施行	
	日前に返還を受けた場合については、	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	なお従前の例による。 4 農業者年金基金法の一部を改正する 法律(平成7年法律第103号。以下「平成7年改正法」という。)附則第2条第 7号に規定する旧経営移譲年金の支給 の停止については、当該旧経営移譲年 金に係る受給権者を同条第6号に規定 する新経営移譲年金に係る受給権者と みなして、新令第12条の2及び第12条の 3の規定を適用する。	
(用語の定義) 第2条 この条から附則第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 新法 この法律による改正後の農業者年金基金法をいう。 二 旧法 この法律による改正前の農業者年金基金法をいう。 三 平成2年改正法 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)をいう。 四 物価指数 総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。 五 平成6年基準物価上昇比率 平成6年の物価指数の比率をいう。 六 新経営移譲年金又は新農業者老齢年金 それぞれ平成2年改正法による改正後の農業者年金基金法による改正後の農業者年金基金法による改正前の農業者年金基金法による改正前の農業者年金基金法による経営移譲年金をいう。		
(被保険者等の配偶者に係る保険料納付済期間等に関する経過措置) 第3条 農業者年金の被保険者又は短期被用者年金被保険者(新法第23条第1項第2号に規定する短期被用者年金被保険者をいう。)(次項において「被保険者をいう。)(次項において「被保険者等」と総称する。)の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において40歳を超えるもの(次項において「特例配偶者」という。)について次の表の上欄に掲げる新法の規定を適用する場合においては、その者の申出に	第3条 平成7年改正法附則第3条の規定が適用される場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる実句に読み替えて、同表の上欄に掲げる規定を適用する。 農業者年 掲げる 掲げる期間を合算して、	(特例配偶者期間の申出等) 第2条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(平成7年法律第103号。以下 「改正法」という。)附則第3条第1項 の規定による申出は、次に掲げる事項 を記載した申出書にその者が第4号に 規定する期間被保険者等の配偶者であ つたことを明らかにできる書類を添え て農業者年金基金に提出してしなけれ ばならない。 一 氏名、生年月日及び住所 二 被保険者等(改正法附則第3条の被 保険者等をいう。以下同じ。)の氏 名、性別及び生年月日

う。) 第22

期間

農業者年金基金法		典类之	年金基金法法	左行 合	農業者年金基金法施行規則
農業者午金基金法 より、当該規定に規定する同表の下欄		条第2項	十金基金伝	也11万	長来有中金基金伝施17規則三 被保険者等の農業者年金被保険者
に掲げる期間に、特例配偶者期間を算		(法第23			証の記号番号
入する。この場合において、同表の上		条第3項に			四 被保険者等の被保険者期間
べりる。この場合において、向表の上 欄に掲げる規定の適用について必要な		おいて準			五 被保険者等の配偶者(婚姻の申出
		用する場			をしていないが、事実上婚姻関係と
ては、政令で定める。	技術的読替えその他必要な事項につい				でしていないが、事実工婚姻関係と 同様の事情にある者を含む。) であ
には、以下に足のる。		合 を 含 t _o)			り、かつ、耕作又は養畜の事業に従
第22条第2項(第23条第	次に掲げ	法第23条	合算し	合算した	事していた期間の初日及び末日
3項において準用する	る期間を	第2項第3	ロ 鼻 し た期間	期間に特	2 第1項の申出は、第5条の2に規定する
場合を含む。)	合算した	号 号	/二州川	例配偶者	申出と同時にしなければならない。
	期間			期間を加	一十四と同時でしなりれがあるうない。
第23条第2項第3号、第	保険料納			えた期間	
25条第4号及び第5号、	付済期間	VI. fr oo f	A 65 1		
第26条第1項及び第4項	等	法第28条	合算し	合算した	
(第26条の2第5項(第		第第1項第	た期間	期間に特	
26条の3第2項において		2号		例配偶者	
準用する場合を含む。)				期間を加	
において準用する場合				えた期間	
を含む。)、第26条の2第					
1項から第4項まで、第					
26条の3第1項、第41条					
並びに第47条第1項並					
びに附則第11条第1項					
第28条第1項第2号	第22条第2				
	項各号に				
	掲げる期				
	間を合算				
	した期間				第3条 改正法附則第3条第2項の特例配
2 前項の特例配偶者期間	引とは、次の各				偶者期間を算定する場合は、月による
号に掲げる期間のうちい	ずれか短い期				ものとし、次に掲げる期間のうちいず
間を基礎として主務省令	うで定めるとこ				れか短い期間をこれに算入する。
ろにより算定される期間	見をいうものと				一 改正法附則第3条第2項第1号に掲
する。					げる期間
一 20年から新法第22条	第2項第1号か				二 改正法附則第3条第2項第2号に掲
ら第6号までに掲げる	期間を合算し				げる期間の初日の属する月から当該
た期間(その合算した	上期間が20年を				期間の末日の属する月の前月までの
超える場合には、20年	三)を控除して				期間(当該期間の初日の属する月に
得た期間					当該期間の末日が属するとき(その
二 被保険者等の農業者	作年金の被保険				月に更に当該期間の初日が属する場
者期間(施行日の属す	「る月の前月ま				合を除く。)は、その月)の期間
での期間に限る。) の	うち、特例配				
偶者が当該被保険者等	幹の配偶者であ				
り、かつ、耕作又は養畜の事業に従					
事していた期間(その期間が10年を					
超える場合には、10年	≡)				
(資格の喪失に関する経過措置)					
第4条 新法第25条第8号から第11号まで					
の規定は、施行日以後に最初に農業者					
年金の被保険者の資格を取得した者に					
ついて適用し、施行日前に農業者年金					
の被保険者であった者については、な					
お従前の例による。この					
旧法第25条第9号中「社員					

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
「社員、株主」と、同条第10号ロ中「持		
分」とあるのは「持分又は株式」と、		
「若しくは社員」とあるのは「、社員		
若しくは株主」と、「又は社員」とあ		
るのは「、社員又は株主」とする。		
(経営移譲年金の支給要件に関する経過		
措置)		
第5条 施行日前に農業者年金の被保険		
者であった者についての新法第41条第		
3項(新法第47条第2項において準用す		
る場合を含む。)の規定の適用につい		
ては、新法第41条第3項中「65歳に達す		
る日」とあるのは、「65歳に達する日		
(農業者年金基金法の一部を改正する		
法律(平成7年法律第103号)の施行の		
日以後の日に限る。)」とする。		
(勿宗牧家)>==		
(経営移譲等に関する経過措置) 第6条 新法第42条第一項の規定は、施行		
日以後に耕作又は養畜の事業を廃止し		
フは縮小した場合について適用し、施		
行日前に廃止し又は縮小した場合につ		
いては、なお従前の例による。		
2 新法第44条第2項の規定は、施行日以	 第4条 施行日以後に経営移譲をした者	
後に最初に農業者年金の被保険者の資	が施行日前に農業者年金の被保険者で	
格を取得した者について適用し、施行	あった者である場合についての平成7	
日前に農業者年金の被保険者であった	年改正法附則第6条第2項の規定の適用	
者については、なお従前の例による。	については、同項中「第44条第2項」と	
3 新法第44条第3項の規定は、施行日以	あるのは、「第44条第2項(同項第2号及	
後に死亡した農業者年金の被保険者又	び第3号を除く。)」とする。	
は被保険者期間を有する者で新法第22		
条第2項第7号の政令で定めるもの(以		
下この項において「被保険者等」とい		
う。) の死亡の時にその配偶者であっ		
た者について適用し、施行日前に死亡		
した被保険者等の死亡の時にその配偶		
者であった者については、なお従前の		
例による。		
4 新法第44条第4項(新法第52条第3項		
において準用する場合を含む。) の規		
定は、施行日以後に新法第44条第4項第		
1号又は第2号に規定する農地等の所有		
権若しくは使用収益権の移転又は使用		
収益権の設定を行った場合について適		
用し、施行日前に農地等の所有権若し		
くは使用収益権の移転又は使用収益権		
の設定を行った場合については、なお		
従前の例による。		
5 旧経営移譲年金に係る受給権者につ		
いての新法第44条第4項(新法第52条第		
3項において準用する場合を含む。) 並		
びに第46条第2項第3号及び第4項の規		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
定の適用については、当該旧経営移譲	70112	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
年金に係る受給権者を新経営移譲年金		
に係る受給権者とみなして、これらの		
規定を適用する。		
第7条 新法附則第11条第1項の規定は、		
施行日以後に経営移譲をした者につい		
て適用し、施行日前に経営移譲をした		
者については、なお従前の例による。		
(年金給付の額の改定の特例)		
第8条 年金たる給付の額については、平		
成6年基準物価上昇比率が100分の100		
を超えるに至った場合においては、平		
成8年4月分以後、その上昇した比率を		
基準として政令で定めるところにより		
改定する。		
(新経営移譲年金の額についての経過的		
特例)		
第9条 附則別表第1の第1欄に掲げる者		
については、新法別表第1の第2欄中		
「777円」とあるのはそれぞれ附則別表		
第1の第2欄に掲げる額と、新法別表第		
1の第2欄中「870円」とあるのはそれぞ		
れ附則別表第1の第3欄に掲げる額と、		
新法別表第1の第2欄中「964円」とある のはそれぞれ附則別表第1の第4欄に掲		
げる額と、新法別表第1の第2欄中「1071		
円」とあるのはそれぞれ附則別表第1の		
第5欄に掲げる額と、新法別表第1の第		
2欄中「1192円」とあるのはそれぞれ附		
則別表第1の第6欄に掲げる額と、新法		
別表第1の第2欄中「1339円」とあるの		
はそれぞれ附則別表第1の第7欄に掲げ		
る額とする。		
2 平成6年基準物価上昇比率が100分の		
100を超えるに至った場合においては、		
前項中「第2欄に掲げる額」とあるのは		
「第2欄に掲げる額に平成6年基準物価		
上昇比率を乗じて得た額を基準として		
政令で定める額」と、「第3欄に掲げる		
額」とあるのは「第3欄に掲げる額に平		
成6年基準物価上昇比率を乗じて得た		
額を基準として政令で定める額」と、		
「第4欄に掲げる額」とあるのは「第4		
欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇		
比率を乗じて得た額を基準として政令		
で定める額」と、「第5欄に掲げる額」		
とあるのは「第5欄に掲げる額に平成6		
年基準物価上昇比率を乗じて得た額を		
基準として政令で定める額」と、「第 cttllにはばる類」となるのは「第cttllにはる類」となるのは「第cttllに		
6欄に掲げる額」とあるのは「第6欄に		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
掲げる額に平成6年基準物価上昇比率	成木日 亚墨亚西施门	成木 F 亚各亚 [A]地门 / / / / / /
を乗じて得た額を基準として政令で定		
める額」と、「第7欄に掲げる額」とあ		
るのは「第7欄に掲げる額に平成6年基		
準物価上昇比率を乗じて得た額を基準		
として政令で定める額」とする。		
3 附則別表第2の第1欄に掲げる者につ		
いては、新法別表第1の第3欄中「258円」		
とあるのはそれぞれ附則別表第2の第2		
欄に掲げる額と、新法別表第1の第3欄		
中「290円」とあるのはそれぞれ附則別		
表第2の第3欄に掲げる額と、新法別表		
第1の第3欄中「321円」とあるのはそれ		
ぞれ附則別表第2の第4欄に掲げる額		
と、新法別表第1の第3欄中「357円」と		
あるのはそれぞれ附則別表第2の第5欄		
に掲げる額と、新法別表第1の第3欄中		
「397円」とあるのはそれぞれ附則別表		
第2の第6欄に掲げる額と、新法別表第		
1の第3欄中「446円」とあるのはそれぞ		
れ附則別表第2の第7欄に掲げる額とす		
る。		
4 平成6年基準物価上昇比率が100分の		
100を超えるに至った場合においては、		
前項中「第2欄に掲げる額」とあるのは		
「第2欄に掲げる額に平成6年基準物価		
上昇比率を乗じて得た額を基準として		
政令で定める額」と、「第3欄に掲げる		
額」とあるのは「第3欄に掲げる額に平		
成6年基準物価上昇比率を乗じて得た		
額を基準として政令で定める額」と、		
「第4欄に掲げる額」とあるのは「第4		
欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇		
比率を乗じて得た額を基準として政令		
で定める額」と、「第5欄に掲げる額」		
とあるのは「第5欄に掲げる額に平成6		
年基準物価上昇比率を乗じて得た額を		
基準として政令で定める額」と、「第		
6欄に掲げる額」とあるのは「第6欄に		
掲げる額に平成6年基準物価上昇比率		
を乗じて得た額を基準として政令で定		
める額」と、「第7欄に掲げる額」とあ		
るのは「第7欄に掲げる額に平成6年基		
準物価上昇比率を乗じて得た額を基準		
として政令で定める額」とする。		
(新農業者老齢年金の額の計算の特例)		
第10条 附則別表第3の上欄に掲げる者		
については、新法第48条中「893円」と		
あるのは、それぞれ同表の下欄に掲げ		
る額とする。		
2 平成6年基準物価上昇比率が100分の		
100を超えるに至った場合においては、		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
前項中「下欄に掲げる額」とあるのは	***************************************	
「下欄に掲げる額に平成6年基準物価		
上昇比率を乗じて得た額を基準として		
政令で定める額」とする。		
(特例支給に係る新農業者老齢年金の額		
の計算の特例)		
第11条 附則別表第4の第1欄に掲げる者		
については、新法別表第1の第4欄中		
「518円」とあるのはそれぞれ附則別表		
第4の第2欄に掲げる額と、新法別表第		
1の第4欄中「580円」とあるのはそれぞ		
れ附則別表第4の第3欄に掲げる額と、		
新法別表第1の第4欄中「643円」とある		
のはそれぞれ附則別表第4の第4欄に掲		
げる額と、新法別表第1の第4欄中「714		
円」とあるのはそれぞれ附則別表第4の		
第5欄に掲げる額と、新法別表第1の第		
4欄中「795円」とあるのはそれぞれ附		
則別表第4の第6欄に掲げる額と、新法		
別表第1の第4欄中「893円」とあるのは		
それぞれ附則別表第4の第7欄に掲げる		
額とする。		
2 平成6年基準物価上昇比率が100分の		
100を超えるに至った場合においては、		
前項中「第2欄に掲げる額」とあるのは		
「第2欄に掲げる額に平成6年基準物価		
上昇比率を乗じて得た額を基準として		
政令で定める額」と、「第3欄に掲げる		
額」とあるのは「第3欄に掲げる額に平		
成6年基準物価上昇比率を乗じて得た		
額を基準として政令で定める額」と、 「第4欄に掲げる額」とあるのは「第4		
欄に掲げる額に平成6年基準物価上昇		
地率を乗じて得た額を基準として政令		
で定める額」と、「第5欄に掲げる額」		
とあるのは「第5欄に掲げる額に平成6		
年基準物価上昇比率を乗じて得た額を		
基準として政令で定める額」と、「第		
6欄に掲げる額」とあるのは「第6欄に		
掲げる額に平成6年基準物価上昇比率		
を乗じて得た額を基準として政令で定		
める額」と、「第7欄に掲げる額」とあ		
るのは「第7欄に掲げる額に平成6年基		
準物価上昇比率を乗じて得た額を基準		
として政令で定める額」とする。		
(同時特里於)		
(国庫補助等) 第10条 国東は 新述第64条に担定され		
第12条 国庫は、新法第64条に規定する		
額及び平成2年改正法附則第16条に規		
定する額を負担し、並びに新法附則第		
10条の2第1項に規定する額及び平成2		
年改正法附則第17条に規定する額を補		

農業	者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	農業経営の近代化と農地	7, 2, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	の一層の促進に資する観		
	に対し、新経営移譲年金		
	譲年金(以下「新旧経営		
	いう。)の給付に要する		
	部として、平成8年度から		
	での各年度につき、それ		
	の上欄に掲げる年度に応		
	に掲げる金額(平成6年基		
	率が100分の100を超え、		
	った場合においては、そ		
	は低下した比率を乗じて		
	として政令で定める金		
	いて同じ。)を補助する。		
平成8年度	456億円		
平成9年度	417億円		
平成10年度	403億円		
平成10年度	406億円		
平成12年度	426億円		
	120		
	第34条の2(平成2年改正		
	第3項において準用する		
	第3頃において革用する の規定により年金給付の		
	世置が講ぜられたときに 世		
	が講ぜられた年度以降平		
	の前項の表の上欄に掲げ		
	じ同表の下欄に定める金		
	がこの項の規定に基づく		
	定されている場合にあっ		
	による改定後の金額)に		
	該措置により新旧経営移		
	に要する費用が増加し、		
	割合を勘案して、政令で、		
これを改定する			
	法第64条に規定する額及		
	E法附則第16条に規定す		
, , ,	、並びに新法附則第10条		
	定する額及び平成2年改		
	条に規定する額を補助す		
るほか、農業	経営の近代化と農地保有		
	層の促進に資する観点か		
	これをめぐる諸情勢の推		
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	保険料負担能力等を考慮		
12 1 72 23 1 7 1	年度以降当分の間、別に		
	ところにより、基金に対		
	助を行うものとする。		
(保険料の額の	特例)		
第13条 平成9年	=1月以後の月分の保険料		
の額は、新法	第65条第3項及び第5項の		
規定にかかわ	らず、次のとおりとする。		
一 平成9年1	月から同年12月までの月		
分の保険料	の額にあっては、1月につ		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
き18460円(平成6年基準物価上昇比		
率が100分の100を超えるに至った場		
合においては、18460円にその上昇し		
た比率を乗じて得た額を基準として		
政令で定める額)		
二 平成10年1月から平成13年12月ま		
での月分の保険料の額にあっては、		
次の表の上欄に掲げる区分に応じ、		
それぞれ1月につき同表の中欄に掲		
げる額(平成6年基準物価上昇比率が		
100分の100を超えるに至った場合に		
おいては、同表の中欄に掲げる額に		
その上昇した比率を乗じて得た額を		
基準として政令で定める額(同表の		
下欄に掲げる年までの間において新		
法第34条の2の規定により年金給付		
の額を改定する措置が講ぜられたと		
きは、当該措置に準じて政令で定め		
るところにより所要の調整が加えら		
れた額))		
平成10年 19260円 平成9年		
1月から		
までに月		
分		
平成11年 20060円 平成10年		
1月から		
平成13年		
12月まで		
の月分		
2 35歳未満の農業者年金の被保険者が		
35歳に達する日の属する月の前月まで		
の月分のその者に係る保険料の額につ		
いての前項の規定の適用については、		
同項第1号中「18460円」とあるのは		
「13180円」と、同項第2号の表中「19260		
円」とあるのは「13750円」と、「20060		
円」とあるのは「14320円」とする。		
3 平成14年1月以後の月分の保険料の		
額は、新法第65条第5項の規定にかかわ		
らず、当分の間、別に法律で定める。		
4 前項の規定による保険料の額は、新		
法第65条第3項の規定にかかわらず、農		
業者年金事業の給付に要する費用の予		
想額並びに予定運用収入、国庫負担の		
額(平成2年改正法附則第16条の規定に		
よる国庫負担の額を含む。)及び新法附		
則第10条の2第1項の規定による国庫補		
助の額(平成2年改正法附則第17条及び		
前条第3項の規定による国庫補助の額		
を含む。)に照らし、将来にわたって財		
政の均衡を保つことができるものでな		

May No. 10 for A and A Al	all the letter A all the A M. H. Con A	
農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
ければならない。		
(死亡一時金の支給要件の特例)		
第14条 平成8年12月までの被保険者期		
間に係る保険料納付済期間を有する者		
についての新法第54条の規定の適用に		
ついては、同条第1号中「年金給付」と		
あるのは「年金給付又は農業者年金基		
金法の一部を改正する法律(平成2年法		
律第21号)による改正前の農業者年金		
基金法による年金給付」と、「その者の		
死亡日の属する月の前月までの被保険		
者期間に係る死亡日の前日における保		
険料納付済期間についての別表第2の		
上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同		
表の下欄に掲げる額」とあるのは「農業		
者年金基金法の一部を改正する法律		
(平成7年法律第103号)附則第15条各		
号に掲げる額を合算した額」とする。		
(脱退一時金及び死亡一時金の額の特		
例)		
第15条 平成8年12月までの被保険者期		
間に係る保険料納付済期間を有する者		
についての脱退一時金及び死亡一時金		
の額は、新法第56条の規定にかかわら		
ず、次に掲げる額を合算した額(平成2		
年改正法による改正前の農業者年金基		
金法若しくは平成2年改正法による改		
正後の農業者年金基金法による年金た		
る給付(以下単に「年金給付」という。)		
の支給を受けた者又は支給を受けるべ		
き年金給付でまだ支給を受けていない		
ものがある者の死亡に係る死亡一時金		
にあっては、当該合算した額からその		
死亡した者が支給を受けた年金給付の		
総額(支給を受けるべき年金給付でま		
だ支給を受けていないものの額を含		
む。)を控除した額)とする。		
一 資格喪失日又は死亡日の属する月		
の前月までの被保険者期間に係る資		
格喪失日又は死亡日の前日における		
保険料納付済期間(以下「基礎納付済		
期間」という。) についての農業者年		
金基金法の一部を改正する法律(昭		
和49年法律第60号) による改正前の		
農業者年金基金法別表の上欄に掲げ		
る区分に応じ、それぞれ、同表の下欄		
に掲げる額に、昭和49年12月までの		
被保険者期間に係る保険料納付済期		
間の月数を基礎納付済期間の月数で		
除して得た数を乗じて得た額に相当		
する額		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
二 基礎納付済期間についての農業者		
年金基金法の一部を改正する法律		
(昭和56年法律第65号)による改正		
前の農業者年金基金法別表の上欄に		
掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の		
下欄に掲げる額に、昭和50年1月から		
昭和56年12月までの被保険者期間に		
係る保険料納付済期間の月数を基礎		
納付済期間の月数で除して得た数を		
乗じて得た額に相当する額		
三 基礎納付済期間についての農業者		
年金基金法の一部を改正する法律		
(昭和60年法律第81号)による改正		
前の農業者年金基金法別表の上欄に		
掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の		
下欄に掲げる額に、昭和57年1月から		
昭和61年12月までの被保険者期間に		
係る保険料納付済期間の月数を基礎		
納付済期間の月数で除して得た数を		
乗じて得た額に相当する額		
四 基礎納付済期間についての平成2		
年改正法による改正前の農業者年金		
基金法別表の上欄に掲げる区分に応		
じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額		
に、昭和62年1月から平成3年12月ま		
での被保険者期間に係る保険料納付		
済期間の月数を基礎納付済期間の月		
数で除して得た数を乗じて得た額に		
相当する額		
五 基礎納付済期間についての旧法別		
表第2の上欄に掲げる区分に応じ、そ		
れぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平		
成4年1月から平成8年12までの被保		
険者期間に係る保険料納付済期間の		
月数を基礎納付済期間の月数で除し		
て得た数を乗じて得た額に相当する		
額		
六 基礎納付済期間についての新法別		
表第2の上欄に掲げる区分に応じ、それでも、日本の下棚に掲げる短分にで		
れぞれ、同表の下欄に掲げる額に、平		
成9年1月以後の被保険者期間に係る 保険料納付済期間の月数を基礎納付		
済期間の月数で除して得た数を乗じ		
て得た額に相当する額		
て行に銀に作当りる銀		
(年金給付に関する経過措置)		
第16条 平成8年3月以前の月分の年金た		
る給付の額については、なお従前の例		
による。		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
 (罰則に関する経過措置)		
第17条 施行日前にした行為に対する罰		
則の適用については、なお従前の例に		
2/1~2/m2/11/C フィークリン (まれつ)(CE田)マン(2)(C		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
よる。		
(その他の経過措置の政令への委任) 第18条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過 措置は、政令で定める。		
(農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正) 第19条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和49年法律第60号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
第20条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和51年法律第56号)の一部 を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
第21条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和53年法律第69号)の一部 を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
第22条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和54年法律第42号)の一部 を次のように改正する。 [次のよう略]		
第23条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和56年法律第65号)の一部 を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
第24条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(昭和60年法律第81号)の一部 を次のように改正する。 [次のよう略]		
第25条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(平成2年法律第21号)の一部 を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
第26条 農業者年金基金法の一部を改正 する法律(平成2年法律第21号)の一部 を次のように改正する。 〔次のよう略〕		
(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正) 第27条 阪神・淡路大震災に対処するた		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
めの特別の財政援助及び助成に関する 法律(平成7年法律第16号)の一部を次 のように改正する。 〔次のよう略〕 〔附則別表省略〕		附 則 [平成8年10月28日厚生・農林水産 省令第1号] この省令は、平成9年1月1日から施行す る。
附 則 [平成9年6月24日法律第103号] (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から施行す る。[後略] (経過措置) 第2条 [前略]第34条から第37条まで[中 略]の規定による改正後の法律の規定		附 則 [平成9年12月19日厚生・農林水産 省令第2号] この省令は、平成10年1月1日から施行 する。
は、平成8年4月1日に始まる事業年度に 係る当該法律の規定に規定する書類 (第18条の規定による改正後の日本輸 出入銀行法第35条第2項及び第19条の 規定による改正後の日本開発銀行法第 33条第2項に規定する書類のうち、平成 8年4月から9月までの半期に係るもの を除く。)から適用する。 2~4 [略]		
	附 則 [平成11年9月29日政令第306号] (抄) (施行期日) 第1条 この政令は、平成11年10月1日から施行する。	附 則 (平成11年11月30日厚生・農林水産 省令第1号) (施行期日) 第1条 この省令は、公布の日から施行す る。
		(経過措置) 第2条 改正後の第35条の3第11号の規定 は、この省令の施行の日(以下「施行 日」という。)以後に特定処分対象農 地等の全部又は一部の返還を受けた場 合について適用し、施行日前に特定処 分対象農地等の全部又は一部の返還を 受けた場合については、なお従前の例 による。
		2 改正後の第35条の31第9号の規定(第 35条の49第1号において引用する場合 を含む。)は、施行日以後に特定処分 対象農地等の全部又は一部について使 用収益権の移転又は設定があった場合 について適用し、施行日前に特定処分 対象農地等の全部又は一部について使 用収益権の移転又は設定があった場合

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
		については、なお従前の例による。
附 則〔平成11年7月16日法律第87号〕 (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、平成12年4月1日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規	附 則 [平成11年12月22日政令第416号] (抄) (施行期日) 第1条 この政令は、平成12年4月1日から 施行する。	
定は、当該各号に定める日から施行する。 一 〔前略〕附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定公布の日二~六 [略] (国等の事務) 第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。	(農業者年金基金法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第14条 この政令の施行前に第29条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令第20条の規定により権限を委任された都道府県知事が整備法第286条の規定による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第93条第1項の規定により報告を徴し、又は立入検査をした場合については、第29条の規定による改正後の農業者年金基金法施行令第21条第3項の規定は、適用しない。 (罰則に関する経過措置) 第22条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	

Market and the Arthur A		
農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
(処分、申請等に関する経過措置)		
第160条 この法律(附則第1条各号に掲		
げる規定については、当該各規定。以下		
この条及び附則第163条において同		
じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法		
律の規定によりされた許可等の処分そ		
の他の行為(以下この条において「処分		
等の行為」という。)又はこの法律の施		
行の際現に改正前のそれぞれの法律の		
規定によりされている許可等の申請そ		
の他の行為(以下この条において「申請		
等の行為」という。)で、この法律の施		
行の日においてこれらの行為に係る行		
政事務を行うべき者が異なることとな		
るものは、附則第2条から前条までの規		
定又は改正後のそれぞれの法律(これ		
に基づく命令を含む。)の経過措置に関		
する規定に定めるものを除き、この法		
律の施行の日以後における改正後のそれでもの社体の意思については、みて		
れぞれの法律の適用については、改正 後のそれぞれの法律の相当規定により		
後のそれぞれの伝体の相当規定により された処分等の行為又は申請等の行為		
とみなす。		
2 この法律の施行前に改正前のそれぞ		
れの法律の規定により国又は地方公共		
団体の機関に対し報告、届出、提出その		
他の手続をしなければならない事項		
で、この法律の施行の日前にその手続		
がされていないものについては、この		
法律及びこれに基づく政令に別段の定		
めがあるもののほか、これを、改正後の		
それぞれの法律の相当規定により国又		
は地方公共団体の相当の機関に対して		
報告、届出、提出その他の手続をしなけ		
ればならない事項についてその手続が		
されていないものとみなして、この法		
律による改正後のそれぞれの法律の規		
定を適用する。		
(不服申立てに関する経過措置)		
第161条 施行日前にされた国等の事務		
に係る処分であって、当該処分をした		
行政庁(以下この条において「処分庁」		
という。) に施行日前に行政不服審査法		
に規定する上級行政庁(以下この条に		
おいて「上級行政庁」という。) があっ		
たものについての同法による不服申立		
てについては、施行日以後においても、		
当該処分庁に引き続き上級行政庁があ		
るものとみなして、行政不服審査法の		
規定を適用する。この場合において、当		
該処分庁の上級行政庁とみなされる行		
政庁は、施行日前に当該処分庁の上級		

May No. 10 feet and a No.	all Michigan Andrews N. H. Com A.	
農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
行政庁であった行政庁とする。		
2 前項の場合において、上級行政庁と		
みなされる行政庁が地方公共団体の機		
関であるときは、当該機関が行政不服		
審査法の規定により処理することとさ		
れる事務は、新地方自治法第2条第9項		
第1号に規定する第1号法定受託事務と		
する。		
(手数料に関する経過措置)		
第162条 施行日前においてこの法律に		
よる改正前のそれぞれの法律(これに		
基づく命令を含む。)の規定により納付		
すべきであった手数料については、こ		
の法律及びこれに基づく政令に別段の		
定めがあるもののほか、なお従前の例		
による。		
(罰則に関する経過措置)		
第163条 この法律の施行前にした行為		
に対する罰則の適用については、なお		
従前の例による。		
(その他の経過措置の政令への委任)		
第164条 この附則に規定するもののほ		
か、この法律の施行に伴い必要な経過		
措置(罰則に関する経過措置を含む。)		
は、政令で定める。		
2 附則第18条、第51条及び第184条の規		
定の適用に関して必要な事項は、政令		
で定める。		
 附 則 [平成11年8月13日法律第124号]		
この法律は、公布の日から施行する。		
 附 則〔平成11年12月22日法律第160号〕		
(抄)		
(処分、申請等に関する経過措置)		
第1301条 中央省庁等改革関係法及びこ		
の法律(以下「改革関係法等」と総称す		
る。) の施行前に法令の規定により従前		
の国の機関がした免許、許可、認可、承		
認、指定その他の処分又は通知その他		
の行為は、法令に別段の定めがあるも		
ののほか、改革関係法等の施行後は、改		
革関係法等の施行後の法令の相当規定		
に基づいて、相当の国の機関がした免		
許、許可、認可、承認、指定その他の処		
分又は通知その他の行為とみなす。		
2 改革関係法等の施行の際現に法令の		
規定により従前の国の機関に対してさ		
れている申請、届出その他の行為は、法		
令に別段の定めがあるもののほか、改		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
革関係法等の施行後は、改革関係法等		
の施行後の法令の相当規定に基づい		
て、相当の国の機関に対してされた申		
請、届出その他の行為とみなす。		
3 改革関係法等の施行前に法令の規定		
により従前の国の機関に対し報告、届		
出、提出その他の手続をしなければな		
らないとされている事項で、改革関係		
法等の施行の日前にその手続がされて		
いないものについては、法令に別段の		
定めがあるもののほか、改革関係法等		
の施行後は、これを、改革関係法等の施		
行後の法令の相当規定により相当の国		
の機関に対して報告、届出、提出その他		
の手続をしなければならないとされた		
事項についてその手続がされていない		
ものとみなして、改革関係法等の施行		
後の法令の規定を適用する。		
(従前の例による処分等に関する経過措		
置)		
第1302条 なお従前の例によることとす		
る法令の規定により、従前の国の機関		
がすべき免許、許可、認可、承認、指定		
その他の処分若しくは通知その他の行		
為又は従前の国の機関に対してすべき		
申請、届出その他の行為については、法		
令に別段の定めがあるもののほか、改		
革関係法等の施行後は、改革関係法等		
の施行後の法令の規定に基づくその任		
務及び所掌事務の区分に応じ、それぞ		
れ、相当の国の機関がすべきものとし、		
又は相当の国の機関に対してすべきも		
のとする。		
(mpu) . He) w (m) p (limi)		
(罰則に関する経過措置)		
第1303条 改革関係法等の施行前にした		
行為に対する罰則の適用については、		
なお従前の例による。		
(-1.6 7.6.)		
(政令への委任)		
第1344条 第71条から第76条まで及び第		
1301条から前条まで並びに中央省庁等		
改革関係法に定めるもののほか、改革		
関係法等の施行に関し必要な経過措置		
(罰則に関する経過措置を含む。) は、		
政令で定める。		
附 則〔平成11年12月22日法律第160号〕		
(抄)	附 則〔平成12年6月7日政令第310号〕 (±5)	附 則[平成12年11月22日厚生・農林水産
(施行期日)	(抄)	省令第4号]
(旭11 朔ロ) 第1条 この法律(第2条及び第3条を除	(施行期日)	この省令は、内閣法の一部を改正する
く。) は、平成13年1月6日から施行する。	第1条 この政令は、内閣法の一部を改正	法律(平成11年法律第88号)の施行の日
、。//は、十八X13十1月10日/39の肥119分。	する法律(平成11年法律第88号)の施	(平成13年1月6日)から施行する。

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
展案有平金基金伝 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。 一 〔前略〕第1344条の規定 公布の日 二 〔略〕	展業有年金基金伝施刊节 行の日(平成13年1月6日)から施行する。〔後略〕	展未日 宁並 茲並 広 爬 1
附 則 [平成12年12月6日法律第143号] (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算し て6月を超えない範囲内において政令 で定める日から施行する。 [平成13年2月政令第22号により、平成13 年3月1日から施行]	附 則[平成13年2月2日政令第23号](抄) (施行期日) 第1条 この政令は、農地法の一部を改正 する法律[平成12年12月法律第143 号]の施行の日(平成13年3月1日)か ら施行する。	附 則[平成13年3月1日厚生労働・農林水 産省令第1号] この省令は、公布の日から施行する。
		附 則[平成13年12月26日厚生労働・農林 水産省令第3号] この省令は、公布の日から施行する。
		「平成13年12月27日厚生労働・農林水産 省令第4号抄」 次に掲げる省令は、廃止する。 一 農業者年金基金法施行規則(昭和 45年厚生省/農林省令第2号)
		附 則 [平成13年12月27日厚生労働・農林水産省令第4号] この省令は、平成14年1月1日から施行する。
附 則 [平成21年6月24日法律第57号] (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算し て6月を超えない範囲内において政令 で定める日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。 ー・二 [略]	附 則 [平成21年12月11日政令第28号] (抄) (施行期日) 第1条 この政令は、農地法等の一部を改 正する法律(以下「改正法」という。) の施行の日(平成21年12月15日)から 施行する。(以下略)	
〔平成21年政令284号により、平成21·12· 15から施行〕		
[平成23年5月2日法律第40号] (抄) (農業者年金の保険料の免除等の特例) 第108条 独立行政法人農業者年金基金 は、農業者年金の被保険者から申出が あった場合において、当該被保険者の 従事する農業が東日本大震災による被 害を受けたことにより、保険料を納付 することが困難であると認めるとき は、独立行政法人農業者年金基金法(平 成14年法律第127号)第46条第1項の規 定にかかわらず、当該被保険者が保険		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
料を納付することが困難であると認め	******	
るに至った月から当該被保険者が保険		
料を納付することが困難であると認め		
られなくなるに至った月の前月までの		
期間に係る保険料につき、既に納付さ		
れたもの及び同法第47条第1項の規定		
により前納されたものを除き、これを		
納付することを要しないものとするこ		
とができる。		
$2\sim5$ 〔略〕		
6 平成23年3月11日に発生した東北地		
方太平洋沖地震による災害により行方		
不明となった者の生死が3月間分から		
ない場合又はその者の死亡が3月以内		
に明らかとなり、かつ、その死亡の時期		
が分からない場合には、独立行政法人		
農業者年金基金法及び同法附則第6条		
第3項の規定によりなおその効力を有		
するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第		
39号) 附則第13条第1項の規定によりな		
おその効力を有するものとされた同法		
による改正前の農業者年金基金法(昭		
和45年法律第78号) の死亡一時金の支		
給に関する規定の適用については、同		
日に、その者は、死亡したものと推定す		
る。		
附則		
(施行期日)		
第1条 この法律は、公布の日から施行す		
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、		
当該各号に定める日から施行する。		
一•二 〔略〕		
	附 則〔平成23年7月29日政令第235号〕	
	(抄)	
	(施行期日)	
	第1条 この政令は、地方自治法の一部を	
	改正する法律の施行の日(平成23年8	
	月1日)から施行する。	
THE BUILDING TO BE OF VI. At Africa 12.		
附 則〔平成24年8月22日法律第62号〕 (+th)		
(技)		
(施行期日) 第1条 この法律は、社会保障の安定財源		
第1余 この法律は、社会保障の女定財源 の確保等を図る税制の抜本的な改革を		
行うための消費税法の一部を改正する		
等の法律(平成24年法律第68号)附則第		
1条第2号に掲げる規定の施行の日から		
施行する。ただし、次の各号に掲げる規		
定は、当該各号に定める日から施行す		
S.		
₩ 0		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
一~三 (略)		
四 第1条の規定(前号に掲げる改正規		
定を除く。)、(中略) 附則第4条か		
ら第7条まで、第9条から第12条まで、		
第18条から第20条まで、第22条から第		
34条まで、第37条から第39条まで、第		
42条から第44条まで、第47条から第5		
0条まで、第61条、第64条から第66条		
まで及び第70条の規定 公布の日か		
ら起算して2年を超えない範囲内にお		
いて政令で定める日		
五 (略)		
 (独立行政法人農業者年金基金法の一部		
改正に伴う経過措置)		
第66条 前条の規定による改正後の独立		
行政法人農業者年金基金法第22条の規		
定は、第4号施行日以後に同条第1項に		
規定する年金給付に係る受給権者が死		
亡した場合について適用する。		
2 第4号施行日以後に独立行政法人農		
業者年金基金法附則第6条第3項の規定		
によりなおその効力を有するものとさ		
れた農業者年金基金法の一部を改正す		
る法律(平成13年法律第39号)附則第8		
条第2項に規定する年金給付の受給権		
を有する者又は農業者年金基金法の一		
部を改正する法律附則第11条第1項に		
規定する旧経営移譲年金受給権者若し		
くは旧農業者老齢年金受給権者が死亡		
した場合において、その死亡した者に		
支給すべき年金たる給付でまだその者		
に支給しなかったものがあるときは、		
その未支給の年金たる給付の支給の請		
求については、独立行政法人農業者年		
金基金法附則第6条第3項の規定により		
なおその効力を有するものとされた農		
業者年金基金法の一部を改正する法律		
附則第8条第2項又は第11条第1項の規		
定にかかわらず、これらの規定により		
なお従前の例によるものとされた農業		
者年金基金法の一部を改正する法律に		
よる改正前の農業者年金基金法(昭和4		
5年法律第78号)第37条の規定は適用せ		
ず、前条の規定による改正後の独立行		
政法人農業者年金基金法第22条の規定		
を準用する。		
3 第4号施行日以後に独立行政法人農		
業者年金基金法附則第6条第3項の規定		
によりなおその効力を有するものとさ		
れた農業者年金基金法の一部を改正す		
る法律(平成2年法律第21号)附則第14		
条第1項の旧経営移譲年金受給権者又		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
は旧農業者老齢年金受給権者が死亡し	We will a managed may be Well A 14	75 V. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
た場合において、その死亡した者に支		
給すべき年金たる給付でまだその者に		
支給しなかったものがあるときは、そ		
の未支給の年金たる給付の支給の請求		
については、同項の規定にかかわらず、		
同項の規定によりなお従前の例による		
ものとされた農業者年金基金法の一部		
を改正する法律による改正前の農業者		
年金基金法第37条の規定は適用せず、		
前条の規定による改正後の独立行政法		
人農業者年金基金法第22条の規定を準		
用する。		
附 則〔平成25年12月13日法律第101号〕 (抄)		
(酒口烈日) 第1条 この法律は、公布の日から起算し		
て6月を超えない範囲内において政令		
で定める日から施行する。ただし、次の		
各号に掲げる規定は、当該各号に定め		
る日から施行する。		
一•二 (略)		
〔平成26年政令45号により、平成26・3・		
1から施行〕		
 附 則〔平成25年12月13日法律第102号〕		 附 則〔平成26年2月28日厚生労働・農林
(抄)		水産省令第1号〕
		この省令は、農地中間管理事業の推進
第1条 この法律は、公布の日から起算し		に関する法律の施行の日(平成26年3月1
て9月を超えない範囲内において政令		日)から施行する。
で定める日から施行する。ただし、次の		
各号に掲げる規定は、当該各号に定め		
る日から施行する。		
一・二 (略)		
〔平成26年政令47号により、平成26・4・		
1から施行〕		
 附 則[平成27年9月4日法律第63号](抄)		 附 則〔平成26年4月1日厚生労働・農林
(施行期日)		水産省令第2号〕
第1条 この法律は、平成28年4月1日から		この省令は、農業の構造改革を推進す
施行する。ただし、次の各号に掲げる規		るための農業経営基盤強化促進法等の
定は、当該各号に定める日から施行す		一部を改正する等の法律の施行の日(平
る。		成26年4月1日)から施行する。
一~三 (略)		
	附 則〔平成27年12月24日政令第440号〕	
	(抄)	
	(施行期日) 第1条 この政令は、平成28年4月1日から	
	第1条 この政守は、平成28年4月1日から 施行する。	
	附 則〔平成28年1月29日政令第27号〕 (抄)	
	(施行期日)	

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
	第1条 この政令は、平成28年4月1日から	
	施行する。	
		附 則[平成28年1月29日厚生労働・農林 水産省令第2号] この省令は、平成28年4月1日から施行 する。
		附 則 [平成29年7月21日厚生労働・農林 水産省令第1号] この省令は、農村地域工業等導入促進 法の一部を改正する法律の施行の日 (平 成29年7月24日) から施行する。
		附 則[平成30年8月28日厚生労働・農林 水産省令第2号] この省令は、都市農地の貸借の円滑化 に関する法律(平成30年法律第68号)の 施行の日(平成30年9月1日)から施行す る。
附 則 [平成30年5月18日法律第23号] (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算し て6月を超えない範囲内において政令 で定める日から施行する。ただし、次条 の規定は、公布の日から施行する。	附 則 [平成30年11月9日政令第311号] (抄) (施行期日) 1 この政令は、農業経営基盤強化促進 法等の一部を改正する法律の施行の 日 (平成30年11月16日) から施行す る。	附 則 [平成30年11月16日厚生労働・農林水産省令第3号] この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日(平成30年11月16日)から施行する。
(政令への委任) 第2条 この法律の施行に関し必要な経 過措置は、政令で定める。		
附 則 [令和元年5月24日法律第12号] (抄) (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第九条の規定 公布の日ニ 第1条中農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第2項に1号を加える改正規定及び同条第3項の改正規定(同項第2号に係る部分を除く。)、第2条中農業経営基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第4条から第7条までの改正規定、同法第4条から第7条までの改正規定、同法第2章第3節を削る改正規定、同法第12条第1項及び第13条第2項の改正規定、同条の次に1条を加え		附 則[令和元年9月11日厚生労働・農林 水産省令第5号] この省令は、農地中間管理事業の推進 に関する法律等の一部を改正する法律 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の 日(令和2年4月1日)から施行する。
る改正規定、同法第14条の6第1項第2 号、第15条第2項及び第16条の改正規		

農業者年金基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
定、同法第18条の改正規定(同条第2項	灰木 I 1 上台上 12 11 11 11	附 則〔令和2年12月23日厚生労働・農林
中第7号を削り、第8号を第7号とする部		水産省令第2号〕
分を除く。) 並びに同法第23条第10項及		この省令は、公布の日から施行する。
び第33条の改正規定、第3条中農地法第		
2条第3項第2号の改正規定、同法第3条		
の改正規定(同条第1項第7号の二に係		
る部分及び同条中第6項を削り、第7項		
を第6項とする部分を除く。)、同法第		
4条第1項第3号及び第5条第1項第2号の		
改正規定、同法第17条ただし書の改正		
規定(「第4条第4項第1号」を「第4条第		
3項第1号」に改める部分に限る。)、同		
法第35条(見出しを含む。)の改正規定		
並びに同法第36条第1項第2号、第46条		
第1項及び第63条第1項第14号の改正規		
定、第4条中農業振興地域の整備に関す		
る法律第15条の2第1項第5号の改正規 定並びに附則第3条から第5条までの規		
定、附則第11条中地方自治法(昭和22年		
法律第67号)別表第1農地法(昭和27年		
法律第229号) の項第14号の改正規定並		
びに附則第12条、第13条及び第15条か		
ら第18条までの規定 公布の日から起		
算して1年3月を超えない範囲内におい	附 則〔令和3年10月29日政令第303号〕	
て政令で定める日	(抄)	
	(施行期日)	
	第1条 この政令は、令和4年1月1日	
	から施行する。	
		附 則[令和5年3月31日厚生労働・農林水
		産省令第1号〕
		1 この省令は、農業経営基盤強化促進
		法等の一部を改正する法律の施行の
		日(令和5年4月1日)から施行する。
		2 この省令の施行の目から起算して2
		年を経過する日までの間は、この省令
		による改正後の第35条の19中「特定処
		分対象農地等が次の各号のいずれかに
		掲げる事業の対象となつたこと」とあ
		るのは、「特定処分対象農地等が次の各
		号のいずれかに掲げる事業の対象とな
		つたこと又は特定処分対象農地等につ
		いて農業経営基盤強化促進法等の一部
		を改正する法律(令和4年法律第56号)
		附則第5条第1項の規定によりなお従前
		の例により定められ、及び公告された
		農用地利用集積計画の定めるところに
		よつて利用権の設定等(同法第1条の規
		定による改正前の農業経営基盤強化促
		進法(昭和55年法律第65号)第4条第3
		項第1号の利用権の設定等をいう。)が

## A ++ A A ++ A A 1				申光 セケヘサヘント		曲光老左人士人法长仁祖即	
	農業者	年金基金法		ļ.	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則	
別表第1係)	(第44条、	第49条の2	、第52条関	別表 (第6 第12条の	6条、第6条の3、第9条の5, 第12条、 2関係)	行われたこと」とする。	
第 1	第2欄	第3欄	第4欄	番号	障害の状態		
61 歳 未満	777円	258円	518円	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ 0.1以下に減じたもの		
61 歳 以上 62 歳 未満	870円	290円	580円		ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 四指標による周辺視野角度の和がそれぞれ八十度以下に減じたもの		
62 歳 以上 63 歳 未満	964円	321円	643円	2	ハ 自動視野計による測定 の結果、両眼開放視認点数が 七十点以下に減じたもの 両耳の聴力が40センチメー		
63 歳 以上 64 歳 未満	1071円	357円	714円	3	トル以上では通常の話声を 解することができない程度 に減じたもの 咀嚼又は言語の機能を廃し、 又はこれに著しい障害を残		
64 歳 以上 65 歳 未満	1192円	397円	795円	4 5	すもの脊柱の機能に著しい障害を残すもの1上肢の三大関節のうち、2以上の関節の用を廃したもの		
65歳	1339円	446円	893円	6	1下肢の三大関節のうち、2以 上の関節の用を廃したもの		
				7 8 9 10 11 12 13	長大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大		
別表第2	(第54条、	第56条関係	系)		る程度の障害を有するもの		

農業者年金	基金法	農業者年金基金法施行令	農業者年金基金法施行規則
資格喪失日又は死	金額	備考	
亡日の属する月の		一 視力の測定は、万国式試視力表	
前月までの農業者		によるものとし、屈折異常がある	
年金の被保険者期		ものについては、矯正視力によつ	
間に係る資格喪失		て測定する。	
日又は死亡日の前		二 指を失つたものとは、おや指は	
日における保険料		指関節、その他の指は第一指関節	
納付済期間		以上を失つたものをいう。	
3年以上 4年未満	170,000円	三 指の用を廃したものとは、指の	
4年以上 5年未満	226,000円	末節の半分以上を失い、又は掌指	
5年以上 6年未満	280,000円	関節若しくは第一指関節(おや指	
6年以上7年未満	366,000円	にあつては指関節)に著しい運動	
7年以上8年未満	450,000円	障害を残すものをいう。	
8年以上 9年未満	533,000円	四足ゆびを失つたものとは、足ゆびな時間質以上で生った。	
9年以上 10年未満	619,000円	びを蹠趾関節以上で失つたものを	
10年以上 11年未満	703,000円	いう。 五 足ゆびの用を廃したものとは、	
11年以上 12年未満	789, 000円	第一趾は末節の半分以上、その他	
12年以上 13年未満	872,000円	第一雌は末即の十万以上、その他 のゆびは末関節以上を失つたもの	
13年以上 14年未満	956,000円	又は蹠趾関節若しくは第一趾関節	
14年以上 15年未満	1,040,000円	(第一趾にあつては足趾関節)に	
15年以上 16年未満	1, 124, 000円	著しい運動障害を残すものをいう	
16年以上 17年未満	1,209,000円		
17年以上 18年未満	1, 293, 000円		
18年以上 19年未満	1, 378, 000円		
19年以上 20年未満	1,462,000円		
20年以上 21年未満 21年以上 22年未満	1,546,000円 1,630,000円		
22年以上 23年未満	1,716,000円		
23年以上 24年未満	1,799,000円		
24年以上 25年未満	1,883,000円		
25年以上 26年未満	1,968,000円		
26年以上 27年未満	2,052,000円		
27年以上 28年未満	2, 138, 000円		
28年以上 29年未満	2, 222, 000円		
29年以上 30年未満	2, 305, 000円		
30年以上 31年未満	2, 398, 000円		
31年以上 32年未満	2,473,000円		
32年以上 33年未満	2, 558, 000円		
33年以上 34年未満	2,643,000円		
34年以上 35年未満	2, 728, 000円		
35年以上 36年未満	2,813,000円		
36年以上 37年未満	2,895,000円		
37年以上 38年未満	2,979,000円		
38年以上 39年未満	3,065,000円		
39年以上	3, 149, 000円		